

# 総則



# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の方針

### 第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、区防災会議が作成する計画であって、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、本区の防災力を向上させることを目的とする。

- ※ I-01：墨田区防災会議条例（別冊資料 P1 参照）
- ※ II-01：墨田区防災会議委員名簿（別冊資料 P171 参照）

### 第2項 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、本区の地域に係るさまざまな災害に対して実施される予防・応急・復旧対策等について、区の処理すべき事務又は業務を中心に、都及び防災関係機関等が処理する事務又は業務を具体的に示す総合的かつ基本的な計画である。
- 2 この計画は、区、都及び防災関係機関の責任を明確にするとともに、事業者、住民防災組織及び区民も含め、各主体が持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現することを基本理念とする計画である。
- 3 この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する計画である。
- 4 この計画は、災害対策基本法第2条第1号に規定される災害（地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮、火山噴火などの自然災害や大規模な火事や爆発などの事故災害）を対象とし、震災対策を基本に、風水害及びその他の災害にも対応するための計画である。

### 第3項 計画の前提

- 1 総則第2章第2節に掲げる被害想定、東日本大震災や令和元年東日本台風（台風第19号）等最近の大規模災害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化などを可能な限り、この計画に反映させていく。
- 2 被災者の視点に立った対応が重要であることから、防災対策に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や要配慮者等、多様な視点を配慮した防災対策を推進していく。

## 総則 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の方針

## 第4項 計画の位置づけ

## 1 災害対策基本法における位置づけ

この計画は、国の防災基本計画のもと、防災関係機関が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画に矛盾抵触するものであってはならない。

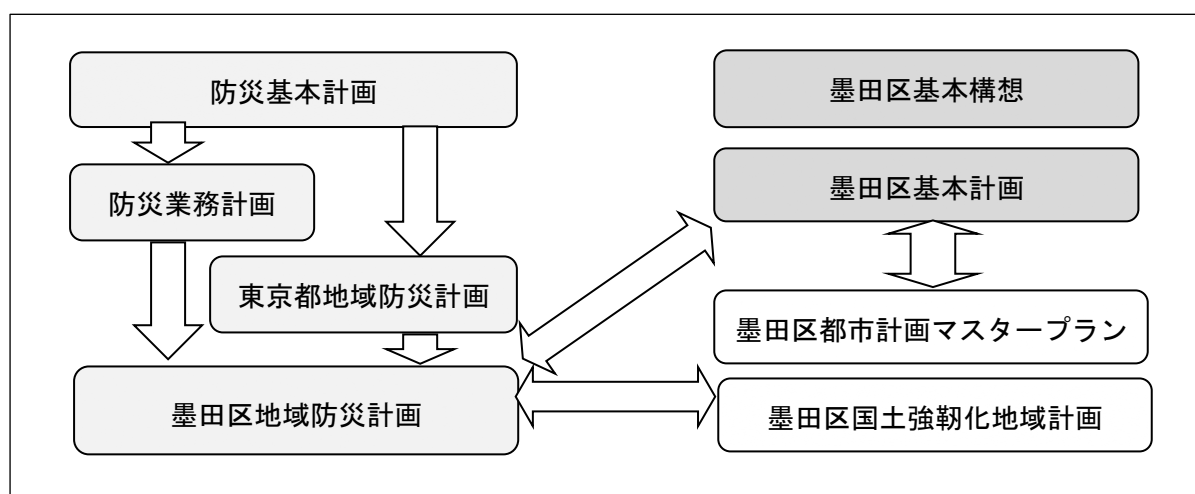
## 2 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、墨田区基本構想・墨田区基本計画はもとより、墨田区都市計画マスタープラン、墨田区国土強靱化地域計画等との整合を図りながら定めることとする。

## 3 地区防災計画との連携

この計画には、自助・共助の観点から、地区の防災の活動計画（地区防災計画）を反映し、両計画の連携に基づく防災活動により地域防災力の効果的な向上を図るものとする。

## 【墨田区地域防災計画の位置づけ】





## 第2節 計画の構成

この計画には、区、防災関係機関、事業者及び区民が行うべき災害対策を項目ごとに予防・応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

なお、東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）に「複合災害への対応」が追加されたことに合わせ、危険物事故・大規模事故・火山噴火・複合災害対策からなる「その他災害編」を加えるなど、このたび計画の構成を見直すこととする。

構成	主な内容
総 則	震災・風水害等の被害想定、首都直下地震の減災目標等
震 災 編 (予防・応急・復旧対策)	1 区及び防災関係機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 2 地震発生後に区及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
震 災 編 (東海地震事前対策)	災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制等
風 水 害 編 ( 予 防 計 画 )	区及び防災関係機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置等
風 水 害 編 (応急・復旧対策計画)	警戒期や風水害発生時に区及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
そ の 他 災 害 編	危険物事故・大規模事故・火山噴火・複合災害時の対策等
復 興 編	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等

## 第3節 計画の習熟

- 1 区、防災関係機関、事業者及び区民は、この計画の遂行に当たり、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から調査、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。
- 2 区等は、この計画に基づき、防災に関する個別具体的な計画・マニュアル等を策定し、この計画の実効性向上を図る。

## 第4節 計画の修正

この計画は、区防災会議において毎年検討を加え、修正をしたときは、災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき都知事に速やかに報告するとともに、その要旨を公表する。

したがって、各機関は、関係のある事項について区防災会議が指定する期日までに、この計画修正案を区防災会議事務局（区都市計画部危機管理担当防災課）に提出するものとする。

## 第2章 区の概況及び被害想定

### 第1節 区の概況

#### 第1項 地勢

##### 1 位置と面積

本区は、東京都の東部に位置し、隅田川と荒川に挟まれた、いわゆる江東デルタ地帯の北部を占め、その周囲は中央区、台東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、江東区の各区に隣接している。

面積は13.77km<sup>2</sup>で、地形は、東西およそ4.77km、南北およそ6.12kmと、南北に長い。また、隅田川沿いの南西部から、旧中川沿いの北東部に向けてゆるやかに傾斜し、起伏のない一般に平坦な低地である。

##### 2 地層・地質、河川

地表部の地質は、砂と粘土まじりの沖積層である。沖積層は区の南西部から北東部に向けて10m～40mと深くなっている。沖積層は、一般にその下にある古い地層（基盤）に比べ軟弱で、地震に対する危険度も高い。沖積層の厚い（30m程度以上）ところは、地震の際、地震動が増幅されやすく、また、構造物の不同沈下や液状化などの地盤災害を起こしやすいとされている。

区内で、最も高い地点はA.P.<sup>(\*)</sup> プラス4m（吾妻橋一丁目隅田公園付近）、最低地点はA.P. マイナス1.2m（立花六丁目旧中川沿い付近）であり、昭和10年から同48年までの間累計沈下量は3mを超え、年間平均で約8.4cmを記録している。その後、地下水の採取の法的規制や工業用水道の普及により、昭和48年以降の沈下量は急激に減少し、現在沈下は横ばいから徐々に回復に向かう傾向にある。

また本区には、荒川、隅田川、旧綾瀬川、旧中川、北十間川、大横川、横十間川、竪川の大小8河川があり、過去、幾度か洪水等の被害にみまわれ、この間、その対策として、各種治水事業を進めてきた。しかし近年、地球温暖化に伴う気候変動等の影響で、大規模な台風や突発的な豪雨などによる風水害が激甚化するとともに、積年の地盤沈下によって大半が東京湾平均海面以下となっていることも相まって、自然災害に対する安全性と備えをさらに高めていかなければならない地域である。

#### 第2項 人口

総務省「令和2年国勢調査」による墨田区の（常住）人口は、272,085人と、前回平成27年の256,274人に比べ、15,811人（6.2%）の増加になっている。また昼間人口は、281,971人、昼夜間人口比率は103.6%である一方、常住人口の人口密度は、1ha当たり197.5人と、東京都の64.0人、23区部の155.1人を上回る高密度となっている。

なお、令和5年10月1日現在の住民基本台帳による人口は、283,931人（うち外国人15,230人）となっている。

(\*) 現在の中央区新川二丁目地先の隅田川に設置された、霊岸島量水標の最低潮位をもって定められた水位を標準とした高さの表示方法で、荒川水系において使用されている。

## 第2節 被害想定

### 第1項 震災

令和4年5月、都防災会議は、平成24年度に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」について約10年ぶりに見直しを行い、新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。この計画では、令和4年5月の「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、本区で95.0%が震度6強、4.5%が震度6弱、0.5%が震度7となり、最も大きな被害が想定される「都心南部直下地震」の想定値を前提条件とし、震災対策の強化に努めることとする。

なお、最も大きな被害が想定される「都心南部直下地震」の「冬の夕方18時・風速8m/秒」における被害想定の詳細は、下表のとおりである。

令和4年度都心南部直下地震被害想定（参考：平成24年度東京湾北部地震被害想定）

想定年度		令和4年度		平成24年度		
地震の種類・規模		都心南部直下地震・M7.3		東京湾北部地震・M7.3		
条件	区の震度	震度6強 (一部の地域において震度6弱、震度7)		震度6強 (一部の地域において震度6弱)		
	時期及び時刻・風速	冬の夕方18時・8m/秒		冬の夕方18時・8m/秒		
		区	東京都	区	東京都	
人的被害	死者数(人)	321	6,148	665	9,641	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	214	3,209	465	5,378
		地震火災	94	2,482	200	4,081
		その他	13	457	1	183
負傷者数 (うち重傷者数)(人)		3,307 (578)	93,435 (13,829)	7,121 (1,312)	147,611 (21,893)	
物的被害	建物被害(全壊・焼失棟数)(棟)	9,070	194,431	17,657	304,300	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	5,398	82,199	9,902	116,224
		地震火災	3,672	112,232	7,755	188,076
火災	出火件数(件)	19	623	32	811	
	焼失棟数(倒壊建物を含む。)(棟)	4,143	118,734	9,341	201,249	
その他	滞留者数(人)	274,592	15,836,955	242,306	13,874,939	
	帰宅困難者数(人)	61,116	4,151,327	79,083	4,714,314	
	避難者数(最大)(人)	123,018	2,993,713	144,939	3,385,489	
	閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数(台)	1,318	22,426	340	7,437	
ライフライン被害	電気	停電率(%)	42.0	11.9	61.8	17.6
	通信	不通回線率(%)	10.4	4.0	19.6	7.6
	上水道	断水率(%)	53.0	26.4	79.6	34.5
	下水道	管きよ被害率(%)	6.7	4.0	30.7	23.0
	ガス	供給停止率(%)	100.0	24.3	100.0	26.8

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

## 総則 第2章 区の概況及び被害想定

### 第2節 被害想定

今回の「都心南部直下地震」は、平成24年度に想定した「東京湾北部地震」とは地震の種類及び震源域が異なるため被害想定単純な比較は困難であるが、東京都全体でみると死者数は9,641人から6,148人へと約3,500人減少し、建物被害は304,300棟から194,431棟へと約110,000棟減少する想定となっている。また、本区においても同様の傾向がみられ、死者数は665人から321人へと約350人減少し、建物被害は17,657棟から9,070棟へと約8,500棟減少する想定である。

また、ライフライン被害に関しては、定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要であるが、本区では、今回、配電設備被害による停電率は42.0%、上水道の断水率は53.0%等と想定されている。さらに、都内におけるライフラインの復旧日数に関しては、電力（延焼による停電を除く。）は約4日後、通信は約4日後、上水道は約17日後、下水道は約21日後、ガスは約6週間後とそれぞれ今回、想定されるなど、平成24年度の想定に比べ、短くなっている。

## 第2項 風水害

本区の風水害対策に係る計画は、令和4年3月に改定した「墨田区水害ハザードマップ」を前提とする。洪水（外水氾濫）、高潮、雨水出水（内水氾濫）における前提条件等は、下表のとおりである。

なお、下表のとおり水防法（昭和24年法律第193号）の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により、荒川が洪水によって氾濫した場合、北部地区の多くで3～5m、最も深い場所で6mを超える浸水深となり、浸水する多くの地域は、2週間以上水に浸かることが想定されている。

災害種別	前提条件等	
洪水 (外水氾濫)	名称	荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
	作成主体	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所
	指定年月日	平成28年5月30日
	前提となる降雨	荒川流域の72時間総雨量632mm（水防法の規定により定められた想定最大規模降雨）
高潮	名称	東京都高潮浸水想定区域図
	作成主体	東京都（港湾局・建設局）
	作成年月日	平成30年3月30日
	指定年月日	令和2年7月14日
前提となる高潮	上陸時中心気圧910hPa、最大旋衡風速半径75km、移動速度73km/hの台風による高潮	
雨水出水 (内水氾濫)	名称	江東内部河川流域浸水予想区域図
	作成主体	都市型水害対策連絡会（江東内部河川流域）
	作成年月日	令和2年3月26日
	想定最大規模降雨	時間最大雨量153mm、総雨量690mm
	名称	隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図
	作成主体	都市型水害対策連絡会（隅田川及び新河岸川流域）
	作成年月日	令和3年3月30日
想定最大規模降雨	時間最大雨量153mm、総雨量690mm	

※ VIII-01：墨田区水害ハザードマップ（別冊資料P327参照）

総則 第2章 区の概況及び被害想定

第2節 被害想定

第3項 火山噴火

東京都地域防災計画火山編（平成30年修正）による富士山に関わる被害想定は、下表のとおりである。

宝永噴火と同程度の噴火の場合、山頂火口から墨田区は距離があるため、噴火現象により人命に影響を及ぼす可能性はないと考えられるが、風向きによっては、2～10cm程度の降灰によって区民等の生活に影響が及ぶことが想定される。

富士山噴火による被害想定の内容		
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	墨田区を含む上記以外の地域	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

※ IX-01：降灰予想図（別冊資料 P361 参照）

第4項 複合災害

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、墨田区に甚大な被害をもたらした関東大震災では、台風の影響で関東地方においては強風が吹いていた影響で、火災延焼による被害の拡大が顕著であった。近年では、新型コロナウイルス感染拡大の中で、大規模災害に備え、感染症対策を踏まえた避難所運営等を準備したところであった。

東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、震災時においても風水害や火山噴火に伴う降灰被害、感染症の拡大などが同時期に重なる想定として、複合災害発生時に起こりうる事象を下表のように整理している。

災害類型	震災時に想定される主な複合災害
地震 +風水害	1 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 2 避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震 +火山噴火	1 救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 2 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰過重により建物被害が激甚化
地震 +感染拡大	1 感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 2 救出救助活動や避難者の受入れ等で感染防止対策が必要となり、活動が長期化

## 第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

### 第1節 今後の防災対策の充実強化に向けた取組の方向性

令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。人的被害が最大となるのは、都心南部直下地震で、墨田区においては死者が321人、避難者が123,018人、帰宅困難者が61,116人発生すると見込まれている。また、区民の暮らしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されており、建築物の全壊・焼失棟数は9,070棟、ライフライン被害としては、固定電話不通率約10%、停電率約42%、断水率約53%、ガス供給停止率100%などといった被害が想定されている。

こうした被害を抑制し、区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、区の機能を維持するため、東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）に掲げられた今後の防災対策の充実強化に向けた3つの視点及び分野横断的視点と同様の視点をこの計画の取組の方向性として、防災対策の具体化を図ることとする。

#### 【3つの視点】

##### 1 家庭や地域における防災対策の推進

「自助」の担い手となる区民一人ひとりの防災対策に加え、「共助」の担い手である町会・自治会、消防団等が連携するなど、つながりで守る地域防災力を高めていく。

##### 2 区民の命とくらしを守る応急体制の強化

区の業務継続体制や受援体制の確実な確保や都市基盤の早期回復等により、災害関連死を防ぐなど、区民の命とくらしを守り抜く。

##### 3 被災者の生活環境の改善と日常生活の回復

居住形態やライフスタイルの変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す。

#### 【分野横断的視点】

##### 1 ハード対策の加速化

建物の不燃化や耐震化の取組等のもとより、すべての防災対策・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化を図る。

##### 2 女性や要配慮者等多様な視点を反映

女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人などの要配慮者等多様な視点を防災対策に反映する。

##### 3 防災DXの推進

スマートフォンの普及やデジタル技術の進展を踏まえ、防災対策の実効性を高め、加速化するツールとして推進する。

##### 4 人口構造の変化への対応

若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化を踏まえた対策を推進する。

## 総則 第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

## 第2節 減災目標

## 第2節 減災目標

平成19年の地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の改正に伴い、「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」設定を求められて以来、都が定めた減災目標<sup>(\*)</sup>を踏まえ、区においても地域防災計画に減災目標を設定し、対策を推進してきた。

また、都では、平成24年の地域防災計画修正の際に、災害による人的・物的被害を軽減することに加え、都民生活や都市活動の早期復旧・復興が重要であることに鑑み、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で、新たな目標を定める中、区においても、新たな減災目標を定めてきた経緯がある。

今回、墨田区の都心南部直下地震による被害は、平成24年の被害と比較し、死者数は約350人減少し、建物被害は約8,500棟減少する想定となっている。都全体でも同様に減少しており、都は、この結果を過去10年の不燃化・耐震化、自助・共助等の取組の成果とし、引き続きこうした対策を加速化・一層の強化を図ることで、さらなる減災を推進することとしている。

これらのことを踏まえ、区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進することから、都の減災目標に合わせ、区の減災目標を更新することとし、その目標達成に向けて、事業者、区民等と協力して対策を推進していく。

## 【区の減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、  
首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減

## 【目標】

## 目標1 死者を概ね半減させる

- 建物の倒壊や地震火災等による死者を約160人減
- 被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする死者数321人を概ね半減の約160人にする。

## 目標2 避難者を概ね半減させる

- 住宅の倒壊や火災等による避難者を約61,000人減
- 被害想定で、住宅の倒壊や火災等による避難者約12.3万人を概ね半減の約6.2万人にする。

## 目標3 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減させる

- ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失を約4,500棟減
- 被害想定で、ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失9,070棟を概ね半減の約4,500棟にする。

<sup>(\*)</sup> 被害想定をもとに、人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標を指す。



# 震災編

(予防・応急・復旧対策)



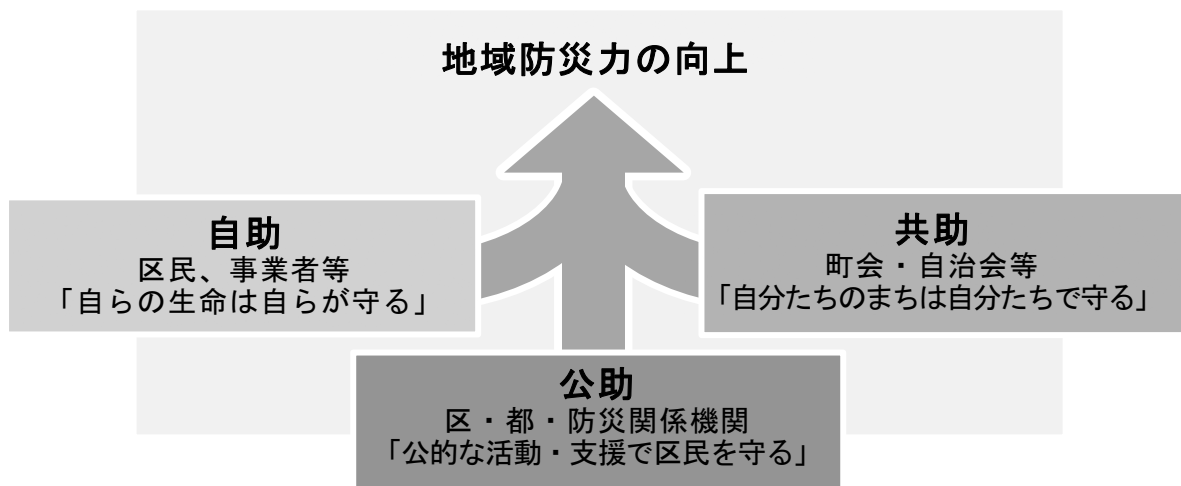
## 第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

### 第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務

#### 第1項 基本理念

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方が大切である。また、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携・協力しつつ、日頃から災害に備えるとともに、災害から一人でも多くの人々の生命、身体及び財産を守るものとする。

【地域防災計画における基本理念】



#### 第2項 基本的責務

区長、区民及び事業者が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は次のとおりであるが、加えて、区民及び事業者は、墨田区地域防災基本条例（昭和54年墨田区条例第18号）及び東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に規定されたそれぞれの責務を励行する。

- ※ I-04：墨田区地域防災基本条例（別冊資料 P6 参照）
- ※ I-22：東京都震災対策条例（別冊資料 P154 参照）

区分	基本的責務
区長	1 区長は、墨田区地域防災基本条例第3条の基本方針に基づき、防災に必要な総合計画を策定し、区の特성에応じた防災施策を積極的に推進しなければならない。 2 区長は、前項の防災施策の実施に必要な財政その他の措置を講じなければならない。 3 区長は、国その他の関係機関と協力して防災施策の推進を図るとともに、必要に応じ国等に対し防災施策の充実及び改善を要請しなければならない。

第1章 区、区民、防災機関等の 基本的責務と役割
第2章 区民と地域の防災力向上
第3章 安全な都市づくりの実現
第4章 安全な交通ネットワーク及 びライフライン等の確保
第5章 津波等対策
第6章 広域的な視点からの災害 対応力の強化
第7章 情報通信の確保
第8章 医療救護等対策

区 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</li> <li>2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>(2) 家具類の転倒・落下・移動の防止</li> <li>(3) 出火の防止</li> <li>(4) 初期消火に必要な用具の準備</li> <li>(5) 飲料水及び食料の確保</li> <li>(6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認</li> <li>(7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</li> </ol> </li> <li>3 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区、その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</li> <li>4 区民は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。</li> </ol>
事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、区、その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、地域における社会的責任を自覚し、災害の防止、その施設の適切な管理を行い、従業員及び近隣住民の安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、最大の努力を図り、防災のまちづくりに協力するよう努めなければならない。</li> <li>2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び近隣住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</li> <li>3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。</li> <li>4 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。</li> <li>5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、近隣住民に対する災害対策活動の実施等、近隣住民等との連携及び協力に努めなければならない。</li> <li>6 事業者は、その事業活動に関して災害を防止し、かつ、発生した被害をできるだけ軽減するために、区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。</li> </ol>

## 第2節 防災機関の役割

区及び区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

### 第1項 区

区が果たす役割	
1	区防災会議に関すること。
2	防災に係る組織及び施設に関すること。
3	災害情報の収集及び伝達に関すること。
4	緊急輸送の確保に関すること。
5	避難指示等及び誘導に関すること。
6	水防に関すること。
7	都と連携した医療、防疫及び保健衛生に関すること。
8	都と連携した帰宅困難者対策に関すること。
9	都と連携した応急給水活動に関すること。
10	救助物資の備蓄及び調達に関すること。
11	被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
12	ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
13	公共施設の応急復旧に関すること。
14	災害復興に関すること。
15	防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
16	住民防災組織の育成に関すること。
17	事業所防災に関すること。
18	防災教育及び防災訓練に関すること。
19	その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
本部長室事務局	都市計画部危機管理担当 防災課 安全支援課 企画経営室 行政経営担当	1 本部長室の庶務に関すること。 2 被害情報等の総括に関すること。 3 本部指令等の伝達に関すること。 4 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法の適用要請に関すること。 6 災害復旧計画の企画立案に関すること。 7 災害復興本部準備室の設置に関すること。
	企画経営室 秘書担当	1 本部長・副本部長の秘書に関すること。 2 本部長室他隊の活動支援に関すること。
	企画経営室 政策担当 企画経営室ファシリテ マネジメント担当 財産管理課	1 都からの受援に関すること。 2 協定締結自治体からの受援に関すること。 3 本部長室他隊の活動支援に関すること。
	企画経営室 広報広聴担当	1 災害に関する広報に関すること。 2 災害に関する広聴に関すること。 3 報道機関との連絡に関すること。 4 災害状況その他の記録に関すること。
災対総務部	総務部 総務課 法務課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 庁舎の管理に関すること。 3 車両、舟艇等の調達及び配車に関すること。 4 民間協力団体の受入れと派遣に関すること。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

震災編（予防・応急・復旧対策） 第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2節 防災機関の役割

	機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
		5 協定団体への要請に関する事。 6 災害ボランティアの派遣に関する事。 7 部内各隊に属さない事。 8 他の部に属さない事。
	総務部 職員課	1 本部職員の動員に関する事。 2 労働力の供給に関する事。 3 本部職員の救護に関する事。 4 本部職員の給食に関する事。 5 本部職員の給与に関する事。 6 防災業務従事職員の災害補償に関する事。
	総務部 人権同和・男女共同参画課 社会福祉会館 すみだ女性センター	1 人権問題等の相談に関する事。 2 女性のための相談に関する事。 3 人権施策、男女共同参画の普及・啓発に関する事。 4 区立保育園・認定こども園への援助活動に関する事。 [社会福祉会館]
	区民部 窓口課 出張所	1 施設の管理及び利用者の保護に関する事。[各出張所] 2 被災者生活再建支援に関する事。 3 出張所事務要領に定める実態調査管轄区域内における被害状況等の情報収集及び報告に関する事。 4 罹災台帳の作成及び住家被害認定調査に関する事。 5 罹災証明書の交付に関する事。 6 区立保育園・認定こども園への援助活動に関する事。 [各出張所] 7 指定管理施設との連絡に関する事。[緑・東向島出張所] 8 遺体の捜索に関する事 9 遺体収容所の設置に関する事。 10 遺体収容所への遺体の搬送に関する事。 11 遺体の一時保存に関する事。 12 遺体の火葬の取扱いに関する事。 13 遺族への遺骨引渡しに関する事。 14 身元不明遺体の取扱いに関する事 15 罹災台帳の作成に関する事。 16 罹災証明書の交付に関する事。
	企画経営室 財政担当 総務部 契約課 会計管理室 福祉保健部 厚生課	1 災害対策予算に関する事。 2 物資、器材等の調達に関する事。 3 工事に関する事。 4 支出命令書等の審査及び出納に関する事。 5 義援品の出納保管に関する事。 6 義援金の出納保管に関する事。 7 契約班調達物資の出納に関する事。 8 災害弔慰金の支給に関する事。 9 災害障害見舞金の支給に関する事。 10 災害救護資金の貸付けに関する事。 11 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 12 すみだボランティアセンターの維持管理に関する事。
災対物資輸送部	区民部 国保年金課 企画経営室 ICT推進担当 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。[第1物資輸送隊] 2 輸送用車両及び運転者調達の要請に関する事。 3 物資輸送計画の策定に関する事。 4 倉庫管理者の派遣に関する事。 5 給水の協議に関する事。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
		6 飲料水の輸送に関する事。 7 食料品の輸送に関する事。 8 生活必需品、燃料等の輸送に関する事。 9 情報システム機器の復旧に関する事。〔第2物資輸送隊〕
災対救護部	総務部 総務課 地域力支援部 地域活動推進課 文化芸術振興課 産業観光部 産業振興課 経営支援課 区民部 税務課 福祉保健部 厚生課 生活福祉課 子ども・子育て支援部 子育て支援課 教育委員会事務局 学務課 地域教育支援課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 避難所 <sup>(*)</sup> 等への職員の派遣に関する事。 3 避難者の救護及び受入れに関する事。 4 避難場所への避難誘導に関する事。 5 避難所の開設及び運営に関する事。 6 食料品の供給に関する事。 7 飲料水・生活用水の供給に関する事。 8 生活必需品の供給に関する事。 9 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 10 自隊の業務進捗状況の把握及び報告に関する事。〔第1班のみ〕 11 指定管理者施設の確認及び指示に関する事。〔指定管理者施設を所管する隊〕 12 日本語のわからない外国人保護に関する事。 13 文化財の保護に関する事。 14 避難行動要支援者の確認に関する事。
	福祉保健部 生活福祉課	1 部内各隊の救護活動支援に関する事。 2 発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関する事（おおむね1週間程度が経過した以降から実施する。）。 3 生活保護制度に基づく保護等に関する事。 4 隊内の他の班に属さないこと。〔管理班のみ〕
	産業観光部 観光課 福祉保健部 生活福祉課	1 情報収集に関する事。 2 一斉帰宅の抑制に関する事。 3 駅前滞留者対策協議会現地対策本部の設置運営に関する事。 4 一時滞在施設等の開設に関する事。 5 一時滞在施設等への職員の派遣に関する事。 6 一時滞在施設等への避難誘導に関する事。 7 一時滞在施設等に滞在する帰宅困難者への対応に関する事。 8 帰宅困難者の帰宅誘導に関する事（4日目以降）。 9 部内の救護活動の支援に関する事。
災対環境部	資源環境部 環境保全課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 二次災害の防止に関する事。 3 清掃隊の支援に関する事。 4 部内の他の隊に属さないこと。
	資源環境部 すみだ清掃事務所	1 環境保全隊との連絡調整に関する事。 2 隊内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 隊内の他の班に属さないこと。 4 「災害廃棄物処理実施計画」の策定に関する事。 5 関係機関との調整及び要請に関する事。

(\*) 地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者、又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。

震災編（予防・応急・復旧対策） 第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2節 防災機関の役割

	機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
		6 廃棄物収集等の広報に関する事 7 被害情報の把握及び収集に関する事 8 災害廃棄物処理に関する事 9 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 [すみだ清掃事務所・分室]
第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割	第2章 区民と地域の防災力向上 第3章 安全な都市づくりの実現 第4章 安全な交通ネットワーク及び びライフライン等の確保 第5章 津波等対策 第6章 広域的な視点からの災害 対応力の強化 第7章 情報通信の確保 第8章 医療救護等対策	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 施設被害状況等の集約に関する事。 3 他の部の災害対策活動に関する事。
第2章 区民と地域の防災力向上	第3章 安全な都市づくりの実現	1 施設の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 施設及び周辺被害の調査に関する事。 3 施設の保全及び管理に関する事。 4 他の部の災害対策活動の支援に関する事。 5 区立保育園・認定こども園への援助活動の実施に関する事。
第3章 安全な都市づくりの実現	第4章 安全な交通ネットワーク及び びライフライン等の確保	1 施設の利用者等の保護に関する事。 2 施設及び周辺被害の調査に関する事。 3 部内の救護活動の支援に関する事。 4 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 [すみだふれあいセンター]
第4章 安全な交通ネットワーク及び びライフライン等の確保	第5章 津波等対策	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 障害者・高齢者施設との連絡調整に関する事。 3 避難行動要支援者の安否確認及び救護に関する事。 4 要配慮者救護所の開設・運営に関する事。 5 福祉避難所の開設・運営に関する事。 6 ボランティアの派遣要請及び受入れに関する事。
第5章 津波等対策	第6章 広域的な視点からの災害 対応力の強化	1 施設の利用者等の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 部内の救護活動の支援に関する事。 4 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 [すみだふれあいセンター]
第6章 広域的な視点からの災害 対応力の強化	第7章 情報通信の確保	1 施設の利用者等の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 部内の救護活動の支援に関する事。 4 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 [すみだふれあいセンター]
第7章 情報通信の確保	第8章 医療救護等対策	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 医療活動拠点の設置・運営に関する事。 3 都及び関係団体との連携調整に関する事。 4 人員調整等に関する事。 5 保健衛生に係る計画及び広報に関する事。 6 医療・防疫用資器材の調達及び備蓄に関する事。 7 災害薬事センターの設置・運営に関する事。 8 要配慮者の食支援の管理に関する事。 9 受援調整に関する事。 10 医療救護活動に係る情報管理・分析に関する事。 11 医療提供に係る調整、連携に関する事。 12 避難所救護所の運営、関係機関との調整に関する事。 13 緊急医療救護所の設置・運営に関する事。 14 ペットの同行避難に関する事。 15 巡回保健活動に関する事。 16 ねずみ族・昆虫等の防除に関する事。 17 動物の保護・管理に関する事。 18 飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関する事。 19 食品衛生の指導に関する事。 20 情報の収集及び提供並びに部内各担当との連絡に関する事。 21 感染症対策に関する事。 22 メンタルケアに関する事。
第8章 医療救護等対策		



	機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
		23 非常時優先業務の調整・実施に関する事。                     24 保健センターの安全確保・避難誘導に関する事。                     25 相談体制の整備に関する事。                     26 災害時避難行動要支援者の支援に関する事。                     27 要配慮者（乳幼児及び高齢者等）の救護に関する事。                     28 健康相談・メンタルヘルスケア・衛生管理に関する事。
災対建築部	都市計画部 都市計画課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。                     2 区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関する事。                     3 家屋被害概況調査に関する事（～10日程度）。                     4 家屋被害状況調査（被災度調査）に関する事（～1カ月程度）。                     5 情報連絡班の活動支援に関する事。                     6 部内の他の隊に属さないこと。
	都市計画部 住宅課 密集市街地整備推進課	1 区管理住宅の被害状況の確認に関する事。                     2 応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関する事。                     3 応急仮設住宅の設営及び管理に関する事。                     4 公的住宅及び民間住宅の提供に関する事。
	都市計画部 建築指導課 不燃・耐震促進課	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事（～2週間程度）。                     2 被災家屋等の応急修理、その他被害予防の指導に関する事。                     3 被災宅地の応急危険度判定に関する事。
	企画経営室ファシリティ マネジメント担当 公共施設マネジメント推進課	1 情報の収集及び連絡調整、報告に関する事（第1班のみ）。                     2 避難所等の調査及び応急修理に関する事。                     3 応急仮設住宅の設計と発注に関する事。
災対建設部	都市整備部 都市整備課 都市整備部立体化・まち づくり推進担当 立体化推進課 拠点整備課 まちづくり調整課	1 本部及び巡検隊等との情報連絡に関する事。                     2 応急復旧計画の策定に関する事。                     3 工作協力隊への協力要請等に関する事。                     4 災害復旧事業に関する事。                     5 公共土木施設の被害状況の調査、集約及び報告に関する事。                     6 河川及び護岸の安全対策計画の作成に関する事。                     7 注意を要する箇所のパトロールに関する事。
	都市整備部 土木管理課 道路公園課	1 工事現場の安全対策に関する事。                     2 河川、道路及び公園等のパトロールに関する事。                     3 道路、公園等の障害物の排除に関する事。                     4 公共土木施設（占用物件を含む。）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関する事。                     5 河川及び護岸の安全対策に関する事。                     6 応急復旧工事に関する事。
災対教育部	教育委員会事務局 庶務課 すみだ教育研究所	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。                     2 学校及び幼稚園施設の被害状況集約及び応急復旧に関する事。                     3 園児、児童及び生徒の被災状況調査に関する事。                     4 災害復旧事業に関する事。
	教育委員会事務局 学務課	1 学用品等の調達及び供給に関する事。                     2 被災校への保健衛生指導に関する事。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	教育委員会事務局 指導室	1 教職員の避難所運営の支援要請に関する事。 2 応急教育計画の作成に関する事。 3 隊内の他の班に属さない事。
	各小・中学校、各幼稚園	1 園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 避難所の運営に関する事。 4 応急教育計画に関する事。
災対区議会部	区議会事務局	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 区議会議員の安否確認に関する事。 3 区議会議員との連絡調整に関する事。 4 区議会災害対策支援本部に関する事。
	白鬚東地区防災拠点参集隊	「白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定」に基づく、防災拠点施設管理職員への指示及び避難住民への対応に関する事。

第2項 都

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	都建設局第五建設事務所	1 河川の保全及び復旧に関する事。 2 道路及び橋梁の保全及び復旧に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 河川における流木対策に関する事。 5 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
	都建設局江東治水事務所	1 高潮対策（地震対策）事業、江東内部河川整備事業、水門・排水機場等の整備及び維持管理に関する事。 2 水防作業の実施及び技術的指導に関する事。
	都水道局（東部第一支所及び墨田営業所）	1 応急給水に関する事（但し、応急給水槽における資器材の設置及び応急給水活動は区が行う。） 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
	都下水道局 東部第一下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ処理に関する事。
	都交通局門前仲町駅務管区 都交通局馬喰駅務管区 都交通局江東自動車営業所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。
	警視庁第七方面本部 本所警察署 向島警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 5 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 公共の安全と秩序の維持に関する事。
	東京消防庁第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 人命の救助及び救急に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。

### 第3項 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画及び準備に関すること。</li> <li>2 災害派遣の実施に関すること。</li> </ol>

### 第4項 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便本所・向島郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便事業の運行管理及び施設等の保全に関すること。</li> <li>2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱いに関すること。</li> <li>3 区内における災害対策の支援に関すること。</li> </ol>
J R 両国駅 J R 錦糸町駅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の保全に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> <li>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</li> </ol>
N T T 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信電話施設の保全に関すること。</li> <li>2 災害時における通信の確保に関すること。</li> </ol>
東京電力パワーグリッド 江東支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の建設並びに安全保全に関すること。</li> <li>2 災害時における電力供給に関すること。</li> </ol>
日本通運ロジスティクス	災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送に関すること。
首都高速道路東京東局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 首都高速道路等の保全に関すること。</li> <li>2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。</li> <li>3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</li> </ol>
東京ガスグループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス供給施設（製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること。</li> <li>2 ガスの供給に関すること。</li> </ol>

### 第5項 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道 京成電鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の安全保全に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> <li>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</li> </ol>
東京地下鉄日本橋駅務管区 住吉地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の安全保全に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> <li>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</li> </ol>
東京都トラック協会墨田支部	災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

### 第6項 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医師会 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会 訪問看護協会	災害時における医療救護活動への協力に関する事。

### 第7項 民間協力機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町会・自治会等	1 避難誘導、避難所内の世話業務への協力に関する事。 2 罹災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力に関する事。 3 防疫活動への協力に関する事。 4 その他、被害状況調査等災害対策事務全般についての協力に関する事。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及び  
 びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害  
 対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第2章 区民と地域の防災力向上

### この章のポイント

過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われるなど、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

ここでは、自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所など、つながりで守る地域防災力を向上させるための対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 町会・自治会への加入率の低下など、地域コミュニティの基盤の弱体化や連帯意識の低下により、地域のつながりが薄れ、町会・自治会等の地域コミュニティの担い手が不足すると、災害時の助け合いが困難になるおそれがある。
- 新たな被害想定を踏まえた東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、家具転倒防止対策や感震ブレーカーの設置、消火器等による初期消火対策など自助・共助の取組推進が被害減少に大きく寄与することを指摘している。
- 自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所など、これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、地域の防災力の向上を推進していく必要がある。

### 2 現在の到達状況

#### （1）自助による区民の防災力向上

- 区民による自助の備えを促進するため、各種普及啓発を行う中、令和4年墨田区住民意識調査によると、家庭で行っている防災対策は、飲食料品の確保は62.5%、家具の転倒・落下・移動防止対策は42.9%となっている。

#### （2）地域における共助の推進

- 区内の町会・自治会を母体とする住民防災組織は、現在170団体が結成されており、地域の防災に重要な役割を果たすなど、地域における防災訓練の主体ともなっている。

#### （3）マンション防火対策における自助・共助の推進

- 区はマンション防火対策として、「すみだ良質な集合住宅認定制度（防災型）」を導入しているほか、墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例（平成20年墨田区条例第10号）に基づく規制誘導により備蓄倉庫の整備などを進めている。

#### （4）消防団の活動体制の充実

- 区内の消防団員数502人、充足率77.4%（令和5年10月現在）の中、区民防災訓練や総合防災訓練などを通じて、災害時における地域連携を図る取組を実施している。

#### （5）事業所による自助・共助の強化

- 事業所防災計画の作成をはじめ、地域との連携を図る取組を推進している。

**（6）ボランティアとの連携**

- 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会において、災害ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施している。

**（7）区民・行政・事業者等の連携**

- 地域住民が主体となる防災活動を強化するため、防災士の育成（令和5年10月現在、99人）を推進している。

**3 対策の方向性**

**（1）自助による区民の防災力向上**

- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者など多様な視点を踏まえた防災対策の充実を図る。
- 「自らの生命は自らが守る」ことを防災の基本として、区民一人ひとりの初期消火や救出・救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。
- 総合的な防災教育の推進により、児童・生徒や外国人等への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

**（2）地域による共助の推進**

- 区の共助の中核を担う住民防災組織の体制強化を図り、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発や区内全域における活動展開を促進することにより、地域の共助を推進していく。

**（3）マンション防災における自助・共助の推進**

- 日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を図っていく。

**（4）消防団の活動体制の充実**

- 初期消火や救出・救助などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の加入促進や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資器材等の整備を推進し、消防団活動体制の充実を図っていく。

**（5）事業所による自助・共助の強化**

- 行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。

**（6）ボランティアとの連携**

- 発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び墨田区社会福祉協議会、地域活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

**（7）区民・行政・事業者等の連携強化**

- 防災士資格取得者による墨田区防災士ネットワーク協議会と、区・区民・事業者の連携を強化する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

#### 4 具体的な取組

地震前の行動 (予防対策)	自助による区民の防災力向上	地域による共助の推進	マンション防災における自助・共助の推進	消防団の活動体制の充実	事業所による自助・共助の強化	ボランティア活動の支援体制づくりの推進	区民・行政・事業者等の連携
	○区民による自助の備えの促進 ○区民の防災意識の普及啓発、防災訓練の充実・教育の推進 ○外国人への防災知識の普及啓発	○住民防災組織、区民消防隊、地域防災活動拠点会議、中学生自主防災組織の育成・体制の強化	○マンション居住者による自助・共助の備え ○防災意識の啓発、防災訓練の実施	○消防団の活動支援・体制の強化	○事業所防災計画の作成推進 ○自衛消防隊の活動能力の充実・強化 ○事業所相互間、災害協力隊、地域等との協力体制の推進	○ボランティアの受入体制の整備・育成	○区民・行政・事業所の相互支援体制の強化 ○地域における防災連携体制の確立 ○防災士資格の取得者による協議会の運営
地震直後の行動 (応急対策) 発災後72時間以内	自助による応急対策の実施	地域による応急対策の実施	マンション防災における応急対策の実施	消防団による応急対策の実施	事業所による応急対策の実施	ボランティアとの連携	
	○区民自身による出火防止及び初期消火活動 ○正確かつ迅速な情報収集等の実施 ○外国人への情報提供による支援	○住民防災組織、区民消防隊、地域防災活動拠点会議、中学生自主防災組織による初期消火、救出・救護、避難所運営等の実施	○マンション管理組合等による応急対策の実施	○被災状況などの情報収集活動の実施 ○初期消火、救出・救護、避難誘導等の実施	○事業所による自衛消防活動の実施 ○従業員等の安全確保と情報収集 ○地域と連携した消火、救出・救助活動	○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○災害ボランティアセンターによるボランティア活動支援	
地震後の行動 (復旧対策) 発災後1週間 目途							
5 到達目標	■自助の備えを講じている区民の割合のさらなる向上 ■区民防災訓練や総合防災訓練の充実と参加者数の向上	■町会・自治会の住民防災組織の結成率100%など、地域の防災力の向上	■マンションを含めた地域の防災活動を活性化	■消防団活動体制の強化により、災害活動能力を向上	■事業所防災計画の作成や災害時協力協定締結等の推進	■円滑なボランティア活動のための育成・支援体制の構築	■防災士による墨田区防災士ネットワーク協議会の自立した運営

## 予防対策

### 第1節 自助による区民の防災力の向上

#### 第1項 区民等の役割

区民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、必要な防災対策を推進する。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなど防災用品の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止対策
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 飲料水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- 7 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日分、推奨1週間分）
- 8 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難方法、安否確認や連絡方法の取り決め
- 9 都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的参加
- 10 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 11 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 12 災害発生時に備えて、一時集合場所、避難場所、指定避難所、避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 13 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

#### 第2項 防災意識の啓発

[各機関]

区及び都並びに防災関係機関は、防災関係職員に対し専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して区民に対し防災知識を普及し、広報するとともに、常に防災意識の向上に努める。

機関名	内 容
区	1 区民への普及啓発 (1) 主な広報事項 ア 区防災計画 イ 出火防止及び初期消火並びに救出・救護知識 ウ 災害時の心得、避難誘導（避難先、経路、方法、指示の伝達等） エ 過去における地震災害に関する知識 オ 警戒方法及び災害予防事項 カ 区内一般情勢、危険箇所、被害予想等 キ 地震への備え ク 高層建築物における地震発生時の心得



<p>区</p>	<p>ケ 事業計画</p> <p>(2) 防災の日の設定 毎月1日（1月は17日）を「墨田区防災の日」と定め、区民の防災意識の高揚及び普及の充実に努める。</p> <p>(3) 起震車の利用 区の起震車を活用し、人工地震体験等を通して、区民の防災意識の普及・高揚並びに地震時の対応力の養成に努める。</p> <p>(4) 講習会等による普及広報 ア 「防災の日」である9月1日を含む1週間程度の期間、防災フェアを行う。 イ 防災関係機関等との緊密な連絡のもとに座談会、講習会等により周知に努める。 ウ 特に、東京都震災対策条例の趣旨に鑑み、「区民の責務」「事業者の責務」「帰宅困難者の事前準備」等について、啓発と実践誘導を図る。</p> <p>(5) 印刷物等による普及広報 ア 区報はもとより、防災関係機関の広報紙等に随時防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図る。 イ 地震に備え、防災知識の普及等を目的とし、避難場所や避難所などを記載した「墨田区防災マップ」を挟み込んだパンフレット「墨田区地震ガイドブック」を作成し、周知を行う。 ウ 「防災用品・消火器あっせんのご案内」により、日常備蓄の推進と家庭の安全対策への普及を図る。 エ 東京都が作成・配布した防災ブック「東京防災（2023改定版）」及び「東京暮らし防災（2023改定版）」を区民に広く周知する。</p> <p>(6) ホームページやSNS等を活用した普及広報 ア 区公式ホームページ等に災害対策などを掲載し、区民の防災意識の向上を図る。 イ 区公式フェイスブックや危機管理ツイッター等SNSを用いてイベント情報や災害に対する注意喚起等を定期的に配信する。 ウ 区防災計画、防災体制等を適宜報道機関に発表し、区民の防災に関する関心を高め、その知識の普及を図る。 エ 区内在住の外国人や観光客などに向けて防災情報や災害発生時における災害情報を提供するため、インターネットなどを通じた外国語による情報発信の取組を促進する。</p> <p>2 職員への防災教育 職員に対し、区防災計画の概要、活動体制その他防災に関する講習会等を開催するほか、防災関係機関等が開催する講習会、訓練等へ職員を派遣する。</p>
<p>警 視 庁</p>	<p>1 広報内容 (1) 地震等に関する一般知識 (2) 事前に区民等のとるべき措置 (3) 地震発生時の対応措置 (4) 地震発生時の警視庁の諸活動 (5) 大震災対策のための心理学的調査研究結果</p> <p>2 広報手段及び方法 (1) 自主防災組織、町会・自治会等を通じての地域住民への働きかけ (2) 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ (3) 事業所等に対する積極的な働きかけ (4) 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての広報活動</p>

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

震災編（予防・応急・復旧対策） 第2章 区民と地域の防災力向上

【予防対策】第1節 自助による区民の防災力の向上

	<p>(5) 運転免許更新時における広報誌の配布                  (6) 防災相談コーナーの設置                  (7) 警視庁ホームページを通じた広報活動</p> <p>3 広報媒体                  (1) パンフレット（日本語・英語・中国語・韓国語）                  (2) パネル（過去の大地震等）</p>
東京消防庁	<p>1 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導、ホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施                  2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発                  3 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開                  4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進                  5 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施                  6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力                  7 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発                  8 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発                  9 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施                  10 出火防止及び初期消火に関する備えの指導                  11 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布及び家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発                  12 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発                  13 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発</p>
水道局	<p>1 広報内容                  (1) 地震発生に際しての水道局の応急対策                  (2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由                  (3) その他、地震発生後に必要な注意事項など</p> <p>2 広報手段                  (1) 「くらしのガイド」その他各種パンフレット、インターネットホームページやツイッターなどによる自主広報とともに、都・区市町村、国、その他各防災機関に働きかけて、広報紙、パンフレット等に掲載を依頼する。                  (2) 水道施設見学会や施設開放、水道週間等の行事の場を利用するほか、都・区市町村及び各防災機関の行う集会、研修会の場などを積極的に利用する。                  (3) 都の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版及び報道機関の防災特集や生活情報、都や防災機関の防災広報映画などの企画に働きかけるなど、視聴覚媒体を活用した広報の実施を図る。</p>
首都高速道路 東京東局	<p>震災時において利用者が適切な判断や行動ができるよう、各種の防災関連行事等で避難対応等の情報を周知させるためのパンフレットを配布する。</p>
NTT 東日本	<p>防災展及び地域防災訓練等で災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布を行い、都民へ電話の混雑防止対策及び安否確認ツールの普及・啓発を行っている。</p>

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

東京ガスグループ	防災の日及び防災週間中に都民等に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。
東京電力パワーグリッド 江東支社	1 災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、パンフレットを発行している。 2 「東京電力の防災対策」の紹介ビデオ（一般用・研修用、日本語版・英語版）を作成し、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っていく。

### 第3項 防災教育・訓練の充実

[各機関]

幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養成することが重要である。各機関は、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、学校、住民防災組織、応援協定を締結した団体等、多様な主体と連携した訓練に取り組む。さらに、区民、住民防災組織等を対象とし、Web サイトでの訓練メニューの紹介や、総合防災訓練における区民参加型訓練の実施など、訓練の充実と活性化を図っていく。

- 1 住民防災組織の育成指導
- 2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する訓練への支援
- 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への参加に対する支援
- 4 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- 5 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上
- 6 男女共同参画の視点に立った訓練計画
- 7 中学生に対する普通救命講習の受講支援や防災意識を高めるための防災教育の推進

#### (1) 区民防災訓練

町会・自治会の自主防災組織による区民防災訓練は、各町会・自治会により年1回程度実施されている。

- |           |                            |            |
|-----------|----------------------------|------------|
| ア 情報伝達訓練  | イ 出火防止訓練                   | ウ 初期消火訓練   |
| エ 救出救護訓練  | オ 避難訓練（発災型対応訓練、安否確認訓練を含む。） |            |
| カ 資器材取扱訓練 | キ 給食・給水訓練                  | ク 要配慮者対策訓練 |

#### (2) 総合防災訓練

災害対策基本法に基づき、区の地域に大地震が発生したことを想定し、区及び防災関係機関が住民と一体になって区地域防災計画に習熟するとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、総合防災訓練を実施する。

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| ア 関係機関総合訓練 | イ 区民参加型訓練 | ウ 普及啓発活動等 |
|------------|-----------|-----------|

(3) 消火、救出・救助、応急救護訓練計画

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

地震により発生する火災をはじめ、各種災害に対処するため、消防団・東京消防庁災害時支援ボランティア・事業所、住民等を対象として、初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など、地域特性に応じた実践的で基本的な防災訓練を行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。また、教育機関等と連携し、発達段階に応じた総合防災教育を実施する。

- ア 出火防止等に関する教育・訓練の実施
- イ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進
- ウ デジタルコンテンツを活用したりモート防災学習教材の整備・充実
- エ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実
- オ 都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備
- カ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上
- キ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- ク 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
- ケ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
- コ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- サ 町会・自治会を中心に、民生委員・児童委員、町会・自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領・救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- シ 要配慮者の防災行動を高めるための訓練の推進
- ス 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

さらに、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
消防団	1 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 2 通信運用訓練及び情報整理 3 部隊編成訓練 4 消火、救出・救護活動訓練 5 消防署隊との連携訓練 6 東京消防庁災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練 7 地域住民との協働による消火、救出・救護活動訓練	1 年間教育訓練計画を樹立し、その計画に基づいて実施する。 2 地域住民が実施する防災訓練において、連携した訓練を実施する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

<p>東京消防庁 災害時支援 ボランティア</p>	<p>災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施 平常時には、以下の活動を実施 1 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」「コーディネーター講習」への参加 3 その他、登録消防署の要請による活動</p>	<p>1 火災予防運動や防災とボランティア週間などの機会をとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 2 地域住民が実施する防災訓練において、連携した訓練を実施する。</p>
<p>区 民</p>	<p>1 身体防護訓練 2 出火防止訓練 3 避難訓練 4 初期消火訓練 5 救出・救助訓練 6 応急救護訓練 7 通報連絡訓練 8 その他の訓練</p>	<p>1 基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し、実施する。 2 年間を通じ、街区を単位とした小規模な訓練（まちかど防災訓練）等を随時実施する。 3 年1回以上総合訓練を実施する。</p>
<p>事 業 所</p>	<p>1 身体防護訓練 2 出火防止訓練 3 情報収集・伝達訓練 4 初期消火訓練 5 通報訓練 6 避難誘導訓練 7 救出・救護訓練</p>	<p>1 消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、計画に基づいた訓練を実施する。 2 年1回以上総合訓練を実施する。 3 町会等との応援協定を締結している場合は、その協定に基づく訓練を実施する。</p>
<p>医 療 機 関</p>	<p>1 緊急医療救護所の運営訓練 2 傷病者の救急度に応じた分類（トリアージ<sup>(*)</sup>）及び救急処置並びに搬送訓練</p>	<p>区主催の総合防災訓練で実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。</p>

## 第4項 外国人支援対策

〔区〕

都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で情報を提供する。  
なお、各種取組を行う上では、東京都防災（語学）ボランティア等と連携して、防災訓練に参加する外国人の支援を行うとともに、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。

<sup>(\*)</sup> 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定することをいう。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第2節 地域による共助の推進

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 住民防災組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成した住民防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

### 2 活動能力の向上

#### (1) 初期消火技術の普及・啓発

消防署は、初期消火マニュアルを活用し、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等による実践的な初期消火対策を指導し、住民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。

#### (2) 救出活動技術の普及・啓発

消防署は、住民防災組織等に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

#### (3) 応急救護技術の普及・啓発

消防署は、積極的に住民防災組織に対して応急救護に必要な知識及び技術を普及し、自主救護能力の向上を図る。

応急手当普及用資器材の整備・充実を図るとともに、公益財団法人東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開する。

一定以上の応急手当技能を有する区民に対し、その技能を認定することにより、応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。

#### (4) 救出・救助資器材の配備

区は、あらかじめ救出・救助資器材を地域に配備し、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署と連携し、救出・救助能力の向上を図る。

### 3 住民防災組織等の充実

#### (1) 住民防災組織

区内の町会・自治会を母体として結成されている住民防災組織は、現在 170 団体であり、地域防災に重要な役割を果たしている。区では、自主的な住民防災組織の育成・強化を図るため、墨田区住民防災組織の育成等に関する条例（昭和 51 年墨田区条例第 23 号）に基づき、助言・指導・防災資器材の整備助成等を行っている。また、全町会・自治会に対し、平成 7 年度、阪神・淡路大震災を教訓に救出・救助工具を配布するとともに、平成 25 年度から初期消火体制の充実等のため消火用スタンド

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

パイプを配備のもと、消防署や消防団と連携してそれらを活用した実践的な訓練を実施するなど、共助体制の強化を図っている。さらに平成27年度から防災資器材倉庫の建替え等に対する助成を行っている。

なお、住民防災組織の編成区分及び活動については、次の内容に準じて行うものとしている。

※ II-10：住民防災組織結成状況一覧表（別冊資料 P188 参照）

※ I-05：墨田区住民防災組織の育成等に関する条例（別冊資料 P7 参照）

区分	予防活動	応急活動
A	防災意識の普及高揚	情報、伝達、広報活動、秩序維持に対する協力
B	出火防止の徹底	出火防止、初期消火活動
C	各種訓練の実施	避難活動、救助物資の配分
D	資器材の備蓄、保守管理	救出救護に対する協力、炊き出しに対する協力

また、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップによる防災力を高めるため、住民防災組織から提案があった場合には、地区防災計画を定めることができるものとする。

(2) 要配慮者サポート隊（区）

要配慮者サポート隊は、住民防災組織の中で、平常時における要配慮者情報の把握や訓練、災害時における避難誘導や生活支援などを行う組織で、「住民どうしの助け合いシステム」として、各町会・自治会に要配慮者サポート隊の編成を推進している。区は、支援活動能力の向上を図るため、平成20年度から、救助等に必要なた資器材の交付及び隊員の普通救命講習における費用の助成を行っている。

(3) 区民消火隊（区）

区民消火隊は、震災時の火災発生時に初期消火に当たるもので、町会・自治会単位の自発的な組織（住民防災組織の防火部）として、地域住民10名程度で1隊を編成し、現在51隊が活動している。

区は、初期消火活動を円滑に実施できるよう、訓練等を通じ、技術や知識の向上を図るなど、区民消火隊の支援を行う。

※ II-11：区民消火隊現況一覧表（別冊資料 P193 参照）

(4) 地域防災活動拠点会議（区）

地域防災活動拠点会議は、地域の町会・自治会及び学校関係職員のほか、関係行政機関や区職員等が参加する組織として、現在、38か所に設置している。災害発生時には、区災害対策本部などの活動に協力するほか、事実上の住民代表組織となることから、日頃から地域を形成する関係団体・組織と意思疎通を図り、横のつながりを密接なものとし、防災上の課題解決に取り組んでいく必要がある。

※ II-12：地域防災活動拠点会議結成状況一覧表（別冊資料 P195 参照）

(5) 中学生自主防災組織（区）

地域に居住している中学生は、災害時には支援されるだけでなく、支援する側としても役割が期待されていることから、将来の地域防災の一翼を担うリーダーとして活躍できるよう防災教育面からも支援する。

また、自主防災組織を結成している7校の中学校には、必要な資器材等の整備を行うほか、上級救命講習の受講促進などの支援の充実を図るとともに、未結成の中学校には、その結成を働きかけていく。

### 第3節 マンション防災における自助・共助の構築

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、区民としての自助の備えや地域による共助の推進を図る一方で、マンション特有の課題に対する対策として、エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施や、排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備などを行う。

#### 2 防災意識の啓発・防災訓練の充実

マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、「東京とどまるマンション」制度の周知はもとより、マンション防災セミナーの開催など、防災意識の啓発を図るとともに、マンション居住者等の自主防災組織が行う防災訓練等の支援を行う。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策



## 第4節 消防団の活動体制の充実

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消防団は、常備消防、区をはじめとする行政機関、住民防災組織及び住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が施行され、地域防災力の中核として消防団が欠くことのできない代替性のない存在であることから、消防団の抜本的な強化を図るため、その体制の強化を更に推進する。

- 1 消防団への積極的な加入が促進されるよう、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 2 公務員の兼職に関する特例や事業者の協力について規定が定められ、消防団へ入団しやすい環境が整備された。そこで、官公署を始め、事業者は、消防団の入団や活動への柔軟かつ弾力的な取扱い、雇用する側の協力体制の配慮等について必要な措置を講ずるよう求められている。
- 3 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を計画的に整備している。
  - ※ II-08：消防団の現況（別冊資料 P186 参照）
  - ※ II-09：消防団資器材の現況（別冊資料 P187 参照）
- 4 各種資器材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 5 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 6 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 7 消防団員の資格取得を推進するとともに、消防団員が有している重機操作、自動車等の運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
- 8 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 9 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 10 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 11 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

## 第5節 事業所による自助・共助の強化

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておくことが必要である。

#### (1) 帰宅困難者対策

都民、事業者、行政等のそれぞれの役割と取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例や帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、帰宅困難者の一斉帰宅抑止対策や利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映し、従業員への周知を図る。

#### (2) 非常用品の備蓄、防災資器材の準備

社屋内外の安全化、防災資器材や水・食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）の整備を図り、トイレ対策、従業員や顧客の安全確保対策を推進する。

#### (3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。なお、事業継続計画（BCP）の整備は地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「むやみに移動しない」等、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定する。

#### (4) 事業所の安全点検

地震が発生した場合、最も重要となるのが従業員や顧客の身の安全を守ることであるため、地震の揺れによる被害を抑止するための対策として、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

#### (5) 従業員とその家族の安否確認

従業員とその家族の安否確認に当たっては、NTTによる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用ブロードバンド伝言板(web171)、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスなどについて、各事業者が従業員等に対し、これらの存在や取扱方法等の周知を図り、家族との連絡方法等をあらかじめ決めておくように指導する。

#### (6) 地域連携・地域貢献

組織力を活用した地域活動への参加、住民防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策と災害時の地域貢献対策を促進する。

## 2 事業所の防災計画と組織

事業所には、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務付けられている中、すべての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導を行うとともに、各種訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。

また、事業所相互間の協力体制、災害協力隊等との連携を強めるとともに、保有資材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

- (1) 防火管理者又は防災管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画及び施設再開までの復旧計画について消防計画に定め、届け出ることとする。防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
- (2) ホテル、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務づけられている。さらに、震災時には自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

## 3 活動能力の向上

### (1) 救出活動技術の向上

消防署は、バール、とび口等、震災に備えた自衛消防隊の装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

### (2) 応急救護知識の普及及び技術の向上

発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

## 第6節 ボランティア等との連携・協働

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

災害時におけるボランティア活動は、被災地の人々の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。発災時に、ボランティアの協力を広く求めるためには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

ボランティアは、応急危険度判定員や通訳等の特定の知識や資格を要するものと、避難所等における炊き出しや支援物資配布等の特別な資格を必要としないものなど多様であるため、今後、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備や人材の育成等を実施していく。

### 1 区

区では、ボランティア活動の拠点施設であるすみだボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に必要な人的・物的な援助を墨田区社会福祉協議会が実施している。

災害時ボランティアの活用に当たっては、災対総務部総務隊と墨田区社会福祉協議会とが連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

今後も墨田区社会福祉協議会との密接な連携のもとに、ボランティアの活動形態に対応した育成方法及び受入れ体制の整備を図っていく。また、都及び区において、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。なお、災害時に、区はボランティア等への直接的な支援を行い、都は広域的な立場による活動の調整及び補完を行っていく。

※ VI-01：災害ボランティア受付票（別冊資料 P293 参照）

### 2 都

#### (1) 登録ボランティア

都では「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。この要綱に基づき、防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、建設防災ボランティアの募集、育成を行っている。被災宅地危険度判定士については、「東京都被災宅地危険度判定士認定登録要綱」に基づき、実施している。

#### (2) 東京都災害ボランティアセンター

都は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して、東京都災害ボランティアセンターを設置し、大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動ができるよう、区市町村の災害ボランティアセンター等の設置・運営等を支援する。

### 3 警視庁

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

#### 4 東京消防庁

本所・向島消防署では、大規模地震の際、同時多発する大災害に対応する必要があることから、震災対策の一環としてボランティアとの連携を図り、その行動力を消防業務の支援として活用するため、ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、あらかじめ専門的な知識、技術を修得した「東京消防庁災害時支援ボランティア」の育成を推進している。

そのような中、本所・向島消防災害時支援ボランティアの活動は、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した本所・向島消防署へ自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などの支援を行うこととしている。

なお、災害時支援ボランティアの募集・育成は、東京消防庁により平成7年7月から開始されたもので、平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大している。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊資料 P362 参照）

## 第7節 区民・行政・事業所等の連携

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 相互に連携した社会づくり

従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することが必要である。区は相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

- (1) 駅周辺の駅前滞留者対策協議会等、都、区、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置
- (2) 自治体間の相互支援体制の強化
- (3) 行政、事業所、地域との連携のあり方についての基本指針やマニュアル等の作成
- (4) 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携した救命講習会の実施

### 2 地域における連携体制の確立

区及び防災関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における連携体制の確立を図る。

- (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進
 

地域の住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など協力体制の推進を図る。
- (2) 地域コミュニティの活性化
 

町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。
- (3) 合同防災訓練の実施
 

地域の連携体制を確立するため、地域の防災関係機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- (4) 多様な地域住民の参加
 

地域における連携体制の確立に当たっては、女性、子ども、マンション住民、外国人、就労・子育て世代、事業所従業員等、多様な地域住民の参加が可能となるよう、防災事業の実施内容及び参加・協力の呼びかけ等を工夫する。
- (5) 区・区民・事業者の連携の強化
 

防災士資格取得者による墨田区防災士ネットワーク協議会と、区・区民・事業者の連携を強化する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

応急対策

第1節 自助による応急対策の実施

第1項 区民自身による応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。出火した場合は近隣に協力を求め、速やかに初期消火活動を実施する。

また、災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。

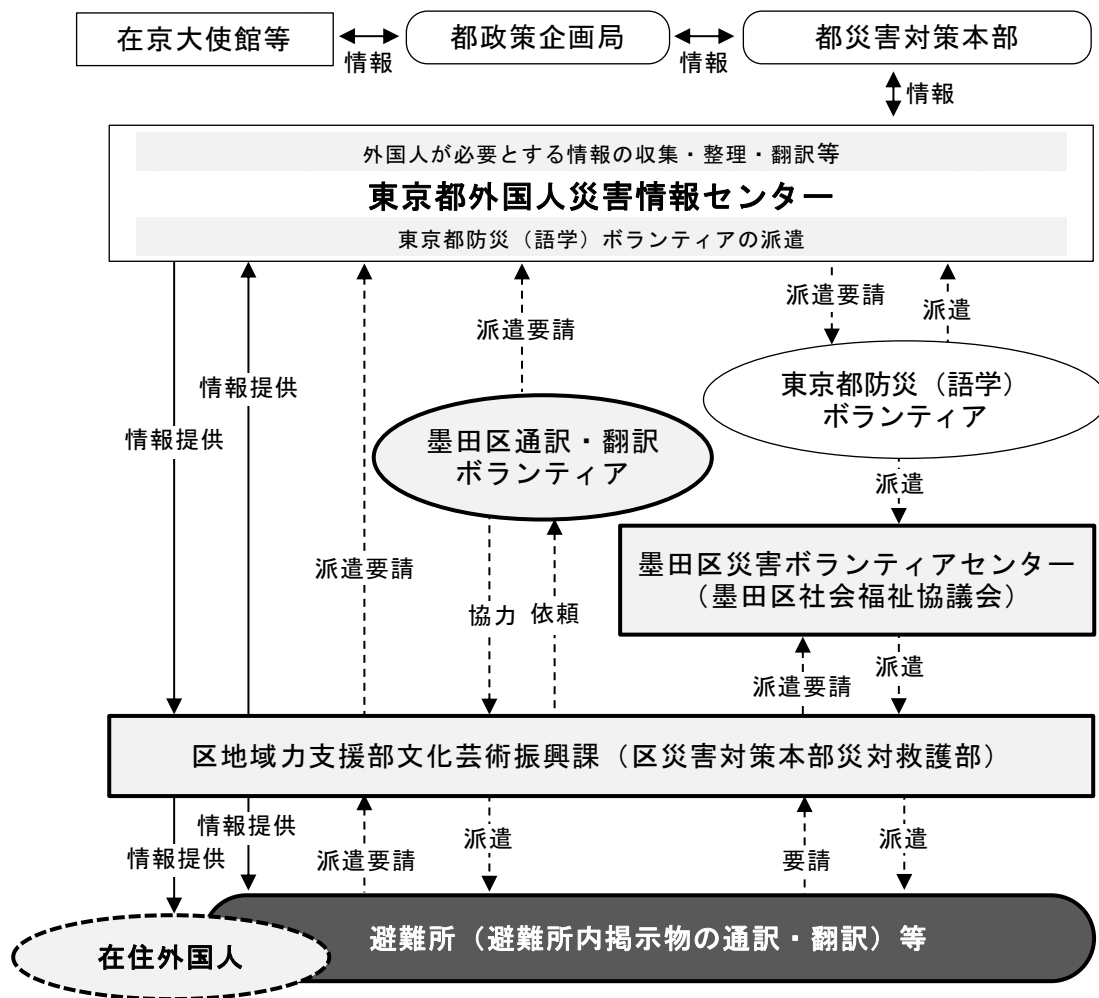
なお、地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料や水、生活必需品等を活用する。

第2項 外国人支援対策

[各機関]

災害時における必要な情報の収集や提供を円滑に行うため、都が開設する外国人災害情報センターや関係機関と情報交換を行い、在住外国人等に情報提供を行う。

【外国人支援対策の流れ】



第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第2節 地域による応急対策の実施

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

住民防災組織や中学生自主防災組織は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出・救護、応急救護活動等を実施する。

### 1 住民防災組織等による活動

火災が発生した場合は、住民防災組織等が協力して、スタンドパイプや可搬ポンプ等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防署隊が到着後は、その指示に従う。

### 2 救出・救護活動

住民防災組織等が保有する救出救助工具や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所等への搬送を実施する。

また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、要配慮者サポート隊などが把握している名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

### 3 避難所運営

施設管理者、区職員、住民防災組織等と連携し、女性や要配慮者等多様な視点を踏まえた避難所運営を行う。

## 第3節 マンション防災における応急対策の実施

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

マンション管理組合等は、次のような応急対策を実施する。なお、マンション防災における応急対策は、地域で行われる応急対策とも連携して行う。

### 1 マンション居住者の安否確認

### 2 マンション共有の資器材を用いた救出活動支援

### 3 集会室等を利用した避難所運営

### 4 建物被害調査と二次被害防止

### 5 ライフライン復旧状況の確認

### 6 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援

### 7 マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策



## 第4節 消防団による応急対策の実施

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 4 所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- 5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。
- 6 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

## 第5節 事業所による応急対策の実施

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

震災後、事業者は、来訪者、従業員等の安全を確保するとともに次の応急対策を実施し、応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与するものとする。

- 1 建物内に閉じ込められたり、下敷きになった者が発生した場合の初期救出・救護
- 2 速やかな出火防止措置を実施
- 3 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施
- 4 正確な情報収集及び来訪者や従業員等に伝達
- 5 施設の安全を確認した上での従業員に対する一斉帰宅の抑制
- 6 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動の実施

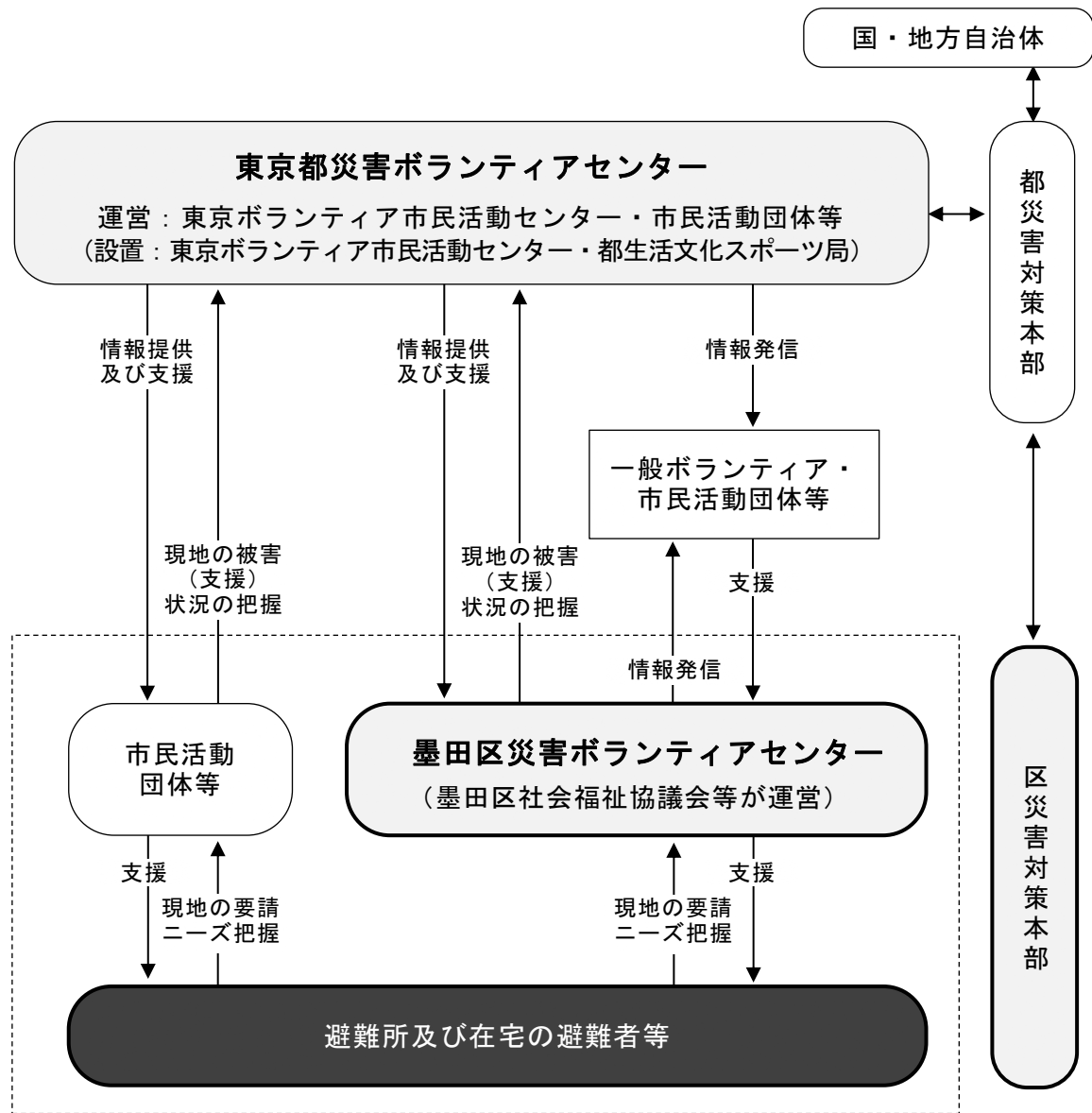
## 第6節 ボランティアとの連携

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

墨田区社会福祉協議会等との協働による災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊資料 P362 参照）＜再掲＞

【ボランティアとの連携図】



## 復旧対策

### 第1節 地域による応急対策の実施

応急対策第2節「地域による応急対策の実施」に準ずる。

### 第2節 消防団による応急対策の実施

応急対策第4節「消防団による応急対策の実施」に準ずる。

### 第3節 ボランティアとの連携

応急対策第6節「ボランティアとの連携」に準ずる。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第3章 安全な都市づくりの実現

### この章のポイント

大規模な地震では、建物の出火、倒壊等による多数の死傷者、道路・架橋の寸断による消火・救急活動などへの支障、排水施設等の被災による二次災害など、都市全体に大きな被害が発生するおそれがある。

ここでは、建築物の不燃化や耐震化など安全な市街地整備への取組を推進のもと、地震に強い都市づくりを実現するための対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 区の南部地域では関東大震災や戦災後の基盤整備等のもと、整然とした街並みが形成されているが、北部地域では木造家屋の密集市街地も多いなど、都が公表した「地震に関する地域危険度」でも危険性の高いランクの町丁目が存在している。
- 木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や焼失による被害が想定される中、火災発生の防止はもとより、建築物の不燃化や耐震化に一層取り組むほか、液状化への適切な対策、室内での家具類の転倒・落下・移動防止等への対策や消防水利の整備など、都市全体の防災性を高めていく必要がある。
- 新たな被害想定によれば、約10年前（平成24年）の被害想定と比べ、死者数は都で9,641人から6,148人へ、区で665人から321人へ、また建物被害の全壊数は都で30万4,300棟から19万4,431棟へ、区で1万7,657棟から9,070棟へと、これまでの減災対策の成果としてそれぞれ減少しているが、今後とも対策の手を緩めずに進めていく必要がある。

### 2 現在の到達状況

#### （1）木造住宅密集地域の不燃化の促進

- 木密地域不燃化プロジェクト推進事業による「京島周辺地区」及び「鐘ヶ淵周辺地区」を中心とした建替え工事費等の一部助成を行っている。
- 区北部地域の木造住宅密集市街地における主要生活道路の拡幅とその沿道の不燃化を促進している。
- 区全域の不燃化率約71.1%（区南部約85.3%、区北部約60.4%）（令和4年度末）となっている。

#### （2）建築物の耐震化

- 区公共建築物の耐震化率100%（令和元年度末）、住宅の耐震化率は約95.0%（令和2年度末）となっている。

#### （3）液状化対策

- 東京の液状化予測図等による情報提供や、建築確認審査等の機会を捉え、意識啓発を図っている。

#### （4）出火、延焼等の防止

- 全170町会・自治会へ消火用スタンドパイプを配備している。

### 3 対策の方向性

#### （1）木造住宅密集地域の不燃化促進

- 木密地域不燃化プロジェクトを推進し、不燃化特区内の延焼による焼失ゼロを目指すとともに、密集事業等により市街地の不燃化を促進し、整備地域において「燃えないまち」を実現する。また、主要な都市計画道路の整備により、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現する。

#### （2）建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 墨田区都市計画マスタープランの推進や安全な市街地の整備と再開発により、地震に強い都市づくりを実現する。
- 地震被害の軽減と防止を図るため、建築物の不燃化・耐震化の促進及び施設構造物等の安全化を図る。
- 内部河川の整備は、東日本大震災等を受け策定された「東部低地帯の河川施設整備計画」を踏まえた「荒川水系江東内部河川整備計画（平成28年策定）」に基づき、河川施設の耐震化にも取り組む。
- 堤防や護岸等の河川管理施設及び道路が、地震や津波等により破壊や崩壊等の被害を受けた場合には、公共の安全確保上緊急を要するものは速やかに復旧を行うなど、施設の応急復旧に努める。

#### （3）建築物の液状化対策の啓発強化

- 「東京の液状化予測図」（令和3年度改訂版）や、東京都建築物液状化対策検討委員会の報告を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策に関する情報などを区民に提供し、啓発を図る。

#### （4）出火、延焼等の防止

- 消防機関及び危険物施設の管理者等は、火災及び危険物、毒劇物等の漏えいなどの拡大防止による出火・延焼等の防止を図る。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

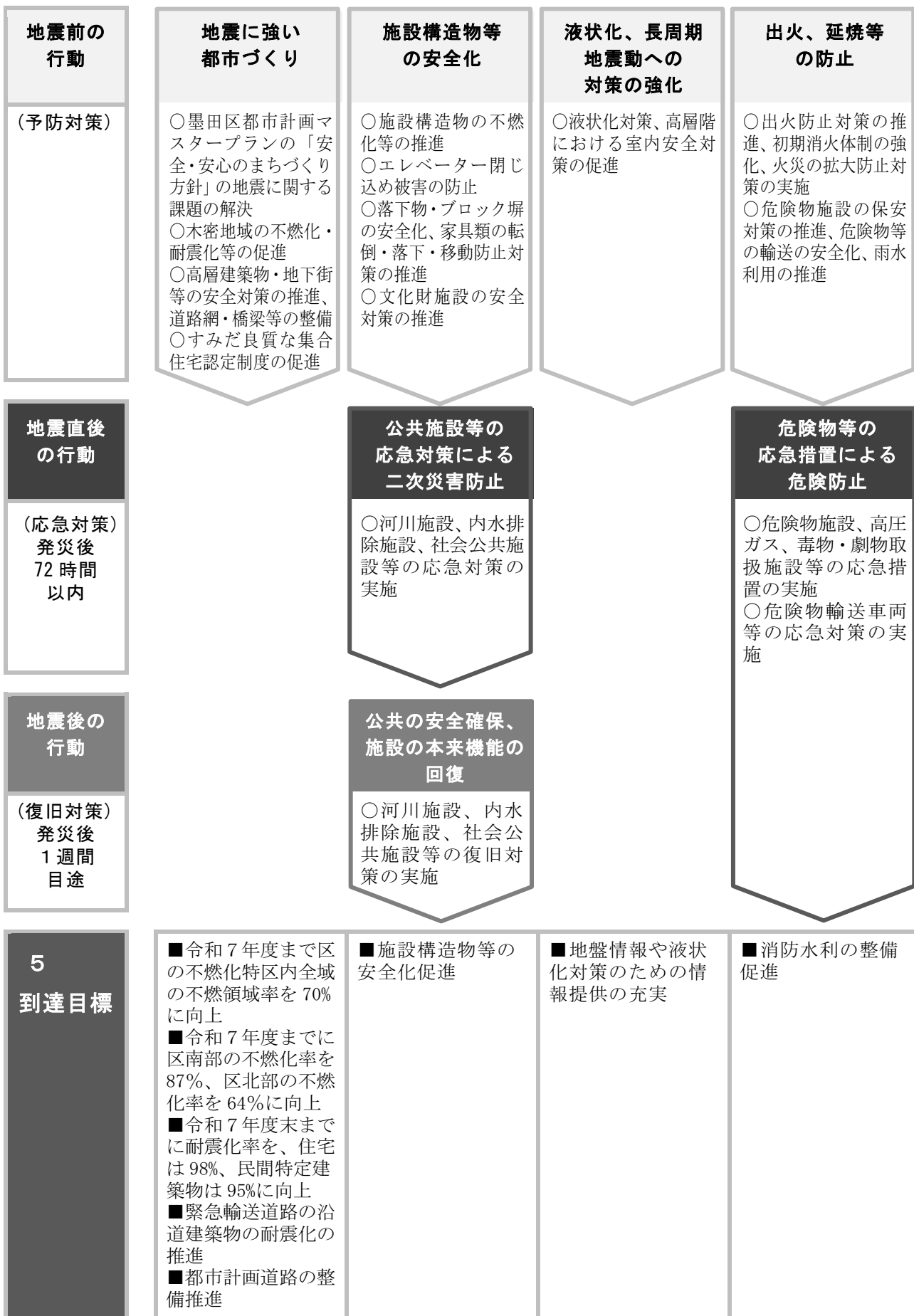
第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

4 具体的な取組



## 予防対策

### 第1節 地震に強い都市づくり

#### 第1項 地震に強い都市づくりの推進

[区]

##### 1 墨田区都市計画マスタープラン

平成31年3月に策定した「墨田区都市計画マスタープラン」に基づき、2040年までに「安全・安心のまちづくりの方針」が示す課題を防災面から解決するため、以下の施策を推進する。

##### (1) 災害に強い安全なまちづくりの推進

- ア 建物の不燃化・耐震化の促進
- イ 密集市街地の安全性の向上
- ウ 都市施設等の整備・維持管理による防災上のネットワークの形成

##### (2) 災害時における安全な避難施設等の確保

- ア 安全な避難地の確保
- イ 安全な避難経路等の確保
- ウ 災害時における物資・情報の提供

##### (3) 復興まちづくりの事前準備の推進

- ア 都市復興基本方針及び基本計画の指針
- イ 地域防災力・復興体制の強化
- ウ 復興まちづくりに向けたデータベースの構築



## 第2項 安全な市街地の整備と再開発

〔区〕

### 1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり

平成28年度に策定した鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画に基づき、防災まちづくりの推進を図る。

- (1) 道路と一体的に進める沿道まちづくり、不燃化促進事業、防火・耐震化改修事業を進める。
- (2) 権利者の合意形成を踏まえて、市街地再開発事業や防災街区整備事業等のコア事業に取り組む。
- (3) 建物の不燃化促進や避難路として有効な主要生活道路整備を進め、加えて沿道共同化支援、建替え支援を行う。
- (4) 避難路として有効な主要生活道路（優先整備路線）等のネットワーク化を目指し道路の整備を図る。
- (5) 鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会等と協議を進めながら、防災まちづくりや鐘ヶ淵通りと東武鉄道伊勢崎線の鉄道立体化の推進を図る。

### 2 北部中央地区の整備

北部中央地区（東向島一・二・六丁目、京島一丁目、八広全域）において、主要生活道路や区画道路を整備しつつ、老朽建物から不燃化建物への建替えと、小規模併用店舗や工場の共同建替え、工場の敷地の有効利用による良好な賃貸住宅の供給を促進し、住商工の調和した地区環境を整備する。

- (1) 老朽住宅が密集した街区においては、共同建替えや不燃化を促進し、住環境の整備を進める。
- (2) 地区内主要生活道路等のネットワーク化を目指し、道路の拡幅や細街路、行き止まり道路等の整備を図る。
- (3) 広場や集会所等のコミュニティ施設の充実を図る。

### 3 京島地区まちづくり事業

京島地区（京島二・三丁目）では、住民と行政との協議によって合意された「まちづくり計画の大枠」に沿って、国の住宅市街地総合整備事業を中心手法としてまちづくりを進める。

- (1) 主要生活道路を6mから8mに拡幅・整備し、防災機能の向上等を図る。
- (2) 道路用地等を提供した従前居住者で住宅に困窮する者のために良質なコミュニティ住宅を用意するとともに、老朽住宅の建替え促進を図る。
- (3) 高齢社会の到来や社会状況の変化に合わせて、適切なコミュニティ施設の整備を検討する。また、住環境の改善や防災性の向上に資する小規模な広場、ポケットパークを適切に配置・整備する。
- (4) 住民の自主的なまちづくりを推進するため、「京島地区まちづくり協議会」の運営や活動の支援も行う。

4 木密地域不燃化プロジェクト推進事業

木造住宅密集地域の改善を図るため、平成 25 年度より都の不燃化特区制度を活用し、安全・安心まちづくりに向けた集中的な取組を行ってきた。不燃領域率 70%を達成していない京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺地区について、令和 7 年度まで不燃化特区指定を延伸し、建築物の建替え促進、密集事業、街路事業、防災街区整備事業等の事業を推進していく。

- (1) 建築、法律、税務等の専門家が積極的なアドバイスを行う「まちづくりコンシェルジュ」の活用
- (2) 地域に密着したまちづくり相談処「まちづくりの駅」における建替え相談
- (3) 不燃建築物等への建替え促進
- (4) 安全な避難のための仕組みづくり「アクアサポート」による消防水利の確保や、避難時のふく射熱対策の整備及び整備した施設を活用した防災訓練等による防災意識の向上

※ IX-03：不燃化推進特定整備地区（別冊資料 P363 参照）

5 押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区の整備

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業による南北市街地の一体化や、鉄道 4 線が集中する交通結節点としての機能強化を図りながら、土地の高度利用を促進して商業・業務・文化機能及び良質で定住性の高い都市型住宅の導入と防災性の向上を図る。

6 曳舟駅周辺地区の整備

駅周辺における市街地再開発事業等の面整備により、広域拠点にふさわしい商業・業務等のにぎわい機能の集積を図るとともに道路等の都市基盤の整備を推進する。また、災害に強い安全で快適な居住環境を整備し、魅力ある複合市街地を形成する。

7 防火規制

東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）による防火規制（新防火規制）等の地区として平成 15 年度に指定した 350ha の北部地区について、規制・誘導により防災性の高い建築物への建替え等を誘導する。特に木造住宅密集地域においては、修復型事業の住宅市街地総合整備事業に加えて、基盤整備型事業を適切に組み合わせ重点化して展開することにより、早期に防災性の向上を図る。

8 不燃化促進計画

令和 4 年度末における区の不燃化率は、約 71.1 %と目標不燃化率である 70%を超えている。しかし、区域で見ると、区南部は約 85.3%と目標不燃化率を超えているが、区北部は約 60.4%と依然として低い状況にある。

本区では、昭和 54 年度より全国に先駆けて、逃げないですむ燃えないまちを目指して不燃化促進事業を推進してきた。不燃化促進事業では、建物の不燃化による延焼遮断帯の形成、延焼遮断帯内部の防災活動拠点周辺の不燃化、避難計画による避難地周

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

辺の不燃化に取り組んでいる。

また、これらの事業を更に強力に推進するために、主要生活道路沿道不燃化推進事業のほか、老朽建築物の防火性能及び耐震性を向上させる防耐化改修の促進、老朽建築物除却に係る助成金の加算等の新たな制度を開始し、現在は区北部を中心とした不燃化整備を行うことにより、不燃化率の向上を目指している。

- ※ IX-04：不燃化助成対象区域（別冊資料 P364 参照）
- ※ IX-05：防火・耐震化改修促進助成対象区域（別冊資料 P365 参照）
- ※ IX-06：防災区画図（別冊資料 P366 参照）
- ※ I-14：墨田区不燃建築物建築促進助成条例（別冊資料 P42 参照）
- ※ I-15：墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例（別冊資料 P45 参照）

## 9 耐震改修促進計画

区では、「墨田区耐震改修促進計画」（令和4年3月中間改定）、「墨田区公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）に基づき、区内建築物の耐震化を促進している。なお、いずれの計画も平成28年度から令和7年度を計画期間としている。本計画における目標は、令和7年度末までに住宅の耐震化率を98%、民間特定建築物の耐震化率を95%、特定緊急輸送道路沿道建築物は、区間到達率95%未満の区間の解消等としている。

なお、区公共建築物については、令和元年度までにすべて耐震化を達成しており（区公共建築物の耐震化率算定には、用途廃止済みの施設を含まない）、今後は「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策を進めていく。

区内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、所有者等に対し各種助成制度の周知・普及啓発等を実施することで次の施策を計画的・効率的に事業展開する。

- (1) 住宅の耐震化
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化
- (3) 木造建築物の防火性・耐震性の向上
- (4) 民間特定建築物の耐震化
- (5) 墨田区耐震化推進協議会との連携による耐震化

## 10 地籍情報緊急整備事業

阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度から実施することとした「都市再生地籍調査事業」（国土交通省補助事業）により、道路、河川等の官民境界を確認し、その成果を電子データで管理し、被災後の道路、河川等の復旧を早めるために活用する。

- ※ I-13：墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（別冊資料 P38 参照）

### 第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 高層建築物及び地下街等の安全化対策

機関名	内 容
区	<p>1 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱等による被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。</p> <p>2 地下街等については、地下鉄、商業ビル等、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがあるため、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練等を推進する。</p> <p>3 首都直下地震等の大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。</p> <p>このため、区、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくり等、高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。</p> <p>4 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」により、建築物等の安全化を推進する。</p> <p>(1) 整備事項一般</p> <p>ア 一定規模以上の敷地に建設する場合は 40t 以上の防火水槽を整備して消火活動の一助とする。</p> <p>イ 防災備蓄倉庫を整備する。</p> <p>ウ 外壁面のガラスは網入りのものを使用したり、フィルムを貼る等して飛散防止を図る。</p> <p>エ 下記(2)及び(3)に満たない規模でも整備に努める。</p> <p>(2) 大規模集合住宅(100戸以上)</p> <p>ア 複数箇所に備蓄倉庫を整備し、救出工具や3日分の飲食料の備蓄に努める。</p> <p>イ 仮設便所用のマンホール等を設置する。</p> <p>ウ 雨水貯留槽を設置する。</p> <p>(3) 高層集合住宅(高さ31m超)</p> <p>ア 壁に居室の家具を固定するための措置を講ずる。</p> <p>イ 造付家具の扉の開閉防止のための措置を講ずる。</p> <p>ウ 住戸内又は住室内におけるガラスの飛散防止のための措置を講ずる。</p> <p>エ 玄関扉による住戸内又は住室内の閉じ込め防止のための措置を講ずる。</p> <p>5 「すみだ良質な集合住宅認定制度」により、災害発生後、避難所に行かずに生活ができるより防災に配慮した集合住宅の供給の促進を図る。</p> <p>(1) 認定基準</p> <p>ア 耐震性能を確保する。</p>

第1章 区、住民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

	<p>イ 設備配管はフレキシブルジョイントを採用する。                  ウ エレベーターは地震時管制運転装置付きとする。                  エ 備蓄倉庫を整備する。                  オ 住戸内の安全対策（家具転倒防止措置等）をする。                  カ 構造・設備等に配慮する。                  キ 防災に関する管理・運営上の配慮をする。</p> <p>(2) 支援内容（整備費補助）</p> <p>ア 機能整備費補助                  イ 高度耐震・免震性能整備費補助                  ウ 動力用自家発電整備費補助</p>
<p>警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署</p>	<p>高層建築物、地下街における避難誘導、救出救護活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。</p> <p>1 高層建築物</p> <p>(1) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施                  (2) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施                  (3) 高層ビル勤務員、利用者及び居住者に対する心理学的調査研究の実施</p> <p>2 地下街</p> <p>(1) 地下街警備要図の作成                  (2) 地下街用無線補助設備の設置                  (3) 地下街関係者との合同防災訓練の実施                  (4) 地下街連絡協議会の定期的開催                  (5) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化                  (6) 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布                  (7) 地下街関係者及び利用者に対する心理学的調査研究の実施</p>
<p>東京消防庁 第七消防方面 本部 本所・向島 消防署</p>	<p>東京消防庁は、関係事業所に対して次の対策を指導する。</p> <p>1 高層建築物等に係る防火安全対策</p> <p>(1) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）                  (2) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策                  (3) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策                  (4) 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策</p> <p>2 火災予防対策</p> <p>(1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進                  (2) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置                  (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化                  (4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進</p> <p>3 避難対策（混乱防止対策）</p> <p>(1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保                  (2) 建物の防災センター等からの迅速な緊急放送体制の整備                  (3) ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動防止                  (4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成                  (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底                  (6) 警報設備、避難確保による避難対策の推進</p> <p>4 防火・防災管理対策</p> <p>(1) 従業員に対する消防計画の周知徹底                  (2) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底                  (3) 建物の防災センターの機能強化及び自衛消防隊員の教育の徹</p>

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

	<p>底</p> <p>(4) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備</p> <p>(5) 高層建築物、複合用途建築物、社会福祉施設等の震災対策等に関する防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育</p> <p>(6) 関係機関、建物の関係者による定期的訓練及び連携による合同防災訓練の実施</p> <p>5 消防活動対策</p> <p>消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進</p>
--	---

## 第4項 道路・橋梁等の整備

[区、都建設局第五建設事務所]

### 1 道路の整備

墨田区都市計画マスタープランに基づき、整備を進める。特に、地区内交通処理と防災性能の双方の視点から、区部における事業中の都市計画道路の整備を促進するとともに、「第四次事業化計画」（平成28年3月）の優先整備路線に位置付けられた明治通り（環状4号線）、四ツ目通り（放射32号線）、言問通り（補助114号線）、墨田区画街路第10、11号線、墨田歩行者専用道第1号線の早期事業着手を図る。これらの整備により、都市基盤が未整備である区北部木造住宅密集市街地の防災性の向上と広域交通網のボトルネックの解消に取り組む。

### 2 橋梁の整備

車両や歩行者の安全快適な通行を目的に橋梁の架替及び長寿命化等の整備を推進する。

### 3 連続立体交差事業等の促進

鉄道を連続的に高架化し、多くの踏切を除却することにより、交通渋滞の解消、交通安全の確保及び分断されているまちの一体化を図るために、連続立体交差事業を進める。

東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差事業は、とうきょうスカイツリー駅周辺のまちづくりと併せて促進する。

鐘ヶ淵通り（補助第120号線）と東武伊勢崎線の立体交差化は、鐘ヶ淵周辺地区の防災都市づくりによる市街地整備と併せて促進するとともに、立体交差化を踏まえ、駅前広場等についても整備する。

## 第2節 施設構造物等の安全化

### 第1項 建築物等の安全化

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

#### 1 計画方針

建造物等（社会公共施設及びその他の建造物）を一次災害である地震動から守るには、耐震性の強化を積極的に進めなければならない。このためには建造物そのものの構造上の問題や、地盤との関係を考慮して設計、施工されなければならない。

老朽建物の補強及び建替えの指導と、これからの新築・改築の建築物についても、耐震性、耐火性の積極的な指導をし、公共施設のうち区庁舎、警察、消防、公立学校、公立病院等については、災害時における救助活動及び復旧活動の中核となる建物とし、その強化を図っていく。

#### 2 一般建造物防災計画

建造物の位置、構造、設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、同関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導している。

また、建造物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防設備及び防火避難設備等の設置、維持、管理について防火防災上の見地から必要な指導を行っている。

さらに、地震に備え、個々の建築物の安全性を高めるとともに、防火地域等の拡大による建築物の不燃化を図り、災害に強いまちづくりを推進するために、以下の施策を実施する。

- （1）昭和56年6月の建築基準法改正後の建築物は、防災の向上が要求されており、今後の新築、増築についても防災関係法令の遵守及び行政指導の強化を図る。
- （2）既存建築物の耐震診断・補強に対する指導を強化する。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、特定建築物の所有者に対して、必要に応じ、区が指導を行う。
- （3）防災設備（避難施設、防水・排水施設、消防用設備等防火設備、避雷設備等）を関係法令に基づいて設置、維持、管理するように指導する。
- （4）査察計画を立て、これに基づき立入検査を実施し、また関係者に自主点検整備の励行及び自衛消防訓練等の実施について推進する。
- （5）国・都の検討、指針策定状況などに併せて、エレベーター設置施設管理者に安全確認の徹底を要請する。
- （6）倒壊のおそれなど危険な状態にある老朽建物等の管理の適正化を図るため、所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）や墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例（平成25年墨田区条例第35号）に基づく措置を行う。
- （7）墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例（平成28年墨田区条例第69号）に基づき、防災用品の備蓄や防災訓練の実施等、災害時の対応を求めていく。

3 高層建築物防災計画

対象となる高層建築物とは、軒の高さ 31m を超える建築物をいい、総数は 570 棟ある（本所消防署管内 451 棟、向島消防署管内 119 棟）。前述の一般建築物防災計画に記載した防災関係法令の遵守及び行政指導の強化や、耐震診断・補強に対する指導の強化に準じるほか、高層建築物が抱える災害時の危険性を鑑み、事前の予防対策に重点を置いた指導を以下のように行う。

(1) 指導方針

- ア 高層建築物に対する都市ガス使用設備器具の抑制、火気使用設備器具の安全化及び家具調度品等の不燃化、防災性能化等の促進
- イ 施設の防災性能の向上の推進
- ウ 避難計画の作成
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止対策による等の被害軽減対策や、エレベーター閉じ込め防止対策の推進
- オ 自家発電機の整備及び燃料の確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、地域住民との共助の仕組みづくりの推進

(2) 防災管理体制の強化

- ア 防災計画の樹立
- イ 自衛消防訓練の実施
- ウ 円滑な避難体制の確立

4 社会公共施設防災計画（区）

防災上重要な区公共建築物の耐震化目標はほぼ達成しているが、今後とも安全・安心を確保するために、以下の事業を実施する。

※ IX-07：社会公共施設現況（別冊資料 P367 参照）

- (1) 新築する施設は、耐震、耐火構造とする。
- (2) 現在、非耐火構造及び非不燃建築の施設については、逐次耐震、耐火構造又は不燃建築への改修を図る。  
なお、文化財に指定されている木造等の施設については、耐震・耐火に代わる防災機能の整備を図る。
- (3) 防火水槽を可能な限り設置する。
- (4) 屋内消火栓設備その他消火設備等の設置を促進する。
- (5) 自衛消防組織の活性化を図る。
- (6) 区施設の停電対策を強化する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策



## 第2項 エレベーター対策

〔区〕

震災時におけるエレベーターの閉じ込めによる被害を防ぐため、区施設については都に準じたエレベーター閉じ込め防止装置の設置を検討・推進し、民間施設については区報や区公式ホームページ等を通じて、既設エレベーターの耐震性や安全性の向上を啓発する。

また、都の「1ビル1台」ルール<sup>(\*)</sup>の普及啓発等に協力し、救出体制や早期復旧体制を構築する。

### 【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄階に着床させ、ドアを開放する装置

## 第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所〕

### 1 窓ガラス等落下物の安全化

区は、建物所有者や管理者に対し窓ガラスや外壁タイルの落下防止・安全化について周知を図り、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。また、区立小中学校については、校舎等の耐震化と併せてガラスの落下・飛散防止対策を実施していく。さらに、一般世帯へガラス飛散防止フィルムのあっせん等を行い、窓ガラスの安全化を推進する。

また、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」により、一定規模以上の建築物に対して、外壁面のガラスの落下防止を図るように指導する。

### 2 自動販売機の転倒防止

都は、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。

また、道路管理者は、道路上での違法占用を道路パトロール等で発見した場合には、占用者に対して速やかに撤去を行うよう指導する。

<sup>(\*)</sup> 地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、一般社団法人日本エレベーター協会は、そのルールの徹底を協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、都と連携して広く区民・事業者等に普及啓発する。

3 家具類の転倒・落下・移動防止対策

区内における家具類の転倒等防止対策実施率を向上させるため、家具類の転倒・落下・移動による危険性の認知度を高め、対策器具の種類及び取付け方法並びに家具類の安全な配置位置について啓発を行う。また、中高層住宅や高層ビル等の高い階層における長周期地震動に対する安全対策（長周期地震動に対する備え・長周期地震動に対する安全行動）について啓発を行う。

機 関 名	内 容
区	1 区施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。 2 住民の安全及び避難路確保を図るため、高齢者や障害者がいる世帯、未就学児のいるひとり親世帯を対象に、希望により家具類の固定や屋内ガラスの飛散防止を行う家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルム取付助成制度を推進する。 3 家具類の転倒・落下・移動防止対策と併せて、耐震診断や耐震改修等の震災対策全般にわたる相談窓口を設けるなど、住民の利便性の向上を図る。 4 中高層住宅特有の大きな揺れによる被害の発生が危惧されることから、パンフレットを町会・自治会等へ配布し、家具類の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。 5 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」及び「同条例施行規則」により、一定規模以上の建築物に対して、家具の転倒防止対策を図るように指導する。
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布・家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、都民や事業所に対する防災指導を実施する。 2 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。 3 関係機関、関係団体等と連携した周知を実施する。 4 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。

4 ブロック塀等の安全化

区は、災害時においても安全で快適な住環境の整備を目的として、道路沿いのブロック塀の生垣化を促進させるため、緑のへい等設置補助金交付制度を推進する。

また、区内のブロック塀等の安全化に向け、区報、区公式ホームページ及び区イベント等を通じ、安全管理や維持保全の重要性について周知啓発を図る。

5 屋外広告物の安全化

屋外広告物に対する安全管理義務について周知啓発を図る。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第4項 文化財施設の安全対策

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、墨田区文化財保護条例（昭和57年墨田区条例第21号）に基づき、貴重な文化財（国指定文化財26件、国登録文化財4件、東京都指定文化財13件、区指定文化財23件）を保護し、防災性を高めるために以下の施策を推進する。

※ IX-08：指定文化財所在地（別冊資料P368参照）

### 1 全般計画

- (1) 文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させる。
- (2) 指定建造物及び文化財保管施設の内外における火気使用、喫煙等の禁止措置及び消防上必要な行政指導を実施する。
- (3) 文化財の災害予防のため、消防用設備等の設置を指導推進する。
- (4) 自衛消防組織の結成を図り、定期的に訓練を実施させる。
- (5) 災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。

### 2 実施計画

- (1) 毎年1月26日を「文化財防火デー」として学校教育、社会教育を通じて文化財防災運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。
- (2) 春、秋の火災予防運動を通じて火災予防を呼びかける。
- (3) 消防署は、管内の文化財施設の所有者又は管理者に対して、以下の6項目の点検内容を実施するよう指導する。
  - ア 文化財周辺の整備・点検
    - (ア) 文化財の定期的な見回り・点検
    - (イ) 文化財周辺環境の整理・整頓
  - イ 防災体制の整備
    - (ア) 防災計画の作成
    - (イ) 巡視規則や要項の作成等
  - ウ 防災知識の啓発
    - (ア) 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
    - (イ) ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
  - エ 防災訓練の実施
  - オ 防災設備の整備と点検
    - 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
  - カ 緊急時の体制の整備
    - 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

## 第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化

### 第1項 液状化対策の強化

[区]

区は、液状化被害の発生の危険性がある箇所について、以下のような適切な対策を講じていく。

#### 1 液状化に係る情報提供

「東京の液状化予測図（令和3年度改訂版）」や「液状化による建物被害に備えるための手引（令和4年9月改訂版）」（都都市整備局）、「建物における液状化対策ポータルサイト」などの情報を区民に提供し、普及啓発に努める。

また、都が新たに創設した「アドバイザー制度（アドバイザーが現地を確認の上、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施）」の活用を図る。

#### 2 建築物の液状化対策

区は、区内で計画されている建築物の建築確認審査等の機会を捉え、設計者に対して、液状化等に関する情報提供をすることで、液状化対策に関する意識啓発を図る。

また、液状化のおそれがある地域における公共建築物の工事に当たっては、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法等を採用する。

### 第2項 長周期地震動対策の強化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

高層階建物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

#### 1 危険物等施設における被害の防止

東京消防庁は、長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を適正に維持・管理するよう指導することにより安全性の確保を図る。

#### 2 室内の安全確保

東京消防庁は長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く都民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

## 第4節 出火、延焼等の防止

### 第1項 出火等の防止

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 火気器具の規制（東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）
 

安全な火気使用設備、器具等の普及を図るとともに、各種調査研究の結果に基づき構造及び使用環境の安全化等の対策指針を確立し、出火の防止に努める。

  - (1) 対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気設備・器具等周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種火気使用設備、器具等の地震時における安全化を図る。
  - (2) 立入検査や防火防災診断を通じて火気取扱施設や一般住宅の各種火気使用設備器具、電気設備器具の使用頻度及び使用環境を調査し、調査結果を消防対策に反映させるなど、出火防止に向けた安全対策の普及促進を図る。
  - (3) 火災事例の紹介等を通じ、区民の防火防災に関する意識の高揚及び防災品について各種広報媒体を通じた普及を進める。
  - (4) 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い大型量販店・スーパー、飲食店、病院等の防火対象物、多量の火気を使用する工場や作業場等に対して、立入検査を実施し、①火気使用設備、器具等の固定、②当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、③災害時の従業員の対応要領等を指導する。
  
- 2 危険物施設等の出火防止（東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）
 

区内における危険物を取り扱う施設は、本所消防署管内 92 件、向島消防署管内 177 件、計 269 件あり、減少傾向にある。

(令和5年7月1日現在)

種 別		箇所数	本所署管内	向島署管内
製 造 所		1	0	1
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	37	13	24
	屋外貯蔵所	0	0	0
	屋内タンク貯蔵所	25	10	15
	屋外タンク貯蔵所	0	0	0
	地下タンク貯蔵所	38	25	13
	移動タンク貯蔵所	91	0	91
取 扱 所	給油取扱所（営業用）	22	13	9
	給油取扱所（自家用）	7	2	5
	一般取扱所	30	19	11
	販売取扱所（1種）	12	7	5
	販売取扱所（2種）	6	3	3
合 計		269	92	177

地震による火災及び危険物の流出を防止するため、施設の設置又は変更時に法令を厳正に適用し、併せて随時立入検査を実施して、当該施設の管理及び貯蔵取扱いの適正化を図る。また訓練の指導等により災害の予防を徹底する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

- (1) 危険物施設の安全対策について、以下の対策の推進を図る。
    - ア 耐震性強化の指導
    - イ 自主防災体制の整備
    - ウ 活動要領の制定
    - エ 防災資器材の整備促進
    - オ 立入検査の強化などにより、出火防止や流出防止対策
  - (2) 「危険物安全週間」等を通じて、危険物に起因する火災・事故等を防ぐため、危険物施設等の関係者に対して保安管理意識の高揚を呼びかけるとともに、併せて区民に対し、危険物に関する知識の啓発を図るための効果的な普及活動を積極的に行う。
  - (3) 各事業者及び危険物取扱者等に対する講習等を行い、危険物施設の自主保安管理、危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟及び火災予防思想の普及を図り自主的災害予防体制を確立する。
  - (4) 事業所では、必ず危険物取扱者の有資格者をして取り扱わせるよう有資格者の多数養成に努めるよう指導する。
  - (5) 化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的を実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しても実態調査を行い、個別・具体的な安全対策の指導を推進する。
    - ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
    - イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
    - ウ 混合混触発火物品の近接貯蔵の禁止
    - エ 化学薬品等収納場所の整理整頓
    - オ 初期消火資器材の整備
- 3 高圧ガス・有害物質施設等の安全化（区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）
- (1) 高圧ガス保管施設
 

高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
  - (2) 毒物・劇物取扱施設
 

毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

また、区は毒物・劇物取扱施設に対して、危険防止規定の作成、設備の保守点検等の励行、定期的な防災訓練の実施等を指導する。
  - (3) 放射線等使用施設
 

放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
  - (4) 石綿含有建築物等
 

区は、都環境局等と協力して石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築を図る。

4 住民指導の強化（東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）

各家庭において、平素から火災の発生や延焼拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図るとともに、地震発生時の出火防止対策の徹底を期すため、出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育を推進し、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。

(1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の普及と維持管理方法の周知
- イ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器・漏電しゃ断機・感震コンセントなど、出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテンなどの防災製品の普及
- キ 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- ク 一般家庭にある身近な危険物で、接着剤、アロマオイル、防水スプレー、マニキュア、消毒用アルコール等の正しい取扱方法に関する指導の徹底
- ケ 防災訓練への参加

(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 本所都民防災教育センター、起震車等を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- イ 地震時は「地震だ！まず身の安全」の徹底
- ウ 地震の揺れがおさまったら、落ちついて火の元確認初期消火（①火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。②出火した時は、落ちついて消火する。）の徹底
- エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底
- オ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- カ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底
- キ 周囲で延焼火災が発生したら、早い段階で、火災の規模や風向を考慮して安全な避難先を決め、安全なルートを通して迅速に避難

5 住宅用火災警報器の普及啓発（区）

区は、火災の早期発見及び逃げ遅れの防止を図るため、住宅用火災警報器の普及啓発を行う。

6 感震ブレーカー普及啓発（区）

地震時の停電から復旧に伴う電気に起因する火災を防ぐため、ブレーカー遮断装置を、あっせん価格で提供している。

## 第2項 初期消火体制の強化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 初期消火体制の推進（区）

#### (1) 消火器の配備

震災時における初期消火体制の充実及び通常火災の防止対策、併せて区民の防災意識の高揚を図ることを目的として、主要道路の歩道等に、約2,400本の消火器を配備している。

また、被生活保護世帯のうち、希望する世帯に消火器を配布しているほか、町会・自治会でも、区配備消火器のほかに自主的に消火器を配備している。

そのような中、区では、初期消火体制の機能を維持するため、区配備消火器を定期的に点検するとともに、薬剤詰替や本体の交換を実施する。また、火災に使用した町会及び個人所有消火器の薬剤充てん等を行うとともに、各家庭及び事業所に消火器の設置を積極的に推進する。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図っていく。

#### ア 区消火器配備状況（令和5年2月現在）

(ア) 区内随所設置 1,966本

(イ) 主要道路歩道上設置 416本

#### イ 配備基準

主要道路沿いの地域 ……………道路上50メートル間隔に1本の割合

火災危険度3以上の地域 ……………60m×60mに1本の割合

火災危険度2以下の地域 ……………90m×90mに1本の割合

被生活保護世帯・区公共施設

#### (2) 消火用スタンドパイプの配備

区内には、スタンドパイプを接続して使用できる消火栓が2,712基（本所消防署管内1,546基、向島消防署管内1,166基）、排水栓が9基（本所消防署管内9基、向島消防署管内0基）（令和5年7月現在）配備されている（区画量水器及び私設消火栓を除く。）。また、各町会・自治会に周辺地域の消火栓分布地図をスタンドパイプとともに配布している。

### 2 自主防災体制の強化（東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）

#### (1) 現況

東京消防庁は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本理念に区民が自信をもって災害に対応できるよう、訓練指導用資器材の整備をはじめ、防災教育訓練を通じて区民に対する消火及び救出救護等に関する知識、技術の普及を推進している。また、地域の協力体制を進め、要配慮者<sup>(\*)</sup>を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図っている。

<sup>(\*)</sup> 災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者で、火災、震災その他災害への対応力が弱く、防災上の支援及び配慮を必要とする65歳以上の者又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の障害者

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策



## (2) 目標

地域住民に対して地域特性に応じた実践的な防災訓練を推進し、防災行動力の向上を図る。

すべての事業所に対し、防災計画の作成を推進し、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上及び自主防災体制の強化を図るとともに、事業所相互間の協力体制及び住民防災組織等との連携を強化する。

また、有資器材の整備を図り、地域の協力体制づくりを推進する。

## (3) 事業計画

指導用資器材の整備を進め、地域ごとに推進する。

## 第3項 火災の拡大防止

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

## 1 延焼拡大要因の除去

## (1) 現況

ア 建物の構造状況、危険物施設の分布、空地、道路率等の実態を把握し、消防施策確立のため基礎資料の整備に努めている。

イ 不特定多数の人が出入りする施設並びに危険物製造所等については、関係法令に基づく立入検査を実施し、指導を行い、違反の是正を図っている。

## (2) 目標

地域別総合危険度、市街地状況調査等危険度の高い地域に対する被害の軽減を図るため、消防活動対策に反映する。

地域別総合危険度、市街地状況調査等の結果を消防活動対策に反映し、危険度の高い地域の被害の軽減を図る。

## (3) 事業計画

ア 地域特性に即した消防活動体制の整備を進める。

イ 不特定多数の人が出入りする施設及び危険物施設については、定期的に立入検査を行い、防火管理の徹底と延焼拡大要因の除去を図る。

ウ 消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業に対して消防活動を実施する立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

※ IX-09：地震に関する地域危険度測定調査結果（第9回）（別冊資料 P371 参照）

## 2 消防力の強化

東京消防庁は、震災時の同時多発火災に対処するための初動及び活動体制の確保を図るとともに、各地域の総合出火危険度及び延焼危険度の調査結果に基づき、災害様態の変化に対応できる適正な消防力の配備を図るため、以下のような施策を実施する。

## (1) 消防活動体制の確保

東京消防庁は、大地震時に予想される各種災害に対処するため、消防庁舎等の耐震性の強化、待機宿舎の整備、情報通信機構の強化、消防機械及び消防水利の整備

増強を計画的に行っている。また、震災時に常備消防力の最大限有効な活用を図るため、消防部隊の効果的運用、部隊運用資材及び車両の運行が困難な地域の消火用の可搬ポンプの整備を図っている。

現在の区内の消防体制としては、東京消防庁のもとに、消防署2箇所、消防出張所5箇所であり、本所消防署員217名、向島消防署員184名、計401名で組織され、指揮車2台、ポンプ車11台（本所6台、向島5台）、化学車1台、梯子車2台、空中作業車1台、救急車7台（本所3台、向島4台）、資機材輸送車1台、消防活動二輪車2台が配備されている。

※ II-06：消防署等の所在（別冊資料P184参照）

※ II-07：車両、機器配置状況一覧表（別冊資料P185参照）

## (2) 消防団の強化

消防団について、分団施設本部及び可搬ポンプ等の施設、資器材を計画的に整備し活動体制の強化を図る中、現在、本所消防団240名、可搬ポンプ16台、可搬ポンプ積載車7台、向島消防団263名、可搬ポンプ19台、可搬ポンプ積載車9台が配備されている。

※ II-08：消防団の現況（別冊資料P186参照）〈再掲〉

ア 消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団組織の強化を図る。区民に対する防災指導體制の充実を図るとともに消防団組織を強化する。また区民に対する防災指導體制の充実を目的として、応急手当普及員認定者の育成を図り、AED（自動体外式除細動器）指導等の推進を図っている。さらに、東京消防庁では、可搬ポンプ積載車（緊急車）の増強、各種資器材等を格納できる施設を整備し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢を充実するなど震災時の消防団活動体制の充実強化を図っている。

イ 震災及び大規模災害において、特殊技能を保有する団員が特殊技能班を編成し、消防署隊と連携した救助、救護活動等災害活動体制の強化を図っている。

## (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア（本所消防ボランティア、向島消防ボランティア）の育成及び活動

大規模地震の際、同時多発する大災害に対応する必要があることから、消防署内での後方支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した本所・向島各消防ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、指導育成を図る。

また、本所・向島各消防ボランティアは、東京消防庁管轄区域に震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、活動ができる準備をして自発的に事前に登録した消防署又は最寄りの消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊資料P362参照）〈再掲〉

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

### 3 消防水利の整備

消防水利として指定している防火水槽等（消火栓を除く。）は次のとおりである。

（令和5年7月1日現在）

種別	数	水量 (m <sup>3</sup> )	本所署 管内数	本所署 水量 (m <sup>3</sup> )	向島署 管内数	向島署 水量 (m <sup>3</sup> )
防火水槽	655	34,967	296	15,439	359	19,528
プール	42	12,849	20	6,014	22	6,835
池	4	350	3	150	1	200
受水槽	32	4,349	14	1,369	18	2,980
貯水池	2	230	0	0	2	230
合計	735	52,745	333	22,972	402	29,773

東京消防庁では、震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の整備を推進するとともに、区及び関係機関と連携した水利整備方策の推進に努める。

また、災害時の消防水利を確保するために、以下のような整備を行う。

- (1) 震災時の市街地大火に備えた巨大水利として耐震性を有する防火水槽の確保に努める。
- (2) 区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- (3) 経年防火水槽の再生や深井戸等の整備を推進し、震災時の消防水利を確保する。
- (4) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (5) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (6) 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
- (7) 民間の建設工事にあわせて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- (8) 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法（昭和43年法律100号）の開発行為に伴う協議や、区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。

## 第4項 危険物施設等の防災組織

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

危険物施設等の保安対策及び危険物の輸送時における保安対策を重点に、一定規模以上の事業所に予防規程及び地震対策の作成を定期的な訓練を含め、指導するとともに、予防規程の作成を要しない事業所にあっても単独に防災計画を作成するよう指導する。

- 1 危険物施設事業所等における地震防災応急対策を推進する。
- 2 屋外タンク貯蔵所の安全対策を推進する。
- 3 避難場所、主要幹線道路等に近接する危険物施設等の安全対策を推進する。
- 4 危険物施設事業所等の教育、訓練等保安管理体制の強化推進を図る。
- 5 大規模な危険物施設事業所等における自主防災体制及び事業所間の相互応援体制の確立を図る。
- 6 危険物施設事業所等の教育、訓練等保安管理体制の強化推進を図る。

## 第5項 危険物等の輸送の安全化

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

危険物等の輸送の安全化を図るために、以下のような対策を実施する。

- 1 タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。  
また、指導に当たっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。
- 2 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- 3 トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- 4 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
- 5 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

## 第6項 雨水利用の推進

[区]

区内における雨水利用施設は456箇所（区施設、都施設、23区清掃一部事務組合、民間施設、路地尊）であり、総貯留槽容量は約26,238 m<sup>3</sup>、集雨面積は約234,158 m<sup>2</sup>となっている（令和5年3月現在）。

今後も、都市の安全性の向上と快適な都市環境の創造に資するため、都市における渇水及び洪水の防止、防災対策（初期消火用水やトイレ洗浄水等の確保）の推進並びに地域水循環の再生を目標とし、雨水利用促進助成制度等により雨水利用を推進する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 応急対策

### 第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止

#### 第1項 消火・救助・救急活動

[区、各機関]

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

（震災編第2章応急対策第1節「自助による応急対策の実施」～第4節「消防団による応急対策の実施」参照）

#### 第2項 公共土木施設等

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]

##### 1 活動方針

- (1) 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれ分担に基づいて行動する。
- (3) 緊急時には、関係諸機関へ通報して臨機の措置を講じる。

##### 2 応急対策計画

###### (1) 河川管理施設

区は、水防法第9条及び墨田区職員災害対策マニュアルに基づき、区内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、警戒を要する箇所については、直ちに都建設局第五建設事務所及び江東治水事務所に報告するとともに、必要な措置を実施する。

区から報告を受けた場合には、都建設局第五建設事務所及び江東治水事務所は、応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行う。

###### (2) 道路・橋梁

###### ア 活動方針

被害を受けた道路・橋梁は、速やかに応急対応を行う。特に救助活動のために必要な道路及び主要幹線道路は、重点的に応急対応を行い、交通路の確保に努めるものとする。

###### イ 活動内容

機関名	内 容
区	1 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに障害物除去、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等の防災関係機関と連絡の上、通行止又は交通規制の標示等必要な措置を講じるものとする。 2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ事後連絡するものとする。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

都	<p>1 都道や緊急道路障害物除去路線に指定された区市町村道については、協力業者等の緊急巡回と連携して調査・点検を行う。</p> <p>2 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。</p> <p>3 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が実施する。</p> <p>4 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。</p> <p>5 必要な資器材を確保するため使用できる建設機械等の把握を行う。</p>						
首都高速道路東京東局	<p>1 情報連絡窓口 災害時の情報連絡窓口は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">首都高速道路株式会社窓口</td> <td style="padding: 2px;">電話番号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東京東局保全管理課</td> <td style="padding: 2px;">03-5640-4854</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東京東局交通管制室</td> <td style="padding: 2px;">03-5640-4800</td> </tr> </table> <p>2 災害時における体制 地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講じる。</p> <p>3 災害応急対策 地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。</p> <p>(1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、首都高速道路東京東局は、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。</p> <p>(2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護、その他安全確保に努める。</p> <p>(3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。</p> <p>(4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる</p> <p>4 災害時の広報 お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活動して、正確かつ迅速に利用者に提供する。</p> <p>5 緊急道路確保 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。</p> <p>6 復旧対策（復旧計画）</p> <p>(1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。</p> <p>(2) 災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。</p>	首都高速道路株式会社窓口	電話番号	東京東局保全管理課	03-5640-4854	東京東局交通管制室	03-5640-4800
首都高速道路株式会社窓口	電話番号						
東京東局保全管理課	03-5640-4854						
東京東局交通管制室	03-5640-4800						

## 第3項 社会公共施設等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会]

### 1 応急危険度判定

#### (1) 対策内容

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

ア 区の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力を要請する。

#### (2) 取組内容

ア 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定の実施が困難な場合、都災害対策本部へ実施を要請する。

### 2 社会公共施設等の応急対策

#### (1) 各医療機関

管理者は、あらかじめ策定した院内マニュアルに基づき、患者及び職員等の安全を確保するとともに、定められた通信手段を活用し、院内の状況を報告する。

#### (2) 社会福祉施設等

ア 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

イ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ 施設独自での応急対策が困難である場合は、区等の関係機関に連絡し援助を要請する。

エ 地震の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

#### (3) 学校施設

##### ア 応急対策

(ア) 学校長は、震災時の避難等について特に綿密な学校防災計画を確立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童、生徒等の安全確保に万全を期する。

(イ) 自衛防災組織を編成して、役割分担に基づいて行動する。

(ウ) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

(エ) 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。

(オ) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

イ 応急復旧対策

(ア) 区立学校の施設が地震等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、区教育委員会は、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを作成する。

(イ) 児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解決するためにも教育活動の中断がないように努める。

(ウ) 被害を受けた施設のうち緊急に応急復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに実施する。

(4) 文化財施設

ア 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに本所・向島消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。

イ 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し、その結果を区教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に報告する。

ウ 防災関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

(5) 区立施設等

ア 施設管理者は、あらかじめ定められた避難場所に利用者等を誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

イ 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

※ IX-07：社会公共施設現況（別冊資料 P367 参照）＜再掲＞



## 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

### 第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、都下水道局東部第一下水道事務所]

#### 1 石油等危険物施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
都下水道局 東部第一下水道 事務所	1 有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 2 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

#### 2 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。 2 関係機関及び施設管理者と連携し、緊急措置を促す。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
------	--

3 高圧ガス保管施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区市町村へのその内容の通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については震災編第6章応急対策第3節の「消防による消火・救助・救急活動」により対処する。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
区	毒物・劇物取扱施設に対して応急措置をとるよう指示し、住民に対して避難又は当該施設に近づかないよう注意を促す。関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区市町村へのその内容の通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については震災編第6章応急対策第3節「消防による消火・救助・救急活動」により対処する。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

- 5 放射線等使用施設の応急措置  
 放射線等使用施設の応急措置については、震災編第12章「放射性物質対策」に基づき実施する。
- 6 石綿含有建築物等の応急措置  
 区は、都環境局が発行する「災害時におけるアスベストの飛散防止マニュアル」に基づき、建築物等からのアスベストの飛散・ばく露防止の応急措置を支援・実施する。
- 7 危険動物の逸走時対策計画  
 危険動物の逸走があった場合、区は都と連携を取りながら、必要に応じて次の措置を行う。
  - (1) 住民に対する避難の指示
  - (2) 住民の避難誘導
  - (3) 避難住民の保護
  - (4) 被害情報の収集・提供
  - (5) 関係機関との連絡

## 第2項 危険物輸送車両等の応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 危険物輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 関係機関との密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、震災編第6章応急対策第3節の「消防による消火・救助・救急活動」により対処する。
事業者等	事故等により、危険が想定される場合は、関係機関への通報等、応急措置を実施する

### 2 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質輸送車両の応急対策については、震災編第12章「放射性物質対策」に基づき実施する。

## 復旧対策

### 第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

#### 第1項 公共土木施設等の復旧

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]

##### 1 河川施設

河川管理者が、管理する施設が災害により被害を受けた場合に、状況を速やかに調査し復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防、護岸の決壊のおそれがあるもの
- (2) 河川の堤防の脚部の深掘れで根固めをする必要のあるもの
- (3) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、各施設管理者と連携し、速やかに施設の復旧に努める。

(震災編第5章「津波等対策」参照)

##### 2 内水排除施設

地震等により排水機場に被害が生じたときは、施設の復旧を可能な限り早急を実施し、浸水区域が拡大するおそれがあるときは、ポンプ車等による排水作業を実施して被害の拡大を防止するものとする。また、高潮により水害を受けるおそれがあるときは、敏速に水門等を閉鎖し、海水、河川の逆流を防ぐものとする。

##### 3 道路・橋梁

道路・橋梁管理者は、道路（橋を含む。）が災害により被害を受けた場合は、状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没または欠壊、橋梁の破壊又は破損によって、交通不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没または欠壊、橋梁の破壊又は破損でこれを放置することにより、二次被害を生じるおそれのあるもの

#### 第2項 社会公共施設等の復旧

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

##### 1 学校施設

区立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

## 2 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、文化財所有者、都教育委員会、区教育委員会等において修復等について協議を行う。

## 3 区立施設等

区立施設等について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

## 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

応急対策第2節「危険物等の応急措置による危険防止」に準ずる。

第1章

区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章

区民と地域の防災力向上

第3章

安全な都市づくりの実現

第4章

安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章

津波等対策

第6章

広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章

情報通信の確保

第8章

医療救護等対策

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

### この章のポイント

大規模な地震では、道路や鉄道などの交通施設や、上下水道をはじめとした各種ライフラインが、被災により機能不全に陥る可能性がある。

ここでは、区民生活や都市機能を支える交通ネットワーク及びライフライン等の確保についての対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、交通施設では細街路の閉塞や交通渋滞等による被害が見込まれ、ライフラインについては、断水や停電、ガスの供給停止といった被害が想定されている。
- 都市の活動や日々の暮らしを支える基盤として重要な役割を担う交通施設や各種ライフラインが被災により機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の実施、都市における暮らしの継続などが困難になるおそれがある。
- 人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の暮らしと生命を守り、都市機能を維持するためには、交通ネットワーク及びライフライン等の機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるためには、エネルギーの確保が不可欠である。

### 2 現在の到達状況

#### (1) 交通関連施設

- 老朽化した道路舗装の計画的な改修と橋梁の補修、河川施設の耐震・耐水対策を推進
- 防災船着場の整備（8箇所）

#### (2) ライフライン

- 水道管路の耐震継手率 48%（令和4年3月）（都水道局全体）
- 指定避難所などから排水を受け入れる下水道管の耐震化を完了（平成26年3月）し、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路などのマンホールの浮上抑制対策を完了（平成23年3月）
- 指定避難所への災害時特設公衆電話の設置（各5台）
- ライフライン復旧活動拠点の確保（2箇所）

### 3 対策の方向性

#### (1) 交通ネットワークの確保

- 区民の生命を守る交通ネットワークの確保に向けて、道路の整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上による鉄道の安全確保と早期復旧を図るため、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確  
保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## （2）ライフライン等の確保

- 水道・下水道施設等の耐震性や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

## （3）エネルギーの確保

- 自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持する。
- 災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策



第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 4 具体的な取組

<p><b>地震前の行動</b></p> <p>(予防対策)</p>	<p><b>交通関連施設の安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路・橋梁等の耐震化と安全確保</li> <li>○鉄道施設の耐震性の強化</li> <li>○内部河川施設の整備、耐震・耐水対策</li> <li>○機能に応じた緊急輸送ネットワークの整備</li> </ul>	<p><b>ライフライン等の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン施設の耐震化</li> <li>○災害時のバックアップ体制の強化</li> </ul>	<p><b>エネルギーの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○停電対応GHP（ガスヒートポンプ）等発電設備を備えた防災拠点の整備</li> <li>○公共施設等への蓄電池、コージェネレーションシステム等の自立・分散型電源の整備</li> <li>○災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援</li> </ul>
<p><b>地震直後の行動</b></p> <p>(応急対策) 発災後72時間以内</p>	<p><b>交通ネットワークの機能確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通規制の実施、緊急輸送道路の障害物の除去</li> <li>○鉄道の運転規制、避難誘導・救護措置等による旅客安全確保</li> <li>○防災船着場の運用</li> </ul>	<p><b>ライフライン機能の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン施設の被害調査、点検、応急措置等</li> </ul>	<p><b>発災時のエネルギー供給機能の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立・分散型電源等による施設機能維持のためのエネルギー確保</li> </ul>
<p><b>地震後の行動</b></p> <p>(復旧対策) 発災後1週間 目途</p>	<p><b>道路及び鉄道の交通機能の確保と被害拡大防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の障害物除去及び搬出、応急復旧の実施</li> <li>○鉄道施設の被害状況に応じた復旧の実施</li> <li>○河川施設等の被害の拡大防止措置</li> </ul>	<p><b>ライフライン施設の復旧対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道、下水道施設の復旧</li> <li>○二次災害防止の観点から復旧</li> </ul>	
<p><b>5 到達目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路・橋梁・鉄道施設の耐震化</li> <li>■防災船着場の整備促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■上下水道・電気・ガス・通信施設の安全化</li> <li>■令和12年度までに管路の耐震継手率を61%に向上</li> <li>■災害復旧拠点となる施設等への下水道管と緊急輸送道路等のマンホールの接続部の耐震化、マンホールの浮上抑制対策を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■拠点施設等の機能維持のための自立・分散型電源及び非常用電源の導入</li> </ul>

## 予防対策

### 第1節 道路及び鉄道施設の安全化

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

#### 1 道路・橋梁施設

震災時における避難及び救助活動に支障のないように、安全性や耐震性を確保した道路・橋梁等の整備を図る。

##### (1) 道路及び付帯施設

区内の道路は、国道 6,574m、都道 26,716m、区道 254,184m（令和5年4月1日現在）でアスファルト舗装に改良されており、損傷度を基に老朽化した舗装の補修を計画的に行っている。大規模な地震発生の場合、その地震動による路面の損傷が多く予想される。

※ IX-10：道路管理者別状況（別冊資料 P374 参照）

しかし、地震動による舗装の亀裂及び破壊は主として、路床、基礎、擁壁、地下埋設物などの変形破壊、不等沈下等によって起こるので、平坦部分には大きな道路損壊は生じないものと推定される。したがって、橋梁の取付部や擁壁の破壊、沿道建築物の倒壊によって道路災害が発生するもの及び液状化や地下埋設物の損壊によるものが挙げられる。

区においては、震災時、障害物の除去及び簡易的な応急補修を優先的に行い、救援活動や物資の輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を対象として、令和3年度に路面下空洞調査を行い、空洞箇所の補修を行ったことで、震災時の道路陥没を未然に防止している。

今後も、区道については、災害時の避難及び救急救護等に支障のないよう、整備を実施するとともに、全道路の老朽化対策を実施するものとする。

ア 側溝は、国道、都道及び区道においておおむね整備されている。

道路の側溝整備は、特に道路冠水、滞水を防ぐため重要であり、適切な維持管理を行っている。なお、区道の側溝施設の現況は、下表のとおりである。

（令和5年4月1日現在）

	街渠 <small>きょう</small> (m)	L形 (m)	U形 (m)	計 (m)
区 道	87,115	362,511	1,199	450,825

イ 区内に存在する特定法定外公共物等について、墨田区特定法定外公共物等管理条例（平成29年墨田区条例第44号）に基づき維持管理を行っており、現況は下表のとおりである。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

(令和5年4月1日現在)

	路線数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
管理道路	151	8,794	27,211
管理水路	2	106	

ウ ガードレール等については、交通その他の必要な箇所を中心として整備している。その現況は、区内全域で42,060.5m（区道のみ）である。

エ 街路灯、橋りょう灯の現況は、下表のとおりである。（区道分）

(令和5年4月1日現在)

形式	区分	街路灯 (本)		橋りょう灯 (本)		小計	合計
		単独式	共架式	道路橋	歩道橋		
小型照明灯	LED	1,065	4,569	0	0	5,634	5,698
	その他※1	42	22	0	0	64	
大型照明灯	LED	943	3,376	16	0	4,335	4,461
	その他※2	19	67	38	2	126	
デザイン灯	LED	642	33	12	0	687	1393
	その他※2	607	74	25	0	706	
合計		3,318	8,141	91	2		11,552

小型照明灯：道路幅員6m以下（LED20VA以下）

大型照明灯：道路幅員6m超え（LED20VA超え）

その他※1：蛍光灯

その他※2：水銀灯、セラメタランプ、ナトリウムランプ灯

オ 街路樹

街路樹植栽の現況は、下表のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

種類 区分	あおぎり (本)	すずかけ (本)	とうかえで (本)	その他 (本)	計 (本)
区	125	585	958	1,800	3,468
都	70	196	0	4,009	4,275
国	0	302	0	156	458
計	195	1,083	958	5,965	8,201

(2) 首都高速道路

ア 道路の現況

名称	区内延長	入口	出口	非常電話	非常口
高速6号 向島線	6.9km	(上り) 堤通、向島、駒形 (下り) 向島、堤通	(上り) 堤通、向島 (下り) 駒形、向島、堤通	上り15か所 下り14か所	上り3か所 下り2か所
高速7号 小松川線	2.7km	(下り) 錦糸町	(下り) 錦糸町	上り8か所 下り7か所	上り無し 下り無し
計	9.6km				

イ 耐震性と施設の安全対策

(ア) 首都高速道路東京東局の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造等の状況に応じ、阪神・淡路大震災クラス的地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施している。

(イ) トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時においても、利用者がこれらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

(ウ) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、阪神・淡路大震災クラス的地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施し、概ね終了した。

(エ) その他、利用者の安全対策等地震防災対策のより一層の向上充実を図る。

(オ) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

(カ) 「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。

(キ) 具体的には、鋼製支承を性能の優れたゴム支承に取り替える事業を既に終了している。

(ク) なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。

(ケ) 道路構造物、管理施設等の常時点検を行う。

(コ) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検を行う。

(サ) 震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確にできるよう総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

a 実施時期・回数：年1回以上

b 訓練項目：初動対応訓練、情報受伝達訓練、災害対策本部運営訓練、応急対策訓練、避難誘導訓練、その他訓練

(3) 橋梁

区内の橋梁は、総数56橋（国道6橋、都道23橋）であり、そのうち区管理は、27橋（桜橋、おしなり橋を含む。）で、この多くは関東大震災復興事業として、大正末期から昭和初期に架けられたものである。令和5年4月1日現在の橋齢別では40年以上16橋、25年以上40年未満が5橋、15年以上25年未満1橋、15年未満4橋である（架替え中の南辻橋は除く。）。この27橋のうち、堅川橋については荷重制限15トン、となっている。これら老朽橋は、地震時その他災害時に際し、特に問題となるので区実施計画に基づき逐次整備を進めている。

※ IX-11：区内橋梁延長・面積（別冊資料 P375 参照）

※ IX-12：区内橋梁現況表（別冊資料 P376 参照）

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

また、横断歩道橋の令和5年4月1日現在の設置数は、国道4、都道5、区道1、の計10であり、落橋防止システムが取り付けられている。

今後も、区管理の橋梁は、橋梁改修計画のもと、主桁、横桁及び床版の補修、橋面の補修、塗装の塗り替え等の補修を行い長寿命化を図っていくが、老朽化が著しい橋梁については順次架替えを行っていく。また、落橋防止システムの設置等を進めるとともに、親水公園をまたぐ橋梁については、撤去、道路築造を行うなど、避難時に支障のないよう万全を期す。

## 2 鉄道施設

### (1) 計画方針

旅客の安全と輸送の確保を図るため、耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策の推進を図る。

ア 国の基準に基づき、鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。

イ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。

ウ 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止する。

エ エレベーターの安全対策の推進、安全性や耐震性を確保した鉄道施設の整備を図る。

### (2) 東日本旅客鉄道施設防災計画（JR両国駅・JR錦糸町駅）

ア 駅舎構造及び乗車人員

駅名	駅舎型式	駅舎構式	ホーム型式	乗車人員 (2022年度1日平均)
両国	地上式	耐火構造	島式	31,301人
錦糸町	地上式	耐火構造	島式2面	87,590人

イ 線路建造物の現況

区内における線路延長は約2.5kmで総武線とそれに並行する総武快速線の2線であり、線路建造物設計基準規程、建造物設計標準によって規定され、地震荷重に安全率を考慮して、400～500ガル、すなわち震度6～7ぐらいの地震、例えば関東大地震クラスのものに十分耐える設計がなされている。

隅田川橋梁は、昭和8年度に竣工したもので水平震度0.2で耐震性が検討されており、約200ガル程度の地震までは、構造物各部に生ずる応力は許容応力度以内である。したがって、許容応力度には1.5～2.0の安全部があるので、300～400ガルの地震では破壊されることはない。

河底トンネルは、地震時において剛性及び重さが大きくない限り、地盤と同じ挙動を示すので特に震度法による耐震設計は行っていない。しかし断面の異なる構造物の接合部分、すなわち海底部のケーソン（複合断面）とシールド（単線2本）接合部（右岸）では、周囲の地盤の振動の差異による強制変異を受けた場合に、亀裂が発生することも考えられるが、列車の運転に支障を及ぼすような変

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

状には至らないと思われる。

ウ 高架橋の現況

J R 両国駅から J R 錦糸町駅間の高架橋は、設計水平震度は 0.25～0.30 とし、250～300 ガルの地震では地震時の許容応力度以下の応力になるよう設計されている。したがって 400 ガル程度までの地震では破壊されることはない。

エ 浸水対策の現況

区内は、ほとんど高架になっており、高潮、洪水等で直接運行不可能となる状態はないが、錦糸町駅付近は地盤が低く乗降通路等は、浸水が若干予想される。

JR 両国駅方トンネル出口は、U型擁壁であり、その天端高については高潮最高水位を考慮して、A. P. +5.40m を確保している。

オ 目標

墨田区地域防災計画に基づき、J R 両国駅、J R 錦糸町駅における次に掲げる事項について、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧を早急を実施することにより、施設及び旅客の安全確保に努めるものとする。

- (ア) 旅客に対する傷害事故防止について
- (イ) 建造物の焼失、倒壊、破損防止について
- (ウ) 施設物（含む軌道）の飛散、落下、凍結防止について
- (エ) 地下道、通路の浸水防止について
- (オ) 構内停留車両の逸走、流転防止について

カ 事業計画

(ア) 災害予防の確立

旅客の安全輸送及び施設物の保全を図るため「防災内規」を設け、緊急事態発生に即応した処置の徹底を図る。

(イ) 防災知識の普及、徹底

旅客に対し春・秋の火災予防運動実施期間の際、駅構内に立看板、ポスターを掲出し、また放送設備により趣旨の徹底を図り啓蒙する。

また、駅長は震災時の旅客誘導について平素から防災関係機関と緊密な連携をとるとともに避難場所及び避難道路等について、所属社員に周知する。

(ウ) 防災訓練

- a 災害時における非常招集のための「緊急事態発生時の連絡方法」の周知並びに建造物、車両の火災発生を想定して所属部署への迅速な通報、伝達及び防災訓練を実施する。
- b 列車停止手配の訓練を実施する。
- c 救助・救命の訓練を実施する。

(2) 東武鉄道防災計画

区内における東武鉄道の駅は、とうきょうスカイツリー（押上）、曳舟、東向島、鐘ヶ淵の4駅（伊勢崎線）と小村井、東あずま（亀戸線）の2駅で、計6駅を有している。また、その線路の営業キロは、伊勢崎線 3.1km、亀戸線 2.0 km である。

ア 駅舎構造及び乗降人員

駅名	駅舎形式	駅舎構造	ホーム形式	乗降人員 (令和3年度1日平均)
とうきょうスカイツリー駅 (押上駅含む)	地上式	耐火構造	島式	10,415人 (押上駅 83,859人)
曳舟駅	地上式	耐火構造	島式	24,016人
東向島駅	地上式	耐火構造	相対式	15,608人
鐘ヶ淵駅	地上式	防火構造	相対式	10,558人
小村井駅	地上式	耐火構造	相対式	9,437人
東あずま駅	地上式	防火構造	相対式	6,686人

イ 各施設の耐震性

各施設の設計震度と耐震性の現況は、次のとおりである。

- (ア) 線路、建造物の耐震設計は、鉄道構造物等設計標準等関係技術基準により建築物の耐震設計は法規で定められた構造強度基準により設計されている。
- (イ) 建造物については、設計上の耐震性は十分と考えられるが、老朽化のための補強、補修を必要とする施設については、毎年調査を行い、必要に応じて取替補強、補修を実施している。また、軟弱地盤、地盤沈下及び諸種の環境変化についても特段の注意を払っている。

このほか、高架化、線路の増設工事に際して、建造物の更新を行い、耐震性の強化を図っている。

ウ 施設の点検

建造物（橋梁、線路等）、軌道、建物、停車場及び電気関係設備等の保守点検については、それぞれの「実施基準」その他関係法令等に基づき定期的、又は、随時保守点検を行っている。

エ 防災設備

- (ア) 各駅舎には地震火災、平常火災の際、初期消火に万全を期するため、消防法に定める基準により、消火器を設置している。なお、高架駅の受電設備については、キュービクル型として別置している。

(イ) 車両

車両の不燃化対策として、国土交通省の「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」及び解釈基準に適合する不燃化構造となっている。また、各車両に「粉末 ABC 消火器」、地下鉄線乗入れ車は「強化液（中性）消火器」を1本又は2本設置している。

(ウ) 浸水防止設備

亀戸駅北十間川橋梁からの線路へのいっ水防止のため、右岸、左岸に鎖蓋が出来るように設備してある。

オ 目標及び事業計画

計画の目標を達成するため、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

(3) 京成電鉄防災計画

ア 駅舎構造及び乗降人員

駅名	駅舎型式	駅舎構式	ホーム型式	乗降人員 (令和4年度1日平均)
押上	地下式	耐火構造	島式2面	188,833人 (うち連絡人員163,268人)
京成曳舟	地上式	準耐火構造	相対式	17,274人
八広	地上式	準耐火構造	相対式	12,118人

イ 線路の現況

区内にかかる線路延長距離は、押上駅から八広駅まで2.55kmである。また、その構造の隧道及び高架については、旧国鉄の設計基準に従い、地震荷重を考慮して設計されている。次に平地盛土区間は、開業当時からのものであるため、充分圧縮され密度が高くなっているため、地震時の被害は少ないものと予測している。

ウ 防災設備の現況

地震火災及び平常火災の拡大防止のため、初期消火に万全を期し消火器等を各駅及び車両等に設置しており、特に地下駅（押上駅）には消火栓の設置、排煙設備、避難誘導灯、排水設備、止水板等を有している。

エ 目標及び事業計画

都市計画事業及び輸送力増強計画と併せて路線の強化と駅舎並びに諸施設の改良、新設を推進し、交通諸施設を震災から防護して人命の保護と輸送の確保を図る。

(ア) 建築物及び工作物の保守点検

駅舎、軌道、架線、高架橋等の各施設の保守点検は、それぞれの検査規定及び検査基準、その他関係法令に基づいて定期的又は自主的に行う。また、電気施設についても、電気関係施設整備心得等によるそれぞれの検査基準に基づいて保守点検を行う。

(イ) 建築物及び工作物等の整備

停車場改良、軌道の強化、電気施設の改良等諸施設の改善、整備を行う。そこで、道路交通の円滑化や道路・鉄道の安全性向上及び沿線まちづくりの推進を図る事を目的として、京成押上線連続立体交差事業を進め、平成28年度末に事業完了した。

(4) 都営地下鉄防災計画（本所吾妻橋駅、菊川駅、両国駅）

区内における線路延長は、浅草線が押上駅から本所吾妻橋駅経由隅田川岸まで約1.4km、新宿線が菊川駅付近約1.0km、大江戸線が森下駅先区境から両国駅経由隅田川岸まで約1.8kmで、その構築は鉄筋コンクリート箱型ラーメン構造及び円形シェールド構造で耐震性を十分備えている。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策



ア 駅舎構造及び乗降人員

駅名	駅舎型式	駅舎構式	ホーム型式	乗降人員 (令和4年度1日平均)
本所吾妻橋	地下式	耐火構造	相対式	17,554人
菊川	地下式	耐火構造	島式	21,160人
両国	地下式	耐火構造	島式	28,397人

イ 目標及び事業計画

地震による被害を最小限にとどめ、かつ旅客の安全確保を図るため、災害発生時における旅客及び運転取扱等措置について、周知徹底を図り、被害拡大防止に努めるとともに、早期復旧を図る。

(ア) 駅舎、車両等の防災対策

- a 駅部の天井壁等の内装については、すべて不燃化している。
- b 車両は、国の基準に沿った不燃構造となっているほか、各車両に消火器を設置して万一来に備えている。

(イ) 放送設備等の整備

駅放送装置を非常警報設備の新基準（昭和48.2.10消防庁告示第6号）に適合し、非常電源を付置して停電時においても案内放送が行えるよう備えている。

(ウ) 浸水防止設備の点検整備

高潮、洪水による浸水を防止する通風口浸水防止機、駅出入口止水板について、地上巡回を定期的に行い、さらに浸水防止機については、開閉機能の点検及び注油を行っている。

(エ) 排水設備

隧道内の中央排水溝及び排水ポンプ室、排水槽の清掃を定期的を実施し、排水機能の維持に努める。

(5) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域防災計画（錦糸町駅、押上駅）

区内には、東京地下鉄半蔵門線の錦糸町駅と押上駅がある。

ア 駅舎構造及び乗降人員

駅名	駅舎型式	駅舎構式	ホーム型式	乗降人員 (令和3年度1日平均)
錦糸町	地下式	耐火構造	島式2面	79,913人
押上	地下式	耐火構造	複合島式	137,245人

イ 災害予防計画

(ア) 防災体制の確立

営業路線における防災施設を検討し、主要の改善方策を講ずるとともに防災体制を確立する。

(イ) 建造物の耐震性

主要建造物の設計基準は、原則として気象庁震度階の震度6強・6弱相当の地震まで耐え得るよう考慮してある。今後は、阪神・淡路大震災クラスの地震にも崩壊することがないようなものとする。

(ウ) 建築施設等の耐震性

地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準による設計で構築されている。また、変電所、設備用鉄構は、水平震度 0.3（震度 6 強・6 弱程度）で構造してある。

(エ) 排水設備

トンネル内の排水については、約 750m に 1 箇所割合でポンプ室を設置し、それぞれ毎分 1～1.5t の排水が可能なポンプ 3 台を配備している。

(オ) 浸水対策

豪雨、洪水等による地下鉄道への浸水防止のため換気口は、浸水防止機により浸水を防止する。駅出入口には、止水板及び防潮扉を設置し浸水を防止している。

(カ) 車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判断を受けたものを使用している。各車両には消火器を備え付けてある。

(キ) 停電対策

多系統から電力供給を受けているので、すべての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。しかし万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯を設置しているほか、列車も蓄電池により点灯するようになっている。さらに、非常用発電機設備により、防災設備に給電できるようになっている。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第2節 江東内部河川の整備

[区、都建設局江東治水事務所]

かつて旧中川、北十間川、横十間川、大横川、竪川の内部河川は、重要な輸送路として産業の発展に大きな役割を果たしてきたが、自動車輸送の発展などにより、舟運の利用頻度は著しく低下した。また、産業の発展に伴う地盤沈下により、この地区は、これまで水害の危険にさらされて来たが、地盤沈下の沈静化、内部河川の整備等により、水害に対する安全性は大きく改善されてきている。内部河川は、一部の河川を除き、豪雨時の排水先としても利用されている。最近は、水質改善や親水空間の整備等により、水辺に親しめる空間として見直されてきている。

なお、江東デルタ地帯内部河川の整備は、昭和46年度から事業着手がされており、地形、排水機能、河川利用状況などから、江東デルタ地帯を概ね二分し、地盤が特に低い東側地域の河川については、平常水位を地盤面より低下させる水位低下方式により整備する一方、比較的地盤が高い西側地域の河川については、耐震護岸方式により整備を行っている。

東側河川（旧中川・横十間川・北十間川の一部）の水位低下事業は、昭和53年12月に第一次水位低下（A.P. ±0.0m）を、平成5年3月に第二次水位低下（A.P. -1.0m）を実施し、その後、高水敷等の河道整備を行っている。

また、西側河川（大横川・竪川・北十間川の一部）については、耐震護岸の整備を行っている。

なお、現在、内部河川の整備は、平成28年に策定された「荒川水系江東内部河川整備計画」に基づいて進められている。さらに、平成24年には「東部低地帯の河川施設整備計画」が策定され、東日本大震災等を踏まえた河川施設の耐震・耐水対策にも取り組んでいる。

### 第3節 緊急輸送ネットワークの整備

#### 第1項 整備の基本的な考え方

[各機関]

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、都と連携して緊急輸送ネットワーク<sup>(\*)</sup>を整備する。整備の基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 緊急輸送ネットワークは、指定拠点と他県及び指定拠点間を結ぶ。
- 2 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次、第二次、第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。
- 3 輸送路の多ルート化を図るため、陸・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。
- 4 緊急輸送の実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- 5 緊急輸送ネットワークの分類

分類	目的	説明
第一次緊急輸送ネットワーク	都と区市町村本部及び都と他県との連携を図る。	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連携を図る。	第一次緊急輸送と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連携を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

<sup>(\*)</sup> 震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワークをいう。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

6 緊急輸送ネットワークにおける指定拠点（区内）

区 分		指定拠点の種類		箇所	機能
本 部	区庁舎	墨田区本庁舎		1	①
輸 送 路 管 理	鉄道管理機関	東武鉄道（鉄道本社）		1	①
主要初動対応	警 察	警視庁	第七方面交通機動隊 本所・向島警察署	3	②
	消 防	東京消防庁	本所・向島消防署	2	②
	医 療	病院等	都立墨東病院 東京曳舟病院	2	②
		医薬品等備蓄倉庫	白鬚東防災拠点内備蓄倉庫 都薬剤師会医薬品・情報管理センター（墨田区）	2	②
		保健所	墨田区保健所	1	②
	救 出 救 助 拠 点	救出救助拠点	○大規模救出救助活動拠点 ・白鬚東地区及び汐入公園 ・墨田清掃工場 ○医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 ・墨田区立東墨田運動場 ・都立墨東病院ヘリポート ○河川等船着場（災害拠点病院近接） ・吾妻橋	5	②
ライフライン	電信電話	N T T ドコモ墨田ビル	1	②	
輸 送 拠 点	水 上 輸 送	水上輸送基地	○河川等船着場（その他） 墨田緊急用船着場、おしなり公園 両国、両国2、平井橋 吾妻橋、白鬚東、小梅橋	8	③
	地 域 内 輸 送	地域内輸送拠点	区庁舎・すみだリバーサイドホール （令和6年度中には、新保健施設等複合施設とする予定）	1	①
	そ の 他		高速道路駒形PA	1	③
車 両 基 地	車両基地	都交通局江東自動車営業所	1	③	
備 蓄	備蓄倉庫	白鬚東倉庫	1	③	

※「機能」欄の①②③は、それぞれ第一次、第二次、第三次緊急輸送ネットワークを構成する指定拠点であることを示す。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第4節 ライフライン施設の安全化

[都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]

水道、下水道、電気、ガス、電信電話等の都市施設災害の未然防止又は早期発見に努め、社会公共施設としての機能を維持する。また、各関係機関が相互に意見交換をするため都市施設関係機関連絡会を開催する。

### 1 水道施設の震災対策（都水道局）

#### (1) 水道施設の耐震化の着実な推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設的能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

#### (2) 耐震継手管への取替え

管路については、より効果的に断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

#### (3) バックアップ機能の更なる強化

震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。

#### (4) 自家用発電設備の新設・整備による電力の自立化

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。

### 2 下水道施設の耐震強化（都下水道局東部第一下水道事務所）

下水道局東部第一下水道事務所では、首都直下地震などによる震災が発生した場合でも、下水道機能を確保するため、震災対策を推進している。下水道施設は、管渠、ポンプ所、水再生センターからなり、区内の概要及び取組内容は次のとおりである。

#### (1) 管渠

幹線	30,579 m
枝線	345,146 m
計	375,725 m

避難所や災害拠点病院などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。

発災時の交通機能等を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などを対象道路に追加し、マンホール浮上抑制対策を進めていく。

地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、対策を推進している。

(2) ポンプ所

業平橋ポンプ所（ポンプ所増設中）、吾嬭ポンプ所（雨水ポンプ室再構築中）、隅田ポンプ所、吾嬭第二ポンプ所（発電機等増設中）、両国ポンプ所

想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能を1系統で確保する耐震対策が完了している。引き続き震災時に必要な下水道機能を確保するため、水処理施設の流入渠、導水渠などのほか、汚泥処理関連施設を新たな対象とし、すべての系統で耐震化を推進する。

停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。

断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を進めていく。

(3) 水再生センター（終末処理場）

砂町水再生センター 江東区新砂三丁目9番1号

処理能力 日量 658,000m<sup>3</sup>

3 電気施設防災計画（東京電力パワーグリッド江東支社）

(1) 電力施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

ア 変電：変電所の機器及び建物は、過去に経験した最大級の地震に耐えることを目標に、変電所並びに設備の重要度、経済性を考慮した対策を実施している。

イ 架空送電：地震による震動・衝撃荷重の影響は、氷雪・風圧による荷重に比べて小さいので、これらの荷重を基に設計している。

ウ 地中送電：油層台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計ならびに変圧機器の基準に準じて設計している。

エ 配電：地震による震動・衝撃荷重の影響は、氷雪・風圧による荷重に比べて小さいので、これらの荷重を基に設計している。

オ 通信：変電・送電・配電設備に準じて設計を行っている。

(2) 電力系統は、発電所から伸びる放射線状の送電線からの電力を、首都圏の周囲に張り巡らせた二重三重の環状送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い供給するように構成されている。

(3) 送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用出来なくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

(4) 整備計画

電力供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、送配電線の切替などによって、早期に停電が解消できるよう連携の強化を図る。

#### 4 ガス施設防災計画（東京ガスグループ）

##### （1）施設の現況

阪神・淡路大震災以降、地震防災対策を進めてきており、大地震が発生した場合の対策は整えている。

工場から高圧・中圧までのガス施設は、阪神・淡路大震災レベルの大地震でも供給を続けることができる耐震性をすでに有している。

低圧のガス施設については、新しくガス管を埋めていく場合は、耐震性に優れたPE管を使っている。しかしながら、既に地中に埋まっているガス管の中には、被害を受ける可能性のあるネジ継手というものが残っているため、被害が生じることが予想される。このため、被害の大きいところのガス供給をすみやかに停止し、二次災害を防ぐ「SUPREME（シュープリーム）」というシステムを導入している。以上のような対策で地震直後の二次災害を防ぐようにしている。また地震後の復旧においても、コンピューターによる復旧支援システムなどを導入し、効率的に作業を行い、お客様にご不便をおかけする時間を可能な限り短くするよう体制を整えている。

こうした事前の準備のほかに、全社を対象とした防災訓練を実施しており、その中で地震直後や復旧時に決められた対応が出来ているか、ルールが古くなっていたりして改善すべき点は無いかといった確認をしている。

##### ア 導管の現況

ガス導管のほとんどは地面の下に敷設されているため、地震時は地盤変動の影響を直接受けることが想定される。そこで、高圧導管、中圧導管には、強度や柔軟性にすぐれ、大きな地盤変動にも耐える「溶接接合鋼管」を使用している。阪神・淡路大震災でも、その高い耐震性が確認されている。ガス導管延長の約90%を占める低圧導管は「ガス導管耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）に基づいた設計がなされている。また新設導管については、地盤変動の影響を吸収し、地震による損傷を最小限に抑えるポリエチレン管の採用を促進している。

##### イ 主要ガス設備の現況

万が一ガス導管が破損した場合、ガスの送出をただちにストップしなければならない。そのためLNG基地やガスホルダーなどの供給設備をはじめ、地下街や高層ビルなどの大規模施設には「緊急遮断装置」を設置している。これには遠隔操作のできる「緊急遮断弁」(ESV)と、感震器との連動で自動的に作動する「自動遮断装置」の2種類があり、地震以外にも多方面な保安確保に役立っている。さらに地震被害の状況によって必要があれば主要設備に設置された放散塔から導管内のガスを空中へ安全に放散することもできる。

##### ウ お客様施設の現況

各ご家庭に設置されているガスメーターは震度5強相当以上の地震やガスの異常流出を感知すると安全装置が作動し、ガス供給を自動的に遮断する。なお、自動停止したガスメーターは、お客様の簡単な操作で再開できる。さらにはガス栓や機器の安全装置など、二重三重の安全の備えを取っている。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策



## エ 通信施設の現況

有線関係の交換設備は、耐震性の検討を行い、補強を実施中である。

無線には、固定局と移動局があり固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えられるよう設計されている。また移動局は電池の補強を実施したので長時間の停電でも使用できる。

## (2) 目標及び事業計画

ガス施設の地震対策に当たっては、一般的な地震動に対し機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

### ア ガス供給設備事業計画

(ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。

(イ) 住居の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。

(ウ) 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。

(エ) 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。

### イ 検知・警報設備事業計画

災害発生時等において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ整圧所等に以下を設置し、遠隔監視する。

(ア) 地震センサー（S Iセンサー、液状化センサー）

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 火災報知器

(エ) 圧力計

(オ) 流量計

### ウ 通信設備事業計画

災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。

### エ コンピューター設備事業計画

災害に備えコンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講ずる。

### オ 自家発電設備等事業計画

常用電力の停電などにおいて防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じ自家発電設備等の整備をする。

## 5 NTT東日本の防災対策

### (1) 設備別安全化対策

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

ア 電気通信設備等の高信頼化

次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施。

(ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施。

(イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施。

(ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施。

イ 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき、通信網を整備。

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

(イ) 主要な中継交換機を分散設置する。

(ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

(エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(カ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信確保に向けた対策

ア 災害救助機関及びその他公共機関の通信確保を最優先に、電話回線の応急復旧を実施するほか、必要により臨時電話回線の設置を行う。

イ 被災地域の通信確保のために、区立小・中学校及び避難所等へ特設災害用公衆電話回線を事前に設置済み（避難所が開設された際に工事等をすることなく避難所の職員が電話機等を設置することにより利用が可能。）。

※ V-08：墨田区内「特設災害用公衆電話設置場所一覧表」（別冊資料 P261 参照）

ウ 状況により街頭公衆電話を無料開放する。

## 第5節 ライフライン復旧活動拠点の確保

[区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業所が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資器材の数が膨大になる場合には、都が指定する墨田清掃工場及び候補地である白鬚東地区を、広域応援を受け入れるライフライン復旧活動拠点として活用する。

## 第6節 エネルギーの確保

[区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備や蓄電池などにより電力の確保を図るとともに、コージェネレーションシステム、停電対応GHP（ガスヒートポンプ）の導入、電力供給の可能な車両の活用のほか、民間事業者との連携等を推進する。また、災害時に非常用電源としても有効な蓄電池や家庭用燃料電池等の導入を支援する。

## 応急対策

### 第1節 道路・橋梁

#### 第1項 交通規制

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

##### 1 交通規制

##### (1) 第一次交通規制（災害発生直後）

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。

- ア 環状7号線内側への一般車両の流入禁止
- イ 環状8号線内側への一般車両の流入抑止
- ウ 「緊急自動車専用路」として、次の7路線を指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道・白山通りほか)
国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り	外堀通り
高速自動車道・首都高速道路	

エ その他の道路についても、都内に極めて甚大な被害が生じている場合は、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

オ 自転車、路線バスについては、環状7号線内側への車両流入禁止の対象車両から除外する（ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止）。

##### (2) 第二次交通規制

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

- ア 「緊急自動車専用路」の7路線を優先的に「緊急交通路」として指定する。
- イ 被害状況を踏まえ、必要に応じて、次の路線の中から「緊急交通路」として指定する。また、自転車・路線バスについては、環状7号線内側への車両流入禁止の対象車両からは除外する（ただし、「緊急交通路」上は通行禁止）。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

##### 2 緊急通行車両等の確認事務等

警察署長及び交通機動隊長は、本所・向島警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点及び交通要所における交通検問所等において、緊急通行車両の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

緊急通行車両等確認事務等の手続要領については、別に定める。

## 第2項 道路障害物の除去

[区、都建設局第五建設事務所]

### 1 除去方針

地震時、道路に看板や電柱の倒壊など障害物が散乱することが予測され、避難並びに救援救護活動及び緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがある。

このため、区及び都では障害物の除去を行い、救援活動や物資の輸送路の確保に努める。

なお、大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、平成26年の災害対策基本法の改正により、放置車両対策等の強化が図られた。

これにより、道路管理者自ら車両の移動除去が可能となったことから、発災時の効率的・効果的な緊急輸送道路等の確保が円滑に行えるよう、平素より各道路管理者との連携をさらに深め、有事の際における具体的な活動について情報の共有化を図っていく。

区においては、「障害物の除去に関する業務」について、墨田建設産業連合会と、「緊急車両等の通行の妨げとなる放置車両等の移動」について、一般社団法人東京都自動車整備振興会墨田支部とそれぞれ協定を締結しており、状況に応じて業務への協力を要請する。

### 2 実施方法

(1) 区道並びに都道及び国道について、障害物を調査し、各道路管理者にて除去作業を要請し、各道路管理者が実施する。ただし、啓開道路として選定されている路線（緊急道路障害物除去路線。区道も含む。）については、東京都地域防災計画震災編に基づき、都建設局及び国土交通省関東地方整備局が実施する。なお、啓開道路として選定されていない路線で特に必要と定める路線については、区が実施する。

指定避難所（小・中学校等）への避難路については、通常時から点検、整備に努め、避難所が開設された場合は、順次確保する。

(2) 障害物除去<sup>(\*)</sup>の集積場所は、震災編第13章応急対策第8節「災害廃棄物処理」に定める仮置場とする。

(3) 人員、器材等

- ※ II-05：墨田区災害対策本部動員表（別冊資料 P183 参照）
- ※ 震災編第11章予防対策第1節「2 調達体制の強化」参照
- ※ VII-01：緊急道路障害物除去路線図（別冊資料 P317 参照）

<sup>(\*)</sup> 災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により、通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急普及作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

## 第2節 鉄道施設

### 第1項 東日本旅客鉄道施設応急対策計画

[JR両国駅、JR錦糸町駅]

#### 1 防災団の設置

JR両国駅長、同錦糸町駅長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、JR両国駅、JR錦糸町駅にそれぞれ防災団を設置し、被害を最小限にとどめるための応急活動を実施する。

※ II-13：防災団の組織及び業務（東日本旅客鉄道駅）（別冊資料 P197 参照）

#### 2 非常配備態勢

##### (1) 第1種非常配備態勢

###### ア 時期

災害の発生が予想され、又はその情報を入手した場合において、団長が必要と認めた時にその指令を発令するものとする。

###### イ 態勢

地震、風水害その他の災害による被害を最小限にするため、予防態勢を確立し、各要注意箇所の見回り点検を行うほか、情報を的確に把握し、事態に即した態勢をとるものとする。

##### (2) 第2種非常配備態勢

###### ア 時期

部分的に災害の発生が予想され、又は部分的災害が発生した場合において、団長がその指令を発令するものとする。

###### イ 態勢

第1種非常配備態勢を強化するとともに要注意箇所を補強するため関係保守担当区との連絡を密にし、災害に直ちに対処できる態勢をとる。

##### (3) 第3種非常配備態勢

###### ア 時期

事態が切迫し、駅構内全域について災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合において、団長が指令を発令する。

###### イ 態勢

駅構内全域についての災害に対し、全力をもって対処するとともに、災害の拡大防止並びに混乱に対処するため、旅客の入場阻止、避難、誘導、列車・電車の折り返し運転、連絡社線との連絡等万全の手段を講じるものとする。

#### 3 地震時における具体的措置

##### (1) 列車の運転措置

ア 乗務員は、揺れや信号によって地震の発生を知ったときは、速やかに停止又は徐行の措置をとる。停止位置が土盛、橋梁上あるいはトンネル坑門付近のような場所は可能な限り避ける。

- イ 直ちに無線等で輸送指令に、停止の地点、旅客の被害状況等その他必要事項を通報する。
  - ウ 乗務員は相互に連絡、情報を交換し、また輸送指令からの指示、情報等について旅客に案内するとともに、被害状況、今後とるべき措置をできるだけ速やかに車内放送し、動揺、混乱等の防止に努める。
  - エ 乗務員は列車又は線路建造物の被害又は二次災害の発生の危険が大きいと予測したとき、その他火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令及び近接の駅長へ連絡することを基本とするが、連絡がとれない場合は自ら避難の可否を判断し、避難が必要な場合には旅客を安全な地点に誘導する。
- (2) 旅客への措置
- ア 駅内放送  
地震被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意し、避難口の状況と職員の誘導に従う注意、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺・沿線の被害状況及び屋外オープンスペースについて放送する。
  - イ 避難の誘導  
地震の規模、二次災害の発生危険、建造物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう配慮する。  
駅周辺の火災その他の被害状況が著しく、駅構外に避難することが危険と認められるときは、一時構内の安全な箇所を選び待機する。
  - ウ 救護措置  
被害の状況により救護所を開設し、防災関係機関及び本局、医療機関の救護を求める。

## 第2項 東武鉄道応急対策計画

[東武鉄道]

### 1 活動方針

災害発生における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することを基本とし、旅客の安全及び輸送の安全の確保を図るものとする。

### 2 応急対策

(1) 災害発生時における活動組織の編成は、次のとおりである。

#### ア 災害対策本部（本社）

鉄道事業本部事故・災害等対策規程により、本社内に対策本部を設置し、鉄道事業本部長を対策本部長として災害時における応急処置及び災害発生場所への指示、支援等を行う。

#### イ 現地対策本部（災害現場）

災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続により現地対策本部を設置し、復旧に努める。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

※ II-14：東武鉄道株式会社現地対策本部構成（別冊資料 P198 参照）

ウ 駅区の体制

駅においては、災害発生時における避難場所及び避難誘導體制を定め、お客様の適切な誘導を図る。

列車においては、車内放送等により乗客の不安除去に努め、混乱を防止するとともに、運転指令又は最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。

また、負傷者が発生した場合は関係者の協力を得るなどして、救出、救護等臨機の処置をとる。

※ II-15：稼動人員数（東武鉄道）（別冊資料 P199 参照）

(2) 列車の運転体制

強い地震を感知又は報告を受けた運転指令は、直ちに列車無線モニター（指令電話）及び列車無線で駅及び乗務員に一旦停止を指示し、運転上危険と認めたときは、列車運転見合せを指令する。また乗務員が強い地震を感知したときは、速やかに安全な箇所へ停止し、異常が認められないときは、次駅まで時速 25km 以下の速度で注意運転する。

(3) 旅客に対する避難誘導

ア 駅長は、震動が静まったとき、放送設備（連絡員を含む。）等により、旅客の動揺制止、構内設備損傷状況等の把握に努める。なお負傷者がある場合は、救出、救護等臨機の処置をする。

また、駅における旅客の避難誘導は旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により適切な旅客誘導を図る。

イ 列車乗客の避難誘導は乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切、機敏に乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。

※ IV-15：情報伝達系統図（東武鉄道）（別冊資料 P238 参照）

### 第3項 京成電鉄応急対策計画

[京成電鉄]

1 活動方針

非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、その被害を最小限にとどめ輸送を確保することが最も大切である。したがって、各職場においては、平素から災害発生時の旅客の誘導及び運転取扱い方の訓練の実施はもちろん、災害発生の場合の応急対策を事前に樹立し、関係者に周知徹底させる。

2 応急対策

(1) 応急体制

災害発生の場合は、災害対策規則に基づき「災害対策本部」を設置し、又は状況に応じて現地対策本部を設け、速やかに救護処置及び復旧作業に当たる。

※ II-16：京成電鉄株式会社災害対策本部の組織（別冊資料 P200 参照）

(2) 通信連絡体制

ア 本社各駅は常備の鉄道電話を利用し、駅構内各部署の情報連絡は「インターホ



ン」を活用する。

イ 運輸指令室と各駅は、指令用電話により連絡を行う。

ウ 運輸指令室と各列車は、誘導式列車無線により連絡を行う。

エ 各地点には必要に応じ連絡用電話を架設し、また携帯電話機なども使用する。

オ 状況により無線自動車を災害現場に急派し、本社と無線による通信連絡を行う。

※ IV-16：災害対策本部の指揮命令系統図（京成電鉄）（別冊資料 P239 参照）

### （3）列車運転体制

運輸指令室（葛飾区高砂5丁目55番3号）付近に設置してある地震計により震度4以上を観測した場合は、次のとおり取り扱う。

#### ア 震度4のとき

運輸指令は、一斉指令及び列車無線により全ての列車を停止させるよう指示する。地震がおさまったと認めたときは、震度4を観測した地震計に対する規制区間以外については、運転再開を指示する。規制区間内では指定点検箇所での点検を指示し、指定点検箇所以外では時速25km以下の徐行運転で安全確認を行う。点検および安全確認の結果、支障のないことを確認した区間から、順次規制を解除する。

#### イ 震度5（ガル数にて5弱・5強を判断）以上のとき

運輸指令は、一斉指令及び列車無線により全ての列車を停止させるよう指示するとともに、施設部長にその旨を通報し、震度5以上を観測した地震計に対する規制区間の線路及び電線路の点検方を指示する。規制区間内に停止した列車の運転再開は、異常のないことを確認した区間から順次行う。

ウ 震度5以上により停止させた場合であっても、停車場間に停止した列車の運転士に対して、最寄停車場まで時速15km以下の速度での運転開始を通告することができる。この場合、運輸指令が確認する事項は次のとおりとする。

（ア）当該地震計の数値が150ガル未満を表示していること

（イ）分岐器を含む停車場構内が安全であること

（ウ）信号機が使用できること

（エ）指定区間及び指定点検箇所異常がないこと

### （4）避難、誘導

駅長はあらかじめ定められた屋外オープンスペース、避難経路に基づき誘導員を指定し、避難させる。

## 第4項 都営地下鉄応急対策計画

[都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）]

都交通局危機管理対策計画－震災編－の定めるところによる。概要は次のとおりとする。

### 1 活動方針

職員は、乗客の安全確保に努め、避難誘導及び負傷した乗客の救護活動を速やかに実施するとともに、適切な案内放送を行い、混乱を防止する。また、火災や浸水など二次災害の防止に努める。

2 運転規制

(1) 震度による運転規制

半径 2.5km のゾーン（範囲）の震度を測定するゾーン地震計及び指令震度計を設置して震度の測定を行っている。各ゾーン地震計の震度表示に従い、総合指令所長は運転規制を実施する。

ア 震度 4 の場合

(ア) 直ちに全列車に対して 25km/h 以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。

(イ) 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）に運転規制を緩和する。

(ウ) 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

イ 震度 5 弱の場合

(ア) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。

(イ) 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び 15km/h 以下の注意運転を指令する。

(ウ) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して 25km/h 以下の徐行運転を指令する。

(エ) 列車が 25km/h 以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）に運転規制を緩和する。

(オ) 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

ウ 震度 5 強の場合

(ア) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。

(イ) 駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計 5 強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び 15km/h 以下の注意運転を指令する。

(ウ) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して 25km/h 以下の徐行運転を指令する。

(エ) 列車が 25km/h 以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）に運転規制を緩和する。

(オ) 地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。

(2) 早期地震警報システムによる運転規制

早期地震警報システムが動作し、緊急地震警報を受信した場合は、駅間であっても直ちに非常停止する。ただし、開口部付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物に注意して、停車は極力避ける。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第5項 東京メトロ応急対策計画

[東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

### 1 活動方針

東京地下鉄株式会社が定める規程類に基づき、旅客の安全確保を第一に行動し、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

### 2 地震発生直後の対応

#### (1) 乗客の救援誘導

総合指令所長は、駅務管区長又は駅間停止列車の乗務員から乗客の誘導を要請された場合、被害状況、復旧見込みを判断して、速やかに関係区長に乗客の救援誘導を指令する。

#### (2) 地震発生直後の運転規制

総合指令所長は、強い地震が発生し、地震警報装置に震度4以上の表示があった場合、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により全列車を一旦停止させ、エリア地震計情報装置に応じた運転規制を指令する。

##### ア 震度4の場合

(ア) 総合指令所長は、各列車の停止位置を確認した後、運転士に対して先発列車のあった駅まで25km/h以下の運転を指令する。

(イ) 総合指令所長は、駅務管区長に対して駅構内の異常の有無の確認を指示する。

(ウ) 総合指令所長は、運転士の報告に基づき、運転規制を解除する。

(エ) 総合指令所長は、駅務管区長の報告に基づき、駅構内の状況等を勘案した運行を適宜指令する。

##### イ 震度5弱の場合

(ア) 総合指令所長は、駅間停止列車を次駅に收容するときは、運転士に対して5km/h以下の運転を一斉に指令する。

(イ) 総合指令所長は、工務区長及び電気関係区長に対し、線路、電線路、保安装置、要注意箇所等の歩行点検及びその区間を指示する。

(ウ) 総合指令所長は、駅務管区長に対して駅構内の異常の有無の確認を指令する。

(エ) 総合指令所長は、工務区長及び電気関係区長の報告に基づき、運転士に対して先発列車のあった駅まで25km/h以下の運転を指令する。

(オ) 総合指令所長は、運転士の報告に基づき、運転規制を解除する。

(カ) 総合指令所長は、駅務管区長の報告に基づき、駅構内の状況等を勘案した運行を適宜指令する。

##### ウ 震度5強以上の場合

(ア) 総合指令所長は、駅間停止列車を次駅に收容するときは、運転士に対して5km/h以下の運転を一斉に指令する。

(イ) 総合指令所長は、駅間停止列車の移動に時間を要すると判断した場合は、歩行誘導を指令する。

- (ウ) 総合指令所長は、工務区長及び電気関係区長に対し、線路、電線路、保安装置、要注意箇所等の歩行点検及びその区間を指示する。
  - (エ) 総合指令所長は、駅務管区長に対して駅構内の異常の有無の確認を指令する。
  - (オ) 総合指令所長は、工務区長及び電気関係区長の報告に基づき、運転士に対して先発列車のあった駅まで25km/h以下の運転を指令する。
  - (カ) 総合指令所長は、運転士の報告に基づき、運転規制を解除する。
  - (キ) 総合指令所長は、駅務管区長の報告に基づき、駅構内の状況等を勘案した運行を適宜指令する。
- ※ II-17：東京地下鉄株式会社事故復旧対策本部編成表（別冊資料 P201 参照）
- ※ IV-17：情報連絡系統図（東京地下鉄）（別冊資料 P240 参照）

### 第3節 防災船着場・臨時離着陸場

[区、都建設局第五建設事務所]

#### 第1項 防災船着場の運用

災害時に陸上輸送路が寸断した場合に備え、被災者等の搬送、救助活動や復旧活動に必要な人員及び救援物資等の輸送を行う水上拠点として、墨田緊急用船着場（荒川）や吾妻橋船着場など、あらかじめ国及び都が指定した8か所の船着場（別冊資料 P 318 参照）を活用する。

区は、水上交通を利用した救護、復旧活動ができるよう、関係機関等と連携した訓練を実施し、災害時の避難体制の向上を図るとともに、災害拠点病院や避難場所に近接した新たな防災船着場（立花、横川（仮称）、錦糸及び江東橋）の整備を進めていく。

なお、都が避難場所等に隣接して整備している防災船着場について、発災時の運用を以下のとおりとする。

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
都災害対策本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災関係機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部に引継ぎ完了を報告する。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

- ※ 都建設局は、舟航河川における障害物を除去しゅんせつする。
- ※ 都建設局は、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。
- ※ 墨田緊急用船着場（荒川）の運用については、荒川下流防災施設運用協議会において策定された「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。 Kai
- ※ VII-02：墨田区内「防災船着場」設置場所図（別冊資料 P318 参照）

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第2項 臨時離着陸場の選定

災害時の臨時離着陸場は次のとおり選定している。

候補地名	所在地	管理者	想定面積 (m <sup>2</sup> )	現況
都立墨東病院 ヘリポート	墨田区江東橋四丁目23番15号	都	357	病院
東墨田一丁目 運動広場	墨田区東墨田一丁目10番	区	2,500	運動広場
白鬚東地区 (都立東白鬚 公園隣接地)	墨田区堤通二丁目地内	都	6,400	空地

なお、荒川下流部の臨時離着陸場の選定、運用については荒川下流防災施設運用協議会において策定された「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。

## 第4節 ライフライン施設の応急対策

### 第1項 水道施設

[都水道局（東部第一支所、墨田営業所）]

#### 1 基本方針

水道施設に被害が生じた場合は、応急対策諸活動を、迅速、的確に実施できる体制を作り、一刻も早い平常給水の回復と可能な限りの飲料水の確保を図ることとする。

#### 2 組織

水道局給水対策本部が設置された旨の通知があった場合、都水道局東部第一支所及び墨田営業所は直ちに応急対策活動の基本体制を整える。

#### 3 復旧活動

応急復旧対策部所として、以下の業務を行う。

- (1) 管路被害状況の調査
- (2) 水道局内関係部所との連絡調整
- (3) 応急給水
- (4) 配水調整、水配計画（配水系統）及び復旧計画の作成
- (5) 配水施設・給水装置の復旧
- (6) 区等との連絡調整

### 第2項 下水道施設

[都下水道局東部第一下水道事務所]

#### 1 方針

管路の緊急調査、ポンプ所・水再生センター等の被害状況調査、工事現場の点検等を行う。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては箇所、程度に応じて応急措置を実施する。応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

2 応急対策

(1) 管渠等

- ア 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- イ 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

(2) 水再生センター・ポンプ所

- ア 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- イ 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- ウ 水再生センター・ポンプ所において、停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- エ 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との協定に基づき、確保に努める。

(3) 工事現場

- ア 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えけるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- イ 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資器材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

第3項 電気施設

[東京電力パワーグリッド江東支社]

1 震災時の活動態勢

地震災害が発生した時は、東京電力は社内に非常態勢の発令をするとともに、次に挙げる態勢を確立し対策活動などを行う。

(1) 非常態勢の組織

- ア 非常態勢の組織は、東京総支社本部に属する江東支社支部として位置づけされる。
- イ 非常態勢の組織は、非常災害態勢の発令に基づいて設置するが、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

(2) 要員の確保

- ア 非常態勢の発令の伝達があった場合対策要員は、速やかに所属する非常災害対策支部（分室）に参集する。
- イ なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

る場合は、あらかじめ定められたルールに基づき所属事業所に参集する。

### (3) 情報連絡活動

ア 当社設備の運転状況ならびに被害状況の把握に努める。

イ 社内連絡体制を確立すると共に、関係する行政諸機関との連絡体制も確立し情報の共有化に努める。

## 2 応急対策

### (1) 資器材の調達・輸送

ア 資器材調達は、予備品、貯蔵品などの在庫品を常に把握し調達を必要とする資器材は隣接する事業所間の相互融通又は東京総支社本部に速やかに請求し確保する。

イ 資器材の輸送は、事前に行政機関と連絡を取り、指定された路線（緊急道路障害物除去路線等）を使用して、あらかじめ設定した場所へ配送する。また、当社名称が表示されていない車両を使う場合は、関係する行政機関へ連絡し指示を仰ぐ。

### (2) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み震災時においても、原則として送電を継続するが、火災の拡大などに対する円滑な防災活動のため、警察・消防などから要請があった場合には、送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

### (3) 災害時における応援体制

江東支社独自の災害復旧活動では、早期復旧が困難であると判断される場合には、東京総支社非常災害対策本部へ応援の派遣を要請する。

### (4) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる行政機関、民心の安定に寄与する報道機関、避難所を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度などを勘案するとともに、関係する行政機関とも連絡を取りながら工事を行う。

## 3 復旧対策

災害に伴う復旧工事については、関係する行政機関と連携して緊急度を勘案し、迅速的確に実施する。また、他のインフラ事業者等と工事が重複する場合は、作業工程などを協議し、迅速に復旧できるよう協力して進める。

## 4 通電火災への対応

災害時に破壊、損傷した電気製品等に再送電した場合にショートが起これ、火災が発生することがある。このような通電火災による人的被害を防止するため、電力会社は区と連携し、以下のような措置を講じる。

(1) 電力会社は通電時のチェック・点検を行う。

(2) 電力会社は通電再開に当たっては区の災害対策本部に報告を行う。

(3) 広報車等により通電日時・立会い実施など必要事項を住民に周知する。

(4) 通電は住民等の立会いの下で安全確認を行った後に実施する。

## 第4項 ガス施設

[東京ガスグループ]

### 1 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

### 2 防災体制の確立

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を定める。また、これらの対策組織における分担業務及び大規模地震防災体制（警戒体制）について定める。

#### (1) 対策組織の運営

##### ア 非常態勢の発令及び解除

災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合、社長は非常態勢を発令し、非常災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に本部を設置する。

イ 非常態勢が発令された場合、事業所等の長は、速やかに非常災害対策支部（以下「支部」という。）を設置する。

ウ 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常態勢を発令することができる。この場合には、事後、本部に報告しなければならない。

エ 災害発生のおそれが無くなった場合又は災害復旧が進行して非常態勢を継続する必要が無くなった場合、本部長は非常態勢を解除する。

#### (2) 動員

ア 本部長（支部長）は、非常態勢の発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指令する。

イ 報道情報（テレビ・ラジオ等）により供給区域内のいずれかで、震度5弱・5強の地震が発生したときは指定要員、震度6弱以上のときは全員が自動発令で出勤する。

#### (3) 外部防災関係機関との協調

平常時には担当部所が当該地方自治体の防災会議等と、また災害時には本部又は支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

##### ア 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

##### イ 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。

(ア) 災害に関する情報の提供及び収集

(イ) 災害応急対策及び災害復旧対策の推進

ウ 内閣府、経済産業省、気象庁、警察・消防等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。



エ 地震発生時に内閣府、内閣情報集約センター、経済産業省等防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制を整備しておく。

(4) 他ガス事業者等との協調

日本ガス協会及び他ガス事業者等と協調し、要員・資器材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

3 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

(2) 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

4 災害対策用資器材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資器材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資器材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資器材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資器材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のために、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを把握しておく。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食料・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(5) 前進基地の確保

ア 復旧要員のための宿泊施設を事前に調査しリストアップする。

イ 前進基地となり得る自社施設、借用候補地を事前に調査しリストアップする。

5 ガス事故の防止

(1) ガス工作物の巡視・点検・調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持

し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

(2) 広報活動

ア 日常の広報

お客様及び他工事関係工事会社等に対し、小冊子等を利用しガスの安全知識の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

イ 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

6 災害応急対策に関する事項

(1) 通報・連絡

ア 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

イ 通報・連絡の方法

通報・連絡は災害時優先電話、専用電話、携帯電話、自営無線通信等を使用して行うこととする。

(2) 災害時における情報の収集・連絡

ア 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

(ア) 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

(イ) 観測情報

当社の設置する地震センサーにより観測した情報

(ウ) 一般情報

一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気、水道、交通（鉄道、道路等）、通信、放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域全般の被害情報

(エ) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客様等への対応状況）

a 出社途上における収集情報

b 社員の被災に関する情報

c その他災害に関する情報

d ガス施設等の被害及び復旧に関する情報

e 復旧作業に必要な資器材・食料また応援隊等に関する情報

f その他災害に関する情報

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

- イ 情報の集約
  - (ア) 本部は、各班・各支部から収集した情報を集約し、総合的な被害及び対応状況に努める。
  - (イ) 当社の設置した地震センサーによりリアルタイムに収集された地震情報を基に被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。
- (3) 災害時における広報
  - ア 広報活動
    - (ア) 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
    - (イ) 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
  - イ 広報の方法
    - 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
- (4) 対策要員の確保
  - ア 対策要員確保
    - (ア) 非常態勢が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
    - (イ) 勤務時間外の地震発生に備え、気象庁震度階を基準とした自動出動基準を定めておく。
    - (ウ) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
  - イ 他会社等との協力
    - (ア) 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
    - (イ) 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づきガス事業者からの応援を要請する。
- (5) 災害時における復旧用資器材の確保
  - ア 調達
    - 各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資器材の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は、次のような方法により速やかに確保する。
    - (ア) 取引先・メーカー等からの調達
    - (イ) 被災していない他地域からの流用
    - (ウ) 他ガス事業者等からの融通
  - イ 復旧用資器材置場等の確保
    - 災害復旧は、復旧用資器材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 災害時における危険予防措置

ア 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

イ 地震発生時の供給停止判断

地震が発生した場合、大きな災害が確認された場合には、当該低圧ブロックについて即時にガスの供給を停止する。

(7) 災害時における応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事における安全確保等

応急工事は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

**第5項 電気及びガス施設消防活動計画**

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

1 活動目標

(1) 活動方針

地震等の災害に伴う電気関係施設又は都市ガス施設の損壊により、漏電又はガス漏れが発生した場合、火災、爆発等の二次的災害が発生するのを防ぐため、当該区域に火災警戒区域を設定し、関係者以外の退去、車両の通行禁止、火気の使用禁止等の措置をとるものとする。

(2) 目標

この計画は、電気関係施設及び都市ガス施設の災害応急対策を消防機関の活動面から総括的に規定したものであって、具体的な点については主管機関が定める別途計画によるものとする。

2 応急措置計画

(1) 非常配備態勢の組織

非常災害時に、被害状況に応じた応急措置等を円滑に推進するため、情報に応じ、警戒措置体制を強化するとともに指揮本部を設置し、主管機関に協力する。

(2) 計画細目

消防機関と電気事業者、ガス事業者（導管供給によるすべての施設を含む。）は、次に掲げる場合は直ちに相互に通報連絡する。

ア 災害の発生を覚知したとき。……………覚知内容、災害の状況

イ 災害の状況を把握したとき。……………災害の程度と危険性

ウ 災害応急措置に着手したとき。……………危害応急措置の概要

エ 災害応急措置が完了したとき。……………危険除去の状況

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第5節 エネルギーの確保

[区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

施設の機能を維持するため、コージェネレーションシステムや停電対応GHP（ガスヒートポンプ）等、自立・分散型電源や蓄電池等の活用により、エネルギーを確保する。また、災害時に非常用電源としても有効な蓄電池や家庭用燃料電池等の活用を図る。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 復旧対策

### 第1節 道路・橋梁

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局]

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

道路管理者は、被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

首都高速道路等においては、その機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

### 第2節 鉄道施設

[JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。

### 第3節 河川施設等

[都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

排水機場に被害を生じた場合は、内水の氾濫による被害の拡大防止措置を図ることとする。

## 第4節 ライフライン施設の復旧対策

### 第1項 水道施設

[都水道局]

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものは、速やかに復旧活動を行う。管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資器材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

## 第2項 下水道施設

[都下水道局東部第一下水道事務所]

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。また、被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

## 第3項 電気・ガス・通信施設

[東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

### 1 電力

東京電力は、災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資器材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

### 2 ガス

東京ガスグループは、ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

必要に応じて、社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。また、地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

### 3 通信施設

重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資器材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

## 第5節 エネルギーの確保

応急対策第5節「エネルギーの確保」に準ずる。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策



## 第5章 津波等対策

### この章のポイント

高潮対策として防潮堤や水門等が東京湾及び河川流域に整備されているため、区内には大きな津波が押し寄せる心配はないとされているが、想定外の状況に備え、注意が必要である。

ここでは、ハード対策とソフト対策を組み合わせた津波等の被害を最小限に抑える対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 都の被害想定によると、相模トラフ沿いを震源とする海溝型地震が起こった場合、津波の高さは満潮時で最大 T.P. (\* )2.63m（江東区）となり、河川敷等で一部浸水のおそれがあるものの、市街地には浸水しないとされているが、豪雨による河川の増水など想定外の状況が加われば大規模な浸水の可能性も排除できないため、注意が必要である。
- 沿岸地域に出かけた区民が、津波被害に遭わないよう、日頃から津波防災に関する普及啓発が必要である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）河川施設等の整備と水防活動

- 水防活動に必要な資器材の整備及び訓練の実施
- 防災行政無線をはじめとした、情報伝達手段の整備

#### （2）津波対策

- 津波防災意識の啓発、教育及び避難訓練の実施

### 3 対策の方向性

#### （1）河川施設等の整備と水防活動

- 本区の地域は、国や都が管理している河川護岸や水門等により水害から守られていることを踏まえ、国や都の計画と連携を図りながら対策を講じる。
- 区や都、関係機関が連携して、水防上必要な資器材の確保や体制の整備を行うことで、災害時には迅速に対応する。

#### （2）津波対策

- 多様な情報伝達手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、区民の安全の確保に取り組んでいく。
- 津波防災意識の啓発や訓練等を実施し、津波防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

(\* ) 東京湾平均海面といい、日本全国の土地の標高を決める基になる。A.P. +1.134mが零位である。

4 具体的な取組

第9章  
帰宅困難者対策

第10章  
避難者対策

第11章  
物流・備蓄・輸送対策の推

第5章  
津波等対策

第13章  
住民の生活の早期再建

地震前の  
行動

(予防対策)

河川施設等の整備  
と水防活動

- 河川施設等の耐震・耐水対策の推進
- 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送体制の確保
- 水防に必要な資器材及び設備の整備
- 関係機関との緊密な連絡、情報交換、相互援助体制の確保
- 水防活動用の車両の確保、輸送経路の確認

津波対策

- 津波警報・注意報等の正確な情報伝達体制の充実・強化
- 津波予測等に対する避難誘導の迅速化
- 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実
- 関係機関の連携を目的とした訓練の実施

地震直後  
の行動

(応急対策)  
発災後  
72時間  
以内

河川施設等の  
応急対策

- 注意を要する箇所への巡視・警戒、報告
- 水防情報の発表・伝達
- 関係機関と連携した応急対策の実施
- 水防資器材等の支援要請
- 水防活動及び被害報告の実施

津波に関する情報伝達体制と  
避難誘導態勢

- 津波警報等の情報の迅速・的確な収集・伝達体制の確立
- 多様な情報通信手段を用いた迅速な情報伝達
- 安全な場所への避難誘導

地震後の  
行動

(復旧対策)  
発災後  
1週間  
目途

河川管理施設の  
応急復旧、緊急工事等

- 河川管理施設の応急・復旧対策の実施

被災者の他地区への  
移送

- 被災者の移送先の決定・移送、他地区からの被災者の受入体制の整備

5  
到達目標

■水防活動体制と資器材の強化

■津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導体制の強化

■津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

## 予防対策

### 第1節 河川施設等の整備

区と都、関係機関等は、管理区域である河川施設等の耐震・耐水対策に連携して取り組むこととする。

### 第2節 水防活動（活動方針・水防組織・資器材の整備等）

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

震災時の水災に対処する水防活動等については、風水害編（予防計画）第3章第6節「水防活動」、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

### 第3節 津波避難対策

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

区における津波被害は、河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、市街地は浸水せず、死者などの大きな被害は生じないと想定されているが、豪雨による河川の増水、大潮や低気圧の影響による海面域の上昇等想定外の状況が加われば大規模な浸水の可能性も排除できないため注意を要する。

震災編第10章予防対策第1節第2項「津波避難対策」にも再掲

#### 1 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等のあらゆる手段を活用し、津波が来襲するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

#### 2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。また、各警察署・消防署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする関係機関の連携促進を目的とした訓練の実施を推進する。

# 応急対策

## 第1節 河川施設等の応急対策

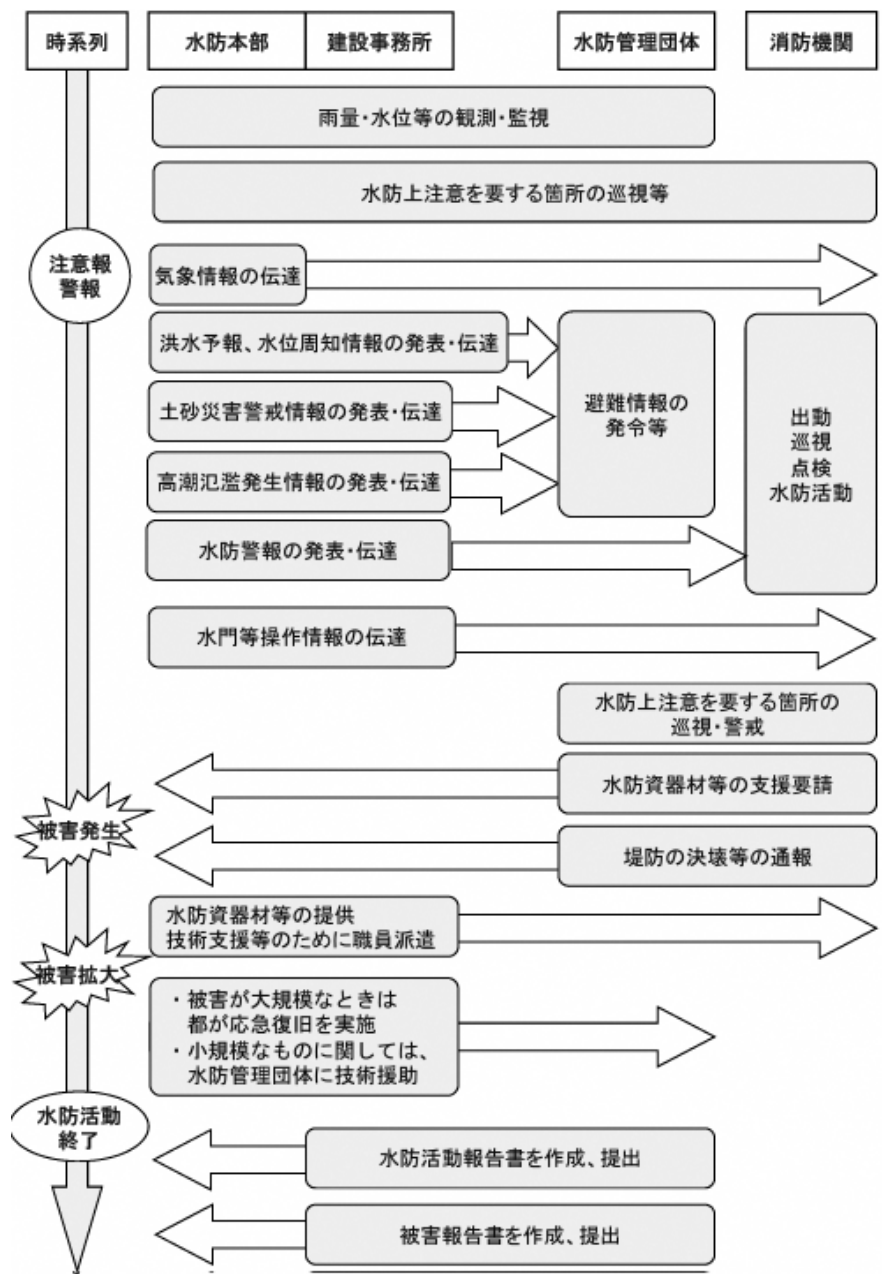
〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

各施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のために必要な予防措置を実施する。

また、被害を受けたときは、速やかに関係機関と連携し、応急・復旧対策を行う。

なお、消防機関は、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力等の状況を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

【都及び水防管理団体等の水防活動】



※水防管理団体には避難情報発令部署を含む

※以上、令和5年度東京都水防計画から引用

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

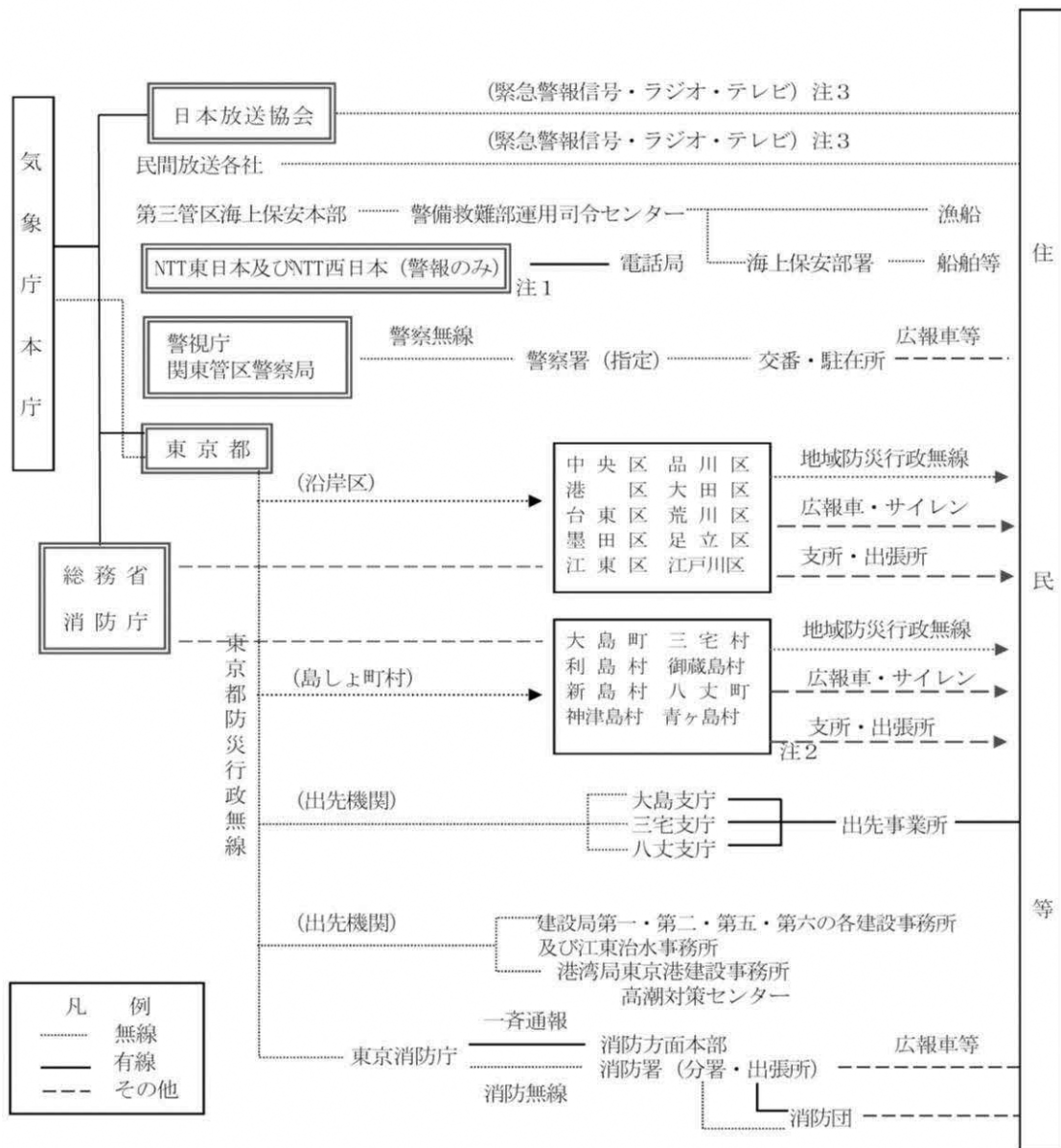
## 第2節 津波警報・注意報等の伝達体制

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

区は、気象庁及び関係機関、都と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、地域住民等にいち早く伝達する体制を確立する。

なお、津波予報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、緊急速報エリアメール・緊急速報メールや危機管理ツイッター・区公式フェイスブック等のSNSを活用した周知を行い、その安全確保に努める。

【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】



- (注) 1 気象庁本庁から「NTT 東日本及びNTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT 東日本及びNTT 西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。
- 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
- 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。
- 4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先
- 5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

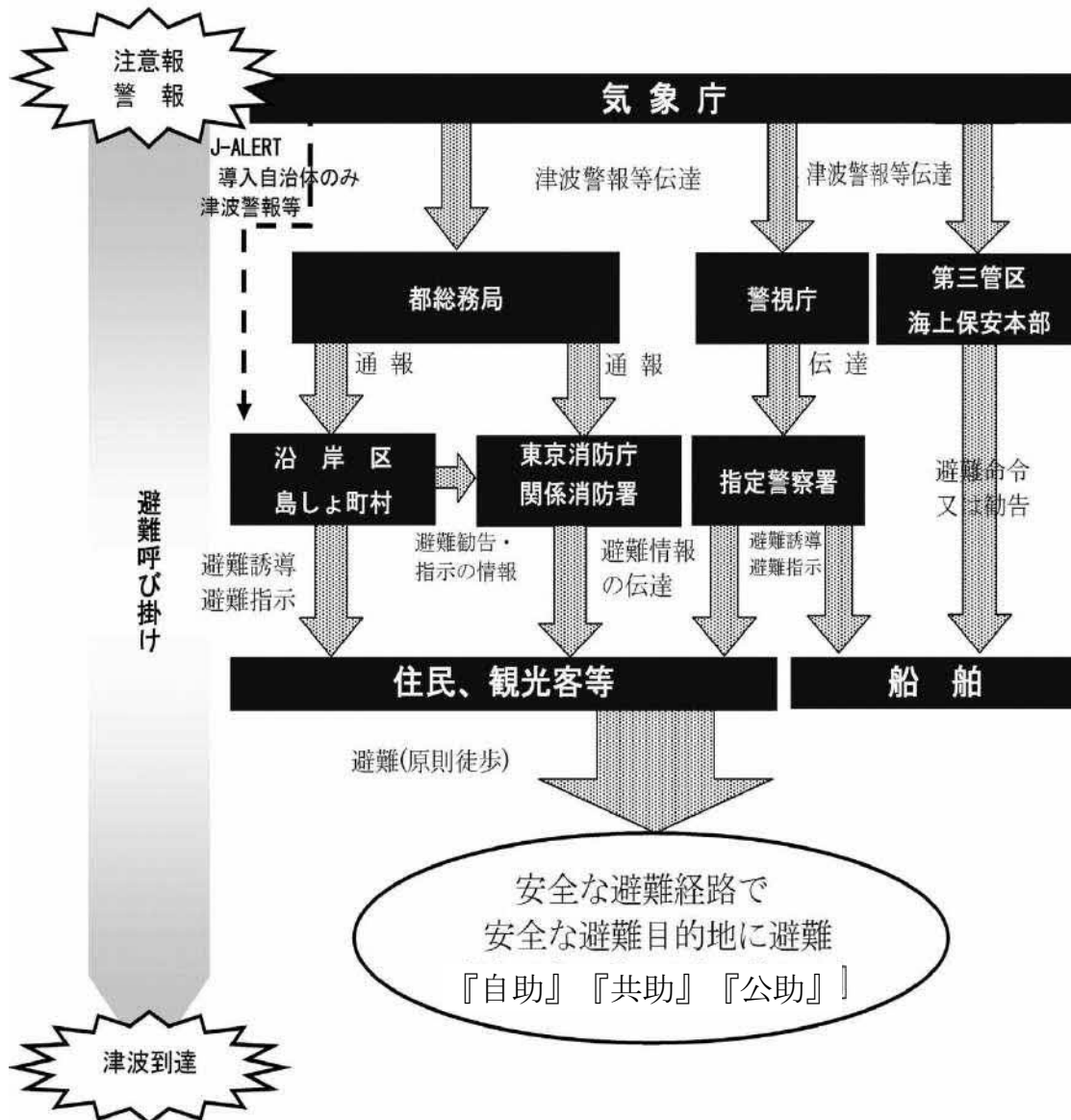
第8章 医療救護等対策

### 第3節 津波に対する避難誘導態勢

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、地震を感知したら津波警報・注意報の情報収集に努め、状況に応じて、水辺から離れた安全な場所（堅牢な建物の3階以上）へ避難を行うように防災行政無線等で注意喚起を行う。

【避難誘導態勢】



第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 復旧対策

### 第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

排水場施設に被害を生じた場合、都は、「東京都水防計画」に従い、排水作業を実施し、内水はん濫による被害の拡大を防止する。

区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

### 第2節 被災者の他地区への移送

震災編第10章応急対策第6節「被災者の他地区への移送」参照

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策



## 第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

### この章のポイント

大規模な災害が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くを命を救うことにつながる。区の対応力を超える大規模な災害では、区外からの応援を求めなければならない。

ここでは、大規模な地震が発生した場合における、区災害対策本部の体制や、国・都や域外の自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等の対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区の死傷者約 3.6 千人、避難者約 12 万人など重大な人的被害、区民の生活を支えるライフライン被害などが想定されている。
- 区民の命と都市機能の維持に向け、区の初動態勢や広域連携体制等の強化、救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のための活動拠点の充実が必要である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）初動対応体制

- 区の初動態勢（災害対策本部態勢・臨時非常配備態勢等）を構築
- 「墨田区事業継続計画〈地震・風水害編〉」の策定（令和元年度）

#### （2）広域連携体制

- 52 自治体及び 164 民間団体等との協力協定を締結（令和 5 年 3 月現在）

#### （3）応急活動拠点

- 大規模救出救助活動拠点となるオープンスペースの確保（2 か所）
- 指定避難所へのヘリサインの表示（35 か所）（令和 5 年 3 月現在）

### 3 対策の方向性

#### （1）初動対応体制の構築

- 発災直後からの応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 自然災害や事故等があっても区役所の主要な業務を中断させず、中断しても可能な限り短時間で再開させるためBCPを策定する。
- 災害時に人命を守るために、平時から体制を整備し、発災後の迅速な救助・救急を実施する。

#### （2）広域連携体制の強化

- 協定締結自治体間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。

#### （3）応急活動拠点の整備、拡大

- 広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、大規模救出活動や復旧活動を円滑に実施する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

4 具体的な取組			
<p><b>地震前の行動</b></p> <p>(予防対策)</p>	<p><b>初動対応体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動拠点の中心となる区役所の整備の継続</li> <li>○物的・人的支援の受援体制等の構築・整備</li> <li>○円滑な災害対策活動のための総合防災訓練等の実施</li> <li>○区の業務継続のための墨田区事業継続計画（地震・風水害編）の見直し</li> <li>○事業者のBCP策定の推進</li> <li>○警察、消防、区等の必要な資器材等の充実強化及び救助・救急体制の整備、教育訓練の充実</li> </ul>	<p><b>広域連携体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別区及び近隣自治体との協定締結</li> <li>○防災協力関係自治体との広域連携</li> <li>○民間団体等との協定締結</li> </ul>	<p><b>応急活動拠点等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園、児童遊園の設置等による防災空地の確保</li> <li>○災害時におけるオープンスペースの防災施設としての活用の推進</li> </ul>
<p><b>地震直後の行動</b></p> <p>(応急対策) 発災後 72時間 以内</p>	<p><b>初動対応活動の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常配備態勢の発令、区災害対策本部の設置・運営、区防災会議の招集</li> <li>○指定公共機関及び指定地方公共機関の所管に係る災害応急対策の実施、都・区の応急対策への協力</li> <li>○警察による交通規制、救出・救助、避難誘導、死体調査・検視の実施、公共の安全と秩序の維持</li> <li>○消防による消火活動、救助・救出、情報収集の実施</li> </ul>	<p><b>広域連携による対応の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管内防災関係機関、他区市町村、民間等の応援協力</li> <li>○警察災害派遣隊・緊急消防援助隊・自衛隊への派遣要請</li> <li>○東京労働局及び城北労働・福祉センターへの労務供給の要請</li> </ul>	<p><b>応急活動拠点の使用調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オープンスペースの被害状況・使用の可否の把握</li> <li>○オープンスペースの使用に関する都との調整の実施</li> </ul>
<p><b>地震後の行動</b></p> <p>(復旧対策) 発災後 1週間 目途</p>			
<p><b>5 到達目標</b></p>	<p>■迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築</p>	<p>■他自治体や民間団体等との連携強化による円滑な広域連携の強化</p>	<p>■大規模救出活動や復旧活動のための活動拠点の確保</p> <p>■全ての指定避難所へのヘリサインの表示</p>

## 予防対策

### 第1節 初動対応体制の整備

発災時は、区各部はもとより、都、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や他自治体等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、自衛隊、警察、消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、あらゆるインフラを活用し、実効ある体制を構築する。

#### 第1項 区庁舎の整備

[区]

敷地面積 8,796.95 m<sup>2</sup>・延べ床面積 41,188.87 m<sup>2</sup>の区庁舎（すみだリバーサイドホールを含む。）は、防災センターを有するなど、災害対策の活動拠点である。発災時に備え、適切に保守点検等を行い、機能維持を図る。

##### 1 平常時の設備

項目	庁舎	リバーサイドホール	付属施設
電気設備	受電方式：三相3線式2回線・6.6KV 変圧器：計7,000KVA 発電機：コージェネ発電機375KVA×2基		
給排水設備	上水設備：受水槽48t×2基、高置水槽18t（高層+中層）×1基 中水設備：雑排水・雨水利用設備（雨水貯留槽1000t） 給湯設備：中央式・ガスエンジン排熱利用局所式・電気貯湯式湯沸器（飲料用）		

##### 2 非常時の設備

項目	非常時用の設備	備考
電気設備	発電機：非常用発電機1,000KVA×1台 （ガスタービン、燃料：A重油） 設置場所：地下2階機械室 重油備蓄量：20,000	※法定負荷（非常用照明・消火栓ポンプ等）及び保安負荷（保安照明・エレベーター等）に3日間の電力供給可能
	発電機：非常用発電機80KVA×1台 （ディーゼル、燃料：A重油） 設置場所：屋上 重油備蓄量：1,950	※防災用負荷（防災無線装置・関連機器）に3日間の電力供給可能
給排水設備	防災用飲料水：受水槽48t×2基（上水設備と兼用）	
	トイレ等の洗浄用水：雑排水・雨水利用設備（雨水貯留槽1,000t）	
その他の防災設備	防排煙設備、避雷針、自動火災報知設備、スプリンクラー、屋内消火栓、ハロゲン化物消火、泡消火、消防用水、連結送水管	

## 第2項 発災時の受援体制の整備

〔区〕

発災時には、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる防災関係機関が有機的に連携し、一体となって活動を展開する。区は、こうした初動時の対応や他自治体等からの応援職員の受入れや物的支援、ボランティアの受入れなど、対策全般を統合的に運用できるよう「受援体制」の整備を図る。また、他自治体が被災し、被災を免れた本区から他自治体へ応援職員を派遣する場合の「支援体制(応援体制)」についても整備するものとする。

## 第3項 防災訓練

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

初動対応体制の実効性を確保するために、区及び防災関係機関において防災訓練を実施する。

### 1 区の防災訓練

区は、地域における第一次的防災機関として円滑に災害対策活動を実施するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会を捉え、訓練の実施に努める。訓練は、防災関係機関及び区民が一体となって実施するなど、関係機関相互の協力体制の強化も視野に入れ行うものとする。

#### (1) 区総合防災訓練

災害対策基本法に基づき、区の地域に大地震が発生したことを想定し、区及び防災関係機関が住民と一体になって墨田区地域防災計画に記されたそれぞれの役割を習熟するとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、毎年実施している。参加関係機関は、区、地域住民、事業者、都、防災関係機関等とする。

#### (2) 職員災害対応訓練

災害時の初動対応力を強化するため、区災害対策本部運営訓練、災対各部運営訓練、職員参集訓練、現地実動訓練、図上訓練を実施する。また、訓練の結果を踏まえ、「墨田区職員災害対策マニュアル」等の見直しを行い、実効性のある体制整備に努めることとする。

### 2 警察署の防災訓練

9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び区民と協力して随時実施する。

訓練項目は、警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、各級警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救護訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練とする。

参加関係機関は、関係防災機関、住民防災組織、区民交通規制支援ボランティア、事業者等とする。

### 3 消防署の震災消防訓練

震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、署隊本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等とする。

参加関係機関は、関係防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等とする。

## 第2節 事業継続計画の策定

災害時において優先して継続すべき重要業務が中断しないように、また、万一業務が中断した場合にも早期に事業を再開し継続できるように、区及び関係機関、事業所等においては事業継続計画（BCP<sup>(\*)</sup>）の策定を行う。

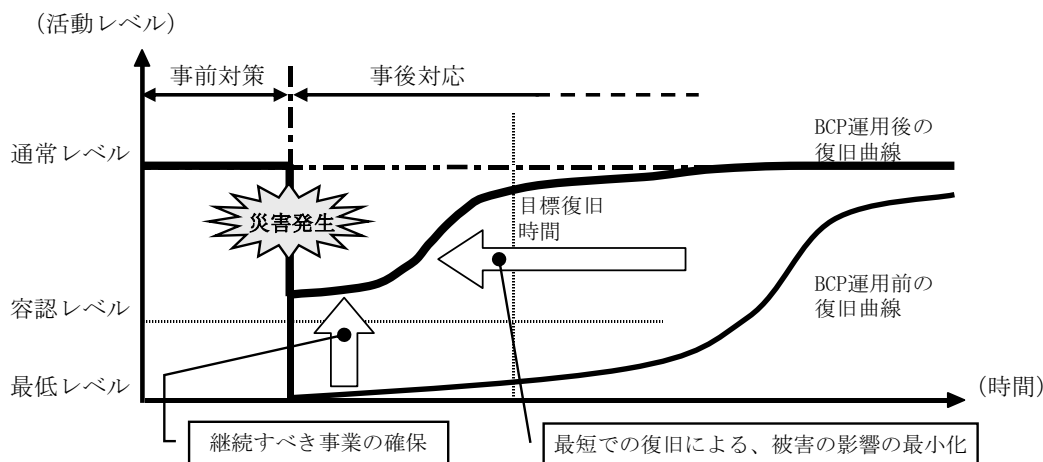
### 第1項 区政のBCP等の策定

[区]

区は、行政機関自体が被災することを前提に、応急・復旧業務や中断できない通常業務に優先順位をつけて整理することで、地域防災計画を補強し、応急・復旧業務の実効性を高めるために「墨田区事業継続計画」を策定のもと、区政の事業継続を図る。

なお、区政のBCP策定に当たっては、切迫性が高く、区政が甚大な被害を受ける可能性の高い地震災害等に対するBCPを優先することとし、「墨田区事業継続計画〈地震・風水害編〉」を策定（改定）した。また、インフルエンザやコロナウイルス等感染症対応についても適宜改定を行っている。

#### 【区政の事業継続の考え方（概念図）】



(\*) BCP (Business Continuity Plan) とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するもの。事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが含まれる。

## 第2項 事業者のBCPの策定

[区]

事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にも繋がることから、都と連携し、事業者のBCP策定を促進する。

## 第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

[陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
自 衛 隊	災害派遣計画等の整備
警 視 庁	1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 2 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東 京 消 防 庁	1 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 2 航空消防活動体制の整備 3 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 4 孤立が想定される地区における救助訓練を実施 5 立体救助ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 6 特別区消防団に対する教育訓練の実施 7 外国人への救急対応の充実強化
防 災 関 係 機 関	防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第4節 広域連携体制の構築

[区]

### 1 他自治体との相互応援協定の締結

大地震等の災害が発生した場合には、被災した自治体独自では十分な対策が実施できなくなる。この場合、被災を免れた自治体は、被災した自治体の要請に基づき、職員の派遣、物資の供給等の支援を実施する必要がある。また、本区が被災地になったときにも、同様の事態が生ずるものと考えられる。これらを踏まえ、次の（1）（2）のとおり、広域的な自治体の連携・住民による相互協力の推進を図り、被災自治体を支援するとともに、本区の防災力を高める。

- (1) 災害時における応急対策の万全を期すため、江東5区及び隣接区との平常時の資料提供、交換及び各種連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 災害対策基本法第67条の規定に基づき、区が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ隣接区や交流実績のある他市町村等と応援、手続等必要な事項についての相互応援協定を締結しておくものとする。

※ III-01：自治体との協力協定一覧（別冊資料 P205 参照）

### 2 民間団体等との協力協定

区は、災害時、物資の供給、施設への一時避難収容、人材の派遣等、さまざまな協力を積極的かつ効率的に得ることができるよう、区の地域内にある公共的団体、民間団体等とあらかじめ協力協定内容等について協議のうえ、各種協定を締結しておくものとする。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊資料 P207 参照）

## 第5節 応急活動拠点等の整備

### 第1項 オープンスペースの確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 公園等の整備

##### (1) 公園、緑地等

公園、児童遊園は、平常時は区民の憩いの場であり、震災時には一時的な避難場所となるほか、延焼を防止する機能がある。都市公園法施行令第1条の2では市街地における1人当たりの公園面積の基準は5㎡以上であり、これらの確保については、国・都とも連携し総合的に取り組んでいく。本区においても公園、児童遊園の設置等、可能な限り積極的に防災空地の確保に努めるものとする。

また、今後は、火災の延焼防止に有効な樹木についても検討し、一層の緑化に努めていくとともに、公園の改修等に合わせ、災害時にも活用が可能な公園トイレの改築を区が進めていく。さらに、日常的な野外活動や気軽なスポーツ等を行うことができるオープンスペースを確保し、災害時における避難場所等の機能を有する防災施設としての活用を図っていく。

(令和5年4月1日現在)

区分		箇所数 (箇所)	総面積 (㎡)	人口1人当たり の面積 (㎡/人)	
総 数		183	933,244	3.31	
	公 園	区 立	70	607,531	2.14
		都 立	3	133,593	0.47
	児童遊園		71	35,166	0.12
	その他(区管理外 <sup>(*)</sup> )		2	8,760	0.03
	体育施設 <sup>(**)</sup>	野球場・球技 場・競技場	23	137,940	0.49
庭 球 場		14	10,254	0.04	

##### (2) 防災広場

区では、緑二丁目及び八広三丁目の2か所の防災広場を造成しており、地域住民による防災活動の拠点及び密集市街地における火災の拡大防止のための広場として活用するとともに、平常時においては、防災訓練用地、区民の集う広場、子どもの遊び場等、コミュニティの場として地域住民に開放している。

※ V-19：区立公園等における防災機能（別冊資料 P286 参照）

#### 2 避難場所、地区内残留地区の指定

東京都震災対策条例に基づき、延焼火災が発生した場合に備え、現在、10か所（うち区外の避難場所として「猿江恩賜公園一帯」1か所）の「避難場所」の指定及び地区割当が行われている。避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難）とする。

(\*) 区管理外は立花一丁目団地遊園、トミンハイム横川一丁目遊園。

(\*\*) 体育施設については、面数を記載。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策



なお、避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人あたり1㎡確保する。また、避難場所における避難者の安全を確保するため、消防署と連携して、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

また、都は、万が一火災が発生しても、大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難をする必要のない地区となる「地区内残留地区」を、避難場所と併せて指定しており、区内では、錦糸町地区を指定している。

### 3 応急対策等における活用

#### (1) 区立公園等

一時（いっとき）集合場所<sup>(\*)</sup>等として、発災直後から活用するとともに、被災状況により、災害廃棄物仮置場や応急仮設住宅建設用地等として活用する。

#### (2) 都立公園

避難場所のうち、都立公園である横網町公園、東白鬚公園及び猿江恩賜公園については、都立公園の震災時利用計画等に基づき、地震発生後の時間経過に合わせて、公園地の有効利用を図っていく予定になっている。

このうち、横網町公園及び東白鬚公園の区内2公園については、オープンスペースとして区内の復旧活動促進に大きく寄与するものであるため、管理者である都建設局との連絡を密にしながら、震災時における円滑な利用を図る。

#### (3) 一時滞在施設

路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する。

#### (4) 遺体収容所

区は遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。また、遺体収容所について、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案<sup>(\*\*)</sup>・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。

### 4 その他のオープンスペース

その他、区内の利用可能なオープンスペースの把握・確保に努め、都及び関係機関と連携の上、応急活動拠点等としての活用を定める。

<sup>(\*)</sup> 避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は、避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する公園等をいう。

<sup>(\*\*)</sup> 検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から、死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

## 第2項 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場

[区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

都が指定する災害拠点病院からおおむね5 km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場が指定されており、区内では2か所指定されている。

災害時には、これらのヘリコプター緊急離着陸場を活用した救命搬送等が実施される。

候補地名	所在地	現況	対象拠点 医療機関	医療機関 所在地
東墨田一丁目 運動広場	東墨田一丁目 10番地	運動広場	東京曳舟病院	東向島二丁目 27番1号
都立墨東病院 ヘリポート	江東橋四丁目 23番15号	屋上施設	都立墨東病院	併設

## 第3項 大規模救出救助活動拠点

[区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

都は、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを、あらかじめ確保することとしている。区内では、墨田清掃工場および白鬚東地区（及び汐入公園）が指定されており、災害時の大規模救出救助活動拠点として活用を図る。

## 第4項 ヘリサインの設置

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、ヘリコプターによる迅速・効率的な応急対策活動を行うため、区は、区立小・中学校等の屋上にヘリサインを設置している。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 応急対策

### 第1節 活動体制

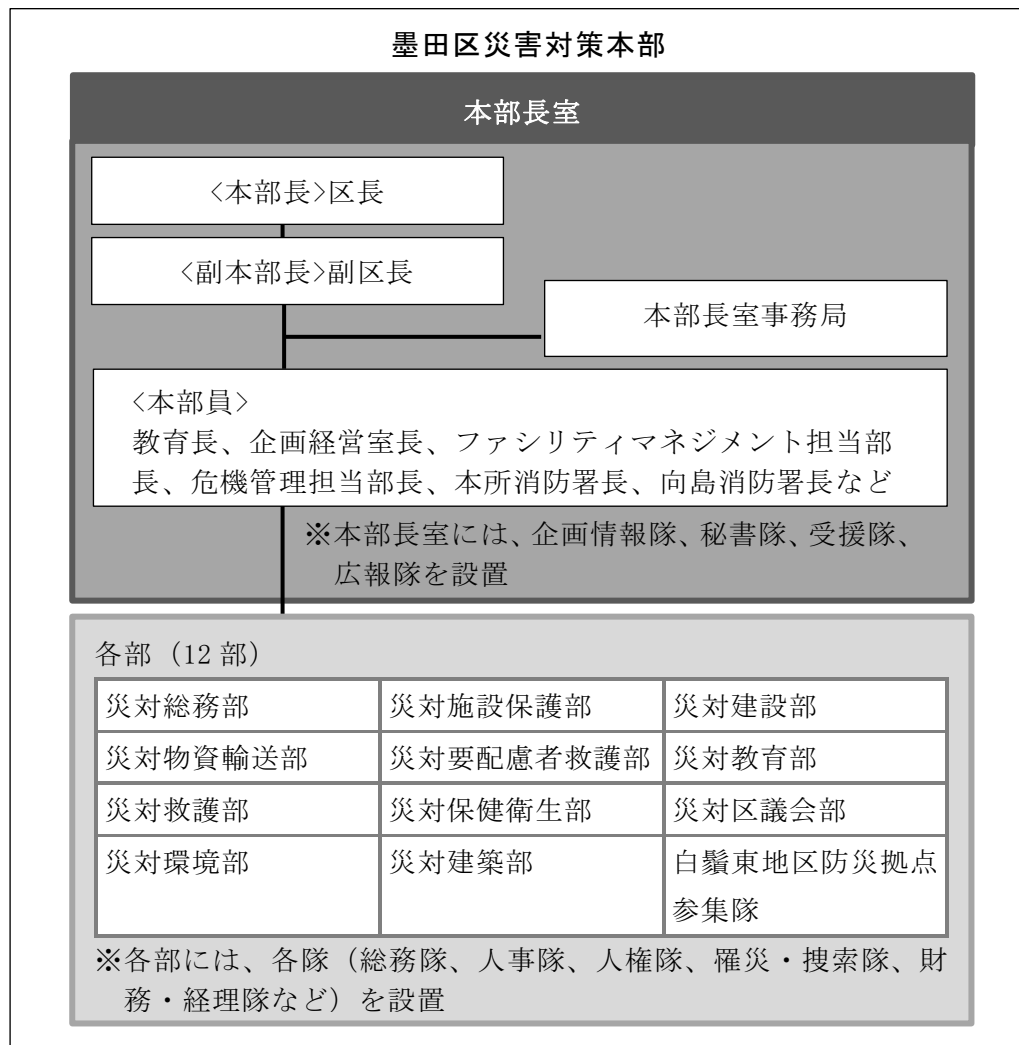
区で災害が発生、又はそのおそれがある場合は、区長が設置する「墨田区災害対策本部」のもとに、職員は非常配備態勢をとる。

#### 第1項 墨田区災害対策本部の組織・運営

区災害対策本部は、本部長（区長）をトップとする災害時に限定した組織で、運営の主導性を確保し、迅速な災害対応や重要な意思決定を行うものである。

##### 1 区災害対策本部の組織

区災害対策本部の組織を以下のとおりとする。



災害対策本部の組織、本部長室の所掌事務等の必要事項は、墨田区災害対策本部条例（昭和38年墨田区条例第7号）、同条例施行規則及びこの計画により定める。

※ I-02：墨田区災害対策本部条例（別冊資料P3参照）

※ II-03：墨田区災害対策本部の組織（別冊資料P173参照）

2 区災害対策本部の運営

(1) 設置

ア 災害対策基本法第23条の2に基づき、区内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、区長は、必要があると認めるときは、区災害対策本部を設置するものとする。ただし、職員の非常配備態勢が「自動発令」された場合は、区災害対策本部を設置する。

イ 危機管理担当部長は、区災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、本部の設置を区長に具申する。なお、区災害対策本部の各部長の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、危機管理担当部長に本部の設置を要請する。

ウ 上記アにかかわらず、区長と連絡がとれないときは副区長が、副区長と連絡がとれないときは危機管理担当部長が区災害対策本部の設置を専決する。

※ II-04：墨田区災害対策本部会議レイアウト（別冊資料 P182 参照）

(2) 通知

本部長室事務局長（危機管理担当部長）は、区災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に、区災害対策本部の設置を通知しなければならない。

ア 都知事

イ 警察、消防その他の防災関係機関の長

ウ 部長及び隊長の職にあるものは、区災害対策本部設置の通知を受けたときは速やかに所属職員に対し周知徹底しなければならない。

(3) 区災害対策本部の標示の掲示

区災害対策本部が設置された場合は、所定の場所に「墨田区災害対策本部」の標示を掲出するとともに、必要に応じて車両等にも標示旗等を取り付けるものとする。

(4) 職務代行

本部長及び副本部長と連絡がとれないときは、危機管理担当部長が本部長の職を代行する。

(5) 区災害対策本部の廃止

本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、区災害対策本部を廃止する。

区災害対策本部の廃止の通知は、上記（2）に準じて処理する。

3 区災害対策本部の非常配備態勢

区災害対策本部における職員の非常配備態勢は、本部長等が指令する「招集発令」及び本部長から指令があったものとみなす「自動発令」によるものとし、その体制等は次のとおりとする。また、職員の動員表は別冊資料 II-183 のとおりである。

※ II-05：墨田区災害対策本部動員表（別冊資料 P183 参照）＜再掲＞

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

(1) 非常配備態勢

災害の規模に応じ、以下のような配備態勢とする。

区分	発令 ○召集発令、△自動発令	態勢の内容	規模
第1 非常配備態勢	○災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。	係長職以上の職員を中心に全職員の30%の配備態勢
第2 非常配備態勢	○局地災害の発生その他の状況により、本部長が必要であると認めたとき。	第1 非常配備態勢の強化と局地災害に対処できる態勢とする。	第1 非常配備職員に全職員 30%を加えた配備態勢
第3 非常配備態勢	○災害が広範な地域に発生し、第2 非常配備態勢では対処できない場合、その他の状況により本部長が必要であると認めたとき。 △区内に震度5強以上の地震が発生したとき。	区災害対策本部が全力をもって災害救護業務に対処する態勢とする。	全職員態勢
<p>なお、非常配備態勢の特例として、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は各部に対して種別の異なる指令をすることができる。</p>			

(2) 災害応急対策本部

区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が災害応急対策の遂行上必要と認めるときは、災害応急対策本部を設置する。

※ I-08：墨田区災害応急対策本部設置要綱（別冊資料 P13 参照）

4 職員の服務

(1) 職員は、区災害対策本部が設置された場合は、次の事項を厳守しなければならない。

- エ 災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- オ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- カ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁しないこと。
- キ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。

(2) すべての区災害対策本部の職員は、「墨田区職員災害対策マニュアル」に基づき行動するとともに、日頃から習得した防災知識や、訓練等により体得した防災資器材の運用技法を生かすことにより、適正かつ円滑な初動態勢を行い、住民の被害と不安を最小限に抑えなければならない。さらに、職員は、自らの言動によって、住民が安心し、住民の信頼を確保し、更に、本部の活動が円滑に進むよう努めなければならない。

5 墨田区議会災害対策支援本部の設置

区内で地震、台風等の災害による危機的状況が発生し、又は発生するおそれがある場合において、墨田区議会が二元代表制の趣旨に則り、議事機関、住民代表機関としての役割を継続して担い、区災害対策本部と連携・協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、「墨田区議会BCP（業務継続計画）」を策定した（令和3年3月）。区災害対策本部が設置されたときは、墨田区議会災害対策支援本部を設置し、区の災害対策活動を支援するとともに、議会の機能維持に伴う業務継続体制を構築する。

6 夜間休日等における初動態勢の確保

夜間休日等の勤務時間外に発生する非常災害等に備えて、その事態に対処するための初動態勢を構築する。

(1) 臨時非常配備態勢

「臨時非常配備態勢の設置要領」及び「墨田区職員災害対策マニュアル」に基づき、職員は非常活動に従事する。

※ I-07：臨時非常配備態勢の設置要領（別冊資料 P11 参照）

(2) 区都市計画部危機管理担当職員・防災待機職員住宅入居職員による初動態勢

区都市計画部危機管理担当職員及び防災待機職員住宅（業平職員住宅・借上げ住宅）の入居職員は、勤務時間外に発生した地震等の災害時における初動連絡等に速やかに従事する。

(3) 災害時優先携帯電話の配備

防災初動期に区の災害対応へ向けた重要な伝達及び指摘事項を確実にを行うため、区災害対策本部の本部長室用として、本部長以下本部員に災害時優先携帯電話を配備している。

(4) 職員参集メールの配信

震度5強以上の地震が発生した場合及び気象警報が発動された場合には、自動的に参集メールを職員へ配信し、迅速に初動態勢を確立する。

7 区災害対策本部の設置以外の活動態勢

区災害対策本部が設置される前等における災害応急対策は、区災害対策本部が設置されたときに準じて行う。

8 災害救助法の適用

区内に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は都知事（都本部長）の指揮を受けて災害救助法に基づく救助事務を補助する。

9 平常時における検討組織の設置

平常時における防災対策の検討組織として、区災害対策本部各部からの代表職員で構成する検討組織を設けるものとする。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第2項 区防災会議の招集

[区、各機関]

区の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、区防災会議会長（区長）が、この計画の定めるところにより、区防災会議を招集する。ただし、区の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、区防災会議の委員は、会長に区防災会議の招集を要請するものとする。

## 第3項 防災機関の活動体制

[各機関]

指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策に協力する。

災害対策本部を設置したときには、情報の収集、交換及び連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講ずるものとする。

## 第2節 警察による警備活動

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

警視庁は、大地震により災害が発生した場合、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。

### 1 大地震時における警察の任務

大地震発生時における警察の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害実態の把握と各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 緊急通行車両確認標章の交付
- (4) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (5) 行方不明者の捜索及び調査
- (6) 遺体の調査等及び検視
- (7) 公共の安全と秩序の維持

### 2 警備態勢

#### (1) 警備本部の設置

大地震により災害が発生した場合、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、第七方面本部に第七方面警備本部を、本所・向島警察署に現場警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

#### (2) 警備要員の措置

ア 大地震の発生を知った署外勤務中の警備要員は、原則として、速やかに自所属に参集する。ただし、交番・駐在所勤務員、交通配置の勤務員その他所属長からあらかじめ指定された警備要員は、参集することなく、直ちに所定の任務に従事する。

イ 大地震の発生を知った非番員は、速やかに自所属に参集する。

#### (3) 部隊の配備運用

警視庁第七方面本部、本所・向島警察署は、所定の計画に基づき、自動的に警備要員を配置し、被害実態の把握、救出・救護、避難・誘導、交通規制等の措置をとる。



### 第3節 消防による消火・救助・救急活動

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

東京消防庁は、震災態勢・震災非常配備態勢をとり、災害が発生した時は直ちに震災消防活動を実施する。

#### 1 対策内容と役割分担

- (1) 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。
- (2) 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。
- (3) 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (4) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。
- (5) 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行う。
- (6) 区災害対策本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
- (7) 消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。

#### 2 詳細な取組内容

##### (1) 消防署における初動態勢の確保

###### ア 震災態勢

地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めた時は、震災態勢を発令する。

震災態勢が発令されたときは、事前に定める措置を取り、速やかに震災に備える態勢を確保する。

###### イ 震災非常配備態勢

次の区分により、震災非常配備態勢を発令する。

区分	発令基準	配備人員
震災第一非常配備態勢	次のいずれかによる。 1 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強を示す地震が発生したとき。 3 1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により必要と認めるとき。	発令時に勤務している職員及び所要の職員

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

震災第二非常配備態勢	次のいずれかによる。 1 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震が発生したとき。 3 1の地域に震災が発生し、必要と認めるとき。	全職員及び全団員
------------	---	----------

震災非常配備態勢を発令したときは、事前計画に基づく活動を開始する。

ウ 非常招集

(ア) 震災第一非常配備態勢を発令したときは、所要の職員は、招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参集する。

(イ) 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員が、招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参集する。

エ 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

オ 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

(2) 震災消防活動

ア 活動方針

(ア) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。

(イ) 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。

(ウ) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

イ 部隊の運用等

(ア) 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。

(イ) 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

ウ 消火活動

(ア) 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

(イ) 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。

(ウ) 道路閉塞、瓦礫等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

エ 救助・救急活動

(ア) 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。

- (イ) 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。
  - (ウ) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
  - (エ) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
  - (オ) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
  - (カ) 警視庁、自衛隊、東京DMA T、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
- オ 情報収集等
- (ア) 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
  - (イ) 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
  - (ウ) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

## 第4節 応援協力・派遣要請

地震により災害が発生した場合、各防災機関はそれぞれの持ち場で応急対策を実施するが、災害の状況に応じては相互に協力して応急対策に当たることになる。

特に被害が広範囲に及んだ場合、区の防災機関のみでは対応が困難なことから、都、他区市町村や民間の協力を得て応急対策を行う。

### 第1項 応援協力

[各機関]

#### 1 都との協力計画

- (1) 区本部長は、災害が発生し、区的能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、必要に応じ、「応急措置等の要請要領」に定める手続により都又は他の区市町村あるいは自衛隊等の協力を都知事に要請するものとする。
- (2) 区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区の区域内で行われる都の応急対策については、積極的に協力するものとする。
- (3) 区は、都知事から他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

#### 2 応急措置等の要請要領

- (1) 区が都、他の区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。

#### (2) 都に対する要請

区本部長は、都に対し応援又は応援のあつせんを求める場合には、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項について、無線又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

ア 都に急措置の実施又は応援を求める場合

#### (ア) 災害救助法の適用

(震災編第13章予防対策第6節「災害救助法等」参照)

#### (イ) 罹災者の他地区への移送要請

- a 罹災者の他地区への移送を要請する理由
- b 移送を必要とする罹災者の数
- c 希望する移送先
- d 罹災者の収容を要する期間
- e その他必要な事項

#### (ウ) 都各部局への応援要請又は応援のあつせんを求める場合

- a 災害の状況及び応援等を要する理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- b 応援を希望する機関名
- c 応援を希望する人員、物資、資器材、機械、器具等の品目及び数量
- d 応援を必要とする場所、期間

- e 応援を必要とする活動内容
  - f その他必要な事項
  - イ 自衛隊、指定公共機関等の応援のあつせんを都に求める場合
    - (ア) 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合
      - a 災害の状況及び派遣を要請する理由
      - b 派遣を希望する期間
      - c 派遣を希望する区域及び活動内容
      - d その他参考となるべき事項
    - (イ) 他区市町村、指定公共機関等又は他府県の応援のあつせんを求める場合
      - a 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
      - b 応援を希望する機関名
      - c 応援を希望する物資、資器材、機械、器具等の品名及び数量
      - d 応援を必要とする場所
      - e 応援を必要とする活動内容
      - f その他必要な事項
  - ウ 指定公共機関又は他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合
    - (ア) 派遣のあつせんを求める理由
    - (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
    - (ウ) 派遣を必要とする期間
    - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
    - (オ) その他参考となるべき事項
  - エ 日本放送協会、民間放送局への放送依頼のあつせんを求める場合
    - (ア) 放送要請の理由
    - (イ) 放送事項
    - (ウ) 希望する送信日時及び放送系統
    - (エ) その他必要な事項
- (3) 都以外の機関に対する要請
- 他の区市町村、指定公共機関等、都以外の防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都災害対策本部を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

## 第2項 他区市町村協力

### [区]

区は、災害対策基本法第67条の規定及び他自治体との相互協力協定等に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村長等に対し、応援を要請する。

※ III-01：自治体との協力協定一覧（別冊資料 P205 参照）＜再掲＞

### 第3項 民間協力

[各機関]

区は、応急・復旧活動及びそれに伴う応急・復旧資器材、人員、輸送車両等が必要な場合は民間協力団体等との協定に基づき、協力を要請する。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊資料 P207 参照）＜再掲＞

### 第4項 各機関の経費負担

[各機関]

国から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

### 第5項 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁）

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。

前項により都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁または道府県警察の警察官は、援助の要求をした都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

### 第6項 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁）

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

都知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、都知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

#### 【消防相互応援協力】

項目	内容
協力体制	○ 地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法（昭和22年

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

	法律第 226 号) 第 39 条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手続	○ 消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 ○ 緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応がとれないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受援に係る体制の整備	○ 緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係る体制を整備する。 ・指揮、連絡体制の整備 ・燃料、食料等の補給体制の整備 ・受入体制・施設の整備 ・応援航空機の活動拠点の整備

## 第7項 自衛隊への災害派遣要請

[区、陸上自衛隊]

### 1 要請の時期

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は財産の保護のため区本部長が必要と認めたときに要請するものとする。

### 2 要請の方法

自衛隊への災害派遣要請を求める場合の方法は、応急対策第4節第2項「応援協力」を参照のこと。

### 3 災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の実施する業務は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 行方不明者等の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 被災者生活支援
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

4 派遣部隊の受入態勢

- (1) 作業計画及び資材等の準備を行う。
- (2) 自衛隊災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について、速やかに作業計画を樹立するとともに必要な資器材の確保に努めるものとする。
- (3) 派遣部隊が到着した場合には、派遣部隊を誘導するとともに部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ必要な措置をとるものとする。

※ VII-03：へり発着場基準及び標示要領（別冊資料 P319 参照）

5 緊急の場合の連絡

自衛隊に対する災害派遣の要請は、都災害対策本部を経由して行うものとするが、災害に際し、通信途絶等により区本部長が都本部長に対して災害派遣要請ができない場合には、区本部長が直接自衛隊に通報する。この場合、速やかに都災害対策本部に通知する。

※ IV-14：緊急の場合の連絡先（自衛隊）（別冊資料 P237 参照）

第1章 区、区民、防災機関等の 基本的責務と役割
第2章 区民と地域の防災力向上
第3章 安全な都市づくりの実現
第4章 安全な交通ネットワーク及 びライフライン等の確保
第5章 津波等対策
第6章 広域的な視点からの応急 対応力の強化
第7章 情報通信の確保
第8章 医療救護等対策



## 第5節 労働力の確保

[区]

災害時に必要となる労務供給については、東京労働局、公益財団法人東京都福祉財団城北労働・福祉センターに協力を求め、労働者の確保に努める。

### 1 労務供給手続（要請・引渡し等）

(1) 区災対各部は、労働者を必要とするときは、災対総務部人事隊に要請する。

※ VI-02：労働者調達請求書（別冊資料 P294 参照）

(2) 区は、所要人員を一括して東京労働局及び城北労働・福祉センターに労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）を要請する。

(3) 労務供給を要請した場合、区は、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において労働者の引渡しを受ける。

(4) 区は、作業終了後において、労働者を待機場所又は適宜の交通機関まで輸送することについて協力する。

(5) 賃金（公共事業設計労務単価表に定めるものとする）は、区であらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに支払うものとする。

## 第6節 応急活動拠点の使用調整

[区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、区災害対策本部で総合的に調整する。

区災害対策本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都、区各部、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。

区は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出する。

## 復旧対策

### 第1節 活動体制

応急対策第1節「活動体制」に準ずる。

### 第2節 警察による警備活動

応急対策第2節「警察による警備活動」に準ずる。

### 第3節 消防による救助・救急活動

応急対策第3節「消防による消火・救助・救急活動」に準ずる。

### 第4節 応援協力・派遣要請

応急対策第4節「応援協力・派遣要請」に準ずる。

### 第5節 労働力の確保

応急対策第5節「労働力の確保」に準ずる。

### 第6節 応急活動拠点の使用調整

応急対策第6節「応急活動拠点の使用調整」に準ずる。

## 第7章 情報通信の確保

### この章のポイント

被災状況等の必要な災害関連情報は、応急対策を展開する上でも行政機関等では欠かせないだけでなく、家族との安否確認のための情報通信の確保も、発災時の混乱を避けるために重要となる。

ここでは、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、区民及び外国人を含めた来訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通分布が想定されている。
- 平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）はもとより、デジタル技術の進展を踏まえ、防災DXの推進を前提として多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。

### 2 現在の到達状況

#### （1）情報連絡体制と情報提供体制の強化

- 都がこれまで、都防災行政無線網や災害情報システム（DIS）を都庁と各区市町村、防災機関等との間に整備してきた中、区は、この防災通信網に基づいた情報連絡体制を整えている。
- 区は、この他地域系無線197局、移動系無線34局、4G回線IP無線10局、地域BWA回線IP無線アプリ100局など多様な情報通信手段を整備している。
- 区内の被災状況を把握するために、防災カメラを設置（高所4台、駅前5台）している。

#### （2）区民への情報提供

- 固定系防災行政無線を強化する対策として、デジタル化を完了（固定系77局、うち文字表示板付き2局）した。
- すみだ安全・安心メール（令和5年2月現在登録者数27,819人）、緊急速報メール、危機管理ツイッター、区公式フェイスブックを導入している。
- 緊急地震速報システムを区の施設に導入（117施設）し、運用を行っている。

#### （3）区民相互の情報通信手段の確保

- 通信事業者による災害用伝言サービスの提供を行っている。

### 3 対策の方向性

#### （1）情報連絡体制と情報提供体制の強化

- 防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、多様な通信手段を活用して関係機関内の情報連絡体制の向上に努め、正確な情報収集及び情報提供を行う。

#### （2）区民への情報提供

- 多様な情報伝達手段を活用するとともに新たな情報提供手段の整備に努め、それらの機能について事前に区民に対して周知を行い、情報伝達が的確に行われるよう普及啓発を行う。
- 災害情報システムを活用した効率的な情報収集と集計を実施し、報道発表の迅速化と円滑化を図る。

#### （3）区民相互の情報通信手段の確保

- 通信事業者等と連携した安否確認手段の確保等により、区民、事業者及び帰宅困難者等への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器等の活用などにより、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。
- 災害用伝言サービスのさらなる普及啓発により、利用促進を図る。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワークの確保  
及びライブライフレイン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 4 具体的な取組

### 地震前の行動

（予防対策）

### 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- 都・区・防災関係機関の間における定期通信訓練
- 区防災行政無線（固定系）の聞こえやすさ向上のための調査、定期点検
- 蓄電池、発電機、非常用発電設備による停電対策の推進
- アマチュア無線による情報収集のための連携

### 区民等への情報提供体制の整備

- 区防災行政無線（固定系）の配置増設、デジタル化
- 全国瞬時警報システムを活用した運用の推進
- すみだ安全・安心メール、緊急速報メールの運用
- 区の施設に導入した緊急地震速報システムの運用
- 災害情報の提供のための民間通信・放送事業者との連携の推進
- 多様な情報提供手段の検討、情報入手方法の周知

### 住民相互の情報連絡等の環境整備

- 家族間での災害発生時の安否確認方法の手段の確認・周知
- 区有施設の公衆無線LANの配備の推進
- 情報通信の基盤強化と通信手段の多様化

### 地震直後の行動

（応急対策）  
発災後  
72時間  
以内

### 防災機関相互の情報通信連絡体制の確立

- 都及び防災関係機関との通信連絡体制の確立
- 指定電話及び連絡責任者による窓口の統一化
- 関係機関との連絡員相互派遣等による有線途絶時の措置の実施
- 区民への情報提供等のための報道機関との連携の実施
- 被害状況・措置状況等の情報収集・伝達の実施
- 都災害情報システム（DIS）による区災害対策本部から都への被害状況等の報告
- 高所カメラを活用した情報収集体制の確立

### 区民等への広報・広聴活動

- 多様なメディアを活用した広報の実施
- 報道機関への災害情報その他必要な事項の発表
- NHK及び民間放送局に対する放送要請
- 被災地区の巡回移動相談の実施、被災地及び避難所等への臨時被災者相談所の設置等による広聴活動

### 住民相互の情報連絡等の実施

- 都・報道機関等との連携による一斉帰宅抑制の呼びかけ、安否確認方法の周知
- 避難所・一時滞在施設の開設状況等の災害関連情報の提供
- 災害用伝言サービスを利用した家族の安否確認の実施

### 地震後の行動

（復旧対策）  
発災後  
1週間  
目途

■災害対応に必要な多様な情報通信手段の整備や情報連絡体制、運用の強化

■迅速かつ多様な災害情報提供体制の確保  
■民間通信・放送事業者との連携及び情報提供体制の整備  
■シンプルな運用環境の構築  
■すみだ安全・安心メール等の加入促進

■災害用伝言サービスの普及啓発による利用促進

## 5 到達目標

## 予防対策

### 第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

[区、各機関]

#### 1 情報の収集、伝達体制の確立

災害時に区の防災対策の中心となるのは区災害対策本部である。実効的な災害対策を進めるには、区災害対策本部と各機関との緊密な情報連絡が欠かせない。

区及び各機関は、そのための情報機器の整備や定期通信訓練などにより、情報通信連絡体制を整備する。また、区災害対策本部と各防災機関との情報連絡は、通信機器のみならず、各機関が連絡責任者を定め、連絡員を区災害対策本部に派遣するなど、相互に緊密な情報連絡ができる体制を構築する。

※ II-02：墨田区防災関係機関連絡責任者名簿（別冊資料 P172 参照）

#### 2 通信手段の確保

##### (1) 防災用通信機器

災害時の通信手段として、区防災行政無線（地域系）や都防災行政無線を公共施設や関係機関等との災害時の通信手段として使用する。

そのほか、主に車両に搭載する区防災行政無線（移動系）、区庁舎、区施設の電話を災害時優先電話として登録するなど複数の通信手段を整える。

また、区防災センターにおいて被災状況を俯瞰的に把握するため、建物屋上などの高所に設置した「高所防災カメラ」並びに、帰宅困難者の状況等を把握するため主要駅前設置した「駅前防災カメラ」を活用する。

※ IV-01：区防災行政無線網構成図（別冊資料 P219 参照）

※ IV-02：区防災行政無線局（移動系）配備場所一覧表（別冊資料 P220 参照）

※ IV-03：固定系子局設置場所一覧表（別冊資料 P222 参照）

※ IV-04：固定系子局位置図（別冊資料 P223 参照）

※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊資料 P224 参照）

##### (2) 運用

区防災行政無線ならびに都防災行政無線の適切な運用ができるよう、定期通信訓練を行う。区庁舎をはじめ、区施設の電話については、NTT東日本に災害時優先電話として登録するほか、他の通信事業者の回線も確保することにより、電話回線の輻輳時においても、電話の発信を確保する。

#### 3 停電対策

区防災行政無線は、停電時も72時間の運用ができるよう蓄電池を備えるほか、区庁舎及び指定避難所予定施設には発電機を配備し、一定期間の電力供給が得られるよう対策を講じる。

#### 4 アマチュア無線による情報収集

区庁舎内にアマチュア無線局を設置するとともに、災害時における区内のアマチュア無線局との自主的な協力体制を図り、災害発生時の情報を収集する。

## 第2節 区民等への情報提供体制の整備

[区]

### 1 区防災行政無線（固定系）の整備

区防災センターに設置されている区防災行政無線（固定系）設備により区民への避難誘導など、必要な情報を知らせることができる屋外拡声装置を、小中学校や公園等に設置するとともに、屋内で戸別受信できる端末装置を希望する住民防災組織に設置する。

また、防災行政無線放送電話確認サービスにより、屋外放送の音声を補完する。

### 2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用

緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報や、ミサイル攻撃に関する情報などを区民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システムを導入し、防災行政無線（固定系）とも連動した運用を図る。

### 3 すみだ安全・安心メールの配信

事前に登録されたメールアドレスに対して、危機管理情報を発信する。

### 4 区公式ホームページ・SNS等による情報提供

区公式ホームページ、SNSを使用して災害情報の提供を行うほか、避難所開設情報、混雑状況、現在地からの経路がリアルタイムで分かる「避難所開設状況システム」を導入し、避難に必要な情報の発信を行う。また、デジタル技術の進展を踏まえ、新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備の推進を図る。

### 5 緊急地震速報システムの運用

地震に対する行動を迅速に行い、被害の軽減を図るため、地震の発生を速やかに感知して大きなゆれが到達する前に地震の強さと到達までの時間を伝える「緊急地震速報システム」を、区の施設に導入し、施設利用者の安全を確保するための運用を図る。

※ IV-06：緊急地震速報システム導入施設一覧（別冊資料 P225 参照）

### 6 民間通信・放送事業者との連携

携帯キャリア4社を通じての緊急速報メールの配信、ケーブルテレビ及びエフエムラジオ局との協定に基づく災害情報の提供を行う。

### 7 その他

東京都災害情報システム（DIS）を通じ、Lアラート（災害情報共有システム）<sup>(\*)</sup>に避難情報等を配信する。

<sup>(\*)</sup> 総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安全・安心に関する情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効果的に提供することができるもので、都災害情報システム（DIS）を通じて情報配信される。

### 第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

[区]

- 1 日頃から、家族との災害発生時の安否確認方法などをよく相談するよう啓発する。
- 2 避難者への情報提供の一環として、避難所予定施設に災害時用公共無線LANの配備を進める。
- 3 通信事業者等と連携した安否確認手段の確保等により、区民、事業者及び帰宅困難者等への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器<sup>(\*)</sup>等の活用などにより、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

(\*) 衛星通信を利用した携帯端末。宇宙衛星を利用するため、地震や台風など自然災害が発生したときでも活用が期待されている。



## 応急対策

### 第1節 情報連絡体制

[各機関]

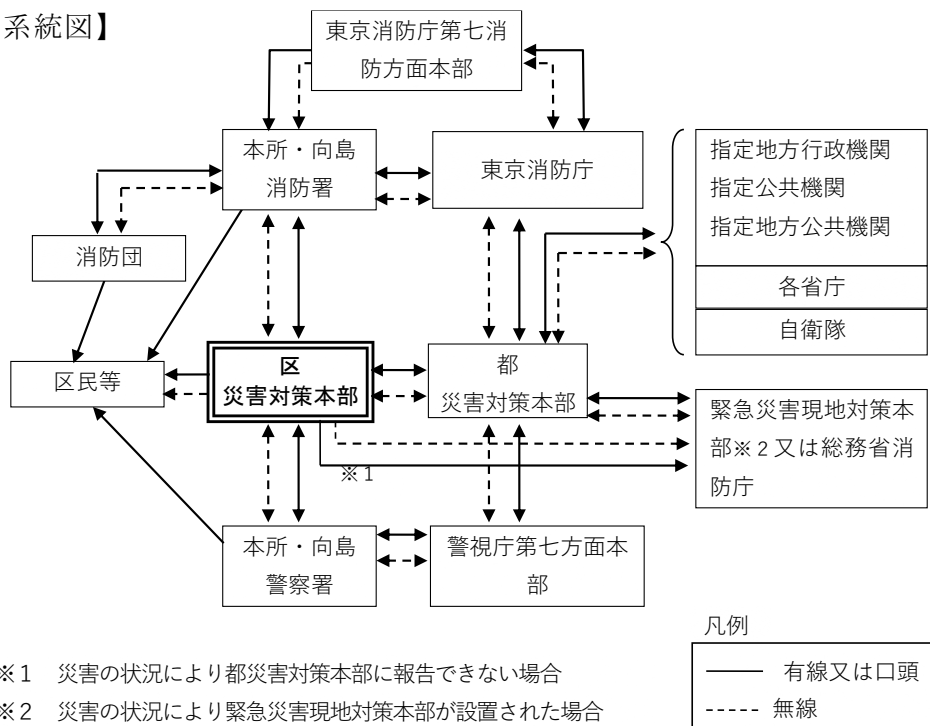
災害時に、情報が途絶することなく、迅速かつ的確に情報共有が行なえるよう、関係機関相互の情報連絡体制を以下のとおりとする。

#### 1 区の通信体制

災害時には、区の通信連絡体制を一元化、体系化して情報を集約・管理する。その場合の体制は以下のとおりである。

- (1) 区災害対策本部設置前は、区都市計画部危機管理担当防災課を区の総括窓口とする。
- (2) 区災害対策本部が設置された場合は、本部長室事務局企画情報隊（詳しくは、第2節「災害に関する情報の収集・伝達」参照）が各機関との通信連絡を実施する。
- (3) 区災害対策本部が設置された場合は、各部長は電話を平常業務のために使用することを制限するとともに部の通信連絡を総括する。
- (4) 都災害対策本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。なお、災害の状況により都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡をする。
- (5) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- (6) 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民防災組織及び一般区民等に周知する。

【通信連絡の系統図】



※1 災害の状況により都災害対策本部に報告できない場合  
※2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

2 連絡責任者

区災対各部及び各防災関係機関は、あらかじめ定めた連絡責任者を窓口とし、必要な情報連絡を行う。

3 有線途絶時に対する措置

有線通信の途絶時には、都、区及び関係機関の配備した無線を使用し、通信連絡を確保する。なお、情報収集に当たっては、ラジオ、テレビ等も利用する。

- ※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊資料 P224 参照）＜再掲＞
- ※ IV-08：本所警察署通信系統図（別冊資料 P231 参照）
- ※ IV-09：向島警察署通信系統図（別冊資料 P232 参照）
- ※ IV-11：消防関係通信連絡系統図（別冊資料 P234 参照）
- ※ IV-12：本所消防団連絡系統図（別冊資料 P235 参照）
- ※ IV-13：向島消防団連絡系統図（別冊資料 P236 参照）

4 報道機関との連携

災害発生時、災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

伝達する情報の例

- (1) 高齢者等避難
- (2) 避難指示
- (3) その他災害応急対策にかかわる事項

第2節 災害に関する情報の収集・伝達

[各機関]

各機関における情報の収集及び伝達は、以下のとおりとする。

機関名	内 容
区	<p>1 情報の収集</p> <p>(1) 本部長室事務局長は、被害状況等収集のため災害地の特別調査を行う必要があると認めたときは、適宜、各災対部長に対し、調査員派遣を要請することができる。</p> <p>この際、災対総務部に所属する出張所の職員は、管轄区域内の被害状況等の収集・報告に努めるものとする。</p> <p>ア 調査班の編成等 調査班の数及び構成その他必要事項は、特別調査を要請された災対部長が、調査事項、実施要領、職員の参集状況及び本部長室事務局長が特に要望する事項等を踏まえて適宜定める。</p> <p>イ 調査班の任務 調査班は、各災対部長の指示により出動し、現地の状況を調査する。</p> <p>ウ 調査事項 調査事項は、おおむね次のとおりとする。</p>

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

	<p>(ア) 災害原因                  (イ) 被害状況                  (ウ) 応急措置状況                  (エ) 災害地住民の動向及び要望事項                  (オ) 現地活動の問題点                  (カ) その他必要な事項</p> <p>エ 実施要領                  調査に当たっては、警察官、消防職員、現地住民等の協力を得て実施し、速やかに調査の結果を指揮系統を通じ区本部長（本部長室事務局長宛て）に報告する。</p> <p>(2) 災害情報の収集は、その伝達とともに他の通信に優先させ、特に重要事案については継続的かつ系統的な報告を求める。</p> <p>(3) 区において特に重点的に収集する事項は、次のとおりである。                  なお、収集された災害情報については、区、警察署、消防署の三者が協同して検討し、内容の正確を期するよう努める。                  ア 異常現象の発生内容又は災害発生の原因及び経過                  イ 管内の被害に関する情報                  ウ 区として実施した措置状況</p> <p>(4) 区災対各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、以下の要領によりそれぞれの所掌事務について本部長室事務局企画情報隊に報告する。                  ア 報告すべき事項                  報告事項及び報告主管部・隊は、別表のとおりである。                  イ 報告の区分                  (ア) 速報                  (気象状況)                  異常現象を発見したときは、直ちに報告し、できる限りその後1時間ごとに現状を報告する。                  (被害状況)                  被害の大小にかかわらず、現況把握次第、直ちに報告する。                  (措置状況)                  災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項につき報告する。                  (イ) 中間報告                  (被害状況)                  災害発生被害状況が確定するまで、毎日10時までに前日までの分をとりまとめ報告する。                  (措置状況)                  災害応急対策活動を実施している間、毎日10時までに前日分をとりまとめ報告する。                  (ウ) 決定事項                  (被害状況)                  被害状況が確定したときは、電話により一報を入れ、事後写真その他の資料を添付のうえ、速やかに文書により報告する。                  (措置状況)                  災害応急対策活動が完了した後、速やかに文書によりとりまとめ報告する。</p> <p>(5) 区、警察署及び消防署の三者は、総合的被害状況を協議検討し、その確定を待って必要な関係機関に通報する。</p>
--	--

第1章  
 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章  
 区民と地域の防災力向上

第3章  
 安全な都市づくりの実現

第4章  
 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章  
 津波等対策

第6章  
 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章  
 情報通信の確保

第8章  
 医療救護等対策

	<p>2 情報の伝達                  災害情報の伝達は特に迅速正確を期し、有線電話、無線、連絡員（伝令）等により行い、関係機関、民間団体等の協力を得るようあらかじめ依頼する。</p> <p>(1) 区は、情報を収集したのち速やかに整理し、都に報告する。</p> <p>(2) 区民等に対する伝達には、風評被害やパニック防止等に注意しつつ要配慮者にも十分配慮のうえ、防災行政無線、区公式ホームページ、すみだ安全・安心メール、危機管理ツイッター、区公式フェイスブック、緊急速報メール、広報車両、その他あらゆる方法により速やかに実施する。</p> <p>また、自らでは情報の入手が困難な要配慮者に配慮した情報伝達方法を確立する。</p> <p>(3) 区は、災害対策本部設置時に、都を通じて放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対策を実施する。</p> <p>3 受発信用箋の様式                  受発信用箋の様式については所定の用紙を使用する。                  ※ VI-03：受信用紙兼情報連絡票（別冊資料 P295 参照）                  ※ VI-04：広報発信票（別冊資料 P296 参照）</p> <p>4 水防に関する情報の収集及び伝達                  雨量、高水位、高潮位通報、水防警報及び津波警報等水防活動に必要な情報及び伝達は、この計画のほか墨田区雨雪対応実施要領に定める。</p>
警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署	主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破壊状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況、その他とする。
東京消防庁第七 消防方面本部 本所・向島 消防署	主な情報収集事項は、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診察状況、その他消防活動上必要ある状況とする。
災害現地にある 防災関係機関	災害現地にある防災関係機関の現地責任者が、被害状況等を把握したときは、速やかに所属機関の長に報告しなければならない。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

別表

報告事項及び報告主管隊一覧表		
報告事項：速報・中間報告・決定報告		報告主管災対部・隊
気象状況	気象情報	本部長室事務局 企画情報隊 災対建設部 庶務隊
	水象情報	
措置状況	職員動員数	災対各部 各隊
	水防活動	災対建設部 巡検隊
	避難収容状況	災対救護部 各収容隊
	救助物資及び物資経理状況	災対物資輸送部 各物資輸送隊
	災害地域消毒状況	災対保健衛生部 防疫医療担当
	庁舎・避難所等の応急修理状況	災対建築部 営繕隊
	物品の出納保管	災対総務部 財務・経理隊
	車両舟艇等の調達	
	本部職員の給食その他の措置	災対施設保護部 各施設保護隊
支援活動		
被害状況	人家屋被害	災対総務部 総務隊
	商工業被害	
	公共土木施設被害	災対建設部 庶務隊
	区有財産被害	災対総務部 総務隊
	教育施設被害	災対教育部 庶務隊

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

### 第3節 被害状況等の報告体制

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

機関名	内 容																										
区	<p>都に対する報告</p> <p>本部長室事務局企画情報隊は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都災害情報システム（D I S）により都へ報告する。ただし、システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）に定められた報告様式等に基づき、都防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。</p> <p>なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>1 報告すべき事項</p> <p>災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況、被害の程度は、認定基準、災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>2 報告の種類、期限等</p> <p>報告の種類、提出（入力）期限は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 1070 1412 1503"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">発 災 通 知</td> <td>即時（30分以内）</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被害措置概況速報</td> <td>即時（30分以内）及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括被害情報措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">要 請 通 知</td> <td>即時（30分以内）</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確 定 報</td> <td>災害確定報告</td> <td rowspan="2">応急対策を終了した後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>被害情報措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災 害 年 報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ IV-07：都災害情報システム（D I S）入力要領「被害程度の認定基準」（別冊資料 P228 参照）</p>	報告の種類		入力期限	入力画面	発 災 通 知		即時（30分以内）	発災情報	被害措置概況速報		即時（30分以内）及び都が通知する期限内	災害総括被害情報措置情報	要 請 通 知		即時（30分以内）	要請情報	確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	被害情報措置情報	災 害 年 報		4月20日	災害総括
報告の種類		入力期限	入力画面																								
発 災 通 知		即時（30分以内）	発災情報																								
被害措置概況速報		即時（30分以内）及び都が通知する期限内	災害総括被害情報措置情報																								
要 請 通 知		即時（30分以内）	要請情報																								
確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																								
	各種確定報告		被害情報措置情報																								
災 害 年 報		4月20日	災害総括																								
警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警 察 署	<p>区災対本部に要員を派遣するとともに、警察無線、防災無線等により、収集した被害状況等を伝達して、関係機関と情報交換を図る。</p>																										

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりのの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

<p>東京消防庁第七 消防方面本部 本所・向島 消防署</p>	<p>各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</li> <li>2 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測</li> <li>3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握</li> <li>4 消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握</li> </ol>
---	---

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第4節 広報及び広聴活動

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内や所管施設などにおいて災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る（震災編第13章「住民の生活の早期再建」参照）。

機関名	内 容
区	<p>1 災害広報情報の収集及び伝達                      広報活動に必要な情報の収集及び伝達並びにそのために必要な通信連絡は、この計画に特に定める場合を除き、応急対策第1節「情報連絡体制」、同第2節「災害に関する情報の収集・伝達」及び同第3節「被害状況等の報告体制」に定めるところにより処理する。</p> <p>2 区民への広報                      (1) 広報内容                      ア 気象状況、防災活動状況及び今後の見通し                      イ 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ                      ウ 被害状況、関係機関の諸活動（治安、救助、消防、警備、水防等）                      エ 避難指示等の伝達                      オ 避難誘導、その他必要事項                      カ 事故の防止、防疫についての注意                      キ 交通、運輸の状況                      ク 救護所や救急告示医療機関等の診療情報                      ケ 民心安定、志気高揚に関する事項                      コ その他区民が必要としている事項                      (2) 方法                      ア 区公式ホームページ、SNS、ケーブルテレビなど多様なメディアの活用を図るほか、区報臨時号等の発行も検討する。また、消防署・消防団等の防災関係機関、東京消防庁災害時支援ボランティア、住民防災組織、民間団体の協力を得て実施する。                      イ 広報時期及び内容の選択に注意し、防災関係機関との相互連絡を密にする。</p> <p>3 報道機関への発表                      (1) 報道機関に対して災害情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ防災関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。                      (2) 発表内容に当たっては、特にその適正を期する。                      (3) 発表責任者は、本部長室事務局広報隊長とする。                      (4) 総括的な発表に余裕のないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの活動機関において行うことができる。ただし、その発表内容を本部長室事務局広報隊長へ報告すること。</p> <p>4 NHK及び民間放送局に対する放送要請                      (1) 放送の要請                      災害に関する予報もしくは警報又は通知に係る事項、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置、その他の事項について、公衆電気通信設備、有線電気通信設備又は無線設備により通信できない場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHK及び民間放送</p>



	<p>局に対し、放送を求められることができる（災害対策基本法第57条）。</p> <p>(2) 要請の方法 区本部長は、放送要請の必要がある場合には、放送要請の理由・放送事項等を明らかにして、都総務局総合防災部防災対策課（都災对本部を設置したときは本部長室）を通じて要請する。ただし、緊急を要する場合は、NHK報道局編集部及び民間放送局に直接依頼し、事後都に連絡する。</p> <p>5 広聴活動 災害が終息したのち、被災地を巡回して移動相談を実施するとともに、被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期解決を図る。</p> <p>6 広報写真等の作成 災害時における被害地の状況その他を写真等に収め、復旧対策広報活動の資料として活用する。撮影は原則として広報隊員が実施する。</p>
<p>警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署</p>	<p>1 広報活動 (1) 広報内容 ア 予震、津波等気象庁の情報 イ 地域の被害情報及び見通し ウ ライフライン等の被害状況及び復旧見通し エ 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し オ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (2) 広報手段 ア トランジスターメガホン イ 交番（駐在所）備付けマイク ウ パトロールカー、白バイ、広報車 エ ホームページ等</p> <p>2 広聴活動 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。</p>
<p>東京消防庁第七 消防方面本部 本所・向島 消防署</p>	<p>1 広報活動 (1) 広報内容 ア 出火防止、初期消火の呼びかけ イ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ウ 火災及び水災に関する情報 エ 避難指示に関する情報 オ 救急告示医療機関等の診療情報 カ その他都民が必要としている情報 (2) 広報手段 ア 消防車両等の拡声装置等による情報提供 イ 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ウ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 エ ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p> <p>2 広聴活動 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。</p>

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第5節 区民相互の情報連絡等

[区、NTT東日本]

都や報道機関等と連携して、区民、事業者等に対し安否確認方法の周知を行う。

区民等は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 復旧対策

### 第1節 情報連絡体制

応急対策第1節「情報連絡体制」に準ずる。

### 第2節 災害に関する情報の収集・伝達

応急対策第2節「災害に関する情報の収集・伝達」に準ずる。

### 第3節 被害状況等の報告体制

応急対策第3節「被害状況等の報告体制」に準ずる。

### 第4節 広報及び広聴活動

応急対策第4節「広報及び広聴活動」に準ずる。

### 第5節 区民相互の情報連絡等

応急対策第5節「区民相互の情報連絡等」に準ずる。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第8章 医療救護・保健等対策

### この章のポイント

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速な医療救護活動を行うとともに、遺体については適切な取扱いが求められる。

ここでは、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備、遺体の火葬など医療救護・保健等の対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 総則第2章第2節に掲げる被害想定では、区内の死者321人、負傷者3,307人（うち重傷者578人）とされるなど、大規模な災害では多数の死傷者が発生する事態が想定されている。
- 震災時、医療機関が被災し医療機能が喪失するおそれがある中でも、医療機能の継続や災害拠点病院をはじめとした医療機関の受入体制の構築が求められるとともに、医薬品や医療資器材についても備蓄などの方法で確保する必要がある。
- 遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱わなければならない。

### 2 現在の到達状況

#### （1）初動医療体制の整備

- 災害時の医療救護活動に従事する者の登録（1,604人）（令和5年2月現在）
- 医師会等医療救護活動関係団体への区防災行政無線の設置、災対保健衛生部及び緊急医療救護所設置場所へのIP無線等の配備
- 「墨田区災害時医療救護活動マニュアル」の改定
- 区は災対保健衛生部に医療救護活動を統括・調整するために医療救護活動拠点を設置することとしている。

#### （2）医薬品・医療資器材の確保

- 指定避難所や一部緊急医療救護所設置場所等への医療資器材等の配備

#### （3）遺体の取扱い

- 災害時における遺体の搬送及び棺等葬祭用品の供給等についての協定締結（2団体）（令和5年2月現在）

### 3 対策の方向性

#### （1）初動医療体制の整備

- 被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、区災害対策本部の下に設置する区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動拠点と、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点との間の情報連絡体制を構築する。

- 初動医療体制、負傷者等の輸送体制を整備し、災害時には、医療救護活動拠点の区災害医療コーディネーターの助言を得ながら、迅速な医療救護活動を行う。
- 発災から72時間～1週間頃の急性期以降は、避難生活による感染症の発生、慢性疾患の悪化、生活不活発病、メンタルヘルスの悪化や生活環境に係る健康課題が増大する。そこで、二次健康被害を最小化するため、様々な職種による保健医療活動チームが効果的に対応できる体制を構築する。

**(2) 医薬品・医療資器材の確保**

- 医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、卸売販売業者も活用した医薬品等の確保を図るとともに、災害薬事コーディネーターを中心とした、医薬品供給体制を構築する。

**(3) 遺体の取扱い**

- 遺体については、死者の尊厳と遺族の感情等を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。
- 捜索、収容及び検視・検案の各段階において、関係機関と連携して取り組む体制を整備する。
- 協定を締結している民間団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

第1章	区、区民、防災機関等の基本的責務と役割
第2章	区民と地域の防災力向上
第3章	安全な都市づくりの実現
第4章	安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保
第5章	津波等対策
第6章	広域的な視点からの災害対応力の強化
第7章	情報通信の確保
第8章	医療救護・保健等対策

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護・保健等対策

4 具体的な取組

<p><b>地震前の行動</b> (予防対策)</p>	<p><b>初動医療救護体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区災害医療コーディネーター等の配置、情報連絡体制の構築</li> <li>○保健医療活動チームの確保、緊急医療救護所の資器材等の確保</li> <li>○車両・船舶等の協定締結による搬送手段の拡充</li> <li>○在宅人工呼吸器使用者等への支援計画の作成</li> <li>○二次災害を最小化するための保健医療活動体制の構築、動物救護活動への協力体制の整備</li> </ul>	<p><b>医薬品・医療資器材の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医薬品、医療資器材の備蓄の整備</li> <li>○災害薬事センターの運営方法の確立</li> <li>○防疫用資器材の備蓄・調達・配布計画の策定</li> </ul>	<p><b>遺体の取扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行方不明者や死亡者の搜索等の各段階における役割の把握・体制の整備</li> <li>○「東京都広域火葬実施計画」に基づく関係団体等との協定締結、広域火葬体制の整備</li> </ul>
<p><b>地震直後の行動</b> (応急対策) 発災後 72時間 以内</p>	<p><b>初動医療救護体制等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護活動拠点の設置</li> <li>○人的被害・医療機関の被災・活動状況等の把握・報告</li> <li>○区民への情報提供のための相談窓口等の設置</li> <li>○医療救護活動等の統括・調整、医療救護の要請等</li> <li>○負傷者等の搬送、医療救護班等の医療スタッフ及び医薬品の搬送</li> </ul>	<p><b>医薬品・医療資器材の供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都及び薬剤師会医薬品・情報管理センター等への医薬品の提供の要請</li> <li>○災害薬事センターの設置、卸売販売業者への医薬品の発注</li> <li>○災害薬事コーディネーター、薬剤師会との連携による緊急医療救護所等への医薬品等の発注、供給</li> </ul>	<p><b>遺体の搜索、收容及び検視・検案・身元確認等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の搜索、搬送、收容</li> <li>○検視・検案・身元確認、区民への死亡者に関する情報提供、遺体の引渡し、死亡届の受理、火葬許可証等の発行</li> </ul>
<p><b>地震後の行動</b> (復旧対策) 発災後 1週間 目途</p>	<p><b>防疫・保健活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飲料水の衛生確保、避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族等の駆除</li> <li>○感染症発生状況の把握、予防対策</li> <li>○食品の安全確保、取扱いの指導</li> <li>○保健活動班による避難所等での巡回健康相談等の実施等</li> </ul>		<p><b>火葬等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○火葬許可証に代わる「特例許可証」の発行</li> <li>○遺体の安置、保存及び搬送体制等の火葬体制の確立</li> <li>○広域火葬に関する都との調整、円滑な実施</li> </ul>
<p><b>5 到達目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■区災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化、ICSの確立</li> <li>■医療救護所の確実な運営体制の構築</li> <li>■災害拠点病院等の地域における医療機能を維持するための基盤強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医薬品等の確保、薬剤師会等と連携した供給体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の整備</li> </ul>

## 予防対策

### 第1節 初動医療体制の整備

#### 第1項 情報連絡体制等の確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを指定している。

区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を中心とした情報連絡体制を構築する。

#### 【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定する医療コーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏 <sup>(*)</sup> 域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医療コーディネーター
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、都が指定する医療コーディネーター
区災害歯科コーディネーター	区内の医療救護活動を、歯科分野で統括・調整し、区災害医療コーディネーターをサポートする、区が指定する歯科のコーディネーター
区災害薬事コーディネーター	区内の医療救護活動を、薬事分野で統括・調整し、区災害医療コーディネーターをサポートする、区が指定する薬事のコーディネーター

<sup>(\*)</sup> 都が統括管理する被災地域は広範になるため、複数の区市町村からなる「二次保健医療圏」を単位とした災害医療体制を構築し、都がよりの確に区市町村を支援できる仕組みとした。墨田区は江東区及び江戸川区とで構成する「区東部二次保健医療圏」に属する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライプライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護・保健等対策



## 第2項 医療救護活動の確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

### 【対策内容と役割分担】

東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京DMAT連携隊を編成し東京DMATと連携</li> <li>2 都保健医療局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施</li> </ol>
区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班等の確保</li> <li>2 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所の確保</li> <li>3 医療救護活動拠点の設置場所の確保</li> </ol>

医療救護活動の実施に当たり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会の協力を得て保健医療活動チームを編成し、医療救護所に派遣できるように、各会と協定を締結している。

発災状況に応じて医療救護所（緊急医療救護所及び避難所医療救護所）を設置し、保健医療活動チームを派遣する。派遣状況については東京都地域災害医療コーディネーターへ報告する。また、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換を行うことができるよう体制を整備する。

医療救護活動については、緊急医療救護所の設置や運営方法を定めた墨田区災害時医療救護活動マニュアルに基づいて行うこととする。なお、毎年、マニュアルの改訂を行い、医療救護体制の強化を図っている。

### 【医療救護活動拠点等】

種 別	説 明
医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
医療救護活動拠点	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために、区災対本部に設置する拠点

### 【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	区が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ <sup>(*)</sup> 、軽症者に対する応急処置を行う場所
避難所医療救護所	区が、避難所に設置する医療救護所

<sup>(\*)</sup> 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療や搬送の優先度を定めること。

【災害拠点病院等】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院等で都が指定する病院）
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

※ IV-21：区内東京都災害拠点病院等一覧（別冊資料 P246 参照）

※ IV-22：区内救急告示医療機関一覧（別冊資料 P247 参照）

### 第3項 負傷者等の搬送体制の整備

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会]

区及び都は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

### 第4項 保健衛生体制の整備

[区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

在宅療養者や在宅人工呼吸器使用者等の要配慮者に対して発災後迅速な対応を行うため、関係機関と協議の上、個別支援計画の作成等、事前に必要な対策を行う。

### 第5項 防疫体制の整備

[区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。また、都及び関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

なお、区では東京都獣医師会墨田支部と災害時における動物救護活動に関する協定を締結している。

## 第2節 医薬品・医療資器材の確保

[区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

薬剤師会と「災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定」を締結しており、概ね発災から3日間までに必要な医薬品等は、常に使用可能な状態にしておくとともに、可能な限り備蓄の増強に努める。

薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所や運営方法、納入先及び納入先への搬入方法等具体的な活動内容について協議しておく。

発災後、医薬品等を直接調達することができるように、卸売販売業者と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結している。

この協定締結に基づき、卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は災害薬事センターへ納品する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護・保健等対策

### 第3節 遺体の取扱い

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会]

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取組む体制を整備する。

#### 1 遺体収容所の運営体制の整備

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (2) 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- (3) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (4) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

#### 2 遺体の取扱いに対する体制の整備

区は、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、遺体の保存等に係る資器材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し災害時における円滑な広域火葬体制の整備を進める。

民間団体と葬祭に関する協定を締結し、遺体の取扱いに対する体制を整備している。

- (1) 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定
- (2) 災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定

# 応急対策

## 第1節 初動医療救護体制等

### 第1項 医療情報の収集伝達

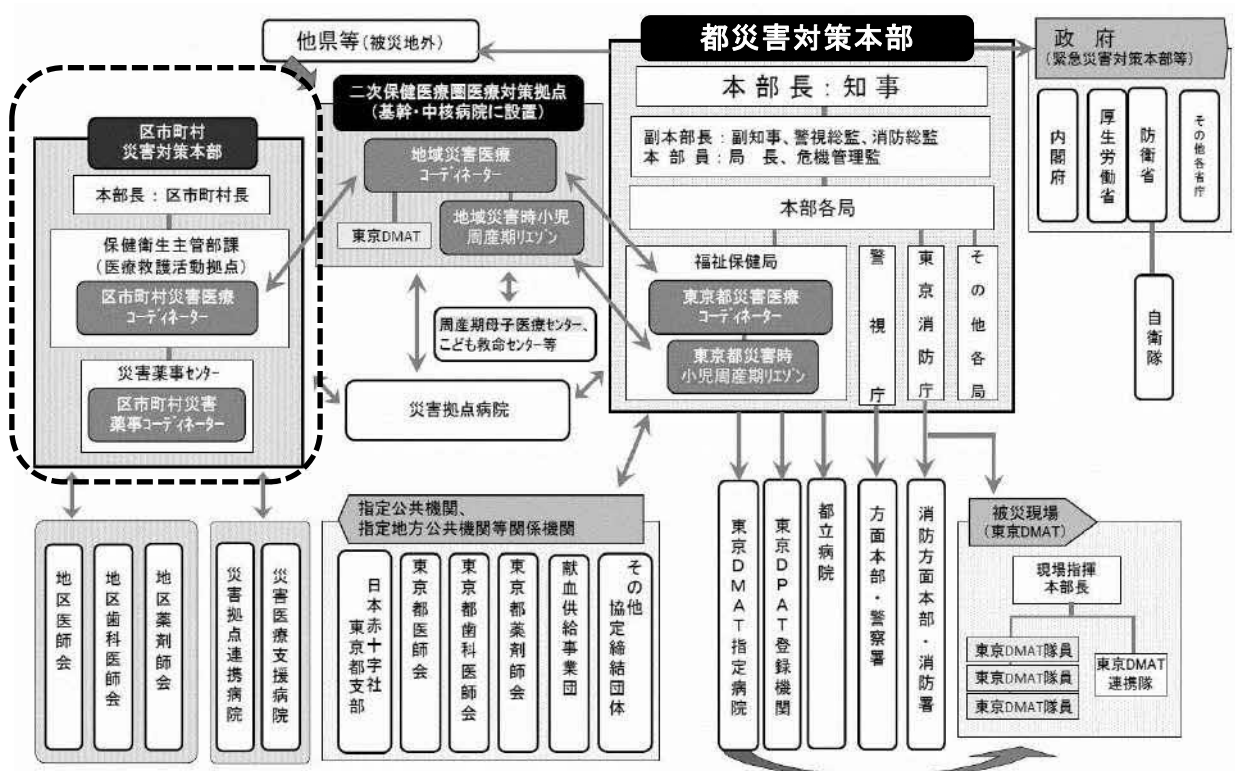
〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

災害発生時には、災害対策本部内に設置した医療救護活動拠点において、EMISで医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、病院）の被災状況を把握する。EMISの入力が困難な場合、有線電話あるいは主な医療機関に配備した区防災行政無線及びIP無線機、区と関係機関が所有するデジタル無線機等を活用し、情報収集し、EMISへの入力を支援する。把握した被災状況等は、区東部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するため、相談窓口等の設置に努める。

- ※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊資料 P224 参照）〈再掲〉
- ※ IV-19：墨田区医師会災害時緊急電話連絡網（別冊資料 P244 参照）
- ※ IV-20：墨田区医師会病院部災害時緊急電話連絡網（別冊資料 P245 参照）

【発災直後の医療連携体制（イメージ）】



第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護・保健等対策

## 第2項 初動医療体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

### 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

### 【主な医療救護活動】

全体概要	フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生対応ニーズ		
必要な医療救護活動	被災地域の広域対応活動			区市町村中心の救護活動		
① 区市町村		緊急医療搬送所の設置・運用				
区市町村災害医療コーディネーター		地区医療協議会、歯科医療協議会、薬剤師会等の連携				
		避難所医療支援所、医療救護情報拠点、災害医療センターの設置				
② 都	災害医療ITシステムの構築 医療対策拠点の設置					
東京都災害医療コーディネーター	東京DMA Tの活動					
地域災害医療コーディネーター		都医療協議会、歯科医療協議会、薬剤師会等の連携				
		主に日本DMA Tによる支援活動				
				主に他都府県の医療救護所による支援活動		
③ 災害拠点病院		主に重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
④ 災害拠点連携病院		主に中等症者又は軽微な安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院 ⑥ 診療所等					平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

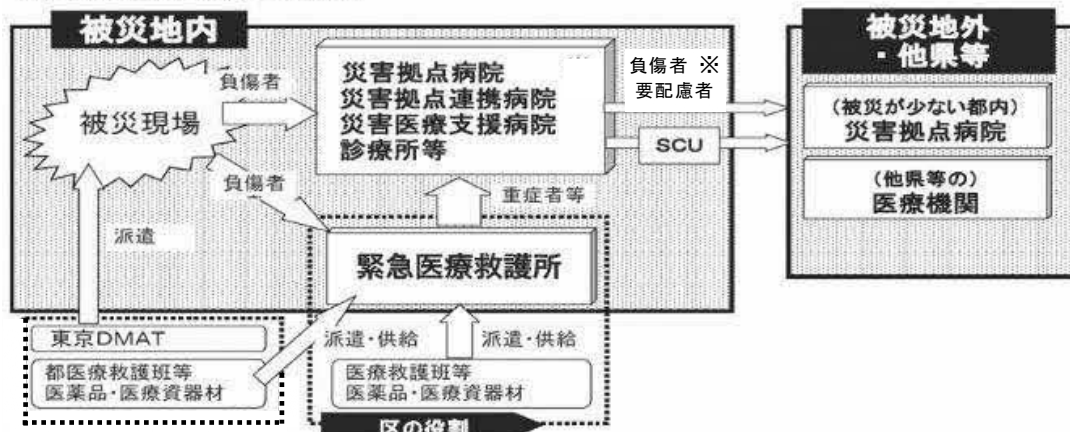
第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護・保健等対策

1 活動方針

災害による傷病者又は災害のため医療の途を失った者等に対し、「墨田区災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、医師会等の協力を得て、医療及び助産救護を迅速に実施し、罹災救護の万全を期すことにより民心の安定を図るものとする。

【災害時医療救護の流れ】



※要配慮者：避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者

2 活動内容

機関名	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護を一次的に実施する。</li> <li>2 区災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、区の医療救護活動等を統括・調整する。</li> <li>3 緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置する。</li> <li>4 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会との協定に基づき、医療救護を行うように要請する。</li> <li>5 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターを通じ医療対策拠点に応援を要請する。</li> <li>6 迅速な医療救護体制の確立のため、「墨田区災害時医療救護者登録制度」に基づき、平時から災害時の医療救護活動に従事する医師等の把握に努める。</li> </ol>
医師会 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会 訪問看護協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区から協定に基づく派遣要請があった場合には、医療救護活動に協力する。</li> <li>2 墨田区災害時医療救護活動従事者登録制度の登録者は、区が発行する「墨田区災害医療救護者証」を携行する。</li> </ol>
東京消防庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区災害対策本部と連携して、可能な範囲で救急隊を出動させる。</li> <li>2 東京DMATと連携して、救命処置等を実施する。</li> <li>3 東京DMATの出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。</li> <li>4 災害発生直後からおおむね72時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATと連携して活動する。</li> </ol>

※ I-09:墨田区災害時医療救護活動従事者登録制度運営要綱(別冊資料P15参照)

3 保健医療活動チームの編成

機関名	内 容
区	<p>1 医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会の協力を得て保健医療活動チームを編成し、緊急医療救護所に派遣する。さらに、派遣状況について東京都地域災害医療コーディネーターへ報告する。</p> <p>2 保健医療活動チームの活動</p> <p>(1) 医師・看護師等</p> <p>ア トリアージの実施・統括</p> <p>イ 傷病者に対する応急処置</p> <p>ウ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</p> <p>エ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療</p> <p>オ 助産救護</p> <p>カ 療養上の世話及び診療上の補助</p> <p>キ 死亡の確認</p> <p>(2) 歯科医師等</p> <p>ア トリアージの実施</p> <p>イ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</p> <p>ウ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</p> <p>エ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療・衛生指導</p> <p>オ 検死・検案に際しての法歯学上の協力</p> <p>(3) 薬剤師</p> <p>ア トリアージの実施</p> <p>イ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導</p> <p>ウ 医療救護所等及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理</p> <p>エ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</p> <p>オ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</p> <p>(4) 柔道整復師</p> <p>ア トリアージの実施</p> <p>イ 医師の指示による負傷者に対する応急措置</p> <p>3 医療救護所の設置等</p> <p>緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置し、保健医療活動チームは、医療救護所等において医療救護活動を実施する。</p> <p>医療救護所等を設置した場合は、その状況について東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。</p> <p>4 医療救護所等の設置場所</p> <p>緊急医療救護所、災害拠点病院等の近接地等に設置する。</p> <p>避難所医療救護所は、状況を勘案の上、必要に応じ次の場所に設置する。</p> <p>(1) 原則として、500人以上の避難所</p> <p>(2) 福祉避難所（要配慮者のための特別な配慮がなされた避難所）</p> <p>5 区の対応能力のみでは十分でないとき、医療対策拠点及びその他関係機関に協力を要請し、他の応急医療救護班やボランティア等との連携を図りながら、迅速かつ適切な医療救護活動を行うようにする。</p>

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護・保健等対策

### 第3項 負傷者等の搬送体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会]

搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは区が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区が対応する。

医療救護所等の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区等に搬送を要請する。

#### 1 負傷者の搬送

都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じ搬送手段を確保する。

負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都保健医療局及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報をはじめとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

#### 2 医療スタッフ及び医療資器材の搬送

医療救護所の設置に当たって、運営等に必要となる医療スタッフはそれぞれ参集し、医薬品及び医療資器材の搬送については、区が実施する。

なお、必要に応じ、都に医薬品搬送の応援を要請する。

## 第2節 医薬品・医療資器材の供給

[区、医師会、歯科医師会、薬剤師会]

薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や緊急医療救護所、避難所医療救護所等への医薬品等の供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を薬剤師会医薬品・情報管理センターに、発災後速やかに設置する。災害薬事センターの長は、薬剤師会から選任した災害薬事コーディネーターが務める。

また、区は災害薬事コーディネーターの助言を受け、東京都地域災害医療コーディネーター、医療対策拠点に、区内の医薬品需給状況等、薬事に関する情報を報告する。

さらに、緊急医療救護所、避難所医療救護所等における発災後概ね3日間の医療救護活動に用いる医薬品については、「災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定」に基づき、災害薬事センターから供給を受けるが、概ね3日間を経過した後の医薬品の供給については、区が災害薬事センターに要請し、災害薬事センターではそれをとりまとめて医薬品卸売販売業者へ発注する。発注を受けた医薬品卸売販売業者は、災害薬事センター又は避難所医療救護所等へ直接医薬品を納入する。なお、医薬品の配布については、処方薬については医師の処方のもと、OTC薬については薬剤師が避難所の住民（傷病者）へ服薬指導をしたうえで行う。区自ら医薬品を調達することが不可能な場合には、都へ調達を要請する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

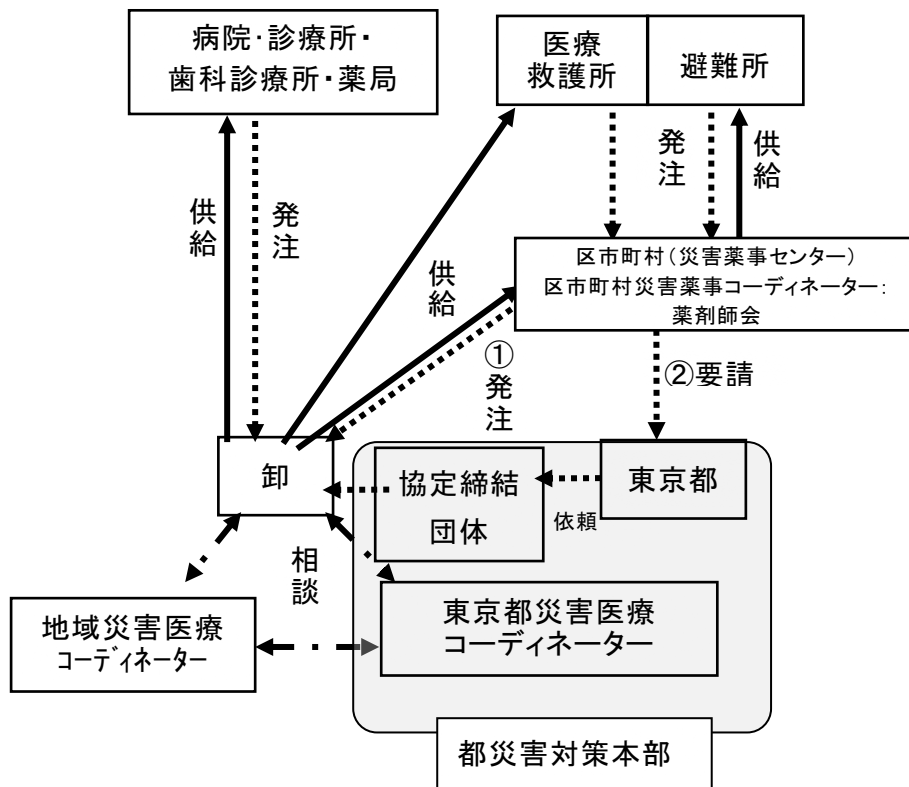
第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護・保健等対策



【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



- 1 区は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- 2 区での調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体※へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- 3 上記1・2どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（緊急医療救護所）

発注：区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各緊急医療救護所へ配送

（避難所医療救護所）

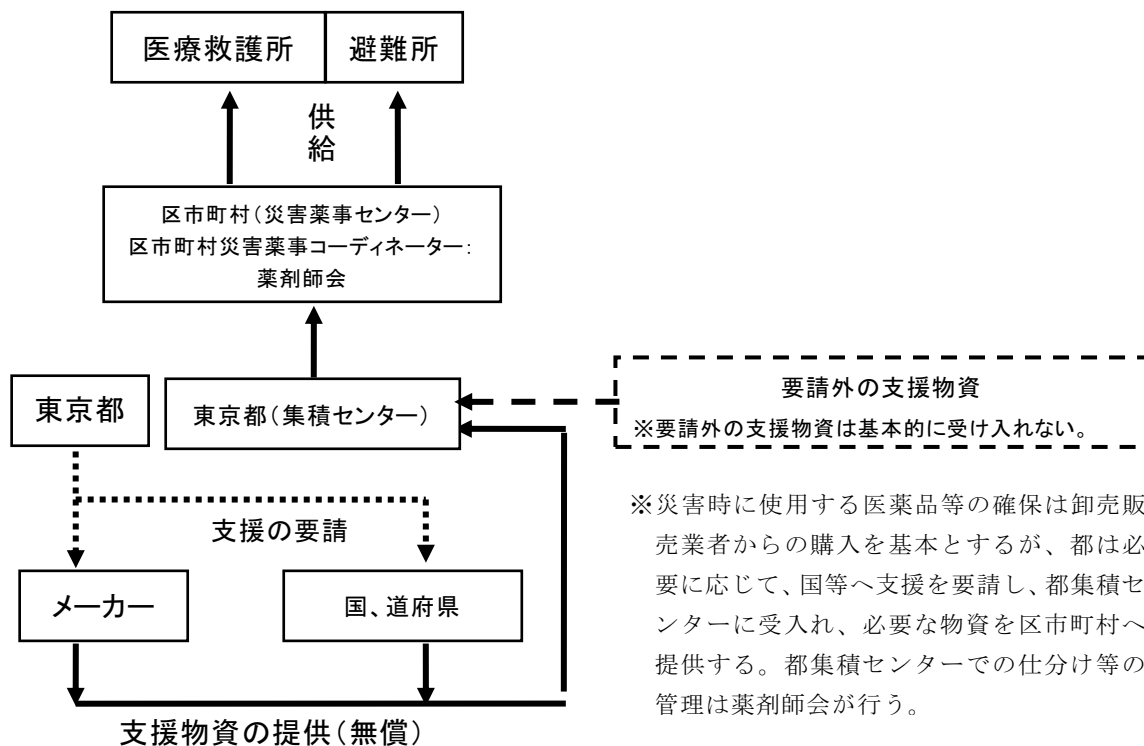
発注：区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が災害薬事センター又は各避難所医療救護所へ直接納品

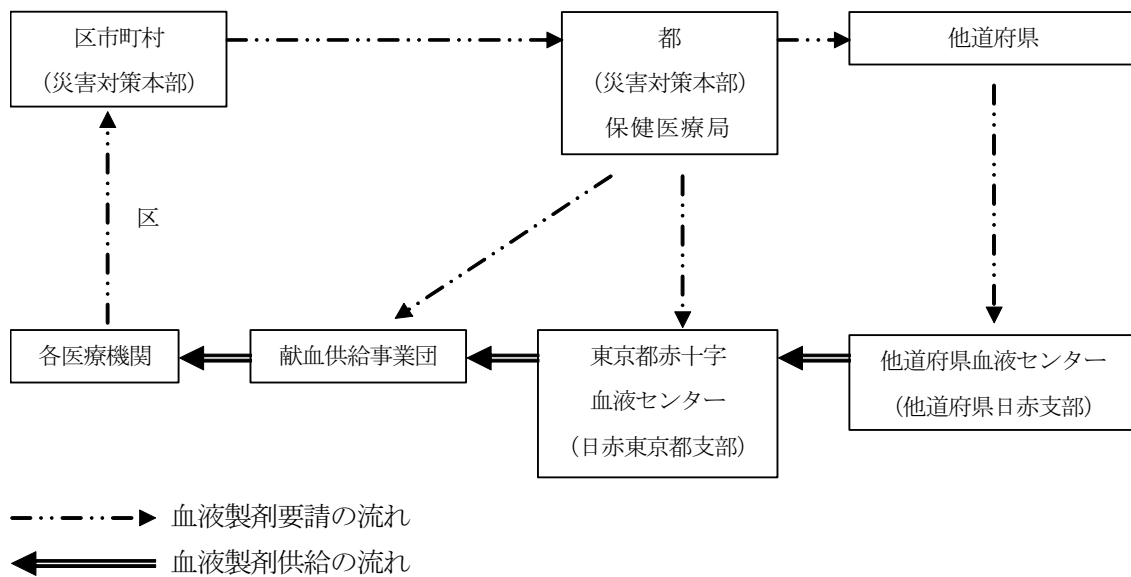
※東京都の協定締結団体

東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

【医薬品供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

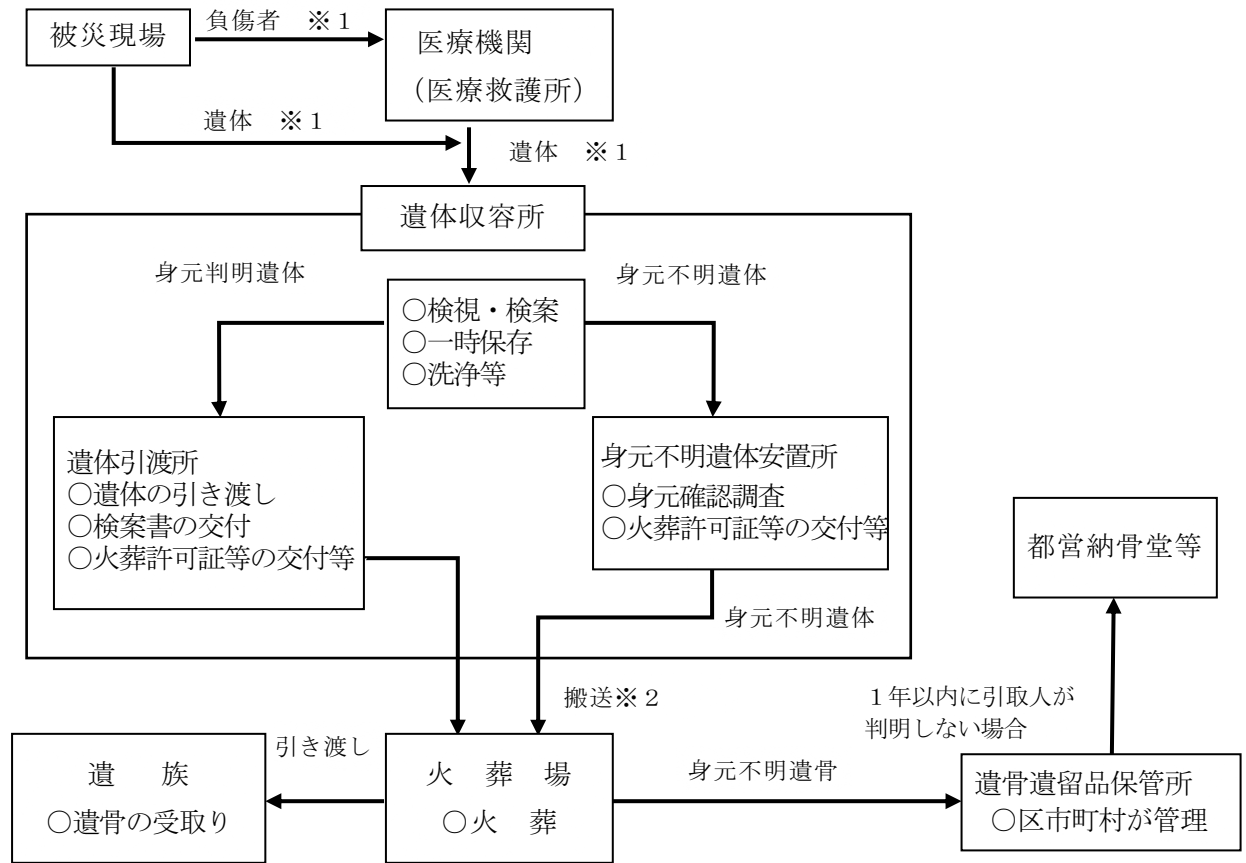
第8章 医療救護・保健等対策

### 第3節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会]

区は、都及び各関係機関と協力して、遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等を実施する。また、これらを円滑に実施するため、的確な情報を区民に提供する。

#### 【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

1 遺体の搜索・収容等

(1) 遺体の搜索

機関名	活動内容
区	1 区（災対総務部罹災・搜索隊搜索班）は、都総務局と協議し、都各部局、警察、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。 2 搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 3 ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 （1）延長の期間 （2）期間の延長を要する地域 （3）期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） （4）その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）
都総務局	区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整に当たるとともに搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署	1 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 2 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 3 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

機関名	活動内容
都総務局	区市町村及び関係機関等との連携調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第1師団に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。
区	1 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 2 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 3 遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元の認知の有無等について、確認する。 4 遺体の搬送にあたり、警視庁（各警察署）への通報や、状況に応じ、作業員の雇上げ又はボランティアの活用等を考慮する。

(3) 遺体の収容等

機関名	活動内容
区	1 遺体の収容 災害発生後、建物の被害状況を勘案のうえ、区公共施設等に速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警視庁に報告する。遺体収容所に必要な資器材等について備蓄に努めるとともに、これらが不足した場合の調達の体制をあらかじめ確立しておく。 また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。 なお、遺体収容所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割  
 第2章 区民と地域の防災力向上  
 第3章 安全な都市づくりの実現  
 第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保  
 第5章 津波等対策  
 第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化  
 第7章 情報通信の確保  
 第8章 医療救護・保健等対策

	<p>2 遺体収容所                  遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。</p> <p>3 遺体の一時保存                  災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。</p> <p>4 遺体の洗浄等                  泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を早め、感染症発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の措置が必要となる。                  このため、区は都保健医療局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。</p> <p>5 遺体処理の期間                  遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。                  ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事に申請する。</p>
--	---

(4) 検視・検案

機関名	活動内容
区	<p>1 関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに区公共施設等に遺体収容所を開設する。</p> <p>2 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。</p>
都保健医療局	<p>1 都監察医務院長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。</p> <p>2 都保健医療局は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないとき、必要に応じて関係機関等に応援を要請する。</p> <p>3 都保健医療局長は、区の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講じる。</p>
警視庁第七方面本部本所・向島警察署	<p>1 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。</p> <p>2 検視班は、検視規則、死体取扱規則等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。</p>
医師会	<p>医師会の医療救護班等は、区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。</p>
歯科医師会	<p>歯科医師会の医療救護班等は都及び区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。</p>

都及び警視庁第七方面本部、本所・向島警察署は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

(5) 遺体の火葬の取扱い

機関名	内 容
区	1 「遺体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。 2 遺骨及び遺留品に「遺体・遺骨・遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。 3 家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺体・遺骨・遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

(6) 遺体の身元確認

機関名	内 容
区	1 遺体の身元を確認し、「遺体・遺骨・遺留品処理票」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「遺体氏名札」を棺に貼付する。 2 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 3 警視庁より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 4 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 5 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警 察 署	1 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 3 おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ。 4 区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。
歯科医師会	1 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに身元確認のための班を編成し、派遣する。 2 身元確認のために編成された班の医師は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。
都	警視庁の協力を得て、行方不明者の捜索の相談にあたりとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

(7) 区民への死亡者に関する情報提供

大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

(8) 遺体の遺族への引渡し

遺体の引渡業務は、原則として本所・向島警察署及び区が協力して行う。また、区職員が遺体の引渡業務に従事する場合は、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

(9) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

ア 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

イ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護・保健等対策

## 復旧対策

### 第1節 防疫・保健活動

[区]

#### 第1項 防疫

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

##### 1 防疫活動

- (1) 飲料水の衛生確保やトイレ等の衛生管理、避難所及び患者発生時等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。
- (2) 被災住民に対する健康調査及び健康相談を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- (3) 食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

##### 2 感染症対策

- (1) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と区保健所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (2) 都保健医療局及び都区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (3) インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- (4) 都保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

#### 第2項 保健活動

##### 1 総合調整

被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整を行う。

- (1) 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。
- (2) 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- (3) 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。

##### 2 保健活動

- (1) 保健活動チームの編成

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護・保健等対策

巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健活動チームの活動内容

保健活動チームは、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。また、避難所における健康相談や地域における巡回健康相談、乳幼児及び高齢者等の救護、その他必要な保健活動を行う。

(3) 他縣市からの応援職員の受入れ

必要に応じて応援協定に基づき、他縣市に保健活動班の派遣を要請する。  
区単独では対応が困難な場合は、都と協議の上、要請を行う。  
派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立並びに活動拠点の確保を図る。

3 メンタルヘルスケア

(1) 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れてメンタルヘルスケア<sup>(\*)</sup>体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(2) 関係機関等と協力し、救助にあたる関係機関等の職員に対して、惨事ストレスに対する適切なケアを行う。

(3) 診療所等の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

(4) 保健活動班において、被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。また、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

(5) 都の災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）は、被災時の精神保健医療のニーズアセスメントの実施や災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師チーム等と連携した活動を行う（被災精神科病院の入院患者の転院・搬送支援、被災精神科病院、診療所機能の回復までの外来診療支援、災害ストレスによる被災住民・支援者への対応、地域精神保健活動への支援など）。

4 在宅療養者への対応

関係機関と協力して、在宅療養者の状況把握に努める。

他自治体に必要な支援要請をするとともに、医療機関及び他自治体等と連携し、在宅療養者の搬送及び救護体制の支援に努める。

5 在宅人工呼吸器使用者への対応

「災害時在宅人工呼吸器使用者リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

在宅人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう関係者と協力し、支援する。

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

<sup>(\*)</sup> 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策として、専門職等との対話などのコミュニケーションを行うことで、災害時の被災者等の精神的ストレスを軽減させていくケアのことをいう。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割  
第2章 区民と地域の防災力向上  
第3章 安全な都市づくりの実現  
第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保  
第5章 津波等対策  
第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化  
第7章 情報通信の確保  
第8章 医療救護・保健等対策



6 被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第2節 医薬品・医療資器材の供給

応急対策第2節「医薬品・医療資器材の供給」に準ずる。

第3節 火葬等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 火葬特例の適用・許可証発行

区は、通常火葬が困難な場合には、緊急時の特例として、迅速かつ的確な処理を期するため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2 広域火葬

都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都災害対策本部（都保健医療局）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。

都内で広域火葬が実施された場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活動内容
都 保 健 医 療 局	1 区市町村からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 2 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には、近隣県に対し、応援・協力を要請する。 3 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 4 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 5 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
区	1 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 2 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 3 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 4 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。また、遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護・保健等対策

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護・保健等対策

## 第9章 帰宅困難者対策

### この章のポイント

大規模な災害が発生した場合、公共交通機関が運行を停止し、滞留を余儀なくされ、自宅まで徒歩による帰宅が困難となった帰宅困難者で、駅周辺や大規模集客施設などが混乱する。

ここでは、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅に向けての体制整備など、帰宅困難者の対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区内で 61,116 人（区内に滞留する外出者 274,592 人の 22.2%）の帰宅困難者が発生するなど、駅周辺や大規模集客施設等が混乱する事態が想定されている。
- 多くの帰宅困難者が一斉に帰宅を開始すると、被災直後の救出救助活動や人命救助活動等にも支障を生じるとともに、自らも群衆事故や余震等による二次災害の危険にさらされることになる。
- 徒歩帰宅者の発生抑制、情報通信基盤及び帰宅支援策の強化、一時滞在施設の確保及び運営の支援など総合的な帰宅困難者対策が必要である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 東京都帰宅困難者対策条例の施行（平成 25 年 4 月）
- 押上駅前滞留者対策協議会の設置（平成 27 年 7 月）
- 都は、各事業所内で帰宅困難者対策や防災対策を推進していくための「事業所防災リーダー」制度を開始（令和 4 年 3 月）

#### （2）帰宅困難者への情報通信基盤体制整備

- 都は、発災時に帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の開発に着手（令和 4 年度から）

#### （3）一時滞在施設の確保及び運営の支援

- 東日本大震災時は、区内の避難所 33 施設（都で開設した避難所等も含む）で約 4,300 人の帰宅困難者等を受入れ
- 都は都立施設を一時滞在施設として指定（区内 7 施設）（令和 5 年 3 月現在）
- 区は事業者等と帰宅困難者の受入れに係る協定を締結（24 施設）（令和 5 年 3 月現在）

#### （4）帰宅支援のための体制整備

- 帰宅困難者向けの食料の備蓄

### 3 対策の方向性

#### （1）東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 東京都帰宅困難者対策条例の内容を踏まえ、区民や事業者に対して、自ら3日分の飲料水・食料等を備蓄することや「帰宅困難者の行動心得10か条」などの周知徹底を図る（事業所防災リーダーの活用、SNS、Webメディア等を活用した広報）。

#### （2）帰宅困難者への情報通信基盤体制整備

- 国、都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤（帰宅困難者対策オペレーションシステム）を開発・運用する。

#### （3）一時滞在施設の確保及び運営の支援

- 一時滞在施設の確保に向けて、国、都、事業者に対して一時滞在施設の確保を要請する。また、区施設及び関連施設の指定に努める。特に民間事業者に対し、再開発の機会等を捉えて積極的な周知啓発を図る。

#### （4）帰宅支援のための体制整備

- ターミナル駅周辺の混乱防止とともに、外出者が安全に帰宅できるよう支援を図る（災害時帰宅支援ステーションの充実等）。

4 具体的な取組

<p><b>地震前の行動</b></p> <p>(予防対策)</p>	<p><b>東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○3日分の備蓄の確保、東京都帰宅困難者対策条例等の周知徹底</li> <li>○事業者の帰宅困難者対策の推進、押上駅前滞留者対策協議会の設置</li> <li>○幼児・児童・生徒等の安全確保対策の推進</li> <li>○区民への外出時の災害や徒歩帰宅への備えの促進</li> </ul>	<p><b>帰宅困難者への情報通信体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者対策オペレーションシステムの導入・運用</li> <li>○通信事業者との連携・体制構築、帰宅困難者向けポータルサイト等の整備、災害用伝言ダイヤル等の普及啓</li> </ul>	<p><b>一時滞在施設の確保及び運営の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時滞在施設の指定・周知、大規模集客施設の事業者との一時滞在施設の提供に関する協定の締結</li> <li>○都の一時滞在施設、帰宅支援ステーションとの連携</li> </ul>	<p><b>帰宅支援のための体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○徒歩等による帰宅訓練の実施</li> </ul>
------------------------------------	---	--	--	---

<p><b>地震直後の行動</b></p> <p>(応急対策)</p> <p>発災後 72時間 以内</p>	<p><b>事業所等における帰宅困難者対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員の施設内待機、児童・生徒等の保護による一斉帰宅行動の抑制</li> <li>○一時的な待機場所、飲料水等の提供</li> <li>○事業の再開、地域の応急・復旧活動への参加</li> </ul>	<p><b>帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れ</li> <li>○帰宅困難者・一時滞在施設への情報提供</li> </ul>	<p><b>駅周辺の混乱防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施、一時滞在施設の開設</li> <li>○集客施設及び駅等における利用者、帰宅困難者の保護</li> </ul>
--	--	---	--

<p><b>地震後の行動</b></p> <p>(復旧対策)</p> <p>発災後 1週間 目途</p>	<p><b>安全な帰宅の推進、徒歩帰宅者の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○代替輸送等による帰宅支援</li> <li>○帰宅情報の提供、帰宅途上の沿道支援等</li> <li>○帰宅支援対象道路の区民への周知</li> </ul>			
--	--	--	--	--

<p><b>5 到達目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所における帰宅困難者対策の強化</li> <li>■鉄道事業者等との情報連絡体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■帰宅困難者への多様な情報提供体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時滞在施設の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援</li> </ul>
----------------------	--	--	--	---

第9章 帰宅困難者対策

第10章 避難者対策

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第12章 放射性物質対策

第13章 住民の生活の早期再建

## 予防対策

### 第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

#### 第1項 区における帰宅困難者

[区]

地震が起こった場合の電車等の交通機関の停止や自動車の利用禁止などに伴い、帰宅したくても帰宅できない帰宅困難者は、新たな被害想定では区内に61,116人（区内に滞留する外出者274,592人の22.2%）と推計されている。

#### 第2項 意識啓発

[各機関]

##### 1 対策の基本的な考え方

発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等に重点を置くため、膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。

このため、区民や事業者に対して、自助・共助の観点から、3日分の飲料水・食料等を備蓄することや社会秩序としての「外出者の行動ルール」及び携帯ラジオや帰宅地図の準備などを内容とする「帰宅困難者の行動心得10か条」の普及を図る。

外出者の行動ルール	帰宅困難者の行動心得10か条
ア むやみに移動を開始しない。 イ まず安否を確認する。 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。 正確な情報により冷静に行動する。 公共機関が提供する正確な情報を入力し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。 ウ 帰宅できるまで外出者同士が助け合う。 一時待機できる屋内施設においては、要配慮者を優先して収容する。	① 慌てず騒がず、状況確認 ② 携帯ラジオをポケットに ③ 作っておこう帰宅地図 ④ ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ) ⑤ 机の中にチョコやキャラメル(簡易食品) ⑥ 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所) ⑦ 安否確認、ボイスメール(災害用伝言ダイヤル)や遠くの親戚 ⑧ 歩いて帰る訓練を ⑨ 季節に応じた冷暖準備(携帯懐炉やタオルなど) ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

##### 2 各機関、団体の役割

機関名	内容
区都	「外出者の行動ルール」や「帰宅困難者の行動心得10か条」、災害用伝言ダイヤル等について、区公式ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。
N T T 東 日 本	災害用伝言ダイヤル171等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

### 第3項 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

[各機関]

区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、区公式ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。

#### 【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- 1 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 2 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 3 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 4 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 5 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 6 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区、民間事業者との連携協力
- 7 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

※ I-23：東京都帰宅困難者対策条例（別冊資料 P163 参照）

区は、事業所単位の防災力の向上、ならびに地域と連携した共助を図るため、都が実施する「事業所防災リーダー」制度の登録を推進する。

### 第4項 事業者における施設内待機計画の策定

[各機関]

#### 1 従業員等の施設内待機に係る計画の策定

事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（平成24年9月）を参考に、震災後の一斉帰宅の抑制のため、従業員等の施設内待機に係る事項に努め、事業所防災計画等に定めるものとする。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。また、テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

#### 2 備蓄

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所等についても考慮する。

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

なお、発災後3日間は救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、飲料水・食料等の備蓄量の目安は3日分となる。ただし、次の点について留意する必要がある。

- (1) 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
- (2) 事業者は、3日分の備蓄を行う場合、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

【一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】

- 1 対象となる従業員等  
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
  - 2 3日分の備蓄量の目安  
水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ  
主食については、1人当たり1日3食、計9食  
毛布については、1人当たり1枚  
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定
  - 3 備蓄品目の例示
    - (1) 水：ペットボトル入り飲料水
    - (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺  
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
    - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
      - ア 毛布やそれに類する保温シート
      - イ 携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレトーパー等）
      - ウ 敷物（ビニールシート等）
      - エ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
      - オ 救急医療薬品類
- (備考)
- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。  
(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図等
  - 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。  
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

3 施設の安全対策

事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

発災時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。



#### 4 連絡手段の確保

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めるとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

##### (1) 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

##### (2) 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

事業者は、従業員等に対し、家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

##### 【安否確認手段の例】

分類	例
固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの	災害用伝言ダイヤル（171）
固定及び携帯電話の packet 通信ネットワークを利用するもの	災害用伝言板（web171） SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） IP 電話 専用線の確保 等

##### 【従業員への家族との安否確認訓練の推進例】

毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

#### 5 訓練の実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

## 第5項 駅前滞留者対策協議会の設置

[各機関]

### 1 駅前滞留者対策協議会について

駅前滞留者対策協議会では、災害時における滞留者の誘導方法と役割分担、誘導場所の選定、誘導計画、マニュアルの策定、駅前滞留者対策訓練の実施等について定め、地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「基本となる地域の行動ルール」を定める※。

※「駅前滞留者対策ガイドライン」首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（平成24年9月）

#### 【基本となる地域の行動ルール】

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 組織は組織で対応する（自助）<br>地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。 |
| 2 | 地域が連携して対応する（共助）<br>駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。                  |
| 3 | 公的機関は地域をサポートする（公助）<br>地元区が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。               |

#### 各機関の役割

機 関 名	内 容
区	1 駅周辺に滞留する外出者への情報提供を行う。 2 周辺事業者等の協力により、一時滞在施設を確保する。 3 都の方針策定を受けた後、駅前滞留者対策協議会を設置する。
都	1 鉄道事業者に対して、駅周辺の混乱防止のための対策を講じるよう働きかける。 2 駅前滞留者対策協議会設置に係る基本方針を策定し、区に提示する。 3 広域的な立場から、駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、区が設置した協議会、警視庁、東京消防庁、東京商工会議所などの事業者団体等を構成員とする連絡会を設置する。
警 視 庁 第七方面本部 本所・向島警察署	区に対して、駅周辺の混乱防止対策に関わる指導助言を行う。
東 京 消 防 庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	区に対して、災害情報の提供等、二次災害発生防止に係る支援を行う。
鉄 道 事 業 者	駅周辺事業者等の協力を得て、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から一時滞在施設までの人の流れをつくとともに、列車の運行状況などの情報を、大型ビジョン等により提供する。

### 2 押上駅前滞留者対策協議会

平成27年7月に区、都、町会、鉄道事業者、駅周辺の事業者及び本所警察署、本所消防署が構成団体となり、「押上駅前滞留者対策協議会」を設置し、「押上ルール」の

作成、帰宅困難者対策に関する講習、図上演習等を行っている。

今後も協議会において、継続的に帰宅困難者対策の検討や訓練を行う。

### 3 協議会設置等による帰宅困難者対策の推進

区は、都と協力して、区内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、区は駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、区と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。

## 第6項 集客施設及び駅等の利用者保護

[各機関]

### 1 利用者保護に係る計画の策定

事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」（平成24年9月）を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。

テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

### 2 利用者保護の対応等の検討

事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者、通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

### 3 施設の安全対策

事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

#### 4 備蓄

各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特長や事情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備蓄しておくことが望ましい。

#### 5 訓練

各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

### 第7項 学校・幼稚園・保育園等における幼児・児童・生徒等の安全確保

[区]

区立小・中学校、幼稚園・保育園等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、東京都帰宅困難者対策条例に規定する幼児・児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、災害時に帰宅困難となった場合に備え、食料品等の配備を進めていく。

また、発災時には、幼児・児童・生徒等の施設内又は他の安全な場所での待機、その他幼児・児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

### 第8項 区民における準備

[区]

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴や携帯ラジオ等の防災グッズ、携帯電話等の充電用ケーブルや予備バッテリーなど必要な準備をする。

## 第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT東日本]

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」（平成24年9月）に基づき国・都・区・事業者等は取組を推進する。

- 1 区及び都は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 2 区公式ホームページ及び都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。
- 3 都は、令和6年度末までに必要な機能が実装される予定の帰宅困難者対策オペレーションシステムを導入する。
- 4 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

## 第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援

[区]

### 1 対策の基本的な考え方

首都直下地震帰宅困難者対策連絡調整会議で取りまとめた「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成27年2月）に基づき、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。なお、一時滞在施設は、公共施設、民間事業所を問わず幅広く確保する。

一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、要配慮者の受入れを優先する。

2 各機関の役割

機関名	内 容
区	1 所管する施設で受入れ可能なものを一時滞在施設として指定し、区民・事業者に周知する。 2 地元の大規模集客施設（ホール、ホテル、映画館、学校、大規模商業ビルなど）の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。 3 都の一時滞在施設、帰宅支援ステーションと連携を行う。
都	1 所管する施設で受入れ可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する。 2 広域的な立場から、事業者団体に対して、外出者の一時収容について協力を求める。必要に応じて、一時滞在施設の提供に関する協定を締結することにより、区市町村が当該団体の加盟事業者との間で協定が締結できるよう努める。

3 一時滞在施設の確保・運営に当たっての支援

(1) 一時滞在施設に関する普及啓発

区及び都は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について、可能な限り普及啓発に努める。

また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

※ V-06：一時滞在施設一覧（別冊資料 P257 参照）

(2) 防災関係機関への周知

区及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察・消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

(3) 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）を明確にできるよう国や都に要請する。

(4) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。区は、都と連携し、平常時から、発災時に確実かつ迅速に施設運営ができる体制を整備するための一時滞在施設の運営方法について支援する。

## 第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT 東日本]

### 1 対策の基本的な考え方

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

### 2 帰宅道路に係る情報の提供

都は、帰宅支援の対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図る。区内では、水戸街道及び蔵前橋通りが帰宅支援対象道路に指定されている。

### 3 帰宅ルールを設定

事業者は、帰宅抑制の後、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

#### (1) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

#### (2) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

### 4 徒歩帰宅者への支援

機関名	内 容
区 都 国	鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者に周知する。
区 都	帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者等に周知する。
警視庁第七方面本部 本所・向島警察署	避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーション※として指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。</li> <li>2 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布する。</li> <li>3 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。</li> <li>4 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備する。</li> <li>5 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。</li> </ol>

※災害時帰宅支援ステーション

- ・災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。
- ・災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。



## 応急対策

### 第1節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

#### 第1項 帰宅困難者対策オペレーションシステム

[区]

区は、発災直後から、区内の滞留者に対し区公式ホームページやSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。

また、都が、発災時の対応を高度化するため、最新のDX技術のもと開発を進めてきた「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の利用可能な機能を活用して、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況について情報収集し、適宜DIS等で共有する。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、交通事業者と連携して情報を共有し、区内滞留者へ適切に発信する。

#### 第2項 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の保護

[区]

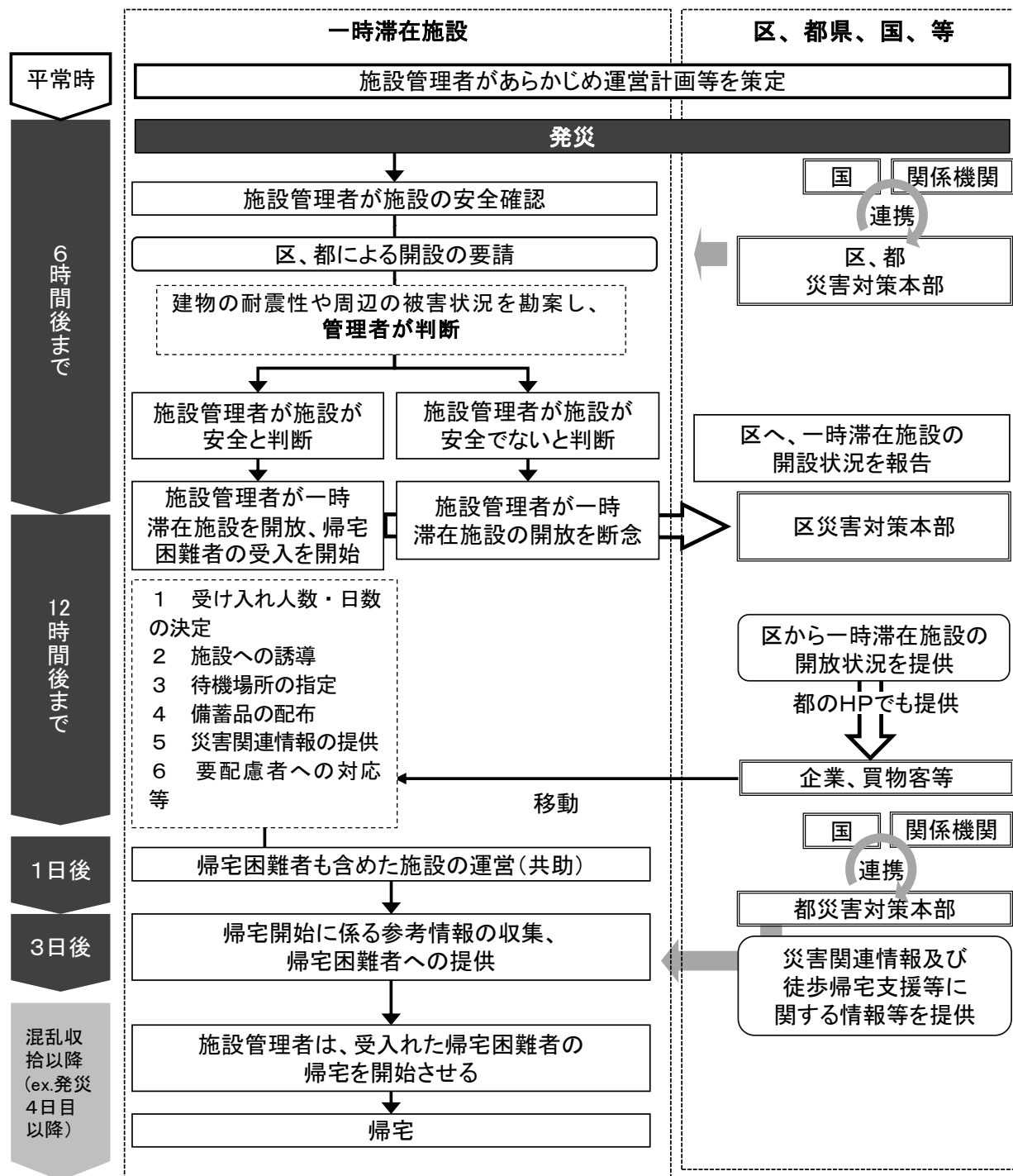
区の要請により、施設管理者は一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れる。

施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

また、施設が安全でないと判断した施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

一時滞在施設における運営のフロー図は、次のとおりである。

【一時滞在施設運営のフロー図】



災害関連情報については、区、都、国、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

### 第3項 帰宅困難者・一時滞在施設への情報提供

[区]

区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業者等に対し、区公式ホームページやSNS等様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報を周知する。

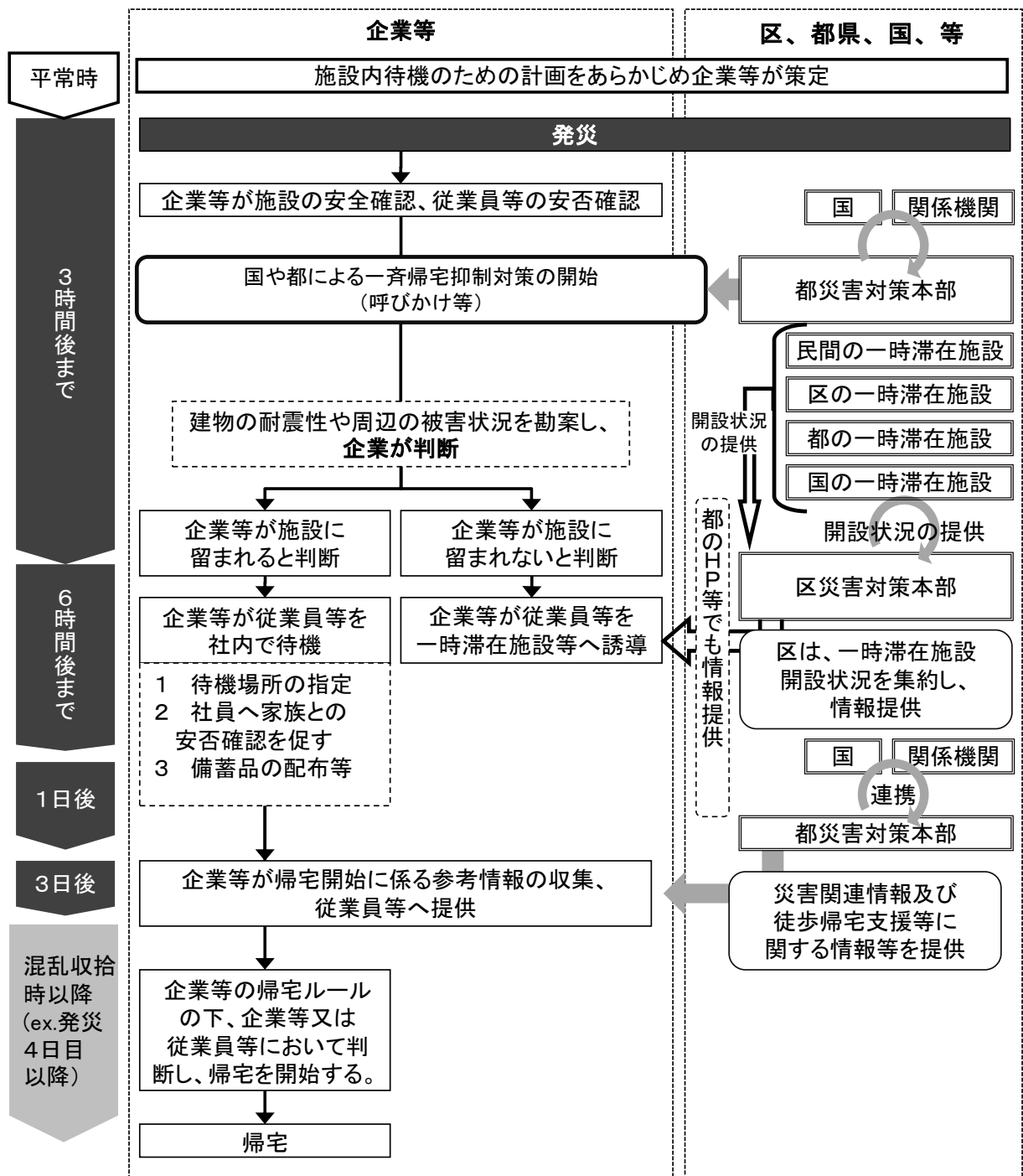
## 第2節 事業所等における帰宅困難者対策

[区]

事業所、学校は、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」（平成24年9月）等に従い、企業等における従業員や学校等における児童・生徒等の安全確保や保護を図り、従業員や児童・生徒等を安全な場所に待機させ、発災直後の「一斉帰宅抑制」を実施する。

区は、報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を提供する。事業所等における一斉帰宅抑制のフロー図は、以下のとおりである。

【一斉帰宅抑制のフロー図】



災害関連情報については、区、都、国、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

## 第3節 駅周辺の混乱防止対策

### 第1項 駅周辺の混乱防止対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

#### 1 対策の基本的な考え方

##### (1) 鉄道事業者との情報交換

防災行政無線の活用、情報連絡員の派遣等、あらゆる手段により、区及び鉄道事業者が把握した情報を交換し、迅速かつ的確な連携を図る。

##### (2) 駅での情報提供

駅利用者や駅前滞留者などに対して、一時滞在施設までの情報を提供する。

都の災害情報提供システムを活用し、駅周辺に滞留する外出者に対して必要な情報を提供する。

##### (3) 誘導先の確保

一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを一時滞在場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

##### (4) 一時滞在施設への誘導

発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となる。このため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に留まるよう誘導する。

##### (5) 要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。

### 第2項 集客施設及び駅等における利用者保護

[各機関]

事業者等は、集客施設及び駅等において、利用者を保護する。

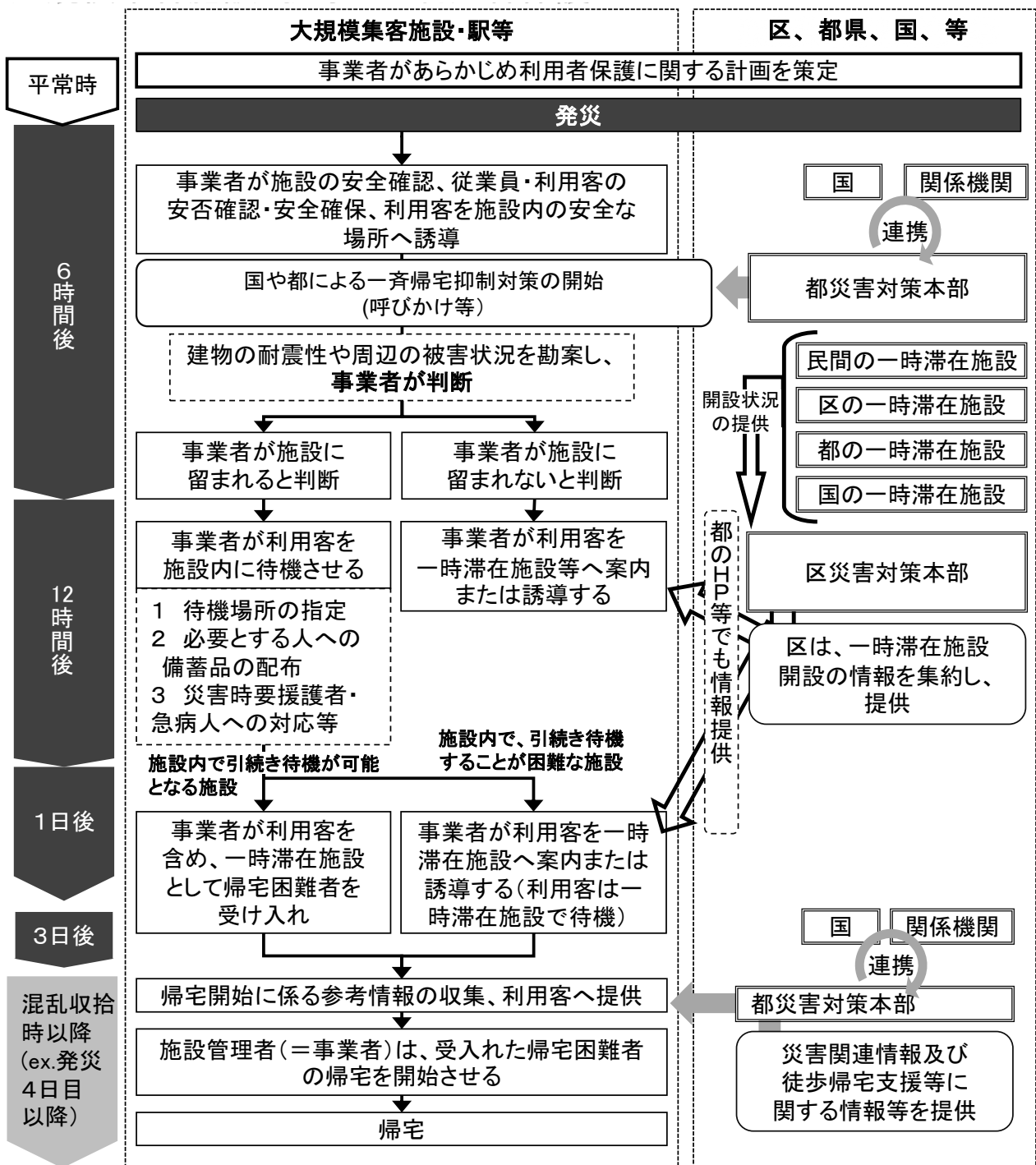
事業者等は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。また、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導を行う。なお、建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

事業者等は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。

鉄道事業者は、駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。また、駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

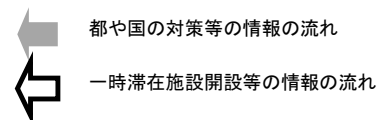
大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図は、以下のとおりである。

【大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図】



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、区、都、国、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



## 復旧対策

### 第1節 安全な帰宅の推進

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。

この時期に、復旧した鉄道等の公共交通機関や駅に帰宅困難者が集中し、再度混乱を生じないように、安全な帰宅の推進が必要となる。

また、長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が求められる。

区は、都や交通事業者などと連携して、事業所防災リーダー制度や帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて都から発信される情報を基に帰宅ルール等による安全な帰宅の方法を周知する。

### 第2節 徒歩帰宅者の支援

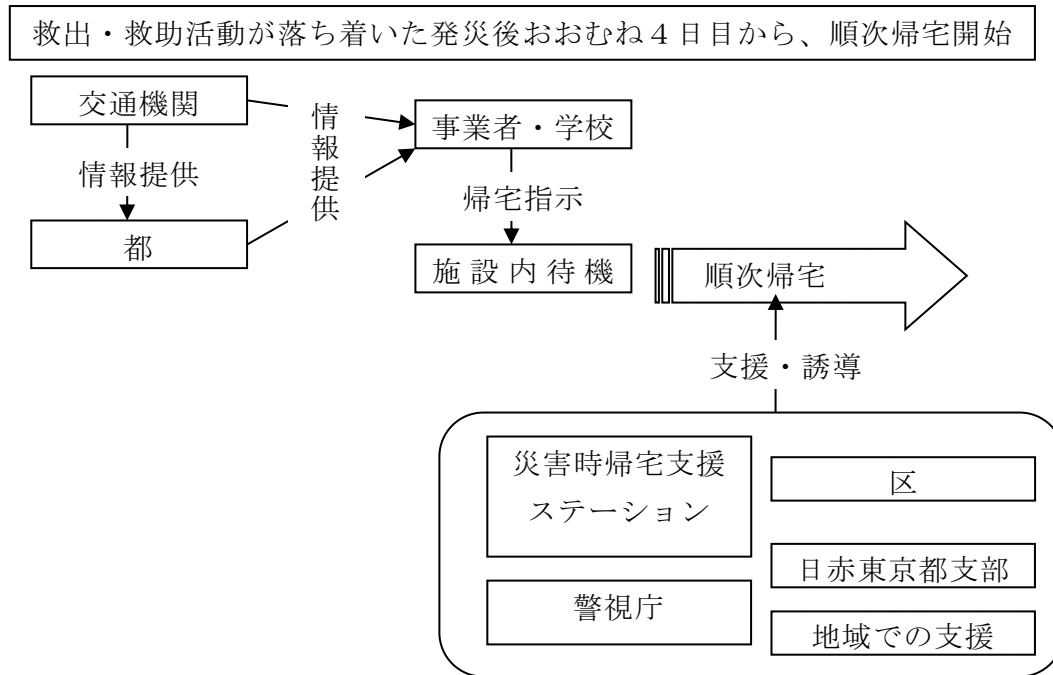
[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 対策の基本的な考え方

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。

区は、都や事業者と連携し、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報提供を行うとともに、利用可能な交通機関や代替輸送機関などに誘導して、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。

【徒歩帰宅者の支援に係る業務手順】



2 帰宅道路に係る情報の提供

都は、帰宅支援対象道路に指定されている16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。

第9章  
帰宅困難者対策

第10章  
避難者対策

第11章  
物流・備蓄・輸送対策の推  
進

第12章  
放射性物質対策

第13章  
住民の生活の早期再建



## 第10章 避難者対策

### この章のポイント

大規模な災害が発生した場合には、自宅の倒壊や火災、ライフライン機能の喪失などにより多くの区民が避難所に避難し、その後、避難生活を送ることになる。

ここでは、避難場所・避難所等の指定・安全確保をはじめとする避難体制の整備に係る取組など、避難者対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区内の避難者数は、123,018人となっている。
- 多数の住民等の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。特に、要配慮者に対する避難支援が重要となる。
- 首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方についての検討が必要である。

### 2 現在の到達状況

#### (1) 避難体制の整備

- 要配慮者サポート隊の結成割合（85.9%）（令和5年1月現在）
- 「墨田区要配慮者避難支援プラン」の改訂（平成26年度）

#### (2) 避難所・避難場所等の指定・安全化

- 全ての町会・自治会ごとに一時集合場所を選定
- 避難場所10か所、地区内残留地区1か所を令和4年7月までに都が指定
- 指定避難所39か所を指定、福祉避難所21か所（協定等締結）（令和5年2月現在）

#### (3) 避難所の管理運営体制の整備等

- 「墨田区避難所運営マニュアル」の改訂（平成27年度）

### 3 対策の方向性

#### (1) 避難体制の整備

- 住民の避難に備えて、区、警察署及び消防署が一体となって避難体制を確立する。
- 情報の提供と伝達、安否の確認、避難生活の確保等、他分野にわたる対策について関係機関等と要配慮者に対する支援体制の強化を図る。

#### (2) 避難所・避難場所等の指定・安全化

- 不特定多数の人々が長期間にわたり生活する避難所や避難場所等を指定し、区民への周知を図る。避難所運営マニュアル等により、避難所の安全性確保、女性や要配慮者等多様な視点への配慮について定める。

#### (3) 避難所の管理運営体制の整備等

- 避難所の安全性の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・要配慮者等多様な視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

## 4 具体的な取組

第9章  
帰宅困難者対策

第10章  
避難者対策

第11章  
物流・備蓄・輸送対策の推進

第12章  
放射性物質対策

第13章  
住民の生活の早期再建

### 地震前の行動

(予防対策)

#### 避難体制の整備

- 区及び関係機関が連携して臨む避難体制の構築
- 要配慮者の安全確保、避難所や避難場所等の指定及び区民への周知、避難指示等の発令基準の整備等
- 避難行動要支援者に関する情報の把握、避難誘導体制の整備、都及び消防署と協働した訓練の実施、要配慮者及び支援者への防災意識の啓発

#### 避難所・避難場所等の指定・安全化

- 避難所・福祉避難所の指定、避難所の耐震補強等の実施、消防用設備等の点検等による安全性の確認・確保
- 避難所確保のための民間施設等との協定の締結
- 一時集合場所の周知、避難場所の指定

#### 避難所の管理運営体制の整備等

- 墨田区避難所運営マニュアルの充実、マニュアルを使った訓練による運営体制の強化
- 通信機器等の整備、備蓄等の避難所機能の強化
- 女性や要配慮者等多様な視点に配慮した避難所の運営体制の整備
- ボランティアの受け入れ、衛生管理対策、防火安全対策、警戒・警備、飼養動物の同行避難・動物救護活動、仮設トイレの設置等の体制の整備・促進

### 地震直後の行動

(応急対策)  
発災後  
72時間  
以内

#### 避難誘導、要配慮者の安全対策

- 警戒区域の設定、立ち入り禁止措置等の実施、避難指示等の発令
- 一時集合場所から避難場所への住民防災組織等による避難誘導
- 要配慮者に配慮した避難誘導・安否確認
- 避難場所におけるトイレ機能の確保
- 災対要配慮者救護部の設置
- 地域住民、警察署及び消防署と連携した、避難行動要支援者の救護体制の充実
- 福祉避難所等の設置・運営等

#### 避難所の開設・運営

- 避難所の設置・開設、避難者の受け入れ・収容、女性や要配慮者等多様な視点に配慮した運営の実施
- 避難所における健康相談等の保健活動の実施
- 地域防災活動拠点会議等の協力による避難所の管理
- 避難所の消毒の実施、水・食品の安全確保、避難所の衛生管理
- 飼い主の分からない負傷又は逸走動物等の保護
- ボランティアの派遣要請及び受け入れ
- 被災者の移送先の決定・移送、他地区からの被災者の受入体制の整備

### 地震後の行動

(復旧対策)  
発災後  
1週間  
目途

## 5 到達目標

■都と連携した広域的な避難体制及び安全な避難の仕組みを構築

■指定避難所の安全性向上と防災機能強化

■女性や要配慮者等多様な視点を踏まえた避難所運営体制の確立  
■避難所における動物の適正な保護

## 予防対策

### 第1節 避難体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載するものとし、洪水時等の避難体制は、風水害編（応急・復旧対策計画）などに記載する。

#### 第1項 避難体制の整備

##### 1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発災時に備えた地域の実情の把握</li> <li>2 避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討</li> <li>3 避難場所使用に関する他の区市町村との調整</li> <li>4 運用要領の策定</li> <li>5 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知</li> <li>6 避難指示等発令基準の整備</li> <li>7 一時集合場所の選定</li> <li>8 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の更新</li> <li>9 地域と連携した要配慮者支援体制の確立</li> <li>10 要配慮者に対する「個別避難支援プラン」の作成</li> <li>11 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成</li> <li>12 障害特性に応じた避難支援体制の整備</li> <li>13 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施</li> <li>14 都と連携した緊急通報システム等の整備</li> <li>15 地区内残留地区での小規模火災対策</li> </ol>
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区市町村等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施</li> <li>2 救急通報システム等の活用</li> <li>3 地域が一体となった協力体制づくりの推進</li> <li>4 社会福祉施設等と地域の連携を促進</li> </ol>

##### 2 詳細な取組内容

###### (1) 区における対策

ア 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

イ 避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

ウ 2以上の区にわたって所在する避難場所又は2以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区があらかじめ協議して対処する。

エ 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

(ア) 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員等を適切に配置する。

(イ) 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。

(ウ) 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。

(エ) 避難場所の衛生保全に努める。

(オ) 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ効率的な配給を実施する。

(カ) 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

オ 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携しながら周知する。

カ 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

キ 避難時の混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

ク 都及び警察署並びに消防署と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

ケ 避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

コ 区が保有する要配慮者の氏名その他の情報については、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用するものとする。

サ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であ

り、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者とする。

(ア) 75歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみの世帯の者

(イ) 第一種身体障害者

(ウ) 第一種知的障害者

(エ) 要介護3・4・5の者（施設入所者を除く）

(オ) 次の者のうち、希望があった者

a 乳幼児

b 精神障害者

c 一時的な行動支障を負っている妊産婦や疾病者

d その他本人又はその保護責任者が、外部支援を必要と判断する者

e 日本語の理解が十分ではない外国人等

※ IX-14：墨田区要配慮者避難支援プラン（別冊資料 P379 参照）

シ 災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、「避難行動要支援者名簿」の情報を適切に更新する。合わせて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。

ス 避難行動要支援者等に対する「個別避難計画」・「個別避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図る。

セ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）に基づくものとし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

ソ 消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等は、区との協定締結により避難行動要支援者名簿の提供を受けるものとし、平常時は避難行動要支援者の把握や支援、災害時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に活用していく。

タ 高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民防災組織、民生委員・児童委員、墨田区社会福祉協議会、介護保険・障害者福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等の協力を得ながら、平常時の見守りネットワーク等を活用し、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有を行い、支援体制の整備を図る。

チ 都と連携して65歳以上の病弱なひとり暮らし等の高齢者や18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に受信センター等へ通報を行い、東京消防庁へ救助を要請できる「救急通報システム」の活用を促進する。

ツ 地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から神社・仏閣の境内、近隣の小公園等、一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

(2) 消防署における対策

- ア 区等と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- イ 区が整備する救急通報システム等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。
- ウ 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
  - (ア) 区等と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
  - (イ) 社会福祉施設等の被災に備え、住民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- エ 社会福祉施設等と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- オ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

第2項 津波避難対策

区における津波被害は、河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、市街地は浸水せず、死者などの大きな被害は生じないと想定されているが、豪雨による河川の増水、大潮や低気圧の影響による海面域の上昇等想定外の状況が加われば大規模な浸水の可能性も排除できないため注意を要する。

1 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等のあらゆる手段を活用し、津波が来襲するまでに適切かつ正確な情報伝達を図る。

2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

また、各警察署・消防署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする関係機関の連携促進を目的とした訓練の実施を推進する。

## 第2節 要配慮者の安全確保

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 支援体制の整備

避難時の要配慮者の安全確保のため、次の視点から、支援体制の整備を図っている。まず、「自助」として災害時に、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動が取れるようにするため、日頃からの防災意識の啓発を行っている。

続いて、「共助」として地域住民や住民防災組織と民生委員・児童委員、介護・障害者福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等地域福祉に携わる主体間で、災害時にも活用できるような連携・支援体制の確立を平時から進めている。

そして、「公助」として福祉避難所等社会福祉施設の安全性の確保や災害時の備蓄物資の充実を図るとともに、防災関係機関の連携体制を強化し、迅速な救出・救助を実施できるようにする。

具体的には、次の対策を講じ、要配慮者に対する支援の強化を図っているところである。

#### (1) 要配慮者用パンフレットの配布

#### (2) 家具類の転倒・落下・移動防止器具、ガラス飛散防止フィルムの取付け

高齢者を含む世帯・障害者を含む世帯・未就学児のいるひとり親世帯の希望者を対象に、家具転倒・落下・移動防止器具取付助成事業及びガラス飛散防止フィルム取付助成事業を実施し、災害時の屋内被害防止に努めている。

#### (3) 要配慮者サポート隊の結成・活動促進

要配慮者の把握や助け合いが可能となるような「住民どうしの助け合いシステム」として、各町会・自治会に要配慮者サポート隊の結成・活動を促進している。

#### (4) 生活用品及び食料等の充実

要配慮者の当面の避難生活に対応できるように、特性に応じた生活用品や食料等を備蓄しておくとともに物資の調達体制を整備する。

#### (5) 福祉避難所の確保

常に介護を必要とするなど、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、専門的な介護体制を備えた福祉避難所<sup>(\*)</sup>の設置を目的に、福祉施設等との協力協定の締結を推進している。

#### (6) 墨田区要配慮者避難支援プランの策定

要配慮者の避難行動及び避難所生活の円滑化を図るため、「墨田区要配慮者避難支援プラン（全体計画）」を策定している。

※ IX-14：墨田区要配慮者避難支援プラン（別冊資料 P379 参照）〈再掲〉

#### (7) 避難行動要支援者情報の共有

災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、救出・救助を的確・迅速に行うためには、平常時から支援者が避難行動要支援者情報を保有しておく必要が

<sup>(\*)</sup> 震災時に、自宅や避難所で生活することが困難なため、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するため、事前に区内の福祉施設等を福祉避難所として選定する。

ある。このため、区と「避難行動要支援者の名簿の提供に関する協定」を締結した機関等に対し、区が作成する避難行動要支援者名簿を提供する。

(8) 総合的な防火防災診断の実施

本所・向島消防署と高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室及び民生委員・児童委員等が連携し、高齢者の要配慮者のいる世帯を戸別訪問し、災害発生時に、火災や家具転倒等による逃げ遅れや負傷のリスクを軽減するための改善方法の助言を行う総合的な防火防災診断を実施している。

(9) 高齢者みまもりリストを活用した安否確認体制の構築

高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室等を高齢者の情報集約拠点として、民生委員・児童委員、墨田区社会福祉協議会、介護サービス事業者、NPO、ボランティア等が連携した発災時の高齢者の安否確認体制の構築を進めている。

(10) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設等と周辺地域の事業所、町会等との間及び施設等相互間の災害時応援協定の締結を促進する。

また、各施設等の自衛消防訓練において適切な避難行動を習得できるよう指導する。

(11) 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の実情等を踏まえて、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を進める。

※ 要配慮者・避難行動要支援者

従来、都・区では、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）を「災害時要援護者」と定義していたが、災害対策基本法の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」「避難行動要支援者」を定義する。

	都・区の定義	(参考) 災害対策基本法による定義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 具体的には、区が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる人	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者



## 2 計画目標及び事業計画

要配慮者が災害時に的確な対応ができるよう、要配慮者本人及び支援者等の防災意識の向上を図る。また、要配慮者サポート隊事業や、「平常時の見守りが災害時の安否確認」に繋がる地域主体の安否確認ネットワークづくりを推進する等、要配慮者支援体制のさらなる充実を目指す。

また、内閣府の策定する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）に基づき、区の避難行動要支援者対策の強化を図る。

なお、引き続き、要配慮者用の備蓄物資及び調達体制の充実を図るとともに、備蓄食料についても、要配慮者に配慮した内容としていくほか、福祉避難所の確保を推進していく。

### 第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化

[各機関]

#### 1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	1 指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）の指定・確保及び住民への周知 2 避難所の安全性確保 3 避難場所の住民への周知 4 特別な配慮を要する要配慮者の受入れ先を確保
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 消防水利の整備 2 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
水道局東部第一支所	避難所への供給ルートの耐震継手化を推進
下水道局東部第一 下水道事務所	1 避難所等からの排水を受ける管きよの耐震化 2 液状化の危険性の高い地域にあるターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制対策
東京ガスグループ	耐震性向上及び防災システムの確立
東京電力パワーグリッド 江東支社	避難道路沿い施設の安全化

#### 2 詳細な取組内容

##### (1) 区における対策

ア 災害対策基本法に基づく指定避難所として、一般避難所と福祉避難所に分けて指定し、住民等へ周知する。避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 避難所は、原則として、町会・自治会を単位として指定する。

(イ) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校等)とする。

(ウ) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3㎡当たり 2 人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努める。

(エ) 避難所の指定に当たっては、洪水等の浸水想定も考慮して選定する。

イ 避難所に指定した建物については、耐震補強等を実施し、天井材等の落下防止対策やガラス飛散防止といった非構造部材の耐震化や電源確保を含めた防災機能の強化を引き続き促進する。また、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

ウ 避難所の小・中学校等に夜間発災時や停電時の目印とするため、一般電源を必要としない太陽光発電照明灯を設置し、災害時の照明を確保する。

エ 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として確保しておく。

オ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。

カ 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

キ 避難所として指定していない場所に避難者が避難する可能性があることを踏まえて、その場合の避難所としての取扱いや移送等、支援内容・方法等を検討する。また、ライフラインが途絶した避難所への支援のあり方について検討する。

ク 女性や要配慮者など多様な視点に配慮した支援対策を推進する。

※ V-04：指定避難所一覧（別冊資料 P255 参照）

※ V-05：福祉避難所一覧（別冊資料 P256 参照）

## （2）東京消防庁における対策

ア 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。

イ 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。避難所の管理運営上の防火安全対策については、別冊資料V-07のとおり指導する。

※ V-07：避難所の防火安全対策（別冊資料 P259 参照）

## （3）ライフライン事業者における対策

### ア 水道局における対策

避難所や主要な駅への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。

### イ 下水道局における対策

避難所、災害復旧拠点、一時滞在施設や災害拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管を対象にマンホールの接続部の耐震化を実施する。また、液状化の危険性の高い地域にある無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などのマンホールの浮上抑制対策を実施する。

### ウ 東京ガスグループにおける対策

導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

### エ 東京電力における対策

（ア）配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。

（イ）設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。

（ウ）万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施している。

3 一時集合場所・避難場所の指定

(1) 一時（いつとき）集合場所

地域住民が避難する場合、集団形成・情報確認のため、一時的に集合する場所として「一時集合場所」を町会・自治会ごとに住民との協議のうえ選定している。

※ V-01：一時（いつとき）集合場所（別冊資料 P249 参照）

(2) 避難場所

都は、震災対策条例に基づき大地震時に延焼火災が発生した場合には、住民の生命及び身体の安全を確保するために、特別区を対象に 221 か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている（令和4年7月改定）。

本区における避難場所は、以下のとおり区内に9か所、区外に1か所が都により指定されている。また、都は、万が一火災が発生しても、大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難をする必要のない地区となる「地区内残留地区」を、避難場所と併せて指定しており、区内では、錦糸町地区が指定されている。

【避難場所】

猿江恩賜公園一帯（江東区）	荒川・四ツ木橋緑地
白鬚東地区	墨田区役所・隅田公園広場一帯
都営文花一丁目住宅一帯	錦糸公園
両国地区	立花一丁目団地一帯
曳舟駅周辺一帯	J T 周辺一帯

※ V-02：避難場所及び利用地区（別冊資料 P253 参照）

※ V-03：震災時火災における避難場所一覧表（別冊資料 P254 参照）

【避難場所の考え方】

- 1 避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること。）とする。
- 2 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災による、ふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人あたり1m<sup>2</sup>確保する。

## 第4節 避難所の管理運営体制の整備等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 「墨田区避難所運営マニュアル」を活用し、町会・自治会、学校管理者、区学校職員、区職員、その他協力団体等が参加する訓練を実施し、避難所運営体制の強化を図る。
- 2 避難所における通信機器等のほか、要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 3 避難所の運営において、避難所運営本部に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点はもとより子どもや性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めると同時に住民による避難所の運営主体を組織しておく。
- 4 区立小・中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、通信設備、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。また、備蓄内容（水、食料、生活必需品、燃料等）について、不足する物がないかを検証し、不足するものについては計画的に備蓄する。
- 5 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 6 自宅で身の安全が確保され継続して居住できる状況の方々（在宅避難者）に対しても、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くよう、取組の指針を策定する。
- 7 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。  
（震災編第2章予防対策第6節「ボランティア等との連携・協働」参照）
- 8 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 9 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報通信体制の整備に努める。
- 10 避難所運営組織の中に食品衛生に関する知識を有する栄養士・調理師等の衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 11 避難所における栄養管理や健康管理の方法についてマニュアルを作成する。
- 12 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 13 治安を確保するため、避難所や仮設住宅等における警戒・警備、事件発生時における初動体制の整備を図る。
- 14 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

- 15 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 16 避難所、仮設住宅等のレイアウトや設計を行う場合は、要配慮者の特性を十分に考慮して検討する。また、要配慮者が決定過程で参加する。
- 17 避難所における、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に対しての対応を、東京都や国の指針を基に「避難所運営マニュアル」に反映させていく。

## 第5節 車中泊

区内における車中泊は、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること、人命救助や消火活動、被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと、エコノミー症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があることなどから、原則、認めることは困難である。

区は、都とともに、発災時の混乱防止に向け、以下の啓発事項について、区公式ホームページやSNS、その他媒体等で、あらかじめ区民に普及啓発し意識の醸成に努める。

また、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

### 【震災時の車中泊に係る啓発事項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）</li> <li>② 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼</li> <li>③ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること</li> <li>④ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること</li> <li>⑤ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること</li> </ul> |
|---|

## 応急対策

### 第1節 避難誘導

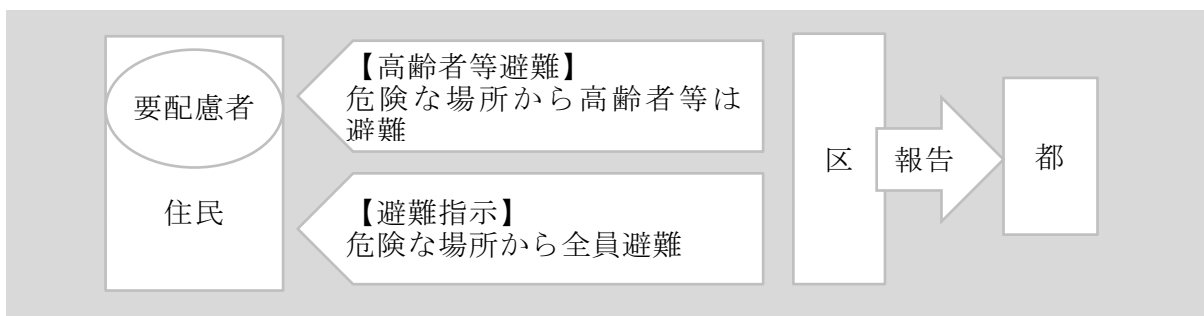
[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

ここでは、震災時における避難誘導の流れについて記載するものとし、洪水時等の避難は、風水害編（応急・復旧対策計画）などに記載する。

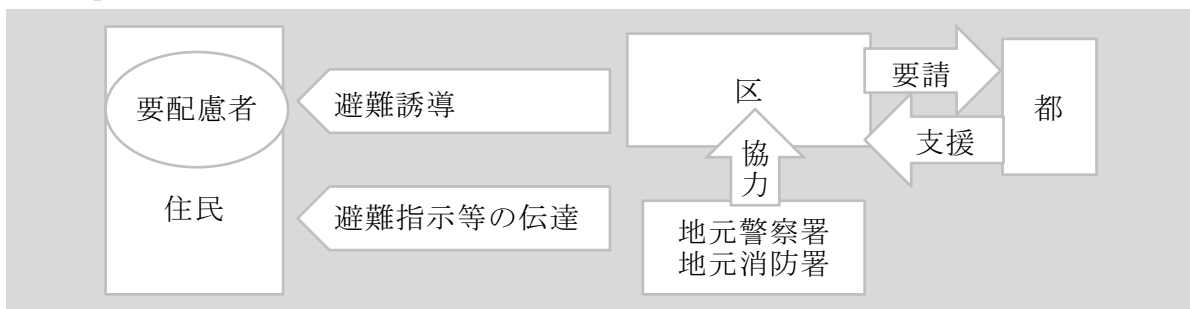
#### 1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	1 避難指示等 2 避難誘導 3 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認 4 避難場所におけるトイレ機能の確保 5 水防法に基づく避難の指示
警 視 庁 第 七 方 面 本 部 本 所 ・ 向 島 警 察 署	1 （区長が避難の指示をできない場合）警察官による避難の指示 2 住民の避難誘導
東 京 消 防 庁 第 七 消 防 方 面 本 部 本 所 ・ 向 島 消 防 署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示等及び区へのその内容の通報 3 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 4 避難指示等の伝達

#### 【避難指示等】



#### 【避難誘導】



2 避難指示等

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は警察署長並びに消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、都本部に報告する。
- (2) 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、区長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。  
また、区長は、避難指示等に当たって国又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。
- (3) 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。

3 水防法に基づく立退き指示

水防法第29条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

【避難情報等と居住者等が取るべき行動】

(内閣府「避難情報に関するガイドライン」より)

	居住者等が取るべき行動等
高齢者等避難	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
避難指示	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難
緊急安全確保	○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。） ○ 居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保

4 避難誘導

(1) 避難誘導體制

機 関 名	対 策 内 容
区	1 避難指示等を発令した場合、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、住民防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。 2 避難指示等を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。 3 震災時における避難場所の運用は、原則として避難場所所在の区が行う。ただし、区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。



	<p>4 高齢者や障害者等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>5 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。</p> <p>(1) 学校のプール、雨水貯留槽、災害用井戸等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。</p> <p>(2) 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。</p> <p>(3) 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。</p>
<p>警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警 察 署</p>	<p>1 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。</p> <p>2 避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。</p> <p>3 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。</p> <p>4 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。</p> <p>5 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。</p> <p>6 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置をとる。</p> <p>7 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。</p>
<p>東京消防庁第七 消防方面本部 本所・向島 消 防 署</p>	<p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報を行う。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の指示等及び区へのその内容の通報を行う。</p> <p>3 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区及び関係機関に通報する。</p> <p>4 避難指示等が発令された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等による避難指示等の伝達を行う。</p> <p>5 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>

(2) 避難方式

震災時における避難方式は、住民防災組織を中心として、一時集合場所で集団を形成し、避難場所に避難する2段階避難を原則とする。

(3) 避難場所における措置方法

大地震時に万一、延焼火災が発生した際には、避難場所への区民の避難が予想されるので、避難場所における区民の安全を保持するため、区内の避難場所については、避難場所内にある小・中学校を拠点施設とし、派遣される職員が避難した区民への対応を行うこととする。

また、区外の避難場所については、その避難場所の避難区域内の小・中学校派遣職員が避難場所所在区の職員と協力し、避難した区民への対応を行うこととする。

(4) 津波に対する避難誘導

地震を感知したら、津波警報・注意報の情報収集に努め、状況に応じて、水辺から離れた安全な場所（堅牢な建物の3階以上）へ避難誘導を行う。

## 第2節 要配慮者の安全対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

災害が発生した際に、自力での安全確保が困難な要配慮者に対し、区、民生委員・児童委員、地域住民、防災関係機関等は、一丸となって安否確認や避難支援を実施する。

### 1 災対要配慮者救護部の設置

区災害対策本部に、高齢者・障害者等の要配慮者の救護に専門にあたる災対要配慮者救護部を設置する。

### 2 救護体制の確立

寝たきり、認知症及びひとり暮らし高齢者や身体の不自由な者等の人命の安全確保を図るため、地域住民、警察署及び消防署との連携のうえ、避難行動要支援者の救護体制（要配慮者サポート隊、高齢者みまもりネットワーク等）の充実を図る。

- (1) 避難行動要支援者名簿及び「墨田区要配慮者避難支援プラン」を基に、安否の確認・救護を行う。避難支援等実施者は、個別避難計画に基づき、自らの安全確保に配慮しつつ、避難支援を行う。また、要配慮者サポート隊は、個別避難支援プラン等の情報をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。
- (2) 区及び防災関係機関は、被災者への広報について、情報弱者に配慮した伝達手段を選択する等、要配慮者の特性に応じた手段・内容となるよう努める。
- (3) 障害者・高齢者施設入所者に対し、食料・飲料水及び生活必需品の給与を行う。
- (4) 福祉ボランティアの受入れ及び必要とする施設へのボランティアの派遣を行う。
- (5) 「墨田区要配慮者避難支援プラン」に基づく、区、区民、ボランティア等による支援・救護を実施する。

### 3 福祉避難所等の設置・運営等

- (1) 常に介護を必要とするなど、避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、より専用的なケア体制を備えた福祉避難所を、区があらかじめ選定した特別養護老人ホーム及び特別支援学校等に設置する。福祉避難所に移送する必要がある要配慮者については、災対要配慮者救護部職員が福祉避難所及び移送に係る協定締結団体である福祉バス事業者等と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。
- (2) 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、事業者の従業者に係る一斉帰宅抑制が実施された場合等により、保護者等の適切な監護が受けられないなど、特に保育支援が必要な乳幼児に対しては、あらかじめ指定する区内の保育所が拠点となり適切な対応を行う。
- (3) 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (4) 区長は、福祉避難所に要配慮者を受け入れることが困難で、他地区（近隣の非被

災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送手段の調達が困難な場合に当たっては、都福祉局へ要請する。

- (5) 区は、福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

### 第3節 避難所の開設・運営

[区]

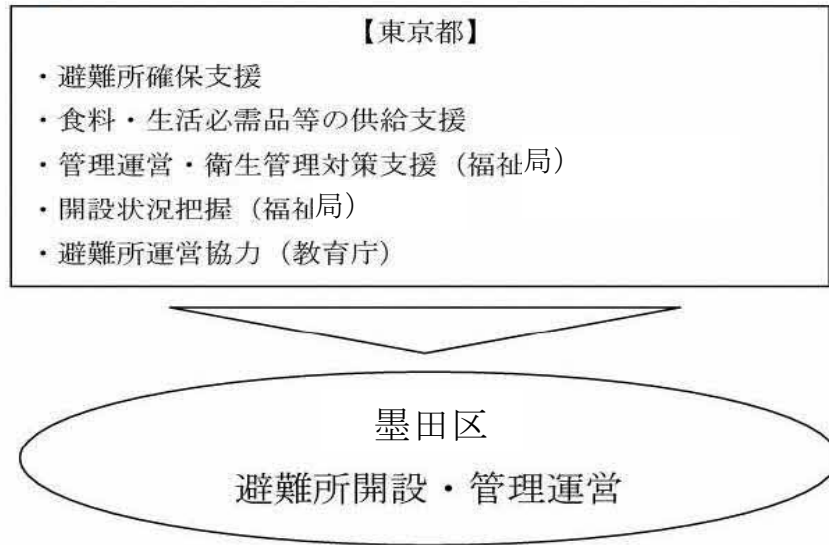
#### 1 避難所の設置及び開設

- (1) 住居が倒壊又は焼失、ライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、小・中学校等を避難所として開設する。また、避難所が不足する場合には、必要に応じ野外収容施設等を設置する。受入施設の開設に必要な資器材が不足する場合には、都福祉局に調達を依頼する。
- (2) 避難所は、被災者数に応じて開設することとし、まず指定避難所（小・中学校等）を開設する。また、不足が生じる場合は区内の都立高校についても避難所として指定する。なお、さらに被災者の収容が必要となった場合には、応急危険度判定や救護体制等の状況を踏まえて、他の公共施設を避難所として開設する。
- (3) 被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、住民防災組織等と連携して班を編成した上で受け入れる。
- (4) 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。また、避難所の所定の場所に「避難所」の標示を提示する。
- (5) 都福祉局への報告は、原則として都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。
- (6) 避難所を開設する場合は、避難所運営本部長をはじめとする避難所運営本部を組織する。避難所運営本部は、管理運営に際して、女性や要配慮者等多様な視点に配慮する。
- (7) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、区長（区本部長）は、都知事の事前承認を得るものとする。
- (8) 避難所の運営に必要な資器材、台帳をあらかじめ整備しておくものとする。なお、収容基準については、おおむね居室 3.3㎡あたり2人とする。
- (9) 高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者とその家族に対しては、専用の要配慮者救護所を原則として指定避難所の1階に設け、避難所生活での困難さを和らげるよう努める。要配慮者救護所の運営は、災対要配慮者救護部の職員を管理責任者とし、派遣された福祉ボランティア等の協力を得ながら、円滑な実施を図る。

※ V-04：指定避難所一覧（別冊資料 P255 参照）＜再掲＞

※ V-05：福祉避難所一覧（別冊資料 P256 参照）＜再掲＞

【避難所開設に係る業務手順】



2 避難所の管理・運営

(1) 運営方針

- ア 避難所運営は、区災害対策本部から派遣された職員、施設管理者及び避難者自身による自主組織が協力して行う。
- イ 避難所の運営に当たっては、女性はもとより、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮を行うなど多様な視点を重視して運営を行う。
- ウ 避難所では、暑さ・寒さ対策、プライバシーの確保のほか、太陽光発電照明も活用した夜間対策も講ずることとする。また、被災者の性別も踏まえたプライバシーの確保に努める。
- エ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、特設公衆電話・W I - F i 環境等の整備を行い被災者の特性に応じた情報提供手段を取るものとする。
- オ 避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず物資等を受取りに来ている在宅避難者や指定された避難所施設以外の避難所にいる避難者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- カ 避難所の状況に応じて栄養管理や健康管理の方法を講じ、特に要配慮者や通常の配給食料の喫食が困難な者に配慮した対応を図るため、情報を収集し、関係部署との連絡・調整・助言を行う。
- キ 保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- ク 避難所の運営・管理において、学校教職員は、学校危機管理マニュアルにより、体制整備を行う。
- ケ 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消火活動や救出救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(2) 避難所配置職員の任務

避難所に配置された職員は、区災害対策本部の指示に基づき、「墨田区避難所運営マニュアル」を参考としながら、町会・自治会、学校管理者等で構成する地域防災活動拠点会議や他協力団体等の協力を得て避難所の管理を行う。

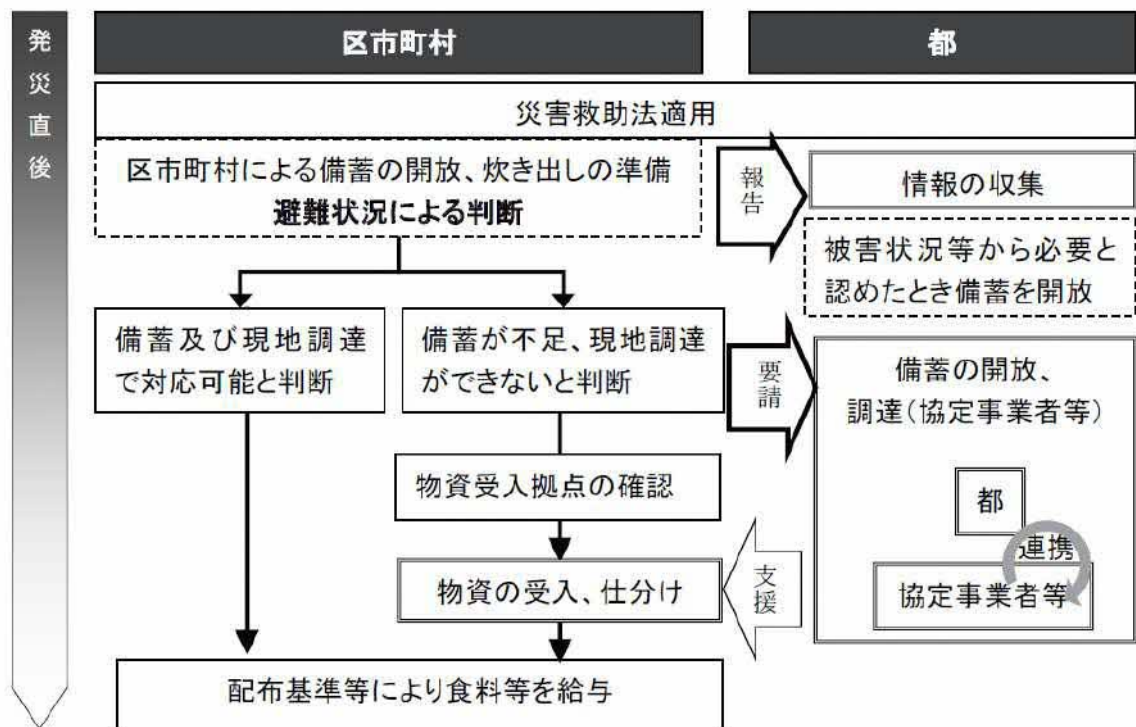
- ア 避難所の開設
- イ 避難者の受付
- ウ 避難者の組織編成
- エ 避難者の収容
- オ 物資の受払
- カ 諸記録に関すること
- キ 報告に関すること など

3 食料・生活必需品等の供給・貸与

(1) 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

(2) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。

【避難所における物資供給のスキーム】



#### 4 飲料水・食品の安全確保

##### (1) 飲料水の安全確保

区は、環境衛生指導班を編成し、飲用水等の衛生を確保する。

##### (2) 食品の安全確保

災害の状況に応じ食品衛生指導班を編成し、次の活動を行うものとする。

ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

イ 食品集積所の衛生確保

ウ 避難所の食品衛生指導

エ その他食料品に起因する危害発生の防止

#### 5 トイレ機能の確保

(1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽、災害用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

(2) 区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。

(3) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

#### 6 避難所の衛生管理

##### (1) 避難所の衛生管理指導に関する役割

ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。

イ 土足禁止区域を設定する。

ウ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。

エ 避難住民間のプライバシーの確保に努める。

オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

カ 避難所内は禁煙とする。

##### (2) 公衆浴場等の確保

区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

## 第4節 動物救護

[区]

1 区は、危険防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や都獣医師会墨田支部との協力体制を確立する。

2 避難所における動物の適正な飼育

区は、都や都獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組を行う。

(1) 同行避難動物の飼養場所の確保

(2) 避難所等に設置される動物救護所の運営

(3) 避難所における動物の適正飼育の指導

(4) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都や関係団体への情報提供

(5) 重症動物の後方動物医療施設への搬送の可否の決定

(6) 同行避難に備えての、飼い主に対する日常からの啓発活動

3 動物収容用ケージの備蓄

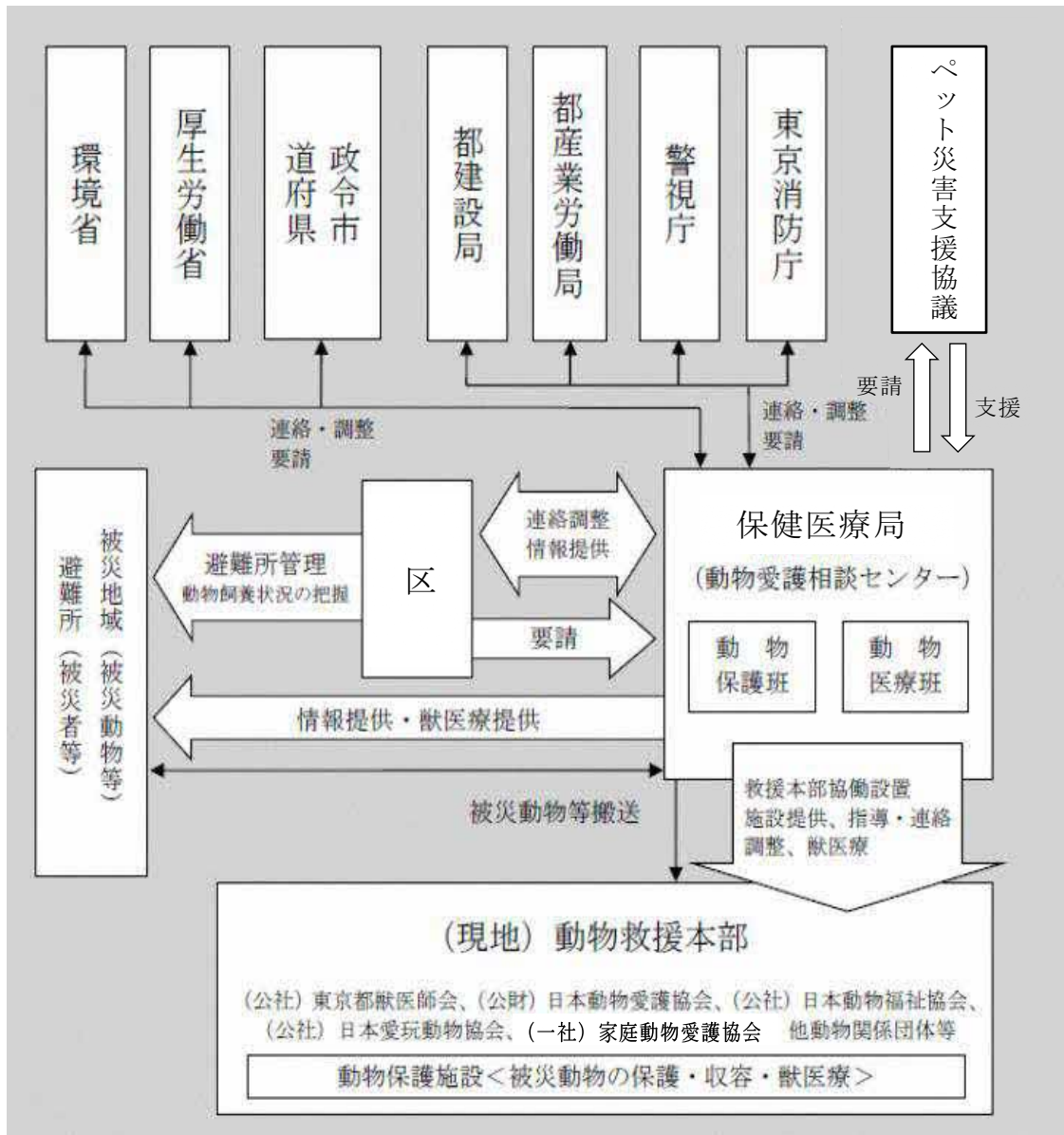
災害時にはペットと飼い主がはぐれ、放浪することが想定されている。これら逸走動物は動物愛護の点から問題となるほか、救助活動の妨げになるケースもある。

このため、これらの逸走動物は、都動物愛護相談センターによる収容が開始されるまでの間、区内で一時的な保護が必要となる。

区では逸走動物の一時収容のためのケージの備蓄を行っている。さらに、区内に一時保護の場所を確保するほか、都獣医師会墨田支部にも協力を求め、区内動物病院においても一時保護場所を確保する。



【動物救護の業務手順】



## 第5節 ボランティアの受入れ

[区]

- 1 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順に則り、ボランティアの派遣要請及び受け入れを行う。
- 2 災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。  
※VI-01：災害ボランティア受付票（別冊資料P 293 参照）＜再掲＞  
（震災編第2章応急対策第6節「ボランティアとの連携」参照）

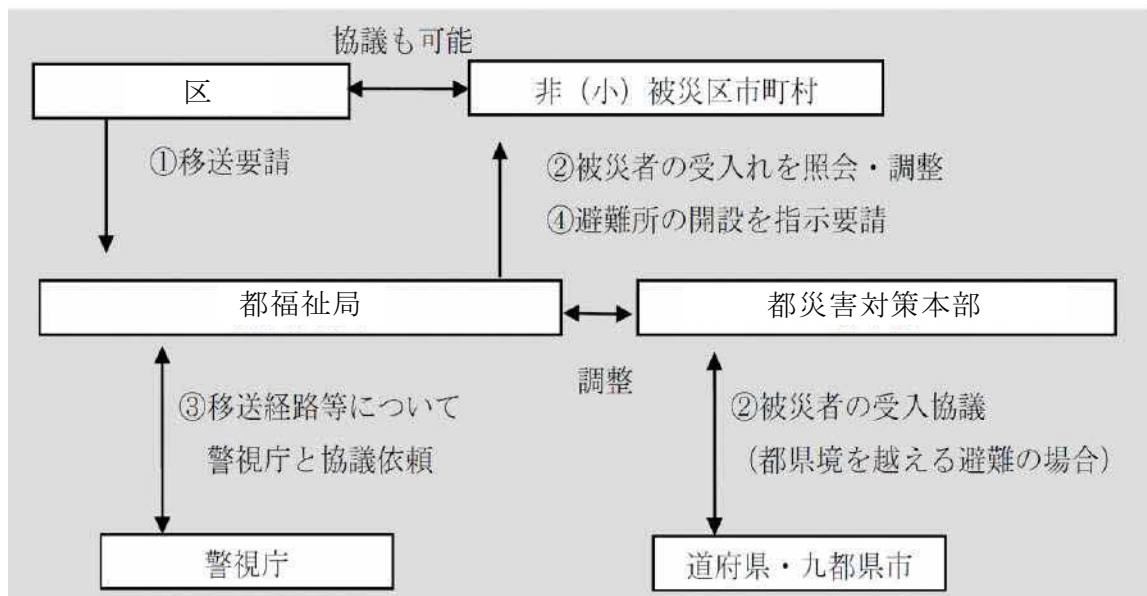
## 第6節 被災者の他地区への移送

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

- 1 区は、当該区の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請する。
- 2 被災者の他地区への移送を要請した区は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- 3 都から被災者の受入れを指示されたときは、受入体制を整備する。
- 4 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区は運営に積極的に協力する。

（移送に伴う車両の調達については、震災編第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」を参照）

### 【移送先の決定】



## 復旧対策

### 第1節 避難所の開設・運営

応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

### 第2節 動物救護

応急対策第4節「動物救護」に準ずる。

### 第3節 ボランティアの受入れ

応急対策第5節「ボランティアの受入れ」に準ずる。

### 第4節 被災者の他地区への移送

応急対策第6節「被災者の他地区への移送」に準ずる。

第9章  
帰宅困難者対策

第10章  
避難者対策

第11章  
物流・備蓄・輸送対策の推  
進

第12章  
放射性物質対策

第13章  
住民の生活の早期再建

## 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

### この章のポイント

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者に供給する必要がある。

ここでは、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫・地域内輸送拠点、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区内でも多くの避難者が見込まれており、避難者（一定数の避難所外避難者を含む。）に供給する物資を品目、量ともに確保する必要がある。
- 水道施設が被害を受ければ断水が発生し、飲み水が不足するばかりでなく日常生活や衛生環境にまで影響が生じる。
- 備蓄倉庫や地域内輸送拠点において物資を円滑に荷さばきできる機能や体制とともに、物資輸送を的確に行うことのできる体制の構築が必要である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）食料・生活必需品・飲料水等の確保

- 区と都を合わせて、3日分の食料等の確保はもとより、要配慮者対策物資の備蓄を行うほか、断水に備え、飲料水の備蓄と仮設給水栓や災害用井戸の整備を行っている。
- 3日分の備蓄を補完するために、米穀小売商業組合、区商店街連合会、主要小売店舗等と応急物資の優先供給等に関する協定を締結している。

#### （2）備蓄倉庫及び物資拠点の整備

- 現在、区内に28箇所の防災備蓄倉庫を整備しているほか、発災時に指定避難所となるすべての小・中学校等に備蓄倉庫を設置している。
- 都は、区内に白鬚東防災備蓄倉庫のほか3箇所の備蓄倉庫（都の寄託物資を含む。）を設置している。

#### （3）輸送体制の整備

- 物流業者との協定締結等による輸送手段の確保、輸送体制の構築を行うほか、水上輸送が可能な船着場を整備している。

### 3 対策の方向性

#### （1）食料・生活必需品・飲料水・燃料等の確保

- 区は、都と連携して備蓄するなど、発災後3日分の食料・生活必需品等を引き続き確保するとともに、小売事業者等との更なる連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。
- 必要物資の調達に当たっては、数量の精査だけではなく、要配慮者のニーズを適切に把握する必要がある。特に食料確保に当たっては、アレルギー等の食事制限について十分に配慮した食支援が必要になるため、区は専門家を活用した地域の支援ネットワークの構築に努める。
- 都は、区及び住民防災組織等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行うとともに、区と連携して消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水をはじめとする多様な飲料水確保対策を実施する。
- 区は学校プールや防災貯水槽、災害用井戸の活用など、生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。
- 燃料供給に係る実効性のある体制の構築に努める。

#### （2）備蓄倉庫及び物資拠点の整備

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 物流事業者等と連携した防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫、地域内輸送拠点における効率的な物資運搬体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集まった支援物資を保管する場所を確保する。

#### （3）輸送体制の整備

- 災害応急対策活動を実施するため、輸送手段として必要とする車両・舟艇等の調達配分の計画及び各機関へのあっせん又は供給等による協力活動を行う。
- 発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努めるほか、船着場を活用した舟による水上輸送により道路交通網の麻痺に備える。

4 具体的な取組

<p><b>地震前の行動</b> (予防対策)</p>	<p><b>食料・生活必需品・飲料水・燃料等の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食料及び生活必需品等の計画的な備蓄</li> <li>○備蓄物資の整備点検と適正な管理</li> <li>○備蓄物資の増強や品目の見直し</li> <li>○応急物資の供給協定締結の推進</li> <li>○多様な応急給水への取組の実施</li> <li>○飲料水や生活用水確保のための普及啓発</li> <li>○飲料水や生活用水確保のための協力体制の確立</li> <li>○燃料のストック状況・連絡・燃料の搬送等の体制の構築</li> <li>○実践的な訓練による実効性の確保</li> </ul>	<p><b>備蓄倉庫及び物資拠点の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄倉庫の確保及び管理</li> <li>○食料・生活必需品等の輸送及び配分方法の決定</li> <li>○地域内輸送拠点の選定</li> <li>○分散備蓄の場所の確保</li> </ul>	<p><b>輸送体制の整備、輸送車両等の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立</li> <li>○車両等の調達のための協定の締結</li> </ul>
<p><b>地震直後の行動</b> (応急対策) 発災後 72時間 以内</p>	<p><b>食料・生活必需品・飲料水・燃料等の供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者への食料、生活必需品及び飲料水等の供給</li> <li>○適正な配布方法の確立</li> <li>○計画的な物資の調達</li> <li>○飲料水の確保のための応急給水活動の実施</li> <li>○多様な手段による飲料水や生活用水の確保</li> <li>○協定による燃料等の石油類の調達</li> <li>○災害応急対策に従事する車両等の優先給油の検討</li> </ul>	<p><b>義援物資の取扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○義援物資の要否の検討・決定受付・問合せ等の広報</li> <li>○義援物資等の受付、配分及び保管</li> <li>○ボランティア等の協力による分別体制の構築</li> </ul>	<p><b>緊急輸送対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○車両等の調達及び配車のあっせんの要請</li> <li>○車両等の配車計画の策定と緊急通行車両の確認</li> <li>○人員輸送・物資輸送の実施</li> </ul>
<p><b>地震後の行動</b> (復旧対策) 発災後 1週間 目途</p>	<p><b>食料・生活必需品・飲料水・燃料等の安定供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な避難者ニーズの把握</li> <li>○多様なニーズに対応した物資確保</li> <li>○炊き出しの実施</li> <li>○飲料水の消毒・消毒効果の確認による飲料水の安全確保</li> <li>○学校プール、災害用井戸等による生活用水の確保</li> </ul>	<p><b>物資の輸送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食料・生活必需品等の輸送・配分方法の決定</li> <li>○地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送</li> </ul>	
<p><b>5 到達目標</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都との連携による迅速な物資の確保と強固な調達体制の構築</li> <li>■応急対策物資の供給協定の推進</li> <li>■燃料確保体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災備蓄倉庫の整備推進と分散備蓄の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■船着場の整備や物流事業者との連携等による物資輸送体制の強化</li> </ul>

第9章 帰宅困難者対策  
第10章 避難者対策  
第11章 進物流・備蓄・輸送対策の推進  
第12章 放射性物質対策  
第13章 住民の生活の早期再建

## 予防対策

### 第1節 食料及び生活必需品等の確保

[区]

#### 1 食料及び生活必需品等の確保

区は、物流機能が被害を受けた場合でも、被災者の生活を維持するため、クラッカー、アルファ米などの食料、調整粉乳のほか、毛布、敷物、携帯トイレ・簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄する。

- (1) 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- (2) 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。
- (3) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- (4) 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- (5) 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- (6) 食料の備蓄、輸送、供給等に当たっては、要配慮者等への配慮を含めて管理栄養士・栄養士等の活用を図る。

#### 2 調達体制の強化

東京都米穀小売商業組合墨田支部や東京都麺類協同組合本所、向島支部と協定を締結したのをはじめ、区商店街連合会・主要小売店舗等と応急物資の優先供給等に関する協定を締結するなど、体制強化に努めている。

- ※ V-09：防災備蓄倉庫所在地等（区）（別冊資料 P262 参照）
- ※ V-10：防災備蓄倉庫位置図（別冊資料 P263 参照）
- ※ V-11：東京都備蓄物資一覧（墨田区内倉庫分）（別冊資料 P264 参照）
- ※ V-12：墨田区備蓄物資一覧表（総括表）（別冊資料 P265 参照）
- ※ V-13：墨田区備蓄物資一覧表（防災備蓄倉庫別）（別冊資料 P267 参照）
- ※ V-14：墨田区備蓄物資一覧表（学校備蓄倉庫別）（別冊資料 P269 参照）
- ※ V-15：障害者用物資保管ケース内訳（別冊資料 P281 参照）
- ※ V-16：応急救護用品配備場所（別冊資料 P282 参照）
- ※ V-17：応急救護用品品目一覧（別冊資料 P283 参照）
- ※ 医療及び防疫資器材の備蓄状況：（震災編第8章「医療救護・保健等対策」参照）
- ※ V-20：区有貯水槽一覧表（別冊資料 P288 参照）



- ※ VIII-02：雨雪対応用資器材一覧表（別冊資料 P332 参照）
- ※ VIII-03：応急ポンプ（雨雪対応用）一覧表（別冊資料 P334 参照）
- ※ VIII-04：発動発電機（雨雪対応用）一覧表（別冊資料 P335 参照）
- ※ VIII-05：都市整備部保有自動車（別冊資料 P336 参照）

## 第2節 飲料水及び生活用水の確保

[区、都水道局]

災害時の断水に備えるため、あらかじめ飲料水・生活用水を備蓄しておくものとする。備蓄は、家庭や事業所内および行政等がそれぞれ発災後3日分の確保に努める。

区は、都と協力して、以下により飲料水及び生活用水を確保するとともに、受水槽、プール、防災貯水槽、災害用井戸等の施設を活用するなど、応急給水に万全を期する。

### 1 災害時給水ステーションにおける飲料水の確保

都水道局は、災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を進めてきた。区に関わる災害時給水ステーションは下記の6箇所である。

災害時給水ステーションでは、地震等で断水した場合に備え水道水を飲み水として水槽内に確保してあり、この水で応急給水を行う。

【応急給水が行われる災害時給水ステーション（給水拠点）】

名 称	所 在 地	水量 (m <sup>3</sup> )
亀戸給水所※	江東区亀戸2-6-50	20,000
南千住給水所※	荒川区南千住8-2-6	33,300
文花公園応急給水槽	墨田区文花1-27-5	1,500
両国公園（小規模応急給水槽）	墨田区両国4-25-3	100
渋江東公園（小規模応急給水槽）※	葛飾区東四つ木2-15	100
白鬚東地区防災拠点	墨田区堤通2	2,700

※ 所在は墨田区外であるが、墨田区の飲料水給水計画に含まれる。

### 2 協定による飲料水の確保

区は、都との協定に基づく白鬚東地区防災拠点の住宅付帯貯水槽の他、民間施設との飲料水の供給協定を締結し、飲料水を確保する。

### 3 生活用水の確保

学校プールや防災貯水槽（区内57箇所、3,313t）、災害用井戸等を生活用水として活用する。区設置貯水槽の設置場所には看板を設置している。

また、事業所及び家庭において、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努めるよう普及啓発する。

※ V-20：区有貯水槽一覧表（別冊資料 P288 参照）〈再掲〉

4 現有給水資器材

給水活動に活用できる資器材として現有するものは、次のとおりである。

(1) 区

資器材	数量	保管場所
給水タンク (350ℓ)	10 台	スカイツリー防災備蓄倉庫
給水タンク (0.5t)	2 台	白鬚東防災備蓄倉庫
給水タンク (1t)	58 台	白鬚東・東向島・業平・スカイツリー防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫
飲料水容器 (10ℓ)	31,000 枚	白鬚東・本所防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫
ポリタンク (20ℓ)	109 個	東向島防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫
給水袋	1,500 枚	文花公園
車載式給水架台セット (折りたたみ式1t用)	2 台	白鬚東防災備蓄倉庫
ろ過機 (ろ過能力は 毎時 2500ℓ)	72 台	区施設等 38 台、区立小・中学校 34 台

※ V-21：ろ過機配備場所（別冊資料 P290 参照）

※ V-22：消火栓等を活用した応急給水等に係る資器材及び配備場所一覧（別冊資料 P291 参照）

(2) 水道局墨田営業所

器 材	数量	保管場所	備 考 (取水所)
給水タンク	(1 m <sup>3</sup> ) 6 個 (0.3 m <sup>3</sup> ) 2 個	墨田営業所 (墨田区千歳 2-2-11)	亀戸給水所、文花公園応急給水槽、 両国公園 (小規模応急給水槽)

第3節 燃料の確保

[区]

区は、石油・灯油等の燃料の給油が優先的にできるよう、燃料供給業者と連絡体制、燃料供給方法等について協定を締結するなど、燃料確保に関する実効性のある体制の構築に努める。また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策についてもあらかじめ検討しておく。

別冊資料：燃料の優先供給に関する協定等

第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

[区]

1 備蓄倉庫の整備

都と区が分担して、備蓄品を保管するための備蓄倉庫を整備する。

都は、区内に白鬚東防災備蓄倉庫のほか3箇所の備蓄倉庫（都の寄託物資を含む。）を設置している。

区は、区防災備蓄倉庫（28 箇所）及び小・中学校等指定避難所（39 箇所）に、地域規模の備蓄倉庫を設置し、避難所やその近隣への物資供給ができるよう分散備蓄を行っ

ている。

## 2 備蓄倉庫の整備点検

備蓄品をきちんと保管し、いつでも取り出せるよう、備蓄倉庫については、定期的点検のほか、盗難予防、防湿等に配慮した管理を以下のとおり行う。

- (1) 備蓄倉庫のエレベーター及びリフトは、年1回以上点検整備する。
- (2) 物資の防湿を図るため、備蓄倉庫の定期的な開放・換気に努めるとともに、消火器の配置、部外者の入室を禁ずる等の措置を取る。

## 3 地域内輸送拠点の整備

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉局に報告する。なお、選定する地域内輸送拠点については、区庁舎・すみだリバーサイドホール（令和6年度中に新保健施設等複合施設とする予定）とし、災害の状況によっては、他の公共施設等を補完施設として選定する。

## 4 新たな備蓄倉庫の確保

区の公共施設整備の際には防災備蓄倉庫の確保に努める。また、大規模民間施設の建設に併せて増設に努めるとともに、集合住宅等の整備の際には、居住者が備えるための備蓄倉庫の整備を要請する。

# 第5節 輸送体制の整備

[区]

震災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

# 第6節 輸送車両等の確保

[区]

区は、震災発生時に使用を予定している区有車両について、公安委員会へ緊急通行車両等事前届出<sup>(\*)</sup>を行い、物資輸送等に使用する。

しかし、災害時には、限られた区有車両では足りず、民間輸送会社等の協力による物資輸送が主力となる。このため、区は、輸送会社等と協定を締結して車両と要員を確保するとともに、さらに不足を来たすような場合は、都に応援又はあっせんを要請する。

（上記の他、緊急通行車両全般については震災編第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照）

<sup>(\*)</sup> 災害時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止・制限されるが、優先して通行できる緊急通行車両の確認証明を事前にとっておくことで通行が可能となる。

## 応急対策

### 第1節 食料及び生活必需品等の供給

[区]

#### 1 計画方針

- (1) 区は、震災時における被災者への食料及び生活必需品等の供給を行う。
- (2) 被災者に対する食料及び生活必需品等の供給は、区が開設する避難所等において災害救助法の定める基準に従って行う。
- (3) 備蓄物資（クラッカー、毛布、敷物等）として都福祉局が区に事前配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て区が輸送し被災者に供給する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- (4) 必要に応じて、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより、都福祉局に備蓄物資の供出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

#### 2 食料の備蓄

- (1) 食料の供給の対象者数は、新たな被害想定のうち、都心南部直下地震 M7.3、夕方 18 時、風速 8 m/秒のケースにおける避難所外避難者数を含む 1 日後の避難者数約 80,600 人を基準とする。
- (2) 区は、都との役割分担に基づき、この約 80,600 人の 1 日目（3 食）分の食料を備蓄する。なお、2 日目以降分の食料については、都と連携して 3 日分を確保する。また、帰宅困難者対策として想定される約 61,000 人の 1 食分についても備蓄を行う。
- (3) 被災乳幼児（満 2 歳未満の者）に供給する調製粉乳については、約 1,300 人（区内 0 歳及び 1 歳児の半数×避難者人口割合）の 3 日分を区が備蓄している。4 日目以降分は、都が備蓄あるいは調達により供給する。
- (4) 道路啓開が本格化する 4 日目以降は、輸送が可能になると考えられるので、炊き出しによる供給を実施することとし、都福祉局に食料の調達を要請するものとする。

#### 3 食料の配布（炊出実施及び食品配分方法）

##### (1) 給食の順位

罹災者に対する給食は、原則としてライスクッキー、クラッカー、アルファ米の順で行い、要配慮者等への対応にも留意する。

##### (2) 給食の範囲

罹災者に対する給食は、主として避難収容者を対象に実施するが、収容者以外で日常の食料を欠く罹災者に対しても実施する。

##### (3) 食料配分の方法

一時に多数の給食は困難と思われるので、要配慮者を優先する。なお、要配慮者への配分に当たっては、アレルギーや食事の流動食化といった食支援について十分配慮することとし、また、各避難所では、担当職員数が限られるため、罹災者の中から適当な人員の協力を得て実施する。したがって、罹災者自身の自律機構を確立し、

担当職員は主として公正な配分計画に留意し、実配分は罹災者自身が行うよう措置する。

(4) 食品供給簿

避難所ごとに責任者は、給食に関し、帳簿を備えておくものとする。

4 生活必需品の配布

(1) 供給する生活必需品の品目等の決定

ア 区本部長は、罹災者に供給する品目、数量等を災害の状況に応じて原則として災害救助法施行細則における限度額の範囲内でその都度定める。

イ 災害救助法適用後は、都本部長の指示を受け実施する。なお、通信途絶等により指示を受けるいとまのないときは、アにより決定し、罹災者に配布後、直ちに都本部長に報告する。

(2) 生活必需品の供給の範囲

生活必需品の供給は、主として避難所の罹災者を対象に実施するが、その他生活必需品困窮の罹災者に対しても状況により実施する。

(3) 生活必需品の配分

ア 災対救護部長は、交付対象者の把握に努めるとともに物資の交付の方法、従事者の確保、その他必要な配分計画を策定するものとする。

イ 生活必需品の交付担当者は、アの配分計画に基づき民間協力団体、罹災者、ボランティア等の協力を得て、罹災者に公平に交付する。

ウ 避難所収容の罹災者に対する生活必需品の交付は、避難者収容担当職員が、罹災者、ボランティア等の協力を得て実施する。

エ 調達した物資の交付、被害程度の大なるものを優先し、以下、順次行う。

オ 生活必需品の交付担当者は、罹災者に物資を交付したときは、罹災者から所定の受領書を徴するものとする。

※ VI-17：生活必需品等物資供給及び受領書（別冊資料 P310 参照）

カ 生活必需品交付担当責任者は、所定の物資受払いを記録しておくものとする。

※ VI-16：避難所物品受払簿（別冊資料 P309 参照）

5 食料及び生活必需品等の調達

区は、被災者に対する食料及び生活必需品等の供給のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画には、食料及び生活必需品等の調達数量や調達先その他調達に必要な事項を定める。

また、災害救助法適用後、食料及び生活必需品等の供給の必要が生じたときは、状況により物資の調達を都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達する。

なお、生活必需品で調達を予定する標準品目は、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料とし、さらにニーズの多様性や要配慮者への配慮などに努める。

6 食料及び生活必需品等の輸送

機関名	内 容
区	災対物資輸送部は、災対総務部（総務隊）による調達車両（雇上げ）のほか、区所有車も活用し、区及び都の調達した食料及び生活必需品等を、避難所又は罹災地区の物資を必要とする者に緊急輸送を行うものとする。なお避難所への輸送は、災対救護部（収容隊）からの必要量の調査報告に基づき実施する。 ※ VII-04：物資輸送部受け持ち施設一覧表（別冊資料 P320 参照）

7 地域内輸送拠点

地域内輸送拠点は、区庁舎・すみだリバーサイドホール（令和6年度中には、新保健施設等複合施設とする予定）とする。供給時は、各避難所又は区施設とする。

第2節 飲料水等の供給

[区、都水道局]

災害時には、区民や事業所内で確保してある発災後3日分の備蓄水を活用する。区は、都水道局と協力して、以下により、早急に応急給水を実施する。

1 飲料水の応急供給

区及び都水道局は、発災後、できるだけ早期に給水所及び応急給水槽にて給水活動を行う。飲料水は、1日1人当たりの最低必要量（3ℓ）を供給する。

(1) 災害時給水ステーション等での応急給水

災害時給水ステーション（給水拠点）等に確保した飲料水の応急給水を以下の要領で行う。

【災害時給水ステーション（給水拠点）での都区役割分担】

機関名	内 容
区	1 亀戸給水所及び南千住給水所 被災者への応急給水を区職員（災対救護部職員）が行う。 2 文花公園応急給水槽、両国公園（小規模応急給水槽）及び渋谷公園（小規模応急給水槽） 応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を区職員（災対救護部職員）が行う。
都	亀戸給水所及び南千住給水所 施設被害等により、応急給水資器材の設置が必要な場合は、資器材設置を行う。

【白鬚東地区防災拠点（災害時給水ステーションのひとつ）での給水活動】

機関名	内 容
区	区職員（災対救護部職員）は、「白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定」に基づき給水活動を行う。

【医療施設等への応急給水】

機関名	内 容
都	病院及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、区からの緊急要請（都災害対策本部経由）があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

(2) 災害時給水ステーションを補完する区の応急給水の実施

区は、災害時給水ステーション（給水拠点）における給水活動を補完するため、受水槽、プール、防災貯水槽、災害用井戸等の施設等を活用し、以下のとおり応急給水を行う。

- ア 学校受水槽から採水し応急給水をする。
- イ 各給水拠点等から飲料水を給水車等で輸送し、避難所を中心に応急給水をする。
- ウ あらかじめ指定された消火栓等で応急給水用仮設給水器材にて応急給水する。

2 生活水の供給

区民や事業所の水の汲み置きや学校のプール、防災貯水槽及び防災井戸等で確保した水を使用し、トイレ、洗濯、風呂などの生活水に活用する。

(1) 雨水利用

雨水利用施設において貯留した雨水を、非常時の消火用水、トイレ洗浄水、風呂水及び洗濯用水などの生活水に活用する。

(2) 既存水利の活用

「災害時における公衆浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定」「災害時における貯水の利用等に関する協定」の締結先の既存水利の活用を図る。

その他、避難所施設内マンホールトイレの洗浄用に設置を進めている深井戸も活用する。

### 第3節 燃料の供給

[区]

区は、「災害時における燃料の優先供給に係る協定」等を締結した、東京都石油商業組合台東・墨田支部や区内事業者から燃料等の石油類を調達する。

### 第4節 義援物資の取扱い

[区]

1 義援物資の取扱い方針

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区は、上記報告や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

2 義援物資の受付・配分及び保管

- (1) 受領した義援物資については、寄託者に受領書を発行する。
- (2) 混載物資の内容物の分別は、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 受領した義援物資については、区庁舎・すみだリバーサイドホール等に保管し、区が策定する配分計画に従って配分する。ただし、災害の状況によっては、他の公共施設等に集積所を設け保管する。

なお、配分作業は、ボランティア等の協力を得て実施し、混載物資の内容物を分別する体制の構築に努める。

第5節 緊急輸送対策

第1項 輸送車両等の確保

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス第三営業部]

1 車両等の調達

区（総務隊庶務班）は、都、東京都トラック協会墨田支部、その他民間の協力のもとに緊急輸送に必要なとする車両を調達する。さらに不足する場合は、都財務局経理部輸送課（都本部長室）に応援又は配車のあっせんを要請する。

また、道路交通網の麻ひに備え、船着場を活用した舟による水上輸送を行うための舟艇を、運行业者を通して調達する。

- ※ VII-05：区車両保有状況（別冊資料 P321 参照）
- ※ VII-06：緊急災害時車両供給会社一覧表（別冊資料 P322 参照）

2 車両等の配車

- (1) 区（総務隊庶務班）は、調達した車両を緊急輸送に使用する配車計画を立てる。
- (2) 区各隊において車両等を必要とするときは、総務隊庶務班に請求する。

※ VII-07：車両（舟艇）調達請求書（別冊資料 P323 参照）

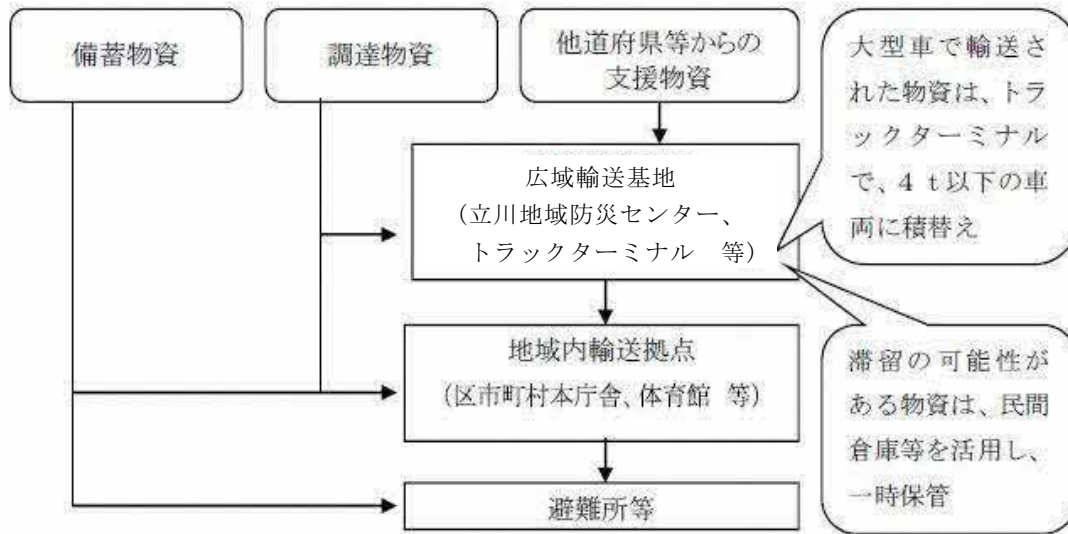
- (3) 総務隊庶務班は、供給先から調達し、請求隊に引き渡す。
- (4) さらに車両の必要が生じた場合に備え、東京都トラック協会墨田支部その他を通じて、当面待機させておく車両確保の依頼をする。
- (5) 区各隊から車両の請求があった場合は、上記の待機車両の中から各隊へ引き渡し、必要によりさらに補充をしておく。

3 緊急輸送の実施

- (1) 区（物資輸送隊）は、本部長室企画情報隊と協力して、避難所等への食品、医薬品及び生活必需品等の配分拠点となっている地域内輸送拠点を中心とした物資輸送計画を作成する。



【陸上搬送概念図】



- (2) 物資輸送計画に基づき、区（物資輸送隊）は、区（総務隊庶務班）による調達車両を主に、区所有車を併用した緊急輸送を実施する。
- (3) 車両等による輸送は、緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として行う。事前に緊急通行車両等として届け出を行い、車両に標章を掲出する。
- (4) 区が行う緊急輸送は、区災害対策本部を通じて、警察署や消防署が行う緊急輸送と連携を保って行う。

- ※ VII-08：災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章（別冊資料 P324 参照）
- ※ VII-04：物資輸送部受け持ち施設一覧表（別冊資料 P320 参照）＜再掲＞

4 防災関係機関の輸送計画

機関名	内容
警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警察署	1 避難者の輸送その他緊急に必要な場合は、区災害対策本部と連絡のうえ調達する。 2 調達は、原則として区又は都災害対策本部を通じて行う。 ※ VII-09：警察署保有車両数等一覧表（別冊資料 P325 参照）
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島 消防署	調達は、原則として消防署独自に行う。 ※ VII-10：消防署保有車両数等一覧表（別冊資料 P326 参照）

第2項 人員及び救助物資輸送

〔区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス第三営業部〕

1 人員輸送

被災者の移送方法については、都福祉局が区と協議の上決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するものとする。

## 2 物資輸送

- (1) 災害用資器材は、災対物資輸送部又は災対建設部（水防用資器材）が輸送する。
- (2) 食料、生活必需品等は、区の地域内輸送拠点まで都福祉局が輸送し、引継ぎを受けた後は、災対物資輸送部及び協定事業者において輸送する。
- (3) 医薬品、衛生材料、防疫資材等は、区が設置する災害薬事センターまで都福祉局が輸送し、引継ぎを受けた後は、災対物資輸送部及び協定事業者において輸送する。
- (4) 物資の輸送に当たっては、自転車、リヤカー等、自動車以外の輸送手段も含むあらゆる手段を活用し、実施する。また、道路交通網の麻痺に備え、隅田川に整備された吾妻橋船着場のほか、内河川の船着場を活用した舟による水上輸送を活用する。
- (5) その他、区及び都各部局は、相互に協力して輸送を円滑、迅速に実施するものとする。

## 復旧対策

### 第1節 多様なニーズへの対応

[区]

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく避難者を把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、女性用物資の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

### 第2節 炊き出し

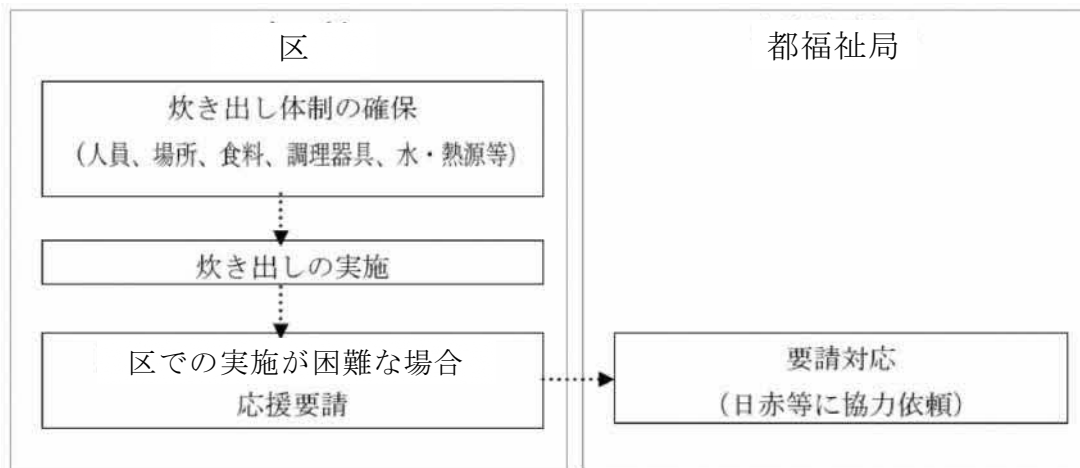
[区]

震災後およそ4日目以降には炊き出しにより給食する。区立小・中学校等の給食設備が被災して使用不能の場合は、区が煮炊きレンジ等を貸し出しする。

炊き出しは、日赤奉仕団、民間団体、町会・自治会の住民防災組織、ボランティア等によるものとし、区（収容隊）が支援する。なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。また、献立等については、要配慮者等への配慮を含め、管理栄養士・栄養士等の協力を求める。

炊き出しその他による食料等の供給が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

#### 【炊き出しの業務手順】



### 第3節 水の安全確保

[区]

- 1 区は「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の衛生の確保を行う。
- 2 ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認してから飲用に供するよう、適正に周知する。

### 第4節 生活用水の確保

[区]

- 1 避難所等における対応  
被災後も断水が継続する場合には、学校のプール、防災貯水槽、災害用井戸等で生活用水を確保する。
- 2 事業所・家庭等における対応  
上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害用井戸、河川水等によって水を確保する。

## 第12章 放射性物質対策

### この章のポイント

区内には原子力施設が存在しないが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220 km離れている墨田区においても様々な影響を受けた。

ここでは、放射性物質事故等に備えて、区における体制構築と区民の不安払拭と安全の確保を図るための対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 原子力施設で緊急事態が発生すれば、遠く離れた墨田区でも放射性物質等による影響が発生する事態が想定される。
- 放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。
- 区民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供など、区民への情報提供策を講じることが必要である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）区における体制

- 関係部署における連携した対応

#### （2）区民への情報提供

- 区内における大気中の放射線量の定点測定の実施
- 放射線測定器の貸出しを実施
- 各機関で測定している放射性物質測定結果を区公式ホームページなどで公表
- 放射線量の測定や放射線の健康相談の実施

### 3 対策の方向性

#### （1）区における体制の整備

- 放射性物質対策への関係機関等における役割分担を明確にした上で、必要な情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる体制を構築する。

#### （2）区民への情報提供策の構築

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

4 具体的な取組

第9章  
帰宅困難者対策

第10章  
避難者対策

第11章  
物流・備蓄・輸送対策の推進

第12章  
放射性物質対策

第13章  
住民の生活の早期再建

地震前の  
行動

(予防対策)

情報伝達体制  
の整備

○迅速かつ機能的に対応  
できる体制の構築

区民への  
情報提供

○国・都・区の役割分担  
の明確化、情報提供体制  
の整備  
○区民への原子力防災に  
関する知識の普及・啓発  
○区の教育機関における  
原子力防災に関する教育  
の充実

放射線等使用施設  
の安全化

○国による放射線等使用  
施設の安全体制の整備  
○立入検査等の実施によ  
る安全確保の強化  
○関係機関による情報の  
共有化

地震直後  
の行動

(応急対策)  
発災後  
72時間  
以内

情報連絡体制

○迅速かつ機能的な対応  
ができる体制の整備  
○関係機関と連携した、  
迅速かつ正確な情報連絡  
体制の確保

区民への  
情報提供等

○放射線量・放射性物質  
の測定・検査の実施、測  
定結果等の公表  
○モニタリング結果等の  
情報提供

放射線等使用施設、  
輸送車両等の応急措置

○避難指示の発令、避難  
誘導、避難所の開設、避  
難住民の保護  
○災害情報の収集・提  
供、関係機関との連絡  
○放射線源の露出・流出  
防止のための緊急措置  
○危険区域の設定等、人  
命安全に関する応急措置  
○火災の消火、延焼の防  
止、警戒区域の設定、救  
助、救急、都等に関する  
必要な措置の実施

地震後の  
行動

(復旧対策)  
発災後  
1週間  
目途

保健医療活動・  
風評被害への対応

○健康相談に関する窓口  
の設置  
○都立病院、保健所にお  
ける外部被ばく線量等の  
測定  
○風評被害の防止のため  
の正しい情報の把握・発  
信

放射性物質への  
対応

○除染等の必要性の検  
討・対応

5  
到達目標

■迅速かつ機能的に対応  
できる区の体制の構築

■情報提供体制の整備  
■原子力防災に関する教  
育の充実

■国による放射線等使用  
施設への立ち入り検査、  
震災時における監視の実  
施

## 予防対策

### 第1節 情報伝達体制の整備

[区]

区は、原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、関係機関と迅速かつ機能的に連絡対応できる情報伝達体制を構築する（詳細は、本章応急対策を参照）。

### 第2節 区民への情報提供等

[区]

国や都、区との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

### 第3節 放射線等使用施設の安全化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）<sup>(\*)</sup>の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制が取れるよう各種の安全予防対策を講じる。

放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都は、火災予防条例に基づく届け出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

<sup>(\*)</sup> 放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。

## 応急対策

### 第1節 情報連絡体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、放射性物質等による影響が生じた際に、都災害対策本部の下に設置される放射能対策チーム等と連携を図るとともに、迅速かつ正確な情報収集に努める。

消防署は、関係機関と連携して管内における被災状況等の調査を実施し、区災害対策本部に情報提供する。

### 第2節 区民への情報提供等

[区]

区は、放射線量や放射性物質の測定や検査の実施及びその内容や結果を公表する。

また、都が測定を実施するモニタリングポストによる空間放射線量等で得られた情報提供を行う。

### 第3節 放射線等使用施設の応急措置

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

関 名	対 応 措 置
区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する避難指示</li> <li>2 住民の避難誘導</li> <li>3 避難所の開設</li> <li>4 避難住民の保護</li> <li>5 災害情報の収集・提供</li> <li>6 関係機関との連絡</li> </ol>
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置を取るよう要請する。また、事故の状況に応じて次の各措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置</li> <li>(2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置</li> </ol> </li> <li>2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置の実施</li> </ol>



## 第4節 核燃料物質輸送車両等の応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

区は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

機 関 名	対 応 措 置
区	1 住民に対する避難指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を東京消防庁警防本部に報告し都総務局への通報を依頼する。 2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
事業所等 (輸送事業者、事業者、現場責任者)	1 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。 2 警察官、海上保安官または消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を取る。

## 復旧対策

### 第1節 保健医療活動

[区]

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

- 1 健康に関する相談窓口の設置
- 2 都立病院、保健所等において外部被ばく線量等の測定等を実施

### 第2節 放射性物質への対応

[区]

放射性物質による環境汚染に関する国及び都の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

### 第3節 風評被害への対応

[区]

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じるおそれがある。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する必要がある。

## 第13章 住民の生活の早期再建

### この章のポイント

災害後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

ここでは、被災住宅の応急修理や応急仮設住宅等の確保、罹災証明書の交付、災害用トイレの確保、し尿処理対策、ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保、応急教育活動の実施等、区民の生活再建についての対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、9,070棟の建物が全壊・消失するほか、上下水道の被害や、123,018人の避難者、大量の災害廃棄物の発生等が想定されている。
- こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、罹災証明書の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、下水道やトイレ機能の確保、災害廃棄物処理体制の構築、応急教育実現に向けた体制の整備、災害救助法等の実施体制の整備に取り組む必要がある。

### 2 現在の到達状況

#### (1) 生活再建対策の早急な実施

- 罹災証明の迅速な発行に向けたシステム導入の体制整備

#### (2) 災害用トイレの確保、し尿処理への備え

- マンホール対応型トイレなど災害用トイレの備蓄（計836組）（令和5年3月現在）

#### (3) ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保

- 災害廃棄物仮置場候補地として、第一仮置場に錦糸公園、第二仮置場に荒川四ツ木橋緑地・白鬚東地区・両国地区、第三仮置場に荒川四ツ木橋緑地を指定

#### (4) 応急教育活動の実施

- 災害時の応急教育計画の策定

#### (5) 災害救助法の適用等

- 災害救助法及び激甚災害法の適用基準、指定手続の周知

### 3 対策の方向性

#### (1) 生活再建対策の早急な実施

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理や応急仮設住宅等の確保を図る。
- 「罹災証明」の発行については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、都や東京消防庁と情報（固定資産（家屋台帳）関連情報、住家被害認定調査結果、住民基本台帳）を関係させるシステム等を導入し、手続の迅速化を図る。
- 義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

**（2）災害用トイレの確保、し尿処理への備え**

- 都下水道局により、避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化を進めている。さらに区では、避難所内へのマンホールトイレの設置や、災害用トイレの確保を図る。併せて、民間協定等によるし尿の収集・運搬に必要な人員、資器材の確保を図る。

**（3）ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保**

- 災害時のごみ及び災害廃棄物処理体制を確保して迅速な応急・復旧対策を実施し、区民の生活環境の保持を図る。

**（4）応急教育活動の実施**

- 幼児・児童・生徒等の生命及び安全並びに教育活動を実施する。

**（5）災害救助法の適用等**

- 震災が発生し、区の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手續及び指定を受けた場合の手續等について定め、指定の促進を図る。

4 具体的な取組

<p><b>地震前の行動</b> (予防対策)</p>	<p><b>生活再建のための事前準備</b> ○応急危険度判定に向けた都や関係団体等との連携 ○被災者生活再建支援システムの導入 ○義援金配分委員会の代表委員の選出、義援金の募集・配分の体制構築</p>	<p><b>トイレの確保及びし尿処理の事前対策</b> ○多様な災害用トイレの確保、生活用水の確保、し尿収集・搬入体制の整備、し尿収集が可能な場所の確保、災害用トイレに関する知識の普及啓発</p>	<p><b>ごみ・災害廃棄物処理の事前対策</b> ○耐震化の促進、ごみ処理体制の構築の推進等 ○災害廃棄物の発生量の推計・仮置場の設定、民間協定の締結、区災害廃棄物処理マニュアルの策定</p>	<p><b>応急教育のための事前準備</b> ○各学校における応急教育計画の体系化 ○幼児・児童・生徒等の避難訓練実施、平時からの応急教育態勢の整備</p>	<p><b>災害救助法等への対応体制の整備</b> ○災害救助法の適用基準や激甚災害指定手続等への理解の促進 ○迅速に対応できる体制の整備</p>
<p><b>地震直後の行動</b> (応急対策) 発災後72時間以内</p>	<p><b>生活再建のための応急対策</b> ○被災住宅・被災地地の応急危険度判定の実施 ○住宅の応急修理等のための家屋・住家被害状況調査の実施 ○罹災証明書発行準備、区民への広報等 ○義援金受付窓口の開設、義援金の受付</p>	<p><b>トイレの確保及びし尿処理</b> ○仮設トイレ等の設置状況の把握、収集体制の整備 ○民間協定等による収集車でのし尿収集・搬入の実施 ○学校のプール・災害用井戸等の生活用水による下水道機能の回復</p>	<p><b>ごみ・災害廃棄物処理</b> ○初動態勢・収集体制の確立、ごみ処理計画の策定等 ○被災状況の確認、災害廃棄物発生量の推計等、災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物受付開始、中間処理・再利用・最終処分</p>	<p><b>応急教育</b> ○幼児・児童・生徒等の安全確保 ○臨時的学校運営態勢の確保、緊急避難の指示等</p>	<p><b>災害救助法の適用等</b> ○都への被害状況等の報告、災害救助法の適用の要請 ○激甚災害の指定</p>
<p><b>地震後の行動</b> (復旧対策) 発災後1週間目途</p>	<p><b>生活再建のための復旧対策</b> ○被災住宅等の応急修理 ○公的住宅及び民間賃貸住宅の提供、入居者の選定等 ○生活相談等、義援金の保管、配分等 ○災害弔慰金等支給 ○生活福祉資金等による融資計画 ○被災者に対する職業のあっせんの実施 ○租税の徴収猶予及び減免等</p>		<p><b>災害廃棄物処理の実施</b> ○解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等の検討、関係機関等との調整</p>	<p><b>学校教育の復旧</b> ○学用品の調達・支給、給食の提供及び保健衛生指導の徹底 ○平常授業の早期開始</p>	<p><b>災害救助法の運用等</b> ○災害救助法の適用、災害救助基金等の運用、救助活動の実施 ○災害救助法の公布、災害報告・救助実施状況の報告の実施</p>
<p><b>5 到達目標</b></p>	<p>■応急危険度判定及び家屋・住家被害状況調査の実施体制の充実 ■罹災証明システム構築による発行手続の迅速化</p>	<p>■災害用トイレの確保及びし尿処理体制の構築 ■指定避難所内マンホールトイレ用人孔の増設</p>	<p>■ごみ、災害廃棄物の処理体制の構築</p>	<p>■円滑な応急教育の実施体制の強化</p>	<p>■災害救助法等の迅速な対応体制の確立</p>

## 予防対策

### 第1節 生活再建のための事前準備

#### 第1項 住宅・宅地の応急危険度判定

[区]

被災した住宅・宅地の被害状況を把握し、応急危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、生活再建に向かう住民の安全確保を図る。

区は、応急危険度を判定する判定員（建築士事務所協会や専門ボランティア等）の確保など、応急危険度の判定体制を整備するために、都や関係団体等との連携を図る。

#### 第2項 罹災証明の発行

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は「被災者生活支援再建システム」を導入し、迅速かつ適正な罹災証明を行うとともに、被災者の生活再建を支援する「被災者台帳」を整備する。そのため、東京消防庁と連携し、火災による被害状況調査体制を充実するとともに、事前協議や協定締結等を行い、罹災証明発行に係る情報の収集等、連携体制を確立する。

また、都が作成したガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連係に必要なシステム化を検証するとともに、調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。

#### 第3項 義援金の配分事務

[区]

都義援金配分委員会の23区代表委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ選任しておく。

義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図りつつ、義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いを確認しておく。

## 第2節 トイレの確保及びし尿処理

〔区、都下水道局東部第一下水道事務所〕

### 1 災害用トイレの確保

(1) 区は、都と連携して、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の確保に努めるとともに、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を踏まえ、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者への配慮等の多様な視点などを考慮する。

ア 仮設トイレ以外の携帯トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレなど多様な災害用トイレを確保する。

イ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の確保により、利用者の利便性にも配慮する。

ウ 要配慮者の利用を想定して、車椅子使用対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介護者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

(2) 事業所及び家庭、マンション管理者は、当面の目標として、最低3日分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。

(3) ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は災害用トイレの備蓄に努める。

※ V-18：災害用トイレ整備状況（別冊資料 P284 参照）

### 2 生活用水の確保

(1) 区は、各避難所において避難者数に応じた生活用水の確保に努める。

(2) 事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

### 3 し尿収集・搬入体制の整備

(1) 区は、災害時のし尿処理を円滑に行うため、し尿処理能力を有する機関と「災害時におけるし尿収集処理に関する協定」を締結している。

(2) 水再生センター及び主要な管渠の指定マンホールへの搬入体制を整備するとともに、円滑な運用に向けた、し尿搬入訓練を実施する。

(3) 区は、都下水道局東部第一下水道事務所と締結している覚書により、下水道用仮設マンホールトイレの設置体制を確立する。

### 4 普及啓発等

(1) 区は、仮設トイレ等の設置に当たって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) 各機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進する。

(3) 災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

### 第3節 ごみ処理

[区]

#### 1 現有処理体制

(1) 区のごみ収集運搬能力(1日あたり)は、下表のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

		新大型 特殊車	小 型 特殊車	小 型 プレス 車	小 型 ダンプ 車	新小型 ダンプ 車	軽小型 ダンプ 車	1日当 処理量
すみだ 清掃 事務所	台数	5	1	21	3	2	3	-
	延べ 台数	20	6	101	7	6	17	-
	処理 量 (t)	34.8	9.0	123.0	3.9	2.4	5.0	178.1

※ 延べ台数は、令和5年度作業計画に基づき、最大配車曜日の墨田清掃工場及び不燃ごみ処理センターへの搬入回数とする。

※ 処理量は、週平均1日当たりの可燃ごみ・不燃ごみの合計である。

(2) ごみ収集の人員編成は、下表のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

	直営		雇上（民間）	
	収集職員 (人)	運転職員 (人)	作業員（人）	運転手（人）
すみだ清掃事務所	11	1	47	34

※ 直営及び雇上の人数は、令和5年度作業計画に基づく最大配車曜日の稼働人員とする。

#### 2 ごみ処理体制の構築

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、ごみ処理機能の確保策に関する見直し等を行い、処理体制の構築を促進する。



## 第4節 災害廃棄物処理

[区]

区は、都の災害廃棄物処理計画や特別区の災害廃棄物処理対策ガイドラインを踏まえつつ、国が定める災害廃棄物対策指針などの各種の法令、計画等との整合を図りながら「墨田区災害廃棄物処理計画」を策定する。

災害が発生した場合には、この処理計画を基に、区域内の被災状況に応じた「災害廃棄物」の発生量を把握し、必要な仮置場や運搬車等の確保、最終処分場などを定めた「災害廃棄物処理計画」を策定して災害廃棄物処理を行う。

また、不足が想定されるマンパワーや資器材に対して民間協定を締結するとともに、墨田区災害廃棄物処理マニュアルを策定する。

## 第5節 応急教育のための事前準備

[区]

### 1 活動方針

災害発生の場合、区立小・中学校の児童・生徒の教育を中断することなく行い、教育目的を達成することを方針とする。

### 2 目標

区の地域における区立小・中学校の災害対策として、災害の予防、応急対策、復旧を通じて、教育効果の達成を図ることを目標とする。

### 3 事前準備

(1) 学校長は、学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を策定しておくものとする。

(2) 区立学校の教職員は、常に気象情况等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備え、次の事項を守らなければならない。

ア 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討すること。

イ 区教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網の確認を行うこと。

ウ 勤務時間外においては、学校長は、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 学校長は、学校の理科室及び理科準備室等における薬品類の保管・管理について、常に管理体制を確立し、災害発生の際、火災が発生しないよう配慮する。

## 第6節 災害救助法等

### 第1項 災害救助法の適用

[区]

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときは、知事へ直ちに報告しなければならない。そのため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を確立する。

#### 1 災害救助法の適用基準

##### (1) 災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都における具体的適用基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 本区の場合、住家の滅失した世帯数が100世帯以上であること。

イ 都の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上の場合であって、本区内において住家が滅失した世帯の数が75世帯以上であること。

イ 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔離した地域に発生したものである等災害に遭った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

##### (2) 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用することとなっている。

区は、都から災害が発生するおそれ段階での災害救助法適用について伝達を受ける。

#### 2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は1/2世帯とし、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は1/3世帯として換算して取り扱うものとする。

#### 3 住家の滅失等の認定

##### (1) 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

##### (2) 住家が半壊、半焼等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、そ

の住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

(3) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

(4) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(5) 上記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

#### 4 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実にその建物を居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

## 第2項 激甚災害法の適用

[区]

区長は、大規模災害が発生した場合は、都知事へ速やかにその被害の状況及び取られた措置等を報告しなければならない。そのため、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を確立する。

### 1 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。この指定基準については、別冊資料I-24による。

※ I-24：激甚災害指定基準（別冊資料P166参照）

### 2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。この指定基準については、別冊資料I-25による。

※ I-25：局地激甚災害指定基準（別冊資料P168参照）

## 応急対策

### 第1節 被災住宅の応急危険度判定

[区]

区は、地震後、応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置し、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況の調査を実施し、使用の適否について応急的に判定する。

#### 1 判定の実施

判定は、地震発生後10日以内に終了することを目標とし、東京都被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「判定業務マニュアル」という。）に基づいて実施する。

#### 2 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、判定業務マニュアルに基づく「危険」「要注意」「調査済み」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

#### 3 判定資器材の備蓄

判定資器材は、判定業務マニュアルに基づき、数量等を確保する。

### 第2節 被災宅地の応急危険度判定

[区]

区は、地震後、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、被災した宅地の危険度を判定する。

#### 1 判定の対象

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

#### 2 判定の実施

区は、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

### 3 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第3節 家屋・住家被害状況調査等

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、住宅の応急修理や住宅の供給、及び都市復興における計画作成等の基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を調査する。

### 1 調査の実施

区は、あらかじめ定めた調査方法や判定方法等※により、調査を行う。

※国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考にする。

### 2 結果の報告

上記に基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都災害対策本部に報告する。

### 3 都や消防署の活動

調査にあたり、都は人員派遣などの支援を行う。

火災による被害については、本所・向島消防署が被害状況調査を行う。

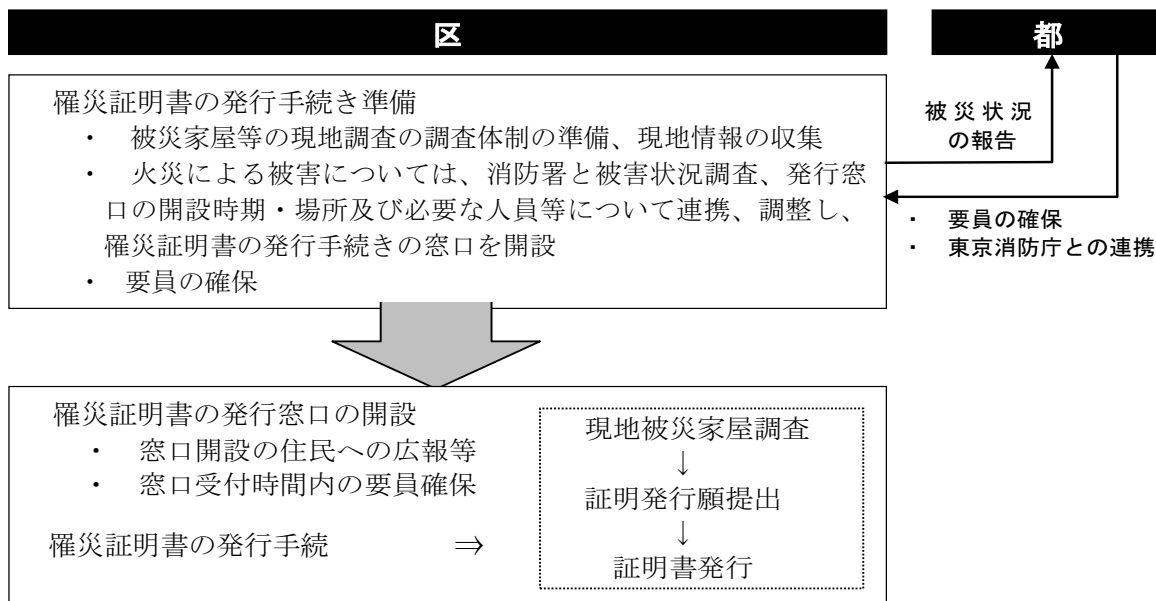
## 第4節 罹災証明書の発行準備

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかに罹災証明書を発行する準備を整える。

機関名	活動内容
区	1 発行 罹災証明は、原則として窓口課が発行することとするが、大規模災害発生時には、災対総務部あるいはその他各部の応援により実施する。 窓口課は、管内の罹災台帳を備付け、その台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料）等によって罹災者の申請により発行する。 2 証明 原則として建物（不動産）を対象に、法に基づく自然災害等※において、①全壊②大規模半壊③中規模半壊④半壊⑤準半壊⑥準半壊にいたらない（一部損壊）⑦床上浸水⑧床下浸水について証明する。 ※災害対策基本法第2条第1号に規定する災害：暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害 3 証明の手数料 手数料は、事件の特殊性により免除する。 4 区民への広報等 罹災証明の発行基準や発行時期、会場等を広報等により周知する。 ※ VI-18：罹災台帳（別冊資料 P311 参照） ※ VI-19：罹災証明申請書（別冊資料 P312 参照） ※ VI-20：罹災証明書（別冊資料 P313 参照）
都	被災区市町村が速やかに罹災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。
東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 火災による被害状況調査の実施に向けて、区と調整・連携を図る。 2 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために区と必要な情報共有を図る。

### 【罹災証明書の発行の流れ】



## 第5節 義援金の募集・受付

[区]

### 1 東京都義援金配分委員会の設置

都は、義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都災害対策本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。

### 2 区における義援金の受付・募集等

(1) 区は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振り込みによる義援金を受け付ける。

(2) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。なお、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

※ VI-21：受領書（別冊資料 P314 参照）

(3) 義援金受付状況を都委員会に報告し、都委員会に送金する。

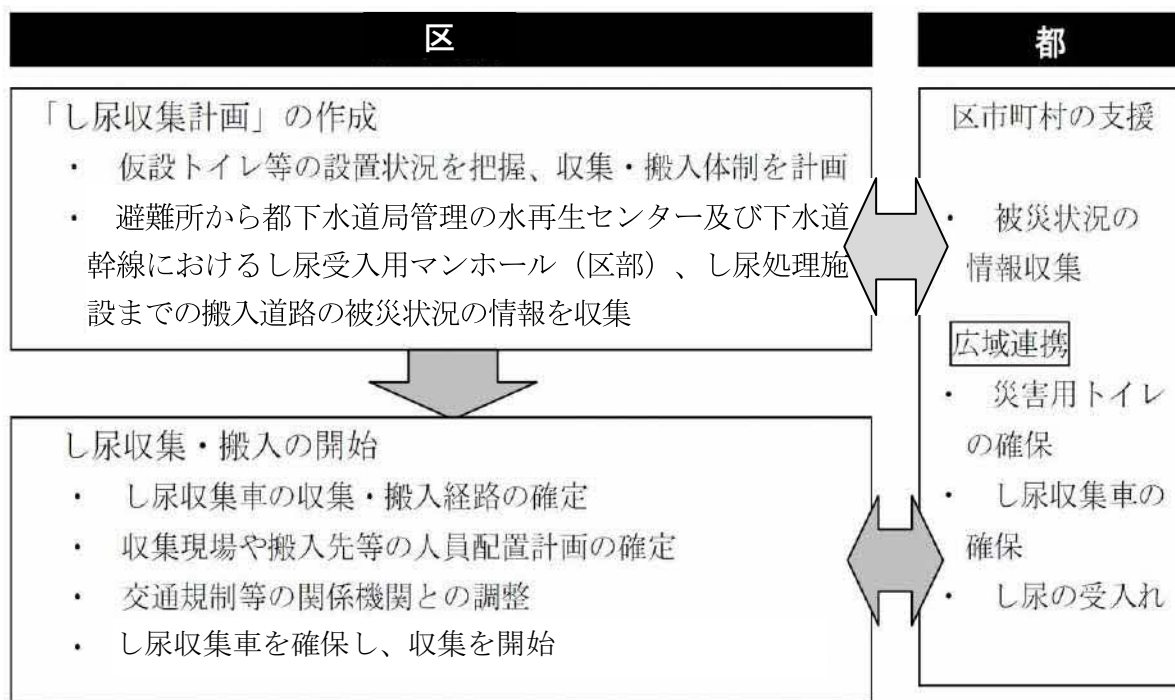
## 第6節 トイレの確保及びし尿処理

〔区、都下水道局東部第一下水道事務所〕

### 1 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

- (1) 区は、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。
- (2) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を民間協定等によるし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、し尿処理施設等に搬入する。
- (3) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
- (4) 都は、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

#### 【し尿処理の業務手順】



### 2 避難所等における対応

#### (1) 避難場所における対応

- ア 雨水貯留槽、災害用井戸等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。
- イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

#### (2) 避難場所において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した組み立てトイレ等により対応する。避難所における対応は以下のとおりである。

- ア 断水した場合には、学校のプール、災害用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の回復を図る。
- イ 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は努めて、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。



ウ 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

エ 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(3) 事業所・家庭等における対応

ア 上水機能に支障を来たしているが発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ 下水道機能に支障を来たしている場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

## 第7節 ごみ処理

[区]

災害により排出される大量のごみを迅速に処理し、衛生管理の確保を図る。

- 1 区は、災害発生後の道路事情等により通常の収集が困難な間に発生することが予想される生活系ごみについて、発災後、速やかに人員を確保し関係機関と連携した初動体制の確立により、迅速、効率的に処理する。
- 2 区資源環境部すみだ清掃事務所は、発災後、速やかに人員・機材を確保し、ごみ処理計画を策定し、収集体制を早期に確立する。
- 3 災害時のごみは、分別を徹底させ、区が指定する集積所に排出するよう指導する。
- 4 ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に、収集体制確立後2週間で行う。なお、収集を開始して3週間以降にごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行う。

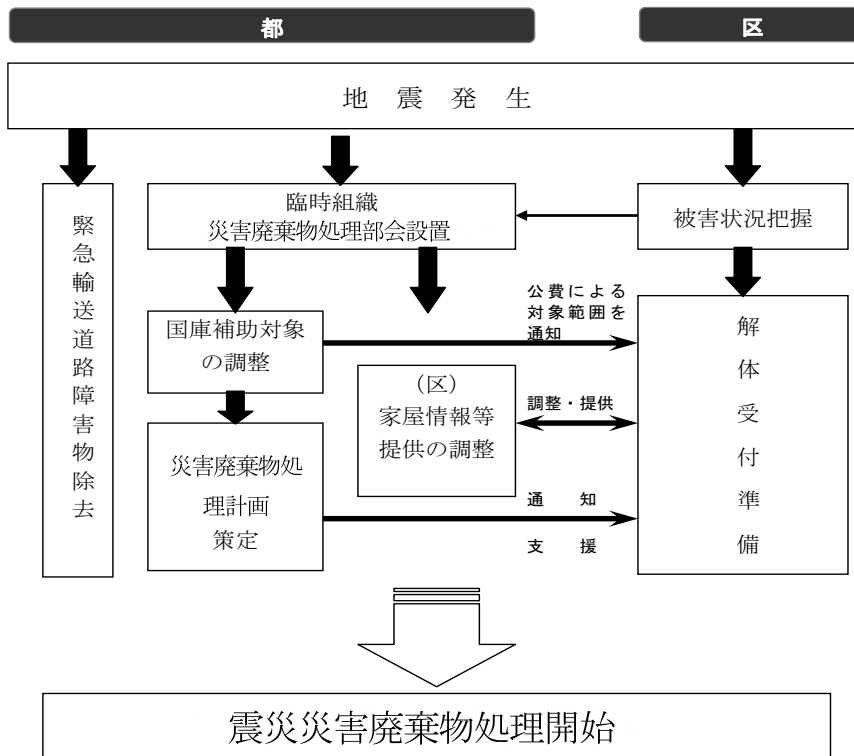
## 第8節 災害廃棄物処理

[区]

被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）の再利用、適正処理を図る。

区は、区域内の被災状況を確認し、「災害廃棄物」の発生量の推計等を行い、「墨田区災害廃棄物処理計画」に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定する。この計画に従い、区域内の関係機関と調整を図り、都と連携して、「災害廃棄物」の処理を行う。

【発災直後から2週間までの作業行程】



### 1 推定発生量

被害想定（総則第2章第2節「被害想定」）に基づく、区内の「災害廃棄物」推定発生量は、264万トンである。

### 2 処理計画

#### (1) 災害廃棄物処理対策臨時組織の設置

区は、「墨田区災害廃棄物処理計画」に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定し、地域の災害廃棄物処理を行う。

#### (2) 災害廃棄物発生量の推計等

区内の被害状況を確認し、「災害廃棄物」の発生量を推計するとともに、公費負担による「災害廃棄物」の処理の対象となる範囲を定め、公表する。

また、区内の廃棄物処理施設などの被害状況及び災害廃棄物発生量（推計）については、適宜、都へ報告する。

(3) 緊急道路啓開作業に伴う「災害廃棄物」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路啓開作業により収集した「災害廃棄物」を、災害廃棄物仮置場（第一仮置場）に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

(4) 「災害廃棄物」の撤去及び倒壊建物の解体

「災害廃棄物」の撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、対策班が住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともにその適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「災害廃棄物」の撤去と同様の事務を行う。

なお、私有財産である被災した建築物等の解体・撤去及び「災害廃棄物」の処理が円滑に行えるよう、緊急性がある場合の所有者等の承諾の必要性、公費による解体・処理の是非について検討する。

(5) 「災害廃棄物」の仮置場の設置

仮置場は、積替えによる「災害廃棄物」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。

具体的には、「災害廃棄物」処理の経過に応じて、次のア～ウのように区分する。また、各仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材、コンクリートがらをできるだけ減容化する。

なお、各仮置場での、有機性廃棄物の発酵や腐敗性廃棄物による火災、悪臭、害虫等の発生防止対策を検討する。

【災害廃棄物仮置場の区分と候補地】

区分	役割	候補地	所在地
ア 第一仮置場	緊急道路啓開により収集した「災害廃棄物」を、処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。 啓開終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した「災害廃棄物」の積替え用地として使用する。	錦糸公園	錦糸4-15-1
イ 第二仮置場	緊急道路啓開終了後、他の緊急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生した「災害廃棄物」の積替え用地として使用する。	荒川・四ツ木橋緑地 ※ 仮置きする場合、河川管理者と事前協議する。	八広6 東墨田2・3
		白鬚東地区	堤通2
		両国地区	横網
ウ 第三仮置場	第一、第二仮置場から搬入した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。	荒川・四ツ木橋緑地 ※ 仮置きする場合、河川管理者と事前協議する。	墨田4・5

	なお、第三仮置場周辺で発生した「災害廃棄物」は、輸送効率を勘案し、第一、第二仮置場を経由せず、直接搬入する。	
--	--	--

※ IX-15：高水敷ゾーニング〔墨田区〕（別冊資料 P392 参照）

(6) 「災害廃棄物」の中間処理・再利用・最終処分

第一、第二仮置場から分別して搬出された「災害廃棄物」は、破砕処理等の中間処理を行った後「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、品目ごとにできるだけ再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

なお、「災害廃棄物」の広域的な処理体制、最終処分場の確保等について、地方公共団体間や地方公共団体と民間事業者間の連携・調整の仕組み、国の関与の仕組みを整備する。

(7) 仮置場の管理

災害廃棄物を仮置場で集積する場合は、積み上げる高さを考慮し、ガス抜き管を設置するなどして火災を防止し、併せて飛散、流出の防止にも配慮する。

また、ハエ、悪臭発生対策など環境衛生への対応を関係機関と連携して行っていく。

(8) 処理に必要な協力体制について

「災害廃棄物」の処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

ア 倒壊建物の解体・「災害廃棄物」の撤去

- (ア) 倒壊建物の解体業務
- (イ) 発生した「災害廃棄物」の撤去業務

イ 災害廃棄物仮置場の設置

- (ア) 仮置場の維持管理業務
- (イ) 仮置場からの「災害廃棄物」の搬出

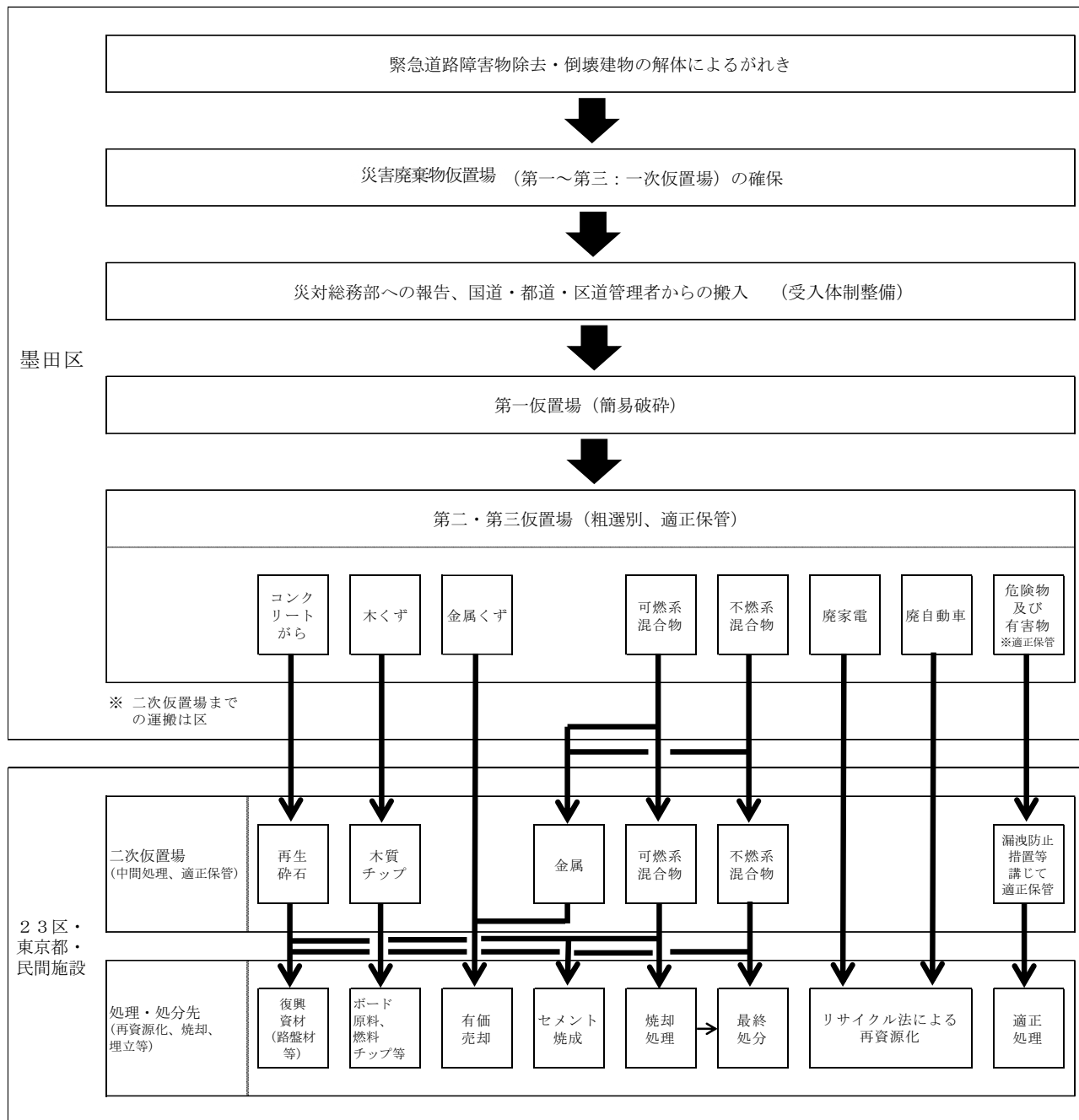
ウ 「災害廃棄物」の中間処理、再利用、最終処分

- (ア) 廃木材・コンクリートがら等破砕処理
- (イ) 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
- (ウ) 再利用施設への搬入
- (エ) 再利用施設での優先的な処理
- (オ) 最終処分場への「災害廃棄物」の搬入

(9) 区で処理できない災害廃棄物は、都に広域処理を要請する。

(10) 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携を図る。

【「災害廃棄物」処理の基本的な流れ】



第9章 帰宅困難者対策  
 第10章 避難者対策  
 第11章 進物流・備蓄・輸送対策の推進  
 第12章 放射性物質対策  
 第13章 住民の生活の早期再建

## 第9節 応急教育

[区]

### 1 災害時の体制

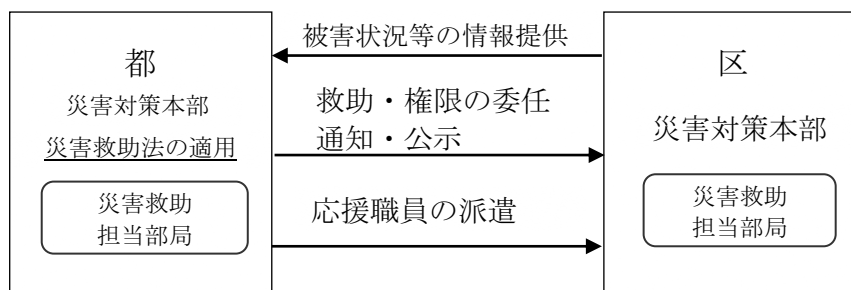
- (1) 学校行事、会議、出張等を中止すること。
- (2) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与え、また災害の規模、児童・生徒・職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、区教育委員会と連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。
- (3) 学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整するとともに、決定次第、速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (4) 区長は、学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

※ IV-18：墨田区立小・中学校・幼稚園継送電話順路（別冊資料 P241 参照）

## 第10節 災害救助法の適用

[区]

- 1 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。ただし、災害の事態が急迫して都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともにその状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理については都知事の指揮を受けるものとする。
- 2 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を実施し、都知事を補助する。
- 3 区長は、災害救助法の適用を要請する場合には、都総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項についても、無線又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。
  - (1) 災害発生の日時及び場所
  - (2) 災害の原因及び被害の状況
  - (3) 適用を要請する理由
  - (4) 適用を必要とする期間
  - (5) 既に行った救急措置及び取ろうとする救急措置
  - (6) その他必要な事項



## 第11節 激甚災害の指定

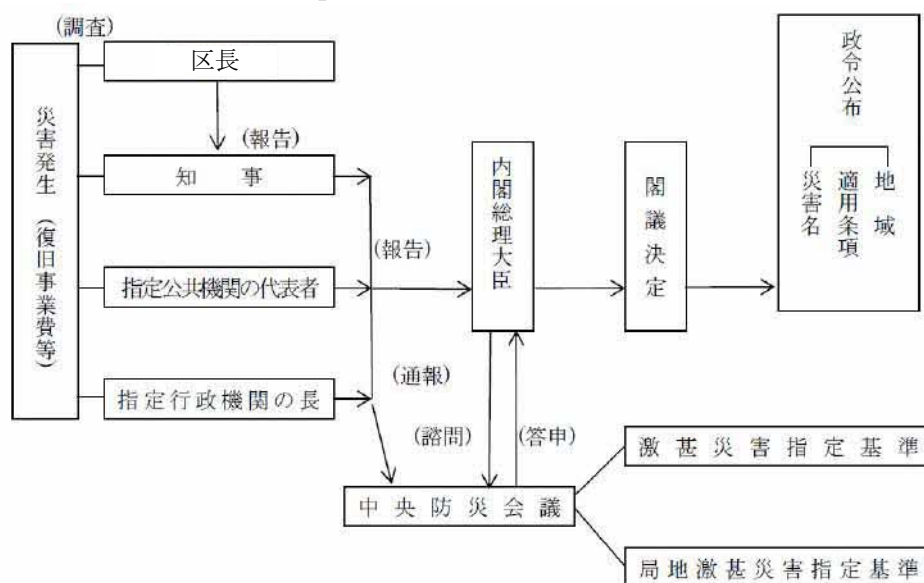
### 第1項 激甚災害指定手続

[区]

大規模な災害が発生した場合、区長は速やかに災害状況及び措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、この報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣に、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害とすべきかどうかを答申する。

#### 【激甚災害指定の手続きの流れ】



### 第2項 激甚災害に関する調査報告

[区]

- 1 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告する。
- 2 被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。
  - (1) 災害の原因
  - (2) 災害が発生した日時
  - (3) 災害が発生した場所又は地域
  - (4) 被害の程度
  - (5) 災害に対し取られた措置
  - (6) その他、必要な事項

### 第3項 特別財政援助等の申請手続等

[区]

区長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、都知事に提出する。

## 復旧対策

### 第1節 被災住宅の応急修理

[区]

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

#### 1 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行う。なお、災害救助法適用後、その事務が委任された場合には、区が実施する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他区長が特に必要と認めた場合には区において実施する。

#### 2 修理の対象者

- (1) 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

#### 3 修理住宅の選定

- (1) 都が修理を行う場合には、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任を受けた区が行う。
- (2) 区が実施する場合には、災対建築部建築隊をもって調査班を編成し、被害程度を調査の上、修理住宅の選定を行うものとする。

#### 4 修理の基準及び戸数

- (1) 修理は、日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとし、災害救助法が適用された場合は、災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理の基準で行う。修理費は、国の定める基準によるものとする。
- (2) 災害救助法の適用後において、区長が必要があると認めた場合には、直ちに都知事に実施を要請し、修理対象戸数は都知事が決定する。

#### 5 修理の方法

- (1) 災害救助法が適用された場合の応急修理は、都が、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣支援協会のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストから業者を指定し、生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合、その他区長が特に必要と認めた場合に区が実施するときは、修理住宅の選定を踏まえ災対建築部建築隊において現物又はこれに代わる方法により行うものとする。



- (3) 期間は、原則として災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）。

## 第2節 応急仮設住宅の供給

[区]

住家の滅失等により、居住する住家を確保することができない者を収容するため、応急仮設住宅を設置する。被災状況に応じて公的住宅の空き家提供、民間賃貸住宅の借上げにより、被災者に応急仮設住宅を供給する。また、必要に応じ、仮設住宅を建設する。

避難所生活を早期に解消し、区民の生活の再建を速やかに果たすため、仮設住宅の設営に際しては、早急に必要戸数の把握に努めるほか、地域の間人関係の維持やコミュニティの形成にも配慮しつつ、ひとり暮らし高齢者や障害者等の孤立化を防止するなど、被災世帯の状況に応じた対応を図ることとする。

### 1 応急仮設住宅の設置主体

- (1) 応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が設置し、区はこれに協力する。
- (2) 災害救助法が適用されないときには、区が設置する。ただし、この場合においても都に設置を要請することもある。

### 2 応急仮設住宅の種類

- (1) 公的住宅の活用による一時提供型住宅  
都に協力し、区営住宅等公的住宅の空き家を確保の上、応急仮設住宅として被災者に提供する。
- (2) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅  
都が応急仮設住宅として借り上げた民間賃貸住宅の被災者への提供について、都と協力の上、進める。
- (3) 建設型応急住宅  
都が応急住宅として建設した仮設住宅の被災者への提供について、都と協力の上、進める。

### 3 応急仮設住宅の建設

- (1) 建設予定地の選定  
応急仮設住宅の建設予定地は、区内の公園、野球場及びグラウンド等から、あらかじめ次の点を考慮した上で選定し、毎年、最新の状況を都に報告する。
  - ア 接道及び用地の整備状況
  - イ ライフラインの状況
  - ウ 避難場所などの利用の有無※ V-23：応急仮設住宅設営候補地（別冊資料 P292 参照）
- (2) 建設の方法、構造及び規模
  - ア 建設地
    - (ア) 建設地は、建設予定地の中から都が選定する。

(イ) 建設地の選定に当たっては、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、都が必要に応じて区市町村相互間で融通をする。

イ 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じて、高齢者や障害者世帯に適した設備・構造を選択するなど、生活実態等を踏まえた住宅の仕様とする。

ウ 規模及び費用

規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。1戸当たりの設営費用は、国の定めによる。

エ 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

オ 建設工事

建設工事及び工事監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区に委任される場合がある。

4 入居者の選定

(1) 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込は、1世帯1か所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己の資力では住家を確保できない者

(2) 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区に住宅が割り当てられる。割当てに際しては、原則として区の行政区域内の住宅が割り当てられるが、必要戸数の確保が困難な場合には、他区市町村相互間で融通し合うものとする。

住宅の割当てを受けた場合は、区が被災者に対して募集を行う。

イ 入居者の選定は、都が策定する選定基準に基づき区が行う。

5 応急仮設住宅の管理

(1) 応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行う。

(2) 区は入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

(3) 入居期間は内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定めた期間とする。

### 第3節 区営住宅の応急修理

[区]

区は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な区営住宅等について、関係団体と協力して応急修理に当たる。

### 第4節 建築資材等の調達

[区]

応急仮設住宅資材等の調達（災害救助法が適用されない場合）については、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があつせんする建設業者を通じて行う。

必要に応じて、都及び国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

### 第5節 被災者の生活相談等の支援

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、都と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

また、被災者のための臨時被災者相談所を設置し、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

## 第6節 義援金の保管及び配分

[区]

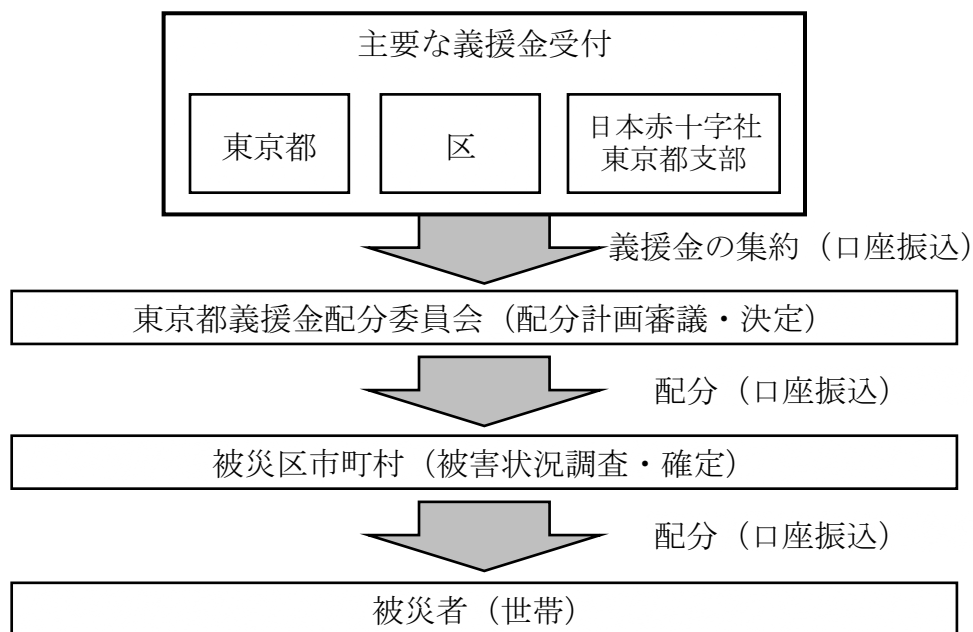
都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都義援金配分委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災区市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災区市町村に送金する。

区は次のように対応する。

- 1 寄託者から受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- 2 区は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

【義援金受付・配分の流れ】



## 第7節 被災者の生活再建資金援助等

### 第1項 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け

[区]

暴風、豪雨、洪水、地震などの災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。また被災した世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の生活の安定に資するものとする。

#### 1 災害弔慰金の支給

##### (1) 支給対象者

ア 死亡した区民の遺族

イ 支給する遺族の範囲と順位

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（ただし、①～⑤のいずれも存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）

##### (2) 支給金額

ア 当該死亡者が、弔慰金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合 500万円

イ その他の場合 250万円

##### (3) 支給方法

区長が調査のうえ支給する。ただし、区の区域外で死亡した区民の遺族は、死亡地の官公署で発行する被災証明書を提出するものとする。また、区民でない遺族は、遺族であることを証明する書類を提出するものとする。

##### (4) 申込場所

区福祉保健部厚生課

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊資料 P29 参照）

#### 2 災害障害見舞金の支給

##### (1) 支給対象者

災害（暴風、豪雨、洪水、地震など）により負傷又は発病し、その結果、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を負った区民

##### (2) 支給金額

ア 当該障害者が、その属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円

イ その他の場合 125万円

##### (3) 支給方法

区長が調査のうえ支給する。区長は障害者に対し、障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

ただし、区の区域外で負傷又は発病した障害者は、被災地の官公署で発行する被災証明書を提出するものとする。

(4) 申込場所

区福祉保健部厚生課

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊資料 P29 参照）〈再掲〉

3 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象者

災害（暴風、豪雨、洪水、地震など）により被害を受けた世帯の区民である世帯主

(2) 貸付金額

一世帯当たり 150～350 万円以内とし、世帯主の負傷、家財、住居等被害の程度により異なる。

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10 年（据置期間は 3 年、特別の場合は 5 年）

イ 利子 保証人を立てる場合：無利子

保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）

ウ 償還方法 年賦償還又は半年賦償還

エ 保証人 連帯保証人を 1 名置くことが可能

オ 東日本大震災についての特例措置

「貸付期間 13 年（据置期間は 6 年、特別の場合は 8 年）」、「利子保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年 1.5%（据置期間中は無利子）」

(4) 申込場所

区福祉保健部厚生課厚生係

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊資料 P29 参照）〈再掲〉

## 第 2 項 被災者生活再建支援金の支給

[区]

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援して、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 支給対象

当該自然災害において、次のいずれかに該当する世帯

(1) 居住する住宅が全壊した世帯

(2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するための必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)の世帯を除く。）
- (5) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。）

## 2 支給額

支給額は、原則、以下の(1)と(2)との支援金の合計額となる。

※世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額

※中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・全壊、解体、長期避難、大規模半壊の場合

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

・中規模半壊の場合

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	100万円	50万円	25万円

## 3 申込先

区福祉保健部厚生課を通して、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に申し込む。

※ I-20：被災者生活再建支援法（別冊資料P146参照）

※ I-21：被災者生活再建支援法施行令（別冊資料P151参照）

## 第8節 融資計画

災害により被害を受け、生業の根底を失った区民や中小企業に対して、必要な資金の貸付け等、各種の融資を行い、災害からの傷手を軽減し、生活及び事業の安定を図るものとする。

### 第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け

[区]

#### 1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

##### （1）貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金の貸付けを受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として対象外）

##### （2）貸付金額

1世帯 150万円以内（他に住宅の改築、補修等に必要な経費として被害の程度に応じて重複貸付が可（合せて、350万円まで））

##### （3）貸付条件

ア 据置期間 6か月以内

イ 償還期間 据置期間経過後7年以内

ウ 連帯保証人 原則として必要（立てられなくても貸付可）

（ア）原則として65歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者

（イ）生活福祉資金の借受人又は連帯保証人になっていない者等

エ 利子 保証人有：無利子、保証人無：年1.5%（ただし、据置期間中は無利子）

##### （4）償還方法

月賦

##### （5）申込方法

官公署の発行する罹災証明書を添付し、墨田区社会福祉協議会（すみだボランティアセンター内）に申し込む。

※ この貸付金は「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働省事務次官通知）による。

#### 2 応急小口資金（墨田区社会福祉協議会）

##### （1）貸付対象

災害、疾病など突発的な事態で一時的に困窮する区民のうち、次の要件を備える者

ア 区内に3か月以上居住（住民登録）していること。

イ 世帯主またはこれに準ずる者であること。

ウ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

エ 現に応急小口資金を借りていないこと。

オ 現に応急小口資金の連帯保証人になっていないこと。



(2) 貸付金額

1 世帯 20 万円以内（連帯保証人がいない場合は 5 万円以内）

(3) 貸付条件

- ア 償還期間 貸付の日の翌月から金額により 10～30 か月以内
- イ 償還方法 均等月賦
- ウ 利子 無利子
- エ 保証人 連帯保証人 1 人（ただし、5 万円以内の貸付の場合は不要）

(4) 申込方法

社会福祉法人墨田区社会福祉協議会応急小口資金貸付規定施行要領による貸付申込書により、墨田区社会福祉協議会に申し込む。

## 第2項 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付け並びに墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け [区]

### 1 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金による住宅資金の貸付け（都・区）

(1) 貸付対象

都内に 6 か月以上居住し、かつ区に現住する配偶者のいない女子等（死別、生別、遺棄等）で、災害による住宅の補修等に必要な資金の融資を他から受けることができない者に対し、住宅資金を貸し付ける。

(2) 貸付要件

（母子及び父子福祉資金）

- ア 配偶者のいない女子もしくは男子であって、現在満 20 歳未満の児童を扶養していること。
- イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

（女性福祉資金）

- ア 配偶者のいない女子であって、親・子・兄弟姉妹などを扶養していること。扶養していない場合は、年齢が 20 歳以上で年間所得が 358 万円以下であること。
- イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

(3) 貸付機関

都（母子及び父子福祉資金）、区（女性福祉資金）

(4) 貸付限度額

200 万円

(5) 貸付条件

- ア 据置期間 原則として 6 か月（特例あり）
- イ 償還期間 据置期間経過後 7 年以内
- ウ 保証人 原則として、連帯保証人 1 人（母子及び父子福祉資金）、保証人 1 人（女性福祉資金）
- エ 利子 無利子  
（保証人がいない場合は、年 1 %）

(6) 償還方法

償還期間内に月賦、半年賦又は年賦

(7) 申込方法

所定の申請書に官公署の発行する罹災証明書等を添付し、区福祉保健部生活福祉課に申し込む。

2 墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け（区）

(1) 貸付対象

満20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子及び男子で、次の要件を備えている者

ア 災害、疾病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であること。

イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

ウ 貸付けの日の3か月前から引き続き区内に住所を有すること。

(2) 貸付金額

5万円以内

(3) 貸付条件

ア 償還期間 貸付けの日の属する月の翌月から10か月以内

イ 償還方法 均等月賦。ただし、偽りの申込み、貸付目的外使用等の場合は全部又は一部の一時償還

ウ 利子 無利子

(4) 申込方法

墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付条例施行規則による貸付申込書により、区福祉保健部生活福祉課に申し込む。

### 第3項 中小企業への融資

[区]

1 災害復旧資金融資（都）

(1) 融資対象

東京都中小企業制度融資要項に定める中小企業者又は組合で、同要項の基本要件を満たし、かつ、知事が指定した災害※による被害を受けている者

※令和5年4月1日現在 東日本大震災、令和元年台風15号に伴う被害、令和元年台風19号又は台風21号に伴う被害

2 経営安定融資（経営一般）（都）

(1) 融資対象

東京都中小企業制度融資要項に定める中小企業者又は組合で、同要項の基本要件を満たしかつ災害により事業活動に影響を受けている者。

なお、当該災害について、官公庁の発行する罹災証明を受けていることが必要となる。

### 3 経営安定資金（区）

#### （1）融資対象

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（セーフティネット保証制度）第1～6号のうち、いずれかの認定を受けている者で、次の要件に該当すること。

- ア 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- イ 区内に主たる事業所を有すること（法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること）。
- ウ 区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- エ 特別区民税（法人は法人都民税）を滞納していないこと。また、区内に住所を有さない者は、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- オ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- カ 墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）に規定する暴力団関係者ではないこと。

#### （2）融資限度額

1,000万円

#### （3）融資条件（令和5年4月1日現在）

- ア 資金用途 運転資金
- イ 融資期間 6年以内（据置期間12か月以内を含む。）
- ウ 融資利率 2.0%（年利）
- エ 利子補給 1.8%
- オ 信用保証 東京信用保証協会、連帯保証人、担保のいずれか
- カ 信用保証料 東京信用保証協会の定めるところによる  
区が信用保証料を全額補助

#### （4）返済方法

元金均等割賦償還とする。

#### （5）申込方法

墨田区商工業融資要綱による墨田区商工業融資申込書により、区産業観光部経営支援課に申し込む。

## 第9節 職業のあっせん

[区]

国と都、区が連携し、被災者に対する職業のあっせんと迅速に実施する。

区は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。そして、即効性のある臨時的な雇用創出策と産業再生・振興が一体となった中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせた雇用政策を実施する。

雇用創出のための基金等を活用した発災直後からの臨時的な雇用創出や就職に必要な知識・技能を身につけるための職業訓練を行う。また、同基金を活用した様々な事業の効果を検証し、長期にわたって実施されるべきものは、予算措置の終了後も自立して実施されるような方策も検討する。

## 第10節 租税等の徴収猶予及び減免等

災害により被災した区民が、その痛手から速やかに再起するよう被災者に対する租税等の徴収猶予及び減免等について定めるところにより被災者の生活の確保を図るものとする。

### 第1項 租税の徴収猶予及び減免に関する計画

[区]

#### 1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り災害が収まった後、一定期間内に限り当該期限を延長する。

#### 2 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、また納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する等の条例措置を講じる。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに一定期間延長することができる。

#### 3 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。

#### 4 減免等

罹災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免及び納入義務の免除等を行う。

##### (1) 区民税

その都度、条例により定める。

##### (2) その他の税措置

都においては、下記のような措置を講じることにしている。

##### ア 個人都民税

個人の都民税については、特別区民税と同じ扱いで減免する。

##### イ 事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免する。

##### ウ 不動産取得税

納期限までに災害により家屋が滅失・損壊した場合、又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を災害後3年以内に取得した場合に減免する。

##### エ 軽油引取税

災害により軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取

税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

災害により納税者である販売業者が、納付できないと認められるときは、被害の状況に応じ減免する。

オ 固定資産税・都市計画税

災害により滅失又は甚大な被害を受けた家屋及び償却資産について減免する。

## 第2項 料金免除等の取扱い

[日本郵便本所・向島郵便局]

災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯一世帯当たり、葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。

※ VI-22：郵便葉書等交付依頼簿（兼受領書）（別冊資料 P315 参照）

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方自治体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

4 利用の制限又は業務の停止

緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

## 第11節 災害廃棄物処理の実施

[区]

災害廃棄物処理は、区内の被災状況を踏まえて、災害廃棄物処理対策班において対策を検討し、速やかに処理を実施する。

区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、東京都や関係機関等と調整を行い、決定する。

なお、災害廃棄物処理の実施に当たっては、応急対策第8節に基づくものとする。

## 第12節 学校教育の復旧

[区]

### 1 災害復旧時の体制

- (1) 学校長は、職員の会議において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を立てる。  
また、災害の規模並びに児童・生徒及び教職員の被害状況並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、災対教育部庶務隊（区教育委員会事務局庶務課）あてに報告する。
  - ア 児童・生徒の被害状況
  - イ 教職員の被害状況
  - ウ 教材器材の被害状況
  - エ 保健指導
  - オ 生活指導
  - カ 児童・生徒の訪問指導
  - キ 疎開児童、生徒の訪問指導
- (2) 被害地区については、被災学校ごとに災対教育部庶務隊（区教育委員会事務局庶務課）において小学校及び中学校に分け、分担を定めて情報及び指令の伝達について万全を期する。
- (3) 学校長は、災害の推移を把握し、区教育委員会と緊密に連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については速やかに保護者に連絡する。

### 2 学用品の調達及び支給計画

- (1) 支給対象  
災害により学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書、文房具及び通学用品を支給するものとする。  
災害救助法適用に至らない災害の場合においては区が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、区はこれに協力するものとする。
- (2) 期間  
災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、その他については15日以内と定められている。  
ただし、交通通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。
- (3) 給与の方法  
災害救助法により行うときは、原則として、学用品は都知事が一括購入したうえで区長が配分する。ただし、区長は、給与を迅速に行うため、職権の委任を受け、学校長及び区教育委員会の協力のもとに購入から配分までの業務を行うものとする。
- (4) 費用の限度  
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

### 3 給食及び保健衛生指導

#### (1) 給食の提供

学校給食の早期再開を目指し、学校長、栄養士、調理委託業者と協力・連携して、給食設備の被害状況を調査し、早期の現状回復に努める。

給食提供に必要な食材を確保するため、調達可能な商店・事業者を調査し、情報を提供する。

また、給食室の清潔な衛生環境を確保するため、消毒や除菌等を徹底する。

なお、ライフラインの被災状況によっては、電気・ガス・水道水の供給が停止している場合もあるため、給食調理に必要な飲料水や燃料等については、災対救護部や災対要配慮者救護部等と連携して確保に努めるものとする。

#### (2) 保健衛生指導の徹底

被災後における学校施設の安全確認を行い、学校長、養護教諭、災対保健衛生部等と連携して良好な衛生環境を整える。

特に、児童・生徒・園児等のメンタルヘルスカアを行い、地震等の災害に対する恐怖や不安感を取り除くことが大切である。情報交換等を綿密に行い、早期に子どもの心のケアを行い、平常心を取り戻せるように努める。

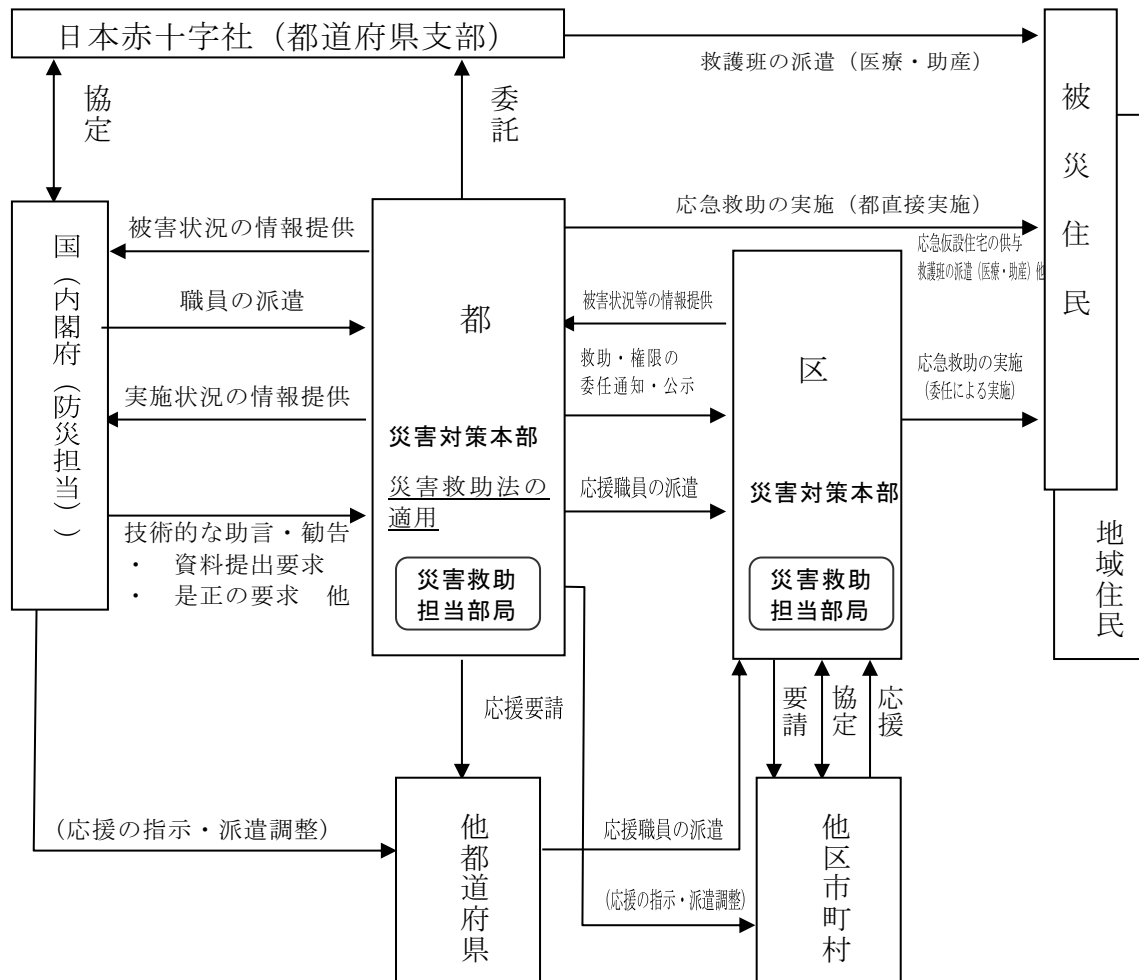
また、学校や関係機関等とも連携し、インフルエンザ等の感染症予防のために必要な事前対策を講じるとともに、感染症発生後における拡大防止に努めるものとする。

### 第13節 災害救助法の運用等

[区]

都は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

【災害救助法の運用等の業務手順】



#### 第1項 災害救助法の公布

[区]

都が災害救助法を適用し、次により公布したときは、区長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を実施し、都知事を補助する。

公告

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に  
 災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。  
 令和○年○月○日

東京都知事 ○○○○



## 第2項 救助の種類

[区]

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の提供
- 2 炊き出し、その他の食料品及び飲料水の支給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の支給又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を来たしているものの除去
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の支給又は貸与
- 9 学用品の支給
- 10 埋葬
- 11 死体の捜索及び処理

## 第3項 救助法に基づく報告等

[区]

### 1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の際の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集・把握して、速やかに都知事に報告する。

### 2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を当初から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。

